

こうち男女共同参画プラン【PDCAシート】

参考資料

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）							R5			
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
1	(1)	①	1	男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施(5年ごと)	男女共同参画の視点から見た県民の意識や課題を把握し、それらの経年変化や全国調査との比較等を行い、今後の施策に活かす。	平成16年度、21年度、26年度、令和元年度に実施。令和元年度調査結果は、ホームページ、印刷物などで公表。	—	—	—	—	—	—	—	男女共同参画プランに基づく具体的な取組実施の際の参考資料として活用する。	男女共同参画プランに基づく具体的な取り組み実施の際の参考資料として活用した。(次期調査は令和6年度に実施)	・調査結果を県民にお知らせするなど、啓発のために活用した。 ・女性活躍推進計画アクションプランを策定するための基礎資料として活用した。	令和6年度実施予定。
1	(1)	①	2	男女共同参画に関する統計データの収集・提供	男女共同参画に関する各種統計データの収集及び提供を行い、様々な情報が把握できる環境を整備する。	男女共同参画に関する統計データの収集・分析・提供。	—	—	—	—	—	—	—	・よりわかりやすくきめ細かな情報発信 ・web調査の実施など、即応性の高い情報の収集・発信	○全国の男女共同参画/女性センターや男女共同参画に関する様々な情報、県内グループの各種統計データを収集。整理し、図書・情報資料室やホームページで情報提供した。 ・HP「データで見るこうちの男女共同参画」ページのアクセス数:494	・県及び市町村の現状把握、事業実施の参考資料とした。	・男女共同参画に関する各種統計データの収集及び提供を行う。 ・データの効果的な活用を図る。 ・社会情勢を見据えたweb調査の実施など、即応性の高い情報を収集して発信する。
1	(1)	①	3	人権(女性)に関する実態調査と公表	女性の人権に係る現状と課題、それらへの取組を県民に向けて周知する。	・毎年度、人権に関する実態の公表を実施(ホームページ) ・5年ごとに人権に関する県民意識調査を実施・公表(令和4年度実施・公表済)	—	—	—	—	—	—	—	1. 人権に関する実態の公表 引き続き具体的なかつ正確な人権の実態を公表する。 2. 県民意識調査 調査の結果を踏まえて、女性の人権尊重を含めた人権施策基本方針を改定する。	1. 人権に関する実態の公表 高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項に基づき、県内における人権に関する実態を令和5年11月に公表した。	1. 人権に関する実態の公表 基本方針に定める身近な11の人権課題にかかる現状や課題、取組を具体的に整理し公表することにより、県民や関係機関の人権意識の高揚につながっている。	1. 人権に関する実態の公表 引き続き適正な調査を行い、人権の実態の公表を行う。
1	(1)	①	3	人権(女性)に関する実態調査と公表	人権(女性)に関する意識調査及び提供を行い、情報が把握できる環境の整備	男女共同参画に関する意識調査を実施	—	—	—	—	—	—	—	・女性を取り巻く課題に関する実態調査(web調査)の実施等、即応性の高い情報の収集・発信	女性を取り巻く課題に関する実態調査(web調査)を実施し、情報紙やホームページ等で発信した。 「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に関する意識調査」 回答者数1,000名	・県及び市町村の現状把握、事業実施の参考資料とした。	・web調査の実施等、即応性の高い情報の収集・発信
1	(1)	①	4	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報を効果的に行い、人権意識の普及、高揚を図る。	・【人権啓発シリーズ新聞掲載事業】高知新聞に「高知県人権施策基本方針」に掲げる各人権課題の啓発コラムを掲載し、県民の人権意識の普及・高揚を図る。 ・【人権啓発センター情報発信事業】季刊誌やHP、SNS等を活用し、施設の利用案内や啓発事業の情報発信を行う。	—	—	—	—	—	—	—	1 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 高知新聞にコラムを掲載する。 2 人権啓発センター情報発信事業 季刊誌「こころんだより」やHP、SNSなど様々な媒体を活用した啓発活動に取り組む。	1 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 「女性の人権」をテーマとしたコラムの実績なし(高知新聞に人権問題に対する理解と認識を深めるためのコラムを掲載する) 2 人権啓発センター情報発信事業 ・季刊誌「こころんだより」発行(年4回、各8,000部を約3,000カ所に配付) ・研修資料「令和3・4年度 人権コラム集～心呼吸～」の作成(4,000部)	・発行部数15万部の高知新聞で、専門家による信頼できる情報をコラム形式で届けることは効果的であると考えられる。 ・執筆者を招いての講演の告知を同時掲載したところ、講演の申し込みが増えた。 ・新聞への掲載により、幅広く多角的に情報発信を行うことができている。	1 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 (高知新聞に人権問題に対する理解と認識を深めるためのコラムを掲載する) 2 人権啓発センター情報発信事業 ・季刊誌「こころんだより」発行、新聞広告等様々な媒体を利用し、県民の人権意識の普及、高揚を図る。
1	(1)	①	4	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	広報誌(ソーレ・スコープ)、メルマガ発行や、各種講演会・研修会の開催等により、県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報を行う。	広報誌(ソーレ・スコープ)、ホームページやメルマガ、SNSの活用による啓発・広報、各種講演会・研修会の開催	—	—	—	—	—	—	—	・情報紙やホームページ、SNSによるよりわかりやすくきめ細かな情報発信 ・多様な啓発ツールの作成及び活用	・男女共同参画推進月間講演会等の講演会・研修会を開催し、県内外に広く啓発した。 ・情報紙、ホームページ、メルマガ、SNSにより啓発、広報を行った。 ホームページアクセス数 48,765 メルマガ登録者数 445 FBリーチ数 13,180 TWリーチ数 100,355 Instagramリーチ数 2,155	・これまで男女共同参画、女性問題について学ぶ機会がなかった県民等へ、様々な方法や媒体で啓発、広報を実施した。	・男女共同参画及び女性問題について、啓発誌や動画等の多様な啓発ツールを作成し、出前講座やSNS等を通じて啓発し、県民の正しい理解につなげる。
1	(1)	①	5	県職員・市町村職員への男女共同参画に関する研修の実施	・男女共同参画の理念の理解、意識啓発 ・女性職員の働きやすい職場の実現	・毎年度、課題となるテーマについて、男女共同参画の視点から職員の意識啓発を行う。 ・全所属対象に男女共同参画に関する職員研修を実施。	—	—	—	<研修> 県庁220名 市町村15名	<研修> 県庁240名 市町村22名	下半期に実施予定	—	6月男女共同参画推進月間講演会のオンデマンド配信を活用した職員研修の開催	男女共同参画推進月間講演会及び女性活躍推進シンポジウムのオンデマンド配信を活用し、県庁内及び市町村男女共同参画主管課に研修を実施した。 県庁240名、市町村22名参加	業務の都合に合わせて受講できるため、開催方法について「オンライン研修」を希望する職員が多かった。次年度も継続してオンライン研修の開催を検討する。	オンライン研修等を活用した受講者の拡大
1	(1)	①	6	子どもの発達段階に応じた人権(女性)教育の推進	高知県教育・保育の質向上ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。	・子どもの人権に十分配慮した保育の実践につなげるため、園内研修等の実施を支援する。 ・園内研修支援(幼保支援アドバイザー等を園に派遣し、園が行う自主的・計画的な研修の実施を支援する) ・ブロック別研修支援(ブロック内のネットワーク化・園内研修の企画、立案、運営を行うミドルリーダーの育成を支援する)	ガイドライン等を活用し、教育・保育の質向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	74.2%	73.7%	80.0%	79.4%	集計作業を2月に行うため、上半期の実績は不明	100.0%	・引き続きガイドライン等を活用し、組織的・継続的な園内研修支援に市町村と連携して取り組む。	・園内研修支援:178回 ・ブロック別研修支援:115回 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し、改善を行った園の割合:79.4%	・ガイドラインの活用方法等について引き続き周知する必要がある。 ・教育・保育の課題に基づいた実践が日常的・継続的に行われるよう、市町村とともに連携して支援していく必要がある。	・引き続きガイドライン等を活用し、組織的・継続的な園内研修支援に市町村と連携して取り組む。 ・外部からの講師等を招聘して行う保育を見合っている園内研修の実施の呼びかけを市町村とともに行う。

テーマ	取組の柱	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）							R5			
						指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
1	(1)	①	6	子どもの発達段階に応じた人権(女性)教育の推進	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。 新たに追加された人権課題を含む県民に身近な人権課題について、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。 ・教職員研修への講師派遣 ・人権教育に関する資料提供、情報提供及び助言	女性の人権に関する学習を、年間指導計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。	小:100% 中:100% 高:100%	100%	小:100% 中:100% 高:100%	小:100% 中:100% 高:100%	1月に調査実施予定	小:100% 中:100% 高:100%	・人権教育主任連絡協議会において、教科等と人権教育の関連を説明し、教科等の取組と重ねた校内研修や授業研究の実施を働きかける。併せて、校種に応じた実践例の情報提供や協議等を行う。 ・人権教育主任研修(オンデマンド)において、女性の人権に関する研修事例の紹介も行い、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究を実施するよう働きかけを行う。	・人権教育主任連絡協議会を地区別5会場で実施(5・6月):287人参加 ・人権教育主任研修をオンデマンドで実施(11～1月):287人参加 校内研修の実践例では「女性」について研修を行った。 ・個別の人権課題に関する校内研修や授業研究、市町村研究会等への研修講師派遣(7～3月)のべ21回	・人権教育主任を中心とした校内研修(女性)及び授業研究の実施や、実践・指導事例資料集の活用等を働きかけることができた。 ・連絡協議会では、協議を校区内や校種別で編成することで、連携という視点から人権主任の指導力向上につながるものであった。 ・教職員研修支援では、希望校の3分の1程度が固定化されていたり、地域に偏りがあるので、来年度は県か全体に広がるようにしたい。	・次年度は子どもの人権を重点テーマにし、人権教育主任連絡協議会(集合研修)及び人権教育主任研修(オンライン)において、教科等と人権教育の関連を説明し、教科等の取組と重ねて校内研修や授業研究を人権教育全体計画・年間指導計画に位置づけるよう働きかける。 ・各学校や市町村における研修及び授業研究に研修講師を派遣し、人権学習の充実を県下全域に図る。
1	(1)	①	7	地域・職場における人権(女性)研修の実施	地域や職場等、様々な場面で無意識のうちの性差別や性別役割分担意識を生じさせないよう、男女共同参画意識の醸成のための研修を行っていく。 企業や団体、県民を対象に人権啓発研修を実施し、人権問題に対する興味関心を高め、人権尊重の職場づくり、地域づくりに資する人材を育成する。	—	—	—	—	—	—	—	・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」:年2回実施 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」:年4回実施	・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」:「障害者雇用」をテーマとした研修会を2回実施。 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」:「女性の人権」をテーマとしたセミナーの実施なし(年5回実施 テーマはインターネットによる人権侵害など11の人権課題より選出)	・様々な人権課題がある中、啓発効果や集客、社会情勢などを考慮すると実施する一めに偏りが出る。 ・ターゲットとなる層に参加を促す手法を工夫する必要がある。	・人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業 ・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」:年2回実施 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」:年4～5回実施
1	(1)	①	7	地域・職場における人権(女性)研修の実施	各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。 教育委員会事務局職員の人権意識が向上する。 市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。 また、教育委員会事務局職員人権問題研修会については、今日の情勢から、他の人権課題とのバランスをとり、設定する。 ・人権に関する研修講師派遣 研修開催にかかる資料提供、情報提供及び助言	—	—	—	—	—	—	—	・地域住民や参加対象のニーズとの調整を行い、男女共同参画や女性の人権を含む県民に身近な人権課題についての研修を設定する。 ・ICTを利用し、受講体制の充実を図る。	○事務局職員人権問題研修会 ・全体研修:7月4回 447人参加 内容:情報提供「人権擁護に関する世論調査、人権に関する法令等」、研修①ハラスメントについて、研修②子どもの人権 ヤングケアラーについて、講話・協議 ・職場での共有:19所属(ハラスメント、子どもの人権 ヤングケアラー等)実施 ○市町村人権教育研修会・職場研修への講師派遣(7～2月:17市町村)	・事務局職員研修では、人権課題について、正しい知識をもつ必要性を知らせることができた。 アンケート結果(肯定的回答):ヤングケアラーについて新しい気づきがあった。98.6% ・市町村における研修に研修講師を派遣し、人権課題に関する情報提供や県の目指す方向性について啓発を行うことができた。	・事務局研修では、本研修の目的をより意識して実施するために、事前に目的・趣旨を確認し、参加者のニーズにあった個別の人権課題について研修を実施する。
1	(1)	①	8	民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	【ソーレ・えいど事業】 民間団体が人権意識の高揚を目的とした啓発活動を自主的かつ積極的に行うことで、人権尊重の社会づくりを推進する。 【人権ふれあい支援事業】 NPOやボランティアグループ等が自主的に行う人権意識の高揚等を目的とした講演会や研修会等について補助を行う。	—	—	—	—	—	—	—	【ソーレ・えいど事業】 高知市内外から4団体採択済み。活動の実績報告待ち 令和6年度の募集を準備中 【人権ふれあい支援事業】 対象:県内のNPO、ボランティア団体等 内容:団体等が県民の人権意識向上のため実施する事業への補助 審査会:令和5年8月上旬頃	＜ソーレえいど事業＞ ・高知市内枠2団体、市外枠2団体採択 ＜人権ふれあい支援事業】 【人権ふれあい支援事業】 対象:県内のNPO、ボランティア団体等 内容:団体等が県民の人権意識向上のため実施する事業への補助 【支援団体】5団体	＜ソーレえいど事業＞ 前年度より申請件数が増加 【人権ふれあい支援事業】 対象:県内のNPO、ボランティア団体等 内容:団体等が県民の人権意識向上のため実施する事業への補助 ・昨年度はコロナの影響により、事業中止があったが、本年度は全申し込み団体が事業を実施することができた。	＜ソーレえいど事業＞ 効果的な広報を実施し、周知を図る。 【人権ふれあい支援事業】 対象:県内のNPO、ボランティア団体等 内容:団体等が県民の人権意識向上のため実施する事業への補助 申し込み団体が昨年度の半分となったため、後方の工夫が必要。
1	(1)	①	9	男女共同参画に関する苦情の申出・処理制度の充実	男女共同参画に関する苦情のない社会づくり ・男女共同参画苦情調整処理委員会による処理 ・事業内容の県民への更なる周知	苦情の申し出	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	—	・さんSUN高知、ラジオ等で、制度周知の広報を行う。 ・市町村への制度周知を定期的に実施する。	・苦情の申し出なし	・苦情の申し出なし	・さんSUN高知、ラジオ等で、制度周知の広報を行う。 ・市町村への制度周知を定期的に実施する。
1	(1)	①	10	メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供及び表現についての要望	・女性の人権が尊重されたメディア表現 ・各分野や各地域で、男女共同参画や女性の人権等に関する支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されること。 ①メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供 ②男女共同参画や女性の人権等に関わる表現についてのメディアに対する要望	—	—	—	—	—	—	—	①メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供を引き続き行う。 ②県民から男女共同参画や女性の人権等に関する表現の要望があった場合、関係課の協力を仰ぎメディアに対し働きかける。	①県の広報誌への記事掲載やテレビ、ラジオでの放送、SNSや記者クラブへの情報提供により男女共同参画や人権に関する広報を行った。 ②特になし	①男女共同参画や女性の人権等に関する周知が図られることで、男女共同参画の実現に向けた県民やメディアの意識が醸成された。 ②特になし	①記者クラブに対し男女共同参画や人権に関する情報を提供する。 ②県民からの要望に応じて関係課と連携したメディアへの働きかけ
1	(1)	①	11	青少年保護育成条例に基づく有害図書類の指定	青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある図書類のうち、その内容が「一定の基準」に該当する図書類を自動的に有害図書に指定することで、青少年の健全育成を図る。 高知県青少年保護育成条例第11条第2項に基づく有害図書類の包括指定	—	—	—	—	—	—	—	高知県青少年保護育成条例における有害図書類の包括指定を継続する。	○アウトプット(結果) ・高知県青少年保護育成条例における有害図書類の包括指定の継続 ○アウトカム(成果) ・青少年に有害な影響を及ぼす恐れのある図書類が、有害図書として認知されている。 ・有害図書は、販売店等で区別して陳列され、青少年が閲覧、購入しづらい環境ができている。	—	本年度と同様 (条例における規定の継続)

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
1	(1)	①	12	市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施	—	県と市町村が情報交換や実践発表等を通じて、人権施策を連携していく。	—	—	—	—	—	—	—	・令和4年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を市町村と共有して、より効果的な研修を実施する。	1. 市町村人権教育啓発担当者連絡協議会開催事業 ＜内容＞主な事業の説明、実践発表、班別協議、全体共有 〔東部エリア〕5月11日(木) 安田町 参加者:26名(11市町村中11市町村) 満足度:新しい発見や気づき、仕事に活かせる:92%(24/26) 班別協議:大変良かった若しくは良かった 92% (24/26) 〔中央エリア〕5月15日(月) いの町 参加者:28名(15市町村中16市町村) 満足度:新しい発見や気づき、仕事に活かせる:92%(26/28) 班別協議:大変良かった若しくは良かった 100% (28/28) 〔西部エリア〕5月24日(水) 宿毛市 参加者:13名(6市町中5市町) 満足度:新しい発見や気づき、仕事に活かせる:100%(13/13) 班別協議:大変良かった若しくは良かった 100% (13/13) 【全体会】1月30日(火) 参加者:38名(34市町村中26市町村) アンケート集計結果(回収37名):大変参考になった(21/37)、参考になった(16/37)	・昨年度に比べ参加市町村は増加し、参加者数は12名増加した。 ・市町村職員の情報交流等につながり、今後の取組に活かすことができる。	1. 市町村人権教育啓発担当者連絡協議会開催事業 対象:市町村人権教育・啓発担当者 内容:第1回を東部、中央、西部の各ブロックで、第2回を全体会として開催 目的:実践報告や県と市町村の情報交流を通じ、人権施策の実施などにおいて連携を図るとともに、市町村の取組を発展させる。
1	(1)	①	12	市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施	各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。 ・人権に関する研修講師派遣 ・研修開催にかかる資料提供、情報提供及び助言	—	—	—	—	—	—	—	・市町村において、男女共同参画や女性の人権を含む県民に身近な人権課題に関する研修等の企画・運営の充実を図れるよう、各研修会で働きかける。	○高知県人権教育・啓発担当者連絡協議会 ・第1回(5月:3地区):67名参加(33市町村)男女平等の視点やパートナーシップ・ファミリーシップを施行している先進的な自治体の紹介を行った。 ・第2回(1月:集合研修):38名(26市町村)香川県さぬき市による、人権啓発を進めるうえでの仕組みづくりについて実践報告をいただいた。 ○市町村社会教育主事等及び人権教育・啓発担当者連研修会(8月):39名参加 ・子どもの人権、主にヤングケアラーについて、事例をもとにした演習等、研修を行った。	・女性の人権を含めた、身近な11の人権課題についての理解を深めると共に、市町村の担当職員としての人権感覚の醸成や主体的な企画・運営を促すことができる。 高知県人権教育・啓発担当者連絡協議会、市町村社会教育主事等及び人権教育・啓発担当者連研修会のアンケートの結果においても、「今後の業務に生かすことができる内容だったか」問う項目で、肯定的回答がそれぞれ85%を超える割合だった。 ・市町村主催の取組の拡充、充実に向け、引き続き情報提供や支援を行う必要がある。	・市町村住民の人権意識の醸成や課題の改善を図るために、市町村担当者が組織的・計画的な事業の実施ができるよう、関係部署と連携し、助言や支援を行う。
1	(1)	①	13	市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	県下の各地域で、女性の人権を尊重するための啓発活動が行われることによって、基本的人権の擁護に資する。	【人権啓発活動市町村委託事業】(うち人権課題:女性) 引き続き実行していく。	—	—	34市町村	34市町村	34市町村	34市町村	34市町村	事業実施後の検証を強化して、より効果的な啓発活動を促していく。	人権啓発活動地方委託事業 (1)講演会の開催 (2)資料の作成・配付 (3)放送広告の実施 (4)新聞等広告の掲載 (5)研修会の開催 (6)地域人権啓発活動活性化事業 (7)その他の啓発活動 〈事例〉 ・男女共同参画の視点からの防災に関するクリアファイル及びチラシの作成・配布(高知市) ・男女共同参画の視点からの講演会の実施(土佐清水市)	災害時における女性の人権に関する啓発や、家事という身近なことをテーマにした講演会などを実施したことで、男女共同参画について考える機会の提供できた。	引き続き、女性の人権を含めた様々な人権課題の啓発活動が実施されるよう、市町村に呼びかける。
1	(1)	①	14	市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援	県全体における男女平等の推進のため、市町村において計画策定が促進されるよう支援する。	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。	男女共同参画計画策定市町村の割合 市81.8% 町村34.8%	市9/11 町村8/23	市100% 〈11/11〉 町村52.1% 〈12/23〉	市100% 〈11/11〉 町村60.8% 〈14/23〉	市100% 〈11/11〉 町村60.8% 〈13/23〉	—	市:100.0%(11市)町村:70%以上(17町村以上)	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ(市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案)を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	〈アウトプット〉 ・電話による、未策定市町村への策定に係る働きかけ ・オンライン説明会を実施し、策定の働きかけを実施 〈アウトカム〉 男女共同参画計画策定市町村の割合 ・市:100%(11/11) * R3年度達成済 ・町村:56.5%(13/23)	町村部には男女共同参画の専任部署がなく、他業務との兼任による人不足が大きな課題。また、当該計画の策定は、法上、努力義務であることから、他計画が優先される状況	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ(市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案)を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案
1	(1)	①	15	市町村における女性活躍推進法に定める推進計画の策定支援	県全体における男女平等の推進のため、市町村において計画策定が促進されるよう支援する。	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。	女性活躍推進計画策定市町村の割合 市36.3% 町村21.7%	市4/11 町村5/23	市54.5% 〈6/11〉 町村26.1% 〈6/23〉	市72.7% 〈8/11〉 町村34.7% 〈8/23〉	市72.7% 〈8/11〉 町村34.7% 〈8/23〉	—	市100%(11市)町村70%以上(17町村以上)	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ(市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案)を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	〈アウトプット〉 ・電話による、未策定市町村への策定に係る働きかけ ・未策定市町村に訪問し、策定の働きかけを実施 〈アウトカム〉 女性活躍推進計画策定市町村の割合 ・市:72.7%(8/11) ・町村:39.1%(8/23)	町村部には男女共同参画の専任部署がなく、他業務との兼任による人不足が大きな課題。また、当該計画の策定は、法上、努力義務ではないことから、他計画が優先される状況	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ(市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案)を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案
1	(1)	②	16	女子差別撤廃条約に関する県民への周知と浸透	当該条約を通し、世界の女性の平等・開発・平和の問題や、男女共同参画社会づくりへの関心を高め、意識の醸成を図る。	各種広報手段(県広報誌、ソーレ広報誌など)を活用し、広報活動を行う。 ・適宜、HPの情報更新。情報発信。	女子差別撤廃条約について内容を知っているまたは聞いたことがある割合 R元:40.6%	—	—	—	—	23.3%	—	国からの見解等があれば、市町村や県民へ周知する。	国連女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント、同委員会見解を当該のホームページに掲載	機会を通じた周知が必要	国からの見解等があれば、市町村や県民へ周知する。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
1	(1)	②	17	国際化時代にふさわしい人づくり(高知県国際交流協会)	県民の多文化共生に関する意識が全体的に底上げされ、外国人が安全に安心して暮らせる環境が整備されている	若者世代だけでなく、社会全体で県民が国際交流や国際協力に参加できる事業の開設や講座の開催を行う。 ・国際ふれあい広場、多文化共生(出前)講座、親子で学ぶ国際理解講座 等 ・国際交流ボランティアの募集及び養成(養成講座や検討会の開催等)	—	—	—	—	—	—	・協会が行う講座・イベント等での認知度の向上 ・市町村・地域住民等への多文化共生に関する啓発 ・国際交流ボランティアの募集及び養成 ②KIA国際交流ボランティア 計466名(一般語学:136名、災害時語学:95名、日本語:91名、ホストファミリー:37名、生活相談サポーター:107名)	①さらに多様な文化を紹介できるよう、国際交流員以外の協力者にも輪を広げていく必要がある。また、広く県民の皆さまに参加いただくために、講座周知に力を入れていく必要がある。 ②ボランティア総数は増加している。今後も県内在住外国人の増加が想定されているため、ボランティアに係る周知を継続する必要がある。	①国際ふれあい広場、多文化共生(出前)講座、親子で学ぶ国際理解講座 等 ②国際交流ボランティアの募集及び養成(養成講座や検討会の開催等)		
1	(1)	②	18	交流イベントや多文化共生講座の開催(高知県国際交流協会)	現在展開されている国際交流・多文化共生に関する事業が県民に幅広く認知され、県民の意識の底上げに繋がっている	今まで継続してやってきた事業について改善を行い、県民に継続して国際化を促していく。 ・国際ふれあい広場、多文化共生(出前)講座、親子で学ぶ国際理解講座 等 ・国際交流ボランティアの募集及び養成(養成講座や検討会の開催等)	—	—	—	—	—	—	【再掲】取組番号17	【再掲】取組番号17	【再掲】取組番号17	【再掲】取組番号17	
1	(2)	①	19	男性の家事・育児・介護の分担に向けた啓発	さまざまな学習機会の提供や男性を対象にした広報や意識啓発により、男性の家事・育児・介護の分担を促す。	こうち男女共同参画センターで男性講座を行う	—	—	—	—	—	—	・こうち男女共同参画センターで男性講座の充実を検討 ・RKCラジオでの広報	・男性家事・育児・介護基礎講座を3回開催 会場計46名、オンデマンド計32名参加 ・RKCラジオにてソーレの「男性家事・介護基礎講座」について広報を実施	参加者の半数がソーレの利用が初であった料理教室では、性別役割分担の意識啓発を行い、固定的な性別役割分担意識について考える機会を提供できた。	・すべての講座でのオンデマンド配信を検討し、受講者の増加につなげる。	
1	(2)	①	20	こうち男女共同参画センター「ソーレ」における広報・啓発	広報誌(ソーレ・スコープ、メルマガ)発行や、各種講演会、研修会の開催等により、男女共同参画に関する啓発・広報を行う。	広報や講演、研修会の開催等啓発事業により、男性の家事・育児・介護への参加促進を行う。	男女共同参画関連講座への男性参加者数 (参考:R元) 主催講座215人、出前講座1,343人	主催講座139人 出前講座748人	主催講座127人 出前講座573人	主催講座586人 出前講座1,246人	主催講座1,060人 出前講座1,447人	主催講座128人 出前講座853人	10,000 人 (R2～R6年度累計)	・広報によるニーズの掘り起こし等、男性参加を促進するテーマを検討 ・企業や働く層への参加の働きかけ ・オンデマンドまたはライブ配信の実施	・主催講座(25講座)実施 参加4,523名(うち男性1,060名) ・出前講座(59講座)実施 参加3,074名(うち男性1,447名) ・情報紙、啓発誌発行等、様々な方法や媒体で意識啓発、広報を実施	・これまで男女共同参画に関心の低かった男性の参加につながった。	・広報や講座のテーマ等において、男性参加を促進するテーマを検討 ・他団体との連携を図り、企業や働く層への参加を幅広く働きかける。 ・郡部からも参加しやすいオンデマンドまたはライブ配信を実施する。
1	(2)	①	21	父親の育児参加のための啓発	子育て中の父親に子育てに関する情報が届き、育児に生かされている	○出産・子育て応援サイトブレマnetを活用し男性の育児参加を促す情報の提供を実施 ○高知県版父子手帳の作成及び配布	出産・子育て応援サイトアクセス件数 (R6より指標をアプリダウンロード件数とする)	43,335	93,666	145,739	560,687	39,482件 (9月末)	(R5) 140,000 (R9) 65,000件	○出産・子育て応援サイトブレマnetのコンテンツの充実(新コンテンツ、子育てインタビュー) ○高知県版父子手帳の増刷及び配布 ○「子育て応援の店」のアプリ化による市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信の強化し、父親の子育て支援サービス機関等の利用促進につなげる。	・こうちブレマnet新コンテンツページ(MOTOKO×○○○)追加や子育てインタビューの月1回程度の定期更新による地域の子育て支援サービスやイベント等の情報発信の充実。 ・子育て応援アプリの運用開始による市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信を充実させた。 ・サイトアクセス数 560,687件(R4年度145,739件) ・月平均アクセス数46,723件(R4年度12,145件) ・父子手帳「パパの本」の増刷及び配布(251箇所3,022部配布)	・R5年度のアクセス件数がR4年度の約3.8倍に増加。 ・子育て応援アプリ運用開始やおでかけキャンペーン実施によるブレマnetへのアクセス数と「子育て応援の店」へのアクセス数が増加。	・子育て等推進広報事業と併せた子育て応援アプリのコンテンツの充実。(父親の育児・育児の関連情報の発信) ・子育て応援アプリによる市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信の強化。(父親の子育て支援情報の発信)
1	(2)	①	22	介護の基礎講座の開催	介護に対する県民の理解が深まる。	<高知県立ふくし交流プラザでの講座開催(指定管理者による実施)> 県民介護講座の開催等により介護に対する知識の向上を図る。	—	—	—	—	—	—	出前講座を行うなど、県下全域で多くの学びの機会を設ける。(高知県立ふくし交流プラザ指定管理者による実施)	<アウトプット> 県民いきいき講座の開催 ①ー1入門講座(プラザ開催分) 高齢者疑似体験 2回20名 車いす体験 2回22名 福祉用具見学 7回80名 VR認知症疑似体験58回423名 ①ー2入門講座(出前講座) 高齢者疑似体験 2回 24名 車いす体験 1回 17名 ②家庭介護基礎講座 5回118名 ③高齢期知っとく講座 20回332名 <アウトカム> 男性の参加者の実践に生かせる介護や高齢期の知識習得につながった。	新型コロナウイルス感染症対策を緩和したことにより、昨年度より多くの講座を開催することができた。VR認知症体験をショッピングモール内で開催したふくしフェアの中で実施したことにより、多くの方にとっていただく機会となった。	県民に対する介護講座事業の開催	
1 II III	(2) (2) (1)	① ① ②	23	介護支援情報の提供・広報・啓発	・介護サービス事業者に関する情報や相談窓口の利用により、家庭における介護負担が軽減されている。	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談窓口及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実	—	—	—	—	—	—	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・相談窓口の更なる周知に向け、リーフレットを作成	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表	・高齢者相談窓口について住民への周知及び相談体制のさらなる充実が必要	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
1	(2)	②	24	男女平等や女性の人権に関する教育の充実	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙 特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合）		小 43.9% 中 51.5%	小 52.0% 中 55.1%	小 48.3% 中 52.0%	小 48.4% 中 52.6%	小49.8% 中55.1%	小 60%以上 中 60%以上 かつ全国平均以上	◆授業づくり講座（道徳）への参加促進 ・教材研究会及び授業研究会 ・拠点校：7校 指定校：1校 ◆道徳推進リーダーによる実践の普及 ・授業づくり講座への参加促進 ・市町村教育委員会主催の研修会での授業公開等 ◆道徳教育パワーアップ研究協議会 ・テーマ「わが校の地域ぐるみの道徳教育」について ＊地域教材を用いた道徳科の授業づくり ＊道徳教育推進教師の役割について ・対象：小中学校の道徳教育推進教師 ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」の改訂 ◆市町村指導事務担当者会における周知及び取組の確認	○アウトプット（結果） ■「考え、議論する道徳」の授業の充実 ・授業づくり講座（道徳）への参加：567名 ・道徳推進リーダーによる実践の普及 ■地域ぐるみの道徳教育の推進 ・道徳教育パワーアップ研究協議会（7月） 東部開催：67名 中部開催：115名 西部開催：60名 共有・協議 「学校の地域連携」について 演習・講話 「家庭で取り組む 高知の道徳」の教材を使った教材分析・授業づくり 対象：道徳教育推進教師 ・「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 小学1年生への配付（4月） 小学1年生への配付（4月） 市町村指導事務担当者会で周知及び取り組みの進捗確認（6月・2月）	○道徳科の授業において、「指導の要点」を明確にした多様な学習指導が行われ、児童生徒が、多様な感じ方や考え方に接し、自らの考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、話し合い活動などの言語活動を生かした学習が展開されるなど、授業改善が進んでいる。特に、考えを深めるための話し合い活動に取り組んでいると感じている児童生徒や、そのための指導をしている教師の意識は高いものとなっている。しかし、中には、取り入れた話し合い活動によって、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することができず、自らの考えを深めることにつながらなかった授業も見られる。 ○学校と家庭・地域が一体となって取組を進めるために、道徳科の授業公開や、学校運営協議会などにおいて地域や家庭に学校の道徳教育についての説明をしている学校が増えている。しかし、学校の道徳教育について家庭や地域と協議している学校はまだ少ない現状となっている。	○道徳科の授業の充実に向けて、道徳科セミナー及びオープン講座を実施する。そこでは、受講者同士で道徳科の授業について協議したり、指導案を作成したりする場を設けるなど、受講者が主体的に参加して自己の授業力を向上できるようにする。 ○質の高い道徳科の授業が充実し、県内に考えを深めるための指導上の工夫や、道徳科におけるICTの効果的な活用の仕方などを学び、自己の指導力の向上を目指し、積極的に授業改善に取り組む中核教員を養成する。 ○学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の道徳性を向上させるために、道徳教育パワーアップ研究協議会において、道徳教育だけでなく、総合的な学習の時間や特別活動など学校の地域連携に関わる取組について協議を行い、「地域ぐるみの道徳教育」や「地域連携カリキュラム」の重要性についての理解を深める。
1	(2)	②	24	男女平等や女性の人権に関する教育の充実	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。	新たに追加された人権課題を含む県民に身近な人権課題について、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。 ・教職員研修への講師派遣 ・人権教育に関する資料提供、情報提供及び助言	女性の人権に関する学習を、年間指導計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。	小：100% 中：100% 高：100%	100%	小：100% 中：100% 高：100%	小：100% 中：100% 高：100%	1月に調査実施予定	100%、	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6
1	(2)	②	25	男女平等や女性の人権に関する小中学生向け教材の作成	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の男女共同参画や女性の人権に対する意識が向上する。	県民に身近な人権課題について、「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」を活用し、各学校で取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。 ・教職員研修や授業研究における活用の周知	—	—	—	—	—	—	—	各学校における「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」や校内研修資料の活用を促進し、教科等における人権学習の取組の充実を図る。	○「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」等を活用して、男女共同参画の視点での人権学習や教職員研修が実施されるよう、研修会等で周知を行った。 ・人権教育主任連絡協議会を地区別5会場で実施（5・6月）：286人参加 ・人権教育主任研修をオンデマンドで実施（11～1月）：286人参加 【「Let's feel じんけん」の活用】（1月調査結果）小：79.1%、 中：62.2%	・「Let's feel じんけん」の活用状況については、小学校では2.1ポイント割合が増加したが、中学校では3.1ポイント減少した。 ・人権教育主任連絡協議会では、女性の人権に関する校内研修を実施する割合が増加した。また、性的指向・性自認に関する授業研究を実施した割合は全校種で増加している。	・人権教育主任を対象とした研修や校内研修等において、男女平等や女性の人権を含む人権課題について「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」のポイントを説明し活用を図る。
1	(2)	②	26	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、探究的な学習活動の一層の充実を図る。	系統的なキャリア教育の実践	キャリア・パスポート（キャリアアシート）を活用している学校の割合 小学校 100% 中学校 100%	小： 100% 中： 100%	小： 100% 中： 100%	小： 100% 中： 100%	小： 100% 中： 100%	小：（12月に調査） 中：（12月に調査）	小： 100% 中： 100%	・小学校キャリア教育地区別協議会の開催（6月、7月） ・キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の開催（10月）	・小学校キャリア教育地区別協議会を開催（6、7月）し、地区別の課題については、演習を通して、改善に向けて協議し、事後研修報告書で実践につなげることができた。 ・キャリア・パスポート活用推進中・高連絡協議会を開催（10月）し、キャリア・パスポートの効果的な活用方法について中高の担当者同士で協議を行い好事例等について共有できた。	・キャリア担当者が毎年変わる学校が多く、校種連携してキャリア教育に取り組むことや、キャリア・パスポートの効果的な活用について互いに理解を深めることがさらに求められる。	・小・中学校キャリア教育地区別協議会を開催し、小中連携したキャリア教育の推進を図る。 ・「中学生用キャリア教育副読本『みらいスイッチ』」を、1人1台端末を活用したデジタル副教材として改訂を行い、授業で活用するとともに家庭等日常生活でも活用し、目標をもって生き方や進路を考えることにつなげていけるようにする。
1	(2)	②	26	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	・生徒の県内企業理解を促進のため、県内企業見学生徒の参加を増やす。 特に普通高校に対して、ものづくり総合技術展などを活用して、職業理解と県内企業の魅力を伝える取り組みを推奨する。 ・インターンシップについては、実施していない学校に対して実施を進めるとともに、すでに実施している学校については、就業体験が効果的なものになるよう事前事後指導を充実させるよう助言する。	・生徒の県内企業理解の促進のため、県内企業見学生徒の参加を増やす。特に普通高校に対して、ものづくり総合技術展などを活用して、職業理解と県内企業の魅力を伝える取組を推奨する。 ・インターンシップについては、実施していない学校に対して実施を勧めるとともに、すでに実施している学校については、就業体験が効果的なものになるよう事前事後指導を充実させるよう助言する。	○生徒が主体的に進路実現ができるようなキャリア教育の一層の充実 ○支援が必要な生徒に対し、関係機関との連携などきめ細かな進路指導の充実 ・企業、学校見学、教員向け企業との勉強会、見学会 ものづくり総合技術展、インターンシップ等（建設、製造業への女子の雇用を増やすきっかけづくり）（医療、看護、福祉の男性を増やすきっかけづくり）	○企業・学校見学19校 ○インターンシップ10校 ○ものづくり総合技術展中止	○企業・学校見学18校 ○インターンシップ12校 ○ものづくり総合技術展21校	○企業・学校見学24校 ○インターンシップ14校 ○ものづくり総合技術展22校	○企業・学校見学24校 ○インターンシップ18校 ○ものづくり総合技術展23校	○企業、学校見学12校 ○インターンシップ7校 ○ものづくり総合技術展11月予定	企業、学校見学・インターンシップ・ものづくり総合技術展のいずれかを実施	・企業、学校見学・インターンシップの周知と、予算確保。 ・ものづくり総合技術展の出席、参加周知と、バス代等の予算確保。	○アウトプット（結果） ・企業、学校見学実施校へ予算令達。各学校から実施計画書の提出（実施一ヶ月前までに提出）。 ・ものづくり総合技術展への参加希望調査実施。高等学校課予算より生徒バス代確保。 ○アウトカム（成果） ・企業、学校見学：24校、参加2,036名（延べ企業138社、学校49校） ・インターンシップ：18校691名参加（延べ296社） ・ものづくり総合技術展への参加実績：23校 2,400名参加）、作品展示校：10校	県内企業での就業体験や見学を通して、職業理解や企業理解、勤労観の醸成につながった。	職業理解や企業理解、勤労観の醸成につながるよう企業、学校見学、インターンシップの実施や、ものづくり総合技術展への出席、参加を促進する。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
I	(2)	②	26	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	特別支援学校の児童生徒一人一人が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに社会的な動労観・職業観を育み、主体的に進路を選択できる力を身につけることができるよう、進路指導の充実を図るとともに、就労体験や現場実習など、各発達段階や障害特性に合わせた、キャリア教育を実施する。	・就職アドバイザーを各県立特別支援学校の生徒のニーズや状況に合わせて活用できるようにし、障害種に応じた職場開拓を進める。 ・外部専門家を活用し、特別支援学校のキャリア教育の充実を図る。 ・企業への技能検定リーフレットの配布や、特別支援学校技能検定と障害者雇用促進セミナー（高知労働局主催）の同時開催等により、特別支援学校生徒への理解を深める。 ・職業教育・就労支援に協力してくれる「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業の開拓をする。 ・就職アドバイザーの活用 ・キャリア教育の視点での授業改善 ・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業開拓 ・外部人材を活用した「キャリア教育戦略会議」	①公立特別支援学校就職希望者の就職率：100% ②知的障害特別支援学校就職率（A型を含めた一般就労）：全国平均以上（全国平均H30：34.9%）	①100% ②41.7% （全国33.7%）	①92.1% ②35.6% （全国32.9%）	①100% ②38.0% （全国はR6に公表）	①100% ②35.2% （全国はR7に公表）	—	①100% ②全国平均以上（毎年）	生徒の進路に関するニーズや、社会のニーズに対応するため、進路先の拡大や、社会のニーズの把握が必要である。 ●キャリア教育の視点での授業改善 ●就職アドバイザーの活用 ●就職アドバイザーの活用 ●キャリア教育戦略会議の実施 ●高知県特別支援学校技能検定の実施	●キャリア教育の視点での授業改善 ・キャリア教育スーパーバイザーの活用(5回) ・R5特別支援学校キャリア・プロジェクト ●就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校2校に2名配置（山田特支・日高特支） ・企業等を訪問し、現場実習や就労先の開拓、「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業開拓（登録企業98社） ●キャリア教育戦略会議の実施（7校8回） ●高知県特別支援学校技能検定実施（138名参加、うち37人が1級を取得） ・幅多（7月）、高知（8月） ・企業見学会の開催 ・認定証授与式、アンケートの実施（9月）	・外部専門家の助言、指導により、授業改善が進んでいる。 ・就職アドバイザーの活用により、新規事業所開拓が進んでいる。 ・キャリア教育戦略会議で外部専門家からの助言を受け進路指導の充実を図っている。 ・企業見学会の開催により、参加企業の障害者雇用への理解につながっている。	・地域と協働し、社会のニーズにあったキャリア教育の視点を踏まえた教育内容の充実を図る。 ・生徒一人ひとりが主体的に進路を選択することができるために、現場実習先や職場の開拓、地域や産業界等との連携協力体制を強化する。 ・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業の活用を図る。 ・企業側に特別支援学校の生徒について理解を促し、障害者雇用の促進を図る。
I Ⅲ	(2) (3)	② ①	27	子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶実施率が減少する。	・思春期の子どもの相談（電話・来所） ・妊娠の不安や女性の身体に関する相談（電話・来所） ・広報啓発（啓発カード・思春期ハンドブックの配布、ホームページでの情報発信、テレビ・ラジオ等） ・性に関する出前講座、ミニ講座の実施 ・性に関する教育資材貸し出し（妊婦体験用シュミレーター、沐浴人形、胎児モデル、紙芝居・DVD等） ・高知県性に関する専門講師派遣事業→R4年度教育委員会保健体育課に事業移管	10代の人工妊娠中絶実施率の減少 参考：R1 高知4.7(全国4.5)	高知5.0 (全国3.8)	高知3.8 (全国3.3)	高知4.6 (全国3.6)	R6に公表予定	R7に公表予定	全国水準	・正しい知識の提供及び相談窓口の周知 （思春期ハンドブックの配布対象者・方法の検討、ホームページや思春期ハンドブックの内容の更新等）	・思春期ハンドブックの作成・配布約8,500部 ＜成果＞ ・関係機関との連携 223件 ・思春期ハンドブックの高校生等への配布	・思春期ハンドブックを配布し、10代への性に関する正しい知識の提供と、相談先の周知を行った。	・相談窓口の周知 ・関係機関との連携強化
I Ⅲ	(2) (3)	② ①	27	子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	性に関する正しい知識を身につけ、自他を思いやり尊重できる児童生徒、適切な意志決定や行動選択ができる児童生徒を育成する。	各学校で、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施する。学校の教育活動全体で組織的・効果的に性に関する教育を実施できるよう取組を推進する。児童生徒の意識・行動変容につながる「性に関する教育」の普及を図る。人間関係づくりを基盤とした性に関する教育を実施する。	性に関する指導の年間計画 画作成率 60.0%	56.7%	65.6%	72.2%	73.3%	R7.3集計予定	60%	・令和4年度に引き続き、各学校での性に関する指導の手引きの活用と指導の充実について依頼。 ・特別支援教育における性に関する指導についての研修会を実施（7月31日予定）。 ・外部講師派遣事業を実施し、外部講師と連携した性に関する指導の充実を図る。 ○アウトプット（結果） ・性に関する指導の手引き等を活用した指導を行うよう周知 ・保健教育研修会（特別支援教育における性に関する指導について、7/31、受講者74名） ・外部講師派遣事業の実施（6～2月、70校（84回）） ・高知県性教育推進協議会の開催（8/28、2/8） ○アウトカム（成果） ・性に関する指導の手引き活用率：89.4% ・性に関する指導の年間計画画作成率：73.3%	○アウトプット（結果） ・性に関する指導の手引き等を活用した指導を行うよう周知 ・保健教育研修会（特別支援教育における性に関する指導について、7/31、受講者74名） ・外部講師派遣事業の実施（6～2月、70校（84回）） ・高知県性教育推進協議会の開催（8/28、2/8） ○アウトカム（成果） ・性に関する指導の手引き活用率：89.4% ・性に関する指導の年間計画画作成率：73.3%	・外部講師による指導を受けた児童生徒の感想からは、自分や他人の命の大切さを感じたり、自分も相手も大切にできる人との関わり方について考えたりできている様子がみられた。教諭等も今後の指導の参考とすることができた。 ・養護教諭、外部講師及び県内全ての公立特別支援学校保健主事等を対象とした研修会において、特別支援教育における性に関する指導の重要性やその効果的な方法について研修を深められた。 ・性に関する指導の手引きや教材を活用した継続的な性に関する指導に取り組むとともに、外部講師と連携した効果的な指導が必要。	・各県立学校及び市町村（学校組合）教育委員会に、性に関する指導の手引き等を活用した指導の充実について周知。 ・性に関する指導をテーマとした研修会等の実施。 ・各関係機関と連携した外部講師派遣事業の実施により、性に関する指導の充実と推進を図る。
I Ⅲ	(2) (3)	② ①	28	高知県思春期相談センター「PRINK」における性に関する知識・啓発の実施	児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶実施率が減少する。	思春期相談センター「PRINK」において、思春期の子どもの望まない妊娠の予防や性に関する相談に応じ、正しい知識や情報の提供を行う	10代の人工妊娠中絶実施率の減少 参考：R1 高知4.7(全国4.5)	高知5.0 (全国3.8)	高知3.8 (全国3.3)	高知4.6 (全国3.6)	R6に公表予定	R7に公表予定	全国水準	・正しい知識の提供及び相談窓口の周知 （ホームページ内容の更新、思春期ハンドブックの配布対象者・方法の検討等） ・女性専用相談窓口の周知 ・来所イベントの開催検討	・各種相談の実施 ・ホームページや思春期ハンドブックでの相談窓口の周知 ・ホームページの更新（1月） ・PRINK祭開催（8/17～19） ＜成果＞ ・思春期相談 電話相談 604件（R4年度820件） 面接相談 6件（＼ 6件） ・妊娠の不安や女性の身体に関する相談 電話相談 21件（＼ 13件） 面接相談 2件（＼ 1件） ・オープンスペース来所者 707人（＼ 369人） ・関係機関との連携 223件（＼ 150件） ※相談件数の増加、関係機関との連携	・男性からの相談が多い傾向にあり、女性専用相談窓口の周知の継続が必要 ・ホームページを見て相談してくる方もおり、引き続き正しい知識の提供に向け随時更新に取り組む。 ・オープンスペース来所が増加しており、学生に気軽に利用してもらえるよう啓発にも力を入れていく。 ・関係機関との連携が増加傾向にあり、今後とも関係機関と連携をとりながら思春期の子どもへの支援を実施する	・相談窓口の周知 ・関係機関との連携強化
I	(2)	②	29	教職員等への男女共同参画に関する研修の実施	教職員等の人権感覚を高めるとともに、自己及び他者の人権を守るための実践的指導力の向上を図る。	11の人権課題に関する研修（「人権教育セミナー」）を実施し、受講者の人権感覚を高めることで、すべての教職員が組織の一員として尊重され、学校での組織的な取組を具体的に計画できるようにする。	「人権教育セミナー」における受講者アンケート結果3.5以上（4件法）	3.7	3.7	3.8	3.7	3.8	3.5以上	R5年度「人権教育セミナー」は夏期休業中に2日、10月の土曜日に1日実施予定 ○人権教育セミナーⅠ期～Ⅲ期（7/26、8/22、10/28） ・人権課題「外国人」、「新型コロナウイルス感染者等」、「犯罪被害者等」、「災害と人権」、「インターネットによる人権侵害」、「子ども」、「同和問題」 ・参加者：のべ264人 ・アンケート平均：3.7	・アンケート項目の「人権感覚の向上や人権教育の推進につながる内容でしたか。」については、3.78（4件法）と高評価であった。受講者の多くは、具体的な事例を通して最新情報を知り得たことで、新たな気付きがあったようである。また、講義を通して学校現場で直面している現状を見つめ直すことができ、受講者自身の人権感覚を磨くことにつながったことも窺えた。	受講者アンケートの結果から、今後希望する人権課題として、「インターネットによる人権侵害」、「性的指向・性自認」、「同和問題」が多く挙げられた。今年度のテーマとなっていない人権課題については、次年度に実施し、受講者のニーズにつながるセミナーとなるよう計画し、研修の充実を図る。	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）							R5			
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
I		(2)	②	29	教職員等への男女共同参画に関する研修の実施	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。 各学校において「女性の人権」を含む個別の人権課題をテーマとした研修を実施するよう人権教育主任連絡協議会等を通じて、働きかける。 ・教職員研修への講師派遣　・人権教育に関する資料提供、情報提供及び助言	女性の人権を含む個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。	小:55.8% 中:69.4% 高:59.2%	R3:小60.4%・中62.1%・高62.0%	小:62.0% 中:60.2% 高:66.0%	小:69.4% 中:70.1% 高:59.6%	1月に調査実施予定	小・中・高:100%	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6
I		(2)	②	30	PTA活動への男女共同参画の促進	子どもたちの教育課題の解決のために、PTA活動等に男女が積極的に参画し、主体的なPTA活動が推進されている。 男女ともに研修会、学校行事等のPTA活動へ積極的に参加するよう働きかける。	—	—	—	—	—	—	—	<PTA研究大会> ○託児室を設置する。 ○オンラインでの参加を可能とする。	OPTA研究大会 ・参加者183名(男性90、女性93) ・参加者肯定的評価92.5% ・託児室の申込:4名	○昨年度とほぼ同様の結果となり、男女比についても男性を女性が上回る結果となっている。 ○参加対象が小中高PTAだけでなく、幼稚園・認定こども園PTAも対象としていることから、引き続き託児室を設置することで、参加しやすい体制を作っていく。	OPTA研究大会では、育児中でも参加しやすいように託児室設置を継続する。また、内容も参加者からのアンケートをもとにしながら、実践発表や講演の内容を精選する。 ○男女ともに研修会、学校行事等のPTA活動へ積極的に参加するよう継続的に働きかける。
I II		(2) (2)	③ ①	31	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○平成28年3月に創設した「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の登録数及び「育児休暇・育児休業取得促進宣言」に賛同する企業数の増加を図る。 ○育児休業の取得促進及び時間単位年次有給休暇制度の導入について先進事例の横展開を図るなど、企業等へ啓発や社会全体での機運醸成に取り組み、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、応援団と協働した取り組みの充実を図る。 ○応援団交流会の開催などを通じて育児取得者の意識の醸成を図る。 ○「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の取組の推進など、官民協働による少子化対策を県民運動として展開し、より効果的な少子化対策となるように取り組む。 ■応援団の登録数及び育児宣言賛同企業の拡大 ■応援団と協働した取組の充実 ○企業等への啓発(応援団通信等)による情報提供、応援団交流会を通じた取組の支援 ○社会全体での機運醸成(フォーラムの開催、新聞広告) ■若い世代や育児取得者の意識の醸成(応援団交流会や出会い・結婚・子育て支援リーフレットによる啓発)	①県内企業等における育児休業取得率 ②県内企業等における時間単位年次有給休暇制度の導入率 (参考) ①H30:男性:7.6%、女性:95.7% ②R元:29%	①男性:15.8% 女性:97.6%	①(調査なし) ②41.8%	①男性:28.7% 女性:96.2%	①(調査なし) ②(調査なし)	—	①男性:30% ⇒女性活躍アクションプランで上方修正50% 女性:100% ②50%	○男性の育児取得に向けた支援の強化 ・応援団企業の取組の把握と横展開 ・育児研修パッケージとして企業従業員を対象とした研修を開催 ・若い世代を対象とするライフプランセミナーの開催	○アウトプット(結果) ・応援団登録数:1,372団体 ・育児宣言賛同数:1,004団体 ○アウトカム(成果) ①男性:28.7% 女性:96.2% ②43.1% ○育児パッケージ 1育児対話カードゲーム「カジークジー」セミナー開催 R5.9.7～8　かるぼーと4回34人 2企業版両親学級(セミナー)開催 R5.10.3　高知城歴史博物館　50人(うち、オンライン29人) 3育児プチMBA(zoomミーティング) R5.12.4　11人、R6.1.17　13人	「高知家の出会い結婚・子育て応援団」及び育児宣言賛同企業の賛同数は順調に推移 R3年度15.8%→R5年度28.7%12.9ポイント増加。目標達成に向けて引き続き導入促進に取り組む	・育児休業を取得しやすい環境整備を支援する研修会の開催 ・企業ごとの状況やニーズに合った両親学級の実施 ・応援団企業の取組内容の把握と先進事例のPR
I II		(2) (2)	③ ①	31	民間企業等におけるワークライフバランスの推進	従業員のワークライフバランスの推進に積極的に取り組む企業(ワークライフバランス推進認証企業)の増加 ワークライフバランス推進企業認証制度の普及のためのアドバイザーを設置し、認証制度のPR企業内の規定整備の助言、認証に係る申請書類の審査を行う。また、一般事業主行動計画策定の支援を行う。 ・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問、認証制度のPR、認証取得に向けた支援、申請書類の審査 ・認証の要件となる次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援 ・働き方改革優良事例集の作成、配付	延べ認証企業数　615社 (H19～R6累計)	344社 (H19～R元累計)	543社	632社	777社	813社	615社 (H19～R6累計) ⇒女性活躍アクションプランで上方修正840社 ・女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定を支援する企業数　10社 ・女性活躍推進部門の認証企業数60社 ・女性活躍推進部門の認証企業数79社	○アウトプット ・アドバイザーによる新規認証に向けた企業訪問:延べ524社 ○アウトカム ・女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定を支援する企業数30社 ・女性活躍推進部門の認証企業数79社	アドバイザーによる新規認証、更新に向けた企業訪問時に、女性活躍推進法による一般事業主行動計画の周知及び策定支援を行うとともに、女性活躍推進部門の認証取得に向けた支援を行った結果、女性活躍推進部門の認証企業数は79社と大幅に増加した。	引き続き、アドバイザーによる新規認証、更新に向けた企業訪問時に、女性活躍推進法による一般事業主行動計画の周知及び策定支援を行うとともに、女性活躍推進部門の認証取得に向けた支援を推進していく。	
I II		(2) (2)	③ ①	32	イクボスの県内普及による意識啓発	働きやすい職場づくりを進めるため、経済団体との連携等官民協働により、仕事と家庭生活を両立できる職場風土の醸成を目指す。 ・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・イクボスに係る情報の周知 ・経済団体とのタイアップによるセミナー等の開催。 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。	—	—	—	—	—	—	—	新たに養成する「働き方改革コンサルタント」を通じた周知 トップセミナー等による意識醸成	「高知県登録働き方改革コンサルタント」の養成:31名 トップセミナー等による意識醸成のほか、新たに開催したKOCHI Work Style Award2023において、優良事例を表彰	経営者層や管理職の意識醸成には、継続的な啓発が必要。	「高知県登録働き方改革コンサルタント」の増員 KOCHI Work Style Awardへの男性育児推進部門の創設
I II		(2) (2)	③ ①	32	イクボスの県内普及による意識啓発	働きやすい職場づくりを進めるため、経済団体との連携等官民協働により、仕事と家庭生活を両立できる職場風土の醸成を目指す。 ・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・イクボスに係る情報の周知 ・経済団体とのタイアップによるセミナー等の開催。 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。	—	—	—	—	—	—	—	トップセミナー等による意識醸成	○少子化対策県民運動推進事業フォーラムの開催 R5.10.18　ちより街テラス 110人(うちオンライン参加48人)	・経営者層や管理職の意識醸成は一定できたと判断	経営者等の意識啓発は一定できたと判断し、R6年度からは従業員の意識啓発や育児取得しやすい環境作りの取組み強化にシフト。 「31」に吸い上げ

テーマ	取組の柱	取組番号	取組の方向	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）							R5			
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
I II	(2) (2)	③ ①	33	ワークライフバランス推進企業認証制度の広報・普及促進	ワークライフバランス推進企業認証制度の認知度向上	チランシの配布やワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問や優良事例集の配付により、認証制度（一般事業主行動計画を含む）を普及させる。	延べ認証企業数 615社 (H19～R6累計)	344社 (H19～R元累計)	543社	632社	777社	813社	615社 (H19～R6累計) ⇒女性活躍アクションプランで 上方修正840社	医療・福祉、製造業など他業種への拡大に向け、業界団体の協力を得ながら取組を推進するとともに、複数部門認証の取得に向けアドバイザーによる支援を強化していく。 また、専用ホームページを開設することにより制度や認証企業の広報活動を強化し認知度向上につなげる。	○アウトプット ・アドバイザーによる新規認証に向けた企業訪問：延べ524社 ・業界団体等への訪問：3団体 ・重点業種（医療・福祉、運輸、製造業）への訪問：166社） ・WEBセミナーの開催（3回）：64名参加 ○アウトカム ・延べ認証企業数777社（＋145社）	運輸、製造業などの業界団体への訪問の他、アドバイザーの増員等により企業訪問を強化したことや、アドバイザーによる複数部門の認証取得に向けた支援を強化した結果、認証企業数は大幅に増加した。	引き続き医療・福祉、製造業など他業種への拡大に向け、業界団体の協力を得ながら取組を推進するとともに、複数部門認証の取得に向けアドバイザーによる支援を強化していく。 また、アドバイザーをさらに増員するほか、小規模企業や中山間地域への訪問を強化する。
I II	(2) (2)	③ ①	34	商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	（若手後継者育成事業費） 商工会・商工会議所の女性のための各種セミナー、研修会等の開催費の他、地域振興事業に対して助成する。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	講習会等開催回数 年1回以上	0回	3回	4回	6回	2回	講習会等開催回数 年1回以上	①女性部連合会主張発表大会及び講演会（1回） ②青年部女性部合同講習会 中央ブロック・東部ブロック・吾川ブロック講習会・高岡ブロック講習会・幡多ブロック講習会（各1回） ○アウトカム（成果） 地域活性化の先進事例やデジタル化などをテーマにした講演により、女性部員の経営に関する資質向上に繋がった。	○アウトプット（結果） ①R5.4.25 女性部連合会主張発表大会及び講演会（参加者：86名） ②青年部女性部合同講習会 R5.9.7 中部ブロック（44名参加） R5.10.13 吾川ブロック（42名参加） R5.11.7 東部ブロック（26名参加） R5.11.7 西部ブロック（28名参加） R5.11.22 高岡ブロック（49名参加） ○アウトカム（成果） 地域活性化の先進事例やデジタル化などをテーマにした講演により、女性部員の経営に関する資質向上に繋がった。	地域資源の活用した地域活性化やSNSマーケティングなどをテーマにした講演会を実施した。R4年度の参加者数はのべ186名であったが、R5年度はのべ275名が参加しており、より多くの女性会員の資質向上に寄与することができた。	会員のニーズや時流を捉えた講演テーマの選定など、引き続き、県内外の先進的な知見・知識に触れる機会の提供を行っていく。
I II	(2) (2)	③ ①	34	商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	JA大会（令和3年度）で目標として定められた正組合員に占める女性の割合35%以上を目指すことに向けて、各農協での取組が進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。	JA大会で定められた目標値である「正組合員に占める女性の割合が35%以上」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかについて、指導を継続する。	農業協同組合の正組合員に占める女性の割合	30.73%	30.69%	30.67%	30.43%	30.39%	35%	トップヒアリング等の各農協とのヒアリング時に各農協の取組を確認し、必要に応じて指導を実施する。	トップヒアリングで目標未達農協の課題を確認した。 課題：夫婦で農業を営んでいても、夫のみ農協に加入し、妻は未加入であること。 各農協に現状を確認した結果、令和5年3月末から0.24ポイント下落	農家人口の減少により大幅な組合員数増加は見込めないため、農業を営んでいる組合員の妻の農協加入を進める必要がある。 ※①内は女性正組合員数 ◆R5.3における正組合員数 高知県：39,337(11,648) 29.6% 馬路村：424(203) 47.9% 高知市：4,906(1,963) 40.0% 土佐くろしお：3,096(836) 27.0% ◆R6.3における正組合員数 高知県：38,160(11,201) 29.4% 馬路村：419(202)48.2% 高知市：4,751(1,891) 39.8% 土佐くろしお：3,018(811) 30.4%	R5年度のトップヒアリングで出た課題についての各農協の取り組みについて確認し、必要に応じて指導を実施する。
I II	(2) (2)	③ ①	34	商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	女性組合員の加入の啓発に取り組む。 ・常例検査時及び事後指導検査時に啓発	漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合 11%	492人 (10.9%)	446人 (10.7%)	443人 (11.1%)	R7.3月 公表予定	R8.3月 公表予定	600人	組合員増加指導の強化 ・検査実施箇所数＝15か所 ・事後指導検査実施箇所数＝2か所 ・組合員増加について指導	女性組合員にかかわらず、組合員の減少が著しい。（過去5年間(H30～R4)で組合員全体で1,064人減少し、女性組合員の割合は0.57ポイント増加している。）	・常例検査実施予定数＝19か所 ・事後指導検査実施予定数＝11か所	
I II	(2) (2)	③ ①	35	人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施	企業の社会的責任と人権に関する講座を開催し、人権の視点を企業や団体等の活動に取り入れること、男女共同参画意識の醸成を図る。	所属する企業や団体内外での人権啓発研修を通じて、人権尊重の社会づくりに寄与する人材を養成する。	—	—	—	—	—	—	—	・人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業 ・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」：年2回実施 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」：年4回実施	・人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業 ・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」：年2回実施 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」：年4回実施	・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」：「障害者雇用」をテーマとした研修会を2回実施。 ・女性の人権についての研修回数：4回 出席者：235人 ・性的指向・性自認についての研修回数：18回 出席者：437人 ・アンケート結果では、「生活・仕事に活かせる内容であった」との回答が98.1%（目標値：85%）。	・様々な人権課題がある中、啓発効果や集客、社会情勢などを考慮すると実施する一めに偏りが出る。 ・ターゲットとなる層に参加を促す手法を工夫する必要がある。
I II	(2) (2)	③ ①	36	企業等への外部講師派遣事業の実施	受講者の人権問題に関する理解や認識が深まるよう、企業等のニーズに応じ、研修内容を充実させていく。	様々な人権課題に関する正しい認識と理解を深めていただくため、企業等（働く場）のニーズに応じた専門性のある講師を派遣する。	—	—	—	—	—	—	—	企業等に講師派遣事業を周知しながら、ニーズに応じた研修を充実させる。	あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるため、自治体や企業等、各種団体が行う人権啓発研修に研修講師や登録講師を派遣し、研修を行う。	県、市町村、企業、学校などから講師派遣の依頼を受け、研修会を行った。研修回数1,241回 受講者数6,869人 ・女性の人権についての研修回数：4回 出席者：235人 ・性的指向・性自認についての研修回数：18回 出席者：437人 ・ハラスメントについての研修回数：1,123回 出席者：2,759人	・自治体や企業等のニーズに応じた講師派遣を行い、オンライン研修にも積極的に対応した。 ・コロナが落ち着いてきたため、研修のニーズの高まりを感じる。 ・アンケート結果では、「生活・仕事に活かせる内容であった」との回答が98.1%（目標値：85%）。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
I II	(2) (2)	③ ①	36	企業等への外部講師派遣事業の実施	出前講座事業等により企業等への講師派遣事業を実施し、男女共同参画における意識啓発を行う。	働く場への「出前講座」の実施	—	—	—	—	—	—	・広報によるニーズ掘り起こし ・様々なメニューによる県内全域での実施 ・ソーシャル登録のサポーター講師の発掘 ・講座のオンデマンドまたはライブ配信の実施	企業等への出前講座を実施 ・企業 10件 311名参加 ・その他(役場・警察・市社協) 19件 2,408名参加	出前講座の依頼は昨年度と比較して増加	・広報による地域、企業、教育機関、団体、自治体等のニーズ掘り起こし ・男女共同参画の理解浸透のため、様々なメニューにより県内全域で実施 ・ソーシャル登録のサポーター講師の発掘(分野の拡大、地元講師等) ・郡部からも参加しやすいようオンライン配信を実施	
I II	(2) (2)	③ ①	37	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	ハラスメントの防止を図るとともに、職員が相談しやすい環境づくりを推進する	・管理職員等研修及び一般職員向け研修を実施する ・庁内広報紙等を通じた職員へのタイムリーな情報発信	—	—	—	—	—	—	引き続き、庁内広報紙等を通じたタイムリーな情報発信を実施	・年度当初、相談窓口を周知 ・ハラスメント対策研修をオンライン形式(研修DVDデータの配信)により実施 対象者:全職員※ 実施期間:8/17～9/22 受講者数:3,633人 ・啓発式アンケートを実施 対象者:全職員※ 回答者数:3,438人 実施時期:9/11～10/6 ※会計年度任用職員を含む。 (参考:アンケートの結果より) セクハラの定義の認知度 R4 99.5% → R5 99.6% パワハラの定義の認知度 R4 99.6% → R5 99.4% マタハラ等の定義の認知度 R4 98.1% → R5 98.6%	・全職員を対象とした研修を継続して実施してきたことにより、職員のハラスメントに対する知識や認識等は、定着しているところ ・職員に対して、ハラスメントをしない、させないためのポイントを、継続的に注意喚起していく必要がある ・相談しやすい環境づくりのためには、相談窓口の情報を定期的に周知する必要がある	・ハラスメント対策研修を実施する ・庁内広報紙等を活用し、情報発信をする	
I II	(2) (2)	③ ①	37	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	管理職として、自己の人権感覚や指導力が高まり、子どもを取り巻く様々な課題に対して組織的かつ計画的に取り組む姿勢をもつ。	管理職研修において、人権教育に関する研修を実施することで、管理職として人権感覚を高めるとともに、自校の人権教育推進上の課題を見つけ、教育活動に生かすための力量を養う。	受講後アンケートの項目3.5以上(4件法)	3.8 (教頭研修)	3.9 (校長)	3.9 (校長)	3.8 (校長)	3.7 (校長)	3.5以上	新任用校長研修「危機管理」9/27実施予定	○校長研修 9/21「学校運営における法律上の留意点」(受講者54名) ・受講後アンケート「校長職を遂行するうえで役立つ内容であったか」は、3.8(4件法)と高い評価であった。	○校長研修:ハラスメントに関する判例等から、想定されるリスクについての理解が深まった。自身の行動を振り返る機会になったと共に、早期対応、リスク回避の具体的な方策について考える機会となった。法律、学校運営に関する知識が深まったと考える。	○校長研修:次年度も引き続き、弁護士を講師に迎え、新任用校長を対象にハラスメント等の防止に関する内容の研修を計画し、実施する。
I II	(2) (2)	③ ①	37	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	県警察からハラスメントを排除し、働きやすい職場環境を確保する。	ハラスメント防止に関する職場教養等を通じて、相談窓口や支援制度の周知を図り、働きやすい職場環境づくりを推進する。	絶無	—	—	—	—	—	絶無	・ハラスメント相談員を各所属に指定し、ハラスメントの相談を受ける体制を整える。 ・本部警務課主催会議において、幹部に対し、ハラスメント防止等に関する指示を行う。 ・ハラスメント防止に関する研修会を実施する。	・ハラスメント相談員83人の指定 (男性46人、女性37人) ・本部各所属次長及び各副署長等幹部職員に対するハラスメント防止研修会を実施する。 ・全職員向けに「ハラスメント対策ガイドブック」を送付する。 ・ハラスメント対策責任者(警務課長)において、県下警察署に勤務する来年昇任予定者に対するハラスメント防止に関する巡回教養等を実施する。 ・相談件数:セクハラ3件、パワハラ5件	・前年比で、ハラスメント相談件数、認定件数ともに増加した(相談数+1、認定数+1)ことから、各所属への指導・教養を充実させるとともに、相談窓口を全職員に周知させるほか、事案発生時には迅速・適切な調査を実施する。	・数値目標は定めず、引き続き教養・指導を充実させる。
I II	(2) (2)	③ ①	38	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	働きながら子育てしやすい環境づくり	○出産・子育て応援サイトブレマnetを活用し男性の育児参加を促す情報の提供を実施 ○高知県版父子手帳の作成及び配布	出産・子育て応援サイトアクセス件数 (R6より指標をアプリダウンロード件数とする)	43,335	93,666	145,739	560,687	39,482件 (9月末)	(R5) 140,000 (R9) 65,000件	○出産・子育て応援サイトブレマnetのコンテンツの充実(新コンテンツ、子育てインタビュー) ○「子育て応援の店」のアプリ化による市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信を強化し、地域の子育て支援サービス等の利用につなげる。 ○高知県版父子手帳の増刷及び配布	【再掲】取組番号21	【再掲】取組番号21	【再掲】取組番号21
I II	(2) (2)	③ ①	38	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	民間企業等での女性の登用やワークライフバランスの推進の機運が醸成されるようにする。	・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発 ・ワークライフバランスの働きかけ	—	—	—	—	—	—	・女性活躍推進に関するシンポジウムの開催予定(年1回) ・女性活躍推進に関する動画の制作及び配信予定(3本)	・シンポジウム開催(R6.2.21) 【来場者数】248人 【オンデマンド配信視聴数】492 ※ユニーク視聴者数261 ・女性活躍推進に関する動画の制作・配信(3テーマ)	・聴講者アンケート:講演満足度96.9%、今後、女性活躍の推進に取り組んでいきたいと回答98% ・ターゲットである経営層や人事・管理部門の参加が多かったため各社での制度改革の検討に繋がった。	・経営層等の女性活躍や働き方改革への関心を高められたため、今後、具体的な伴走支援へつなげていく必要がある ・時期施策として、実際に女性管理職を育成する取り組みを強化することが必要	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
I II	(2)	(2)	③ ①	38	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	ワークライフバランス推進企業認証制度の周知 ・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問、認証制度のPR ・認証の要件となる次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援 ・関係法令の改正の周知 ・働き方改革優良事例集の作成、配付	延べ認証企業数 615社 (H19～R6累計)	344社 (H19～R元累計)	543社	632社	777社	813社	615社 (H19～R6累計) ⇒女性活躍アクションプランで上方修正840社	【再掲】取組番号33	【再掲】取組番号33	【再掲】取組番号33	【再掲】取組番号33
I II	(2)	(2)	③ ①	39	労働関係法令等の広報・啓発・周知	関係機関と連携し、労働関係法令を周知 企業へ女性活躍推進法や育児・介護休業法等労働関係法令の改正等を広報 ・「労政情報こうち」(年4回発行)、課のホームページへの掲載 ・リーフレット「働くルール知っていますか」の発行 ・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問時の情報提供 ・働き方改革推進支援センターによるセミナー開催や企業からの相談対応などを通じた働き方改革関連法の周知 ・労働環境等実態調査での質問による育児・介護休業法の改正の周知	—	—	—	—	—	—	・就業規則の作成・届出義務のない規模の企業における事業主への啓発・周知に向けた広報 ・賞上げ関連の助成金に関する説明会の開催	○アウトプット ・「こうち労政情報」2,150部作成、配布(年4回) ・リーフレット「働くルール知っていますか」の発行2,500部 ・WLB推進アドバイザーによる新規認証に向けた企業訪問:延べ524社 ・「高知県登録働き方改革コンサルタント」の養成:31名	令和5年度高知県労働環境等実態調査によると育児・介護休業法改正による新制度(産後パパ育休制度など)について、78.4%が認知しており、こうち労政情報等による広報や働き方改革推進支援センターなどの活動により、働き方改革関連法への理解や対応は一定進んできている。	引き続きこうち労政情報等を通じた関係法令の周知や「高知県登録働き方改革コンサルタント」の増員などにより、周知を行っていくほか、企業の取組を支援していく。	
I II	(2)	(3)	① ③	40	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援 (ボランティアセンター事業) ・福祉教育基礎講座の開催 ・ボランティアコーディネーター研修事業の実施	—	—	—	—	—	—	・福祉教育担当者連絡会の開催 ・高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会の開催 ・福祉教育基礎講座の開催 ・福祉教育実践研修の開催 ・ボランティアコーディネーター研修の開催 ・ボランティアチャレンジ体験の実施 ・福祉教育・ボランティア学習協同実践事業の実施	○アウトプット(結果) ①ボランティアチャレンジ体験事業の実施:1回開催(香南市) 計87名 ②・福祉教育基礎講座:8月31日 53名 ・福祉教育実践研修:3月8日 25名 ③ボランティアコーディネーター研修:6月23日 78名 ④福祉教育・ボランティア学習の推進 ・高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会(2回):10月23日、2月15日 ・高知県福祉教育担当者連絡会:7月27日 23名 ・福祉教育・ボランティア学習協同実践事業の実施(本山町、黒潮町) ○アウトカム(成果) ・ボランティアを受け入れるにあたってのコーディネーターの知識、技術が向上 ・小中学生および親子が地域課題について学び、課題解決に向けて考える体験ができた。 ・福祉教育・ボランティア学習の実践において民生委員等と協同した実践が行われ、地域のつながり強化につながった ・福祉教育・ボランティア学習の理論と展開方法について、事例等から学び、基礎的な知識の習得につながった	・若年層から専門職まで段階に応じた事業が実施され、ボランティアセンターの設置・運営に関わる人材が育成されている ・充実した活動となるボランティアプログラムの開発や、継続的な活動に向けたコーディネートなど受け入れ団体のさらなる機能強化が必要 ・多世代が地域で学びを得る場や多様な視点から地域について知ることのできるプログラムの開発、実践が必要	・多様な主体が協働した取組を地域の実状等に応じた形で実施を行い、協同学習、協同実践の仕組みづくりの支援を実施 ・協同学習・協同実践による充実した福祉教育・ボランティア学習プログラムの実施に向けて、福祉教育・ボランティア学習に関する研修の受講対象の拡大 ・教育機関との連携のきっかけづくりとなる、つながりの場の拡大 ・多様な世代が学べる場の創出	
I II	(2)	(2)	① ③	40	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	引き続き各種セミナー等において、参加者ニーズを把握した取組を実施するとともに、NPOの地域課題解決力が高まるように支援する。 (高知県ボランティア・NPOセンター)講座等の学習機会の提供 ・NPO法人設立等相談支援 ・ビビネット(こうちボランティア・NPO情報システム)での情報発信 ・情報誌「手をつなGO」による広報 ・各種研修会等の開催(NPO法人基礎研修、NPO法人実務講座、NPO経営研究会、ファンドレイジングセミナー、ファンドレイザー派遣、ボランティアガイダンス、こうちNPOフォーラムなど) ・ボランティア体験キャンペーン「ナツボラ」開催 など	NPO法人の増加 370法人 ナツボラ参加者 のべ1,200人 NPOセンター登録団体増 600団体 (H31～R5年度) (参考:H29年度) 332法人 のべ920人 491団体	—	340法人	342法人	331法人 のべ1,339人 494団体	(R5年度) 370法人 のべ1,200人 600団体	NPO等への活動活性化、財政基盤強化に向けた支援、情報提供	○アウトプット(結果) 設立等相談件数 769件 各参加者数 ・NPO法人基礎講座 10人 ・NPO実務講座 会計初級編 12人 ・NPO実務講座 税務編 19人 ・NPO実務講座 法務編 15人 ・NPO実務講座 労務編 12人 ・NPO事業報告書セミナー 9人 ・NPO経営研究会研修 延べ36人 ・ファンドレイジングセミナー 9人 ・デジタル化推進セミナー 20人 ・NPOフォーラム 93人 ・行政NPO協働推進セミナー 17人 ・ボランティアコーディネーター研修 78人 ・災害ボランティアセンター運営基礎研修 86人 ・災害ボランティアセンター中堅スタッフ研修 33人 ・災害ボランティアセンター所長予定者会議 36人 ・ボランティアガイダンス 55人 ・夏のボランティアキャンペーン 延べ1,339人 ○アウトカム(成果) 新たなNPO法人の認証 4法人(解散15法人)	アフターコロナに至ってもなお続く活動停滞、研修等の参加者の伸び悩み	第5次社会貢献活動推進計画(R6.3月策定)に基づき、NPOの組織基盤強化、活動活性化に向けて、例年の取組に加えNPO新任役員・スタッフ研修やマネジメント技術強化研修、トライボラ(仮称)、ハバタケプログラム(仮称)などを実施予定。	
I II	(2)	(3)	① ③	40	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	・各市町村においてスポーツ推進委員の活動が活性化している。 ・高知県スポーツ推進委員連絡協議会が主催する研修会への参加者が増加している。 スポーツ推進委員の活動の活性化 ・高知県スポーツ推進委員連絡協議会を通じたスポーツ推進委員研修の実施 ・多世代が参加するスポーツイベント等の拡充に向けた取組の実施	研修会への参加者数	—	42名	118名	110名	30名	研修会参加者数の増加 ○スポーツ推進委員の研修の充実 ・スポーツ推進委員初任者研修(7月) ・スポーツ推進委員研修(12月) ○多世代参加型のスポーツイベントの普及・充実 ・取組の検討・調整・実施(6月～3月)	○スポーツ推進委員の研修の充実 ・初任者研修会の開催(7/30 実技:モルック 参加者:33名) ・高知県研修会の開催(12/9 実技:バウンズボール 参加者:77名) ○多世代参加型のスポーツイベントの普及・充実 ・地区運動会の開催に関するアンケートの実施	○スポーツ推進委員の研修の充実 スポーツ推進委員研修で実施した競技が市町村でも実施されるなど、競技の普及とスポーツ機会の拡充につながった。 ○多世代参加型のスポーツイベントの普及・充実 ・地区運動会はコロナ禍で中止となり再開していない地区がある	・気軽にスポーツを楽しむことのできる機会をさらに拡充していくことが必要 ・多世代が交流できるスポーツイベントなどを通じて、特にスポーツに無関心な層へのスポーツ参加を促進していく	
I	(2)		④	41	男女共同参画に関する県民への研修の実施	出前講座事業等により地域等への講師派遣事業を実施し、男女共同参画における県民への研修を実施することで意識啓発を行う。 「出前講座」の実施	—	—	—	—	—	—	・広報によるニーズ掘り起こし ・様々なメニューによる県内全域での実施 ・ソール登録のサポーター講師の発掘 ・講座のオンデマンドまたはライブ配信の実施	企業等への出前講座を実施 ・県外、県内講師 7件455名参加 ・サポーター講師 39件3,379名参加 ・ソール職員講師 7件558名参加 ・ウェルカムセミナー 6件200名参加	出前講座の依頼は昨年度と比較して増加	・広報による地域、企業、教育機関、団体、自治体等のニーズ掘り起こし ・男女共同参画の理解浸透のため、様々なメニューにより県内全域で実施 ・ソール登録のサポーター講師の発掘(分野の拡大、地元講師等) ・都部からも参加しやすいようオンデマンドまたはライブ配信を実施	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果※年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
I	(2)	④	41	男女共同参画に関する県民への研修の実施	男女ともに地域住民として公民館活動等をととして地域の活動に積極的に参加する。	講習会等による意識の啓発と各種事業の実施による地域活動の推進	高知県公民館連絡協議会研修会における参加者の女性の割合 (参考：R1)19%	—	26.4%	28.2%	33.30%	45.8%	30%以上	各種研修会等の実施とオンデマンド配信の検討	○高知県公民館連絡協議会研修会 参加者数：39名（内女性13名）研修会における女性の割合33.3% ○高知県公民館研究大会 参加者数 89名（内女性33名）研究大会における女性の割合37.1% ○高知県社会教育実践交流会 参加者数104名（内女性41名）交流会における女性の割合39.4%	○高知県公民館連絡協議会研修会、高知県公民館研究大会、高知県社会教育実践交流会において、女性の割合はすべて昨年度を上回った。 ○様々な立場で参加する女性も増えてきているのではないかと考えている。	○高知県公民館連絡協議会研修会 ○高知県公民館研究大会 ○高知県社会教育実践交流会 今後も引き続き市町村の公民館運営協議会の女性役員の参加を促していく。
I	(2)	④	42	人権(女性)に関する講座・研修会開催支援	家庭内暴力は人権問題であるとの認識を県民に周知させ、DV防止につなげる。	人権尊重思想の普及啓発を図り、基本的人権の擁護に資するため、住民を対象とする講演会などの啓発活動に対し補助する。	—	—	—	—	—	—	—	・事業主体団体等と引き続き連携	R5.11月「こうち男女共同参画社会づくり財団主催のDV防止講演会を広報するため、看板を制作し設置した。」(人権擁護啓発事業費補助金による補助を受けた高知県人権擁護委員連合会が看板制作、設置を依頼)	電車通りに面した目立つ位置に設置することで、多くの県民のに講演会を広報することができた。	DV防止を推進し、女性の人権が尊重される社会をつくるため、継続して実施する必要がある。
I	(2)	④	42	人権(女性)に関する講座・研修会開催支援	各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。	—	—	—	—	—	—	—	【再掲】取組番号12	【再掲】取組番号12	【再掲】取組番号12	【再掲】取組番号12
I	(2)	④	43	女性のチャレンジ・エンパワメント支援	職場及び防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施し、男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性育成および支援を行う。	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	—	—	—	—	—	—	—	・女性の活躍応援：企業研修として活用できるよう、平日の日中にライブ配信により実施。 ・エンパワメント講座：休眠預金活用事業により実施。 ・女性防災プロジェクト：休眠預金活用事業により実施。高知市及び四万十市で連続講座（4回）を実施、うち1回は東北地方への被災地視察を行う。 ・共通：講座修了生に対する継続的な人材育成	職場及び防災におけるリーダーとなる女性の育成を行うための事業を実施した。 ・女性の活躍応援 10/22～11/4 オンライン開催 183名参加 ・エンパワメント講座 1回 会場19名、オンデマンド128名 参加 ・女性防災プロジェクト(女性防災リーダー養成推進講座)高知市3回 延べ44名参加、四万十市3回 延べ44名参加 ・女性防災プロジェクト(女性防災リーダー養成推進講座・被災地訪問) 9/8・9/10 29名参加 ・地域連携フォーラム 1回 22名参加 ・防災教室 1回 23名参加	・女性の活躍応援：女性活躍に必要なマインド&スキルアップにつながった。広報を高知県経営者協会に協力してもらい参加者増加につながった。 ・エンパワメント講座：気持ち(心)と動き(体)を変化させ、行動に移していくことで自信を育てるきっかけをみつけてもらうことにつながった。 ・女性防災プロジェクト：講座修了生30名がこうち女性防災リーダーとして登録。	＜女性の活躍応援＞ 男女共同参画の視点を持った女性リーダーを育成する。 ＜女性防災プロジェクト＞ 防災分野への男女共同参画の重要性について県民の理解・浸透を図る。 ＜共通＞ ・講座修了生に対する継続的な人材育成
I II	(2) (1)	①	44	女性リーダーの育成	防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施し、男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性育成および支援を行う。	・女性防災プロジェクトの実施	—	—	—	—	—	—	—	・休眠預金活用事業により実施。 ・高知市及び四万十市で連続講座（4回）を実施、うち1回は東北地方への被災地視察を行う。 ・講座修了生に対する継続的な人材育成	職場及び防災におけるリーダーとなる女性の育成を行うための事業を実施した。 ・女性防災プロジェクト(女性防災リーダー養成推進講座)高知市3回 延べ44名参加、四万十市3回 延べ44名参加 ・女性防災プロジェクト(女性防災リーダー養成推進講座・被災地訪問) 9/8・9/10 29名参加 ・地域連携フォーラム 1回 22名参加 ・防災教室 1回 23名参加	・講座修了生30名がこうち女性防災リーダーとして登録。	・防災分野への男女共同参画の重要性について県民の理解・浸透を図る。 ・講座修了生に対する継続的な人材育成 ・こうち女性防災リーダーの地域活動を支援
II	(1)	①	45	県の審議会等の委員への女性の参画推進	県の政策形成の場において、性別に偏らない意見を反映させるために、審議会等委員へ男女が共同して参画する機会を確保し、男女の構成が均衡になるよう目指す。	・女性人材リストの各課室への情報提供 ・高知県男女共同参画推進本部会などでの協力要請	県の審議会などの委員への女性参画率	30.3%	29.5%	31.4%	31.50%	調査実施済結果取りまとめ中	均衡	・全庁への周知、部局別の女性委員の状況についての共有、事前協議の徹底	・31.5%（597/1895名） ・改選予定の審議会等の担当課に事前に女性委員の登用促進について依頼	委員改選時に片方の性が40%を満たさないときは事前協議が必要となっているが、改選直前の協議となり、十分な検討がされない場合がある。	事前協議にを徹底し、女性委員の登用に向けて、協議を進める。
II	(1)	①	46	人材リストの整備と活用促進	県の審議会等の委員の男女構成を均衡にすることにより、女性の視点を活かした政策の実現	実施調査結果をホームページ、印刷物などで公表	男女構成の均衡	30.3%	29.5%	31.4%	31.50%	下半期に実施予定	均衡	リスト様式の見直し、人材リストの追加	長等の役職に限らない選出を行うよう各所管課に対し働きかけを実施	港湾・漁業・林業等の分野については、専門的な知識を有する又は従事等している女性の人材自体が少なく、人選に苦慮している。	・担当課が幅広い視点で委員を選定できるよう人材リストの充実に努める。
II	(1)	①	47	政治分野への女性の参画に関する情報の提供・啓発	政治分野における方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されていくため、女性参画に関する情報の提供や団体のトップを中心とした意識啓発、人材育成等の支援を行う。	広報誌(ソーレ・スコープ、メルマガ)発行や、各種講演会・研修会の開催	「政治の場」で男女が平等と感じている割合 (参考：R1)16.4%	—	—	—	—	—	25%	・講演、研修会の開催等啓発事業を通じて政治分野への女性の参画に関する情報の提供 ・情報紙やホームページ、SNSによる情報発信や多様な啓発ツールによる意識啓発	・県民企画「植木枝盛の女性解放論」講演会開催へ助成(参加者40名) ・ソーレまつり2024において、シンポジウム「増やせ女性議員！なくせ女性ゼロ議会～土佐町・馬路村・中土佐町の声を再び」をこうち男女共同参画ポレールに委託し開催(参加者32名) ・ホームページに「データで見るこうちの男女共同参画2022」を掲載(アクセス数494)	様々なデータの提供、講演会等企画運営を委託することにより、女性参画の現状及び女性の政治分野への参画拡大の重要性について、県内広域での周知をすることができた。	・講演、研修会の開催等啓発事業を通じて、政治分野への女性の参画に関する情報提供を行う。 ・情報紙やホームページ、SNSによる情報発信や多様な啓発ツールを活用し、意識啓発を行う。
II	(1)	①	48	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進	女性職員の能力開発を支援するとともに、登用や活躍、並びに職域の拡大を一層進める	県職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。	①管理職における女性職員の割合(派遣職員を含む) ②チーフ・班長職以上における女性職員の割合(派遣職員を含む) ③新規採用職員に占める女性割合 (R2.4.1時点) ①12.1% ②24.5% ③33.3%	(R3.4.1時点) ①14.2% (44/309)、 ②26.8% (376/1,405)、 ③50.0% (82/164)	(R4.4.1時点) ①14.6% (43/295)、 ②28.0% (388/1,387)、 ③40.8% (60/147)	(R5.4.1時点) ①17.9% (53/296)、 ②29.4% (406/1,379)、 ③47.1% (81/172)	(R6.4.1時点) ※速報値 ①19.7% (57/289) ②29.7% (409/1,377) ③49.0% (76/155)	(R6.4.1時点) ①19.7% (57/289) ②29.7% (409/1,377) ③49.0% (76/155)	①18%以上 ②30%以上 ③40%維持	「高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げる取組を引き続き推進する。	・合格者交流会や合格者個別面談において、仕事と子育てに励む女性職員の体験談や女性管理職のキャリア形成等を紹介・説明 ・県庁インターンシップにおいて、県の仕事の魅力とともに、男性の育児休業の取得等を推進する「高知県職員子育てサポートプラン」の取組やキャリア形成の仕組みなどを紹介 ・女性職員の管理職へのキャリアアップに向けて、新任補佐研修において呼びかけを実施。	・合格者交流会については、R5年度は合格者78名のうち44名が参加。 また、インターンシップについては計100名が参加。機会を捉えて左記の取組を実施し、参加者の理解を得られた。	・インターンシップや職員採用パンフレット、ホームページ等において、高知県庁の仕事の魅力や女性が活躍できる職場であることの広報を引き続き実施 ・女性受験者の増加に向けて、採用ガイダンスや合格者交流会等の機会を捉えて、同様の広報を引き続き実施

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅱ	(1)	①	48	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進	高知県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を基に、組織全体で継続的に女性教職員の活躍を推進していく。	・教職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。 ・女性の管理職登用について積極的に取り組む。 ・次世代育成、ワークライフバランスの視点を加えた人事評価を実施する。 ・教職員子育てサポートプランを基に父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進める。	①新規採用教職員に占める女性割合⇒均衡状態を保つ ②管理職に占める女性割合⇒教員:30%以上、教育事務職員:均衡状態を保つ ③教職員に占める女性割合⇒均衡状態を保つ ④男性教職員の育児休業取得率⇒R4年度末:30%以上、R6年度末:50%以上 ⑤配偶者の出産休暇及び男性職員の育児参加休暇取得率⇒R6年度末:あわせて5日以上の取得率100%	(R3.4.1時点) ①教員:46.9%、教育事務:100% ②教員:30.8%、教育事務:55.3% ③教員:55.8%、教員以外:64.4% ④R2年度結果:7.3% ⑤R2年度結果:17.4%	(R4.4.1時点) ①教員:48.5%、教育事務:66.7% ②教員:33.7%、教育事務:63.0% ③教員:55.4%、教員以外:63.9% ④R3年度:11.6% ⑤R3年度:18.6%	(R5.4.1時点) ①教員:46.8%、教育事務:60.0% ②教員:38.3%、教育事務:60.0% ③教員:55.3%、教員以外:63.5% ④R4年度:14.2% ⑤R4年度:29.2%	(R6.4.1時点) ①教員:50.0%、教育事務:58.8% ②教員:40.3%、教育事務:61.0% ③教員:55.1%、教員以外:62.9% ④R5年度:32.5%	①R7年度に公表 ②教員:40.3%、教育事務:61.0% (R6.4.1現在) ③教員:55.1%、教員以外:62.9% (R6.4.1現在) ④R7年7月公表 ⑤R7年7月公表	①均衡状態を保つ ②教員:30%以上、教育事務職員:均衡状態を保つ ③均衡状態を保つ ④R4年度末:30%以上、R6年度末:50%以上 ⑤R6年度末:あわせて5日以上の所得率100%	・「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進める。 ・男性の育児休業体験などを配信することにより、男性の育児休業の取得増加に向けた職員の意識改革を図る。	○アウトプット(結果) 実績値のとおり ○アウトカム(成果) 令和6年度管理職選考審査受審者女性率 ・校長:34.5%(全194名、うち女性67名) ・教頭:46.8%(全77名、うち女性36名)	①②③については現時点で目標値を達成出来ている。 ④⑤については、目標は達成していないが、年々取得率は向上している。今後さらに取組を推進していく必要がある。	①②③については現状の取組を維持し、女性の活躍を引き続き推進する。 ④⑤については「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、取得推進を行っていくとともに効果の検証を行う。
				女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進	女性警察職員に対して、早期にキャリア形成を行えるよう計画的な人材育成を推進し、適性のある女性警察職員を組織の中核ポストに登用するなど女性の視点も反映した警察運営を推進する。	○女性警察職員のキャリア形成に資する研修会の開催等により昇任意欲の向上に努める。 ○女性警察職員の個々の能力・実績を踏まえた人材登用を推進する。	○女性警察官に占める巡査部長以上の割合を40%以上 ○補佐級以上の一般職員に占める女性の割合を40%以上	(R3.4.1時点) 38.8% (69/178) 、40% (24/60)	(R4.4.1時点) 38.0% (70/184) 、41.9% (26/62)	(R5.4.1時点) 38.3% (70/183) 45.6% (26/57)	(R6.4.1時点) 38.7% (75/194) 46.3% (25/54)	(R6.9.30時点) 39.4% (76/193) 47.4% (27/57)	ともに40%以上	・女性警察官のキャリアアップ等に関する価値・当直に係る事項について、昨年度に定めた内容に沿い実行し、検討を行う。 ・女性警察官の適切な配置・効果的な運用について検討し、年度内に実証配置を行う。	アウトプット(結果) ・女性活躍プロジェクトチームにおいて、女性幹部等の配置ポストの拡大について検討した。 数値は(R5)のとおり。 ・育児中の女性警察官の当直等の調整に本部が積極関与することとした。 アウトカム(成果) ・警察官の所属長・次長等の幹部への登用状況4人(前年度+0であるが1人警視昇任(女性警察官として3人目)) ・警察職員の所属長登用 1人 ・本部の調整の結果、新たに4人の育児中の女性警察官が当直勤務従事可能となった。	・女性警察職員の幹部登用は目標値へ近づいているものの、微増状態であり、職域拡大の速度が影響していると考えられる。 ・女性警察官の当直等の支援は、組織全体としての調整が有効であると考えられた。	・女性警察職員のさらなる職域の拡大に努める。 ・育児中の女性警察官の当直等については、引き続き本部が積極関与して調整を図り、育児中の警察官が当直等に従事しやすい職場環境を構築する。
Ⅱ	(1)	①	49	市町村職員の女性管理職への登用促進	・全ての市町村職員が、研修等を通じて男女共同参画に関する正しい知識を持ち、自ら考え行動することができ。 ・各地市町村において、特定事業主行動計画に基づく女性職員の任用や働きやすい職場づくりに取り組み、女性が十分に能力を発揮し活躍できる職場環境の実現を目指す。	【こうち人づくり広域連合】 ・男女共同参画に関する研修に、より多くの市町村職員が参加できるよう取り組む。 【市町村振興課】 ・女性活躍推進法に基づく情報公表等について、毎年度各市町村に対し情報提供・助言等していく。	—	18.5% (参考)	19.6%	20.1%	R5年度より調査項目から除外となったため数値不明	R5年度より調査項目から除外となったため数値不明	—	【こうち人づくり広域連合】 セクシャルハラスメント研修(階層別基本研修の中で実施) (受講予定者計:864名) 【市町村振興課】 女性活躍推進法に基づく男女の給与・差異の公表について、市町村に情報提供を行う。	【こうち人づくり広域連合】 ・研修参加者 796名/864名＝92.13% 【市町村振興課】 ・女性活躍推進法に基づく男女の給与と差異の公表に関する国等からの情報を市町村へ提供	・研修については予定通り実施され、予定の約9割以上が出席。 ・情報公表については、全市町村が公表できている。	次年度も引き続き、情報提供や助言等を実施しながら研修等にも協力していく。
Ⅱ	(1)	①	50	市町村の審議会等委員への女性の参画促進	市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	市町村の審議会等委員への女性の参画促進のために指導、周知を行う。	—	27.9%	28.9%	29.6%	29.50%	集計結果待ち	—	訪問の機会を活用するなどして、市町村へ女性委員を登用するよう周知する。	審議会等委員への女性の登用状況:29.5%	令和2年度と比較して1.6%上昇	市町村へ女性委員を登用するよう周知する。
Ⅱ	(1) (2)	② ①	51	経済団体と連携した女性の登用・継続就業の促進	女性がキャリアを積み重ねながら能力を発揮し、登用等がなされるよう促進を図ることで、本県における経済の活性化を図る。	・経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 ・女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ・ワークライフバランスの働きかけ ・経済団体と連携した、セミナー・アンケートの実施	—	—	—	—	—	—	—	・女性活躍推進に関するシンポジウムの開催予定(年1回) ・女性活躍推進に関する動画の制作及び配信予定(3本)	【再掲】取組番号38	【再掲】取組番号38	【再掲】取組番号38
Ⅱ	(1) (2)	② ①	52	民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発	女性がキャリアを積み重ねながら能力を発揮し、登用等がなされるよう促進を図ることで、本県における経済の活性化を図る。	・イクボスの普及のための広報、周知 ・男女がともに働きやすい職場づくりセミナー開催 ・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの配布 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。経済団体と連携した、セミナー・アンケートの実施	—	—	—	—	—	—	—	・女性活躍推進に関するシンポジウムの開催予定(年1回) ・女性活躍推進に関する動画の制作及び配信予定(3本)	【再掲】取組番号38	【再掲】取組番号38	【再掲】取組番号38
Ⅱ	(1) (2)	② ①	53	トップへの啓発、意識改革	女性がキャリアを積み重ねながら能力を発揮し、登用等がなされるよう促進を図ることで、本県における経済の活性化を図る。	・経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 ・女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ・ワークライフバランスの働きかけ	—	—	—	—	—	—	—	・女性活躍推進に関するシンポジウムの開催予定(年1回) ・女性活躍推進に関する動画の制作及び配信予定(3本)	【再掲】取組番号38	【再掲】取組番号38	【再掲】取組番号38
Ⅱ	(1) (2)	② ①	54	商工会議所女性会・商工会女性部の育成と活動支援	(若手後継者育成事業費) 商工会・商工会議所の女性のための各種セミナー、研修会等の開催費の他、地域振興事業に対して助成する。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	講習会等開催回数 年1回以上	0回	3回	4回	6回	2回	講習会等開催回数 年1回以上	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	55	農業協同組合女性部の育成と活動支援	JA大会（令和3年度）で決議された取り組み（「全JA女性組織メンバーの組合員加入」運動、フレッシュミズ組織、目的別組織の設置促進、JA女性組織と女性農業委員等の外部組織との連携等）について、ヒアリング等を通じて取組状況を把握し、指導を行う。	JAグループが策定した、女性の活躍推進に関する取組について、支援を継続する。	—	—	—	—	—	—	トップヒアリング等の各農協とのヒアリング時に各農協の取組を確認し、必要に応じて指導を実施する。	トップヒアリング及び総会資料等を通じて現状確認 新型コロナウイルスの5類移行により休止していたイベントの開催等を確認した。 また、イベント等の開催だけでなく、女性部の要望を受けた、調理用バイラー導入等の組織活性化についても確認した。	各農協が女性部組織活性化のため、引き続き対話や支援、PR等の取り組みを実施していく必要がある。 ※0内は女性正組合員数 ◆R5.3における正組合員数 高知県：39,337(11,648) 29.6% 馬路村：424(203) 47.9% 高知市：4,906(1,963) 40.0% 土佐くろしお：3,096(836) 27.0% ◆R6.3における正組合員数 高知県：38,160(11,201) 29.4% 馬路村：419(202)48.2% 高知市：4,751(1,891) 39.8% 土佐くろしお：3,018(811) 30.4%	女性部組織との対話及びそれを受けての対応及び女性部員の人員確保支援について確認し、必要に応じて指導していく。	
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	56	漁業協同組合女性部の育成と活動支援	女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	漁協女性部の育成と活動支援 ・常例検査時及び事後指導検査時に、女性組合員の加入の啓発に取り組む。	漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合 11%	492人 (10.9%)	446人 (10.7%)	443人 (11.1%)	R7.3月 公表予定	R8.3月 公表予定	600人	・組合員増加指導の強化 ・女性部からのニーズを踏まえた活動支援	・検査実施箇所数＝15か所 ・事後指導検査実施箇所数＝2か所 ・組合員増加について指導	女性組合員にかかわらず、組合員の減少が著しい。（過去5年間(H30～R4)で組合員全体で1,064人減少し、女性組合員の割合は0.57ポイント増加している。）	・常例検査実施予定数＝19か所 ・事後指導検査実施予定数＝11か所
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	57	女性消防団員の入団促進と活動支援	・消防団を中核とした地域防災力の充実強化	消防団員の定数確保対策と運動した女性消防団員の入団促進の取組 ・消防団の実態把握 ・市町村への働きかけ ・定数確保対策（支援地区での広報活動、消防協会による意見交換会の開催等）	女性消防団員の構成割合 10%(女性/全体) (R8)	—	3.8%	4.0%	4.00%	4.10% (R8) 10%	—	・支援地区（いの町）での定数確保対策の実施 ・女性消防団員等に向けた研修事業の実施（7/8、12/10）	①協議会の開催、横断幕、のぼり旗及びチラシ等の広報資材の作成、「いの町消防・防災フェス」及び年末警戒等のイベント開催 ②女性消防団員等に向けた研修事業の実施（R5/7/8、11/29、12/10） ③消防ポータルサイト「高知家消防ネット」の構築（R6/02/01）	①事業の実施により、地域住民の消防団活動への理解に繋がった。しかし、令和6年4月1日現在の実員数は323人であり、条例定数の451人には依然大きく不足していることから、来年度以降も継続して取組む必要がある。 ②女性消防団員等に向けた研修事業の実施（R5/7/8、11/29、12/10） ③令和6年3月の月間アクセス数は10,064PVであった。引き続き当ポータルサイトの周知に取り組むほか、閲覧者である将来の団員候補者の興味を引くようなコンテンツの造成に努める必要がある。	①消防団員数の減少に歯止めをかけるべく、県と市町村が連携して行う定数確保に向けた広報活動や勧誘活動を行う。 ②次年度も引き続き女性消防団員等に向けた研修事業を実施し、女性消防団員の意欲増加や定着化を図る。 ③消防ポータルサイト「高知家消防ネット」を活用した情報発信を行い、消防団の認知度向上を図る。
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	58	大学生に向けたキャリア形成支援事業	これから就職する学生を対象に、仕事を含めた自らの人生の多様な選択肢について考える講座を、高知大学・県立大学と連携して実施する。	大学と連携して男女共同参画講座やキャリア形成支援のための講座を実施	—	—	—	—	—	—	—	・キャリア形成授業の実施 ・対象者拡大の検討	高知県立大学性・高知大学生を対象にキャリア形成授業を実施 ・高知県立大学2回：参加159名 ・高知大学1回：参加44名	キャリア形成に向けた具体的な情報の提供や自己啓発につながる支援を行うことができた。	高知大学及び高知県立大学で実施する。
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	59	農業委員会女性ネットワークの活動支援	・女性農業委員の増加 ・農業委員会活動の活性化	・農業委員会女性ネットワークによる任命権者の市町村長への女性登用の働きかけを支援 ・農業委員会研修会において女性登用の理解を促進 ・市町村長への働きかけ（随時） ・研修会による理解促進（随時）	女性農業委員数	60人	63人	65人	69人	70人	80人	・令和5年改選予定の市町村への訪問または文書による啓発（19市町村（4～12月）） ・令和6年改選予定の市町村への訪問または文書による啓発（10市町村（1～3月））	○アウトプット（結果） ・令和5年度内に農業委員の改選を予定している市町村のうち、女性農業委員の割合が20%未満の市町村に対して、女性農業委員登用を要請するための訪問を実施（土佐市、須崎市、香南市、仁淀川町（9月）） ○アウトカム（成果） ・令和4年度に巡回訪問を実施した、宿毛市、奈半利町、安田町、北川村で女性委員が1名ずつ増加。（宿毛市は0名から1名増。現在は、須崎市以外の全市町村で女性委員が1名以上在籍している。）	・農業委員は、農地法等に関する知識や地域の現状についての知識が必要であり、人材が不足している。 ・女性農業委員の登用については、地域や家族の理解が不足しており、啓発等の取り組みが必要。	・令和6年度に農業委員の改選を予定している市町村を訪問し、女性登用の働きかけを行う。 ・他県での取組事例の共有
Ⅱ	(2)	①	60	働き方改革の推進	県内企業の働き方改革の取り組みの促進	働き方改革を進めるための意識醸成、企業の体制づくり・人づくりに向けた支援、企業の生産性向上に向けた支援、ロールモデルの横展開、ウィズコロナ時代に対応した働き方の推進 ・働き方改革推進支援センターによる企業の労働条件等の整備に向けた支援 ・ワークライフバランス推進企業認証制度の普及拡大 ・労働環境等実態調査の実施（2年周期） ・キャンペーンやセミナーの実施、企業のコンサルティング、優良事例集の作成、配付	年次有給休暇取得率 70%(R6) （参考：R元）56.1%	—	56.40%	— （隔年調査）	67.6%	— （隔年調査）	(R6) 70%	機運醸成の取組として、引き続きトップセミナーを開催するとともに、社会保険労務士等を働き方改革コンサルタントとして養成し、県内企業の取組を伴走支援する体制を構築する。	○アウトプット ・働き方改革トップセミナー（6/2 109社 151名、11/28 77社 100名） ・高知県登録働き方改革コンサルタント養成数 31名 ・働き方改革コンサルタントによる伴走支援企業数 17社 ・WLB推進アドバイザーによる新規企業訪問 延べ524社 ○アウトカム WLB推進延べ認証企業数777社 年次有給休暇取得率67.6%	年次有給休暇取得率は、前回（R3）調査（56.4%）を大幅に上回る67.6%となるなど、ワークライフバランスの推進に関する企業の取組は一定進みつつある。今後は、ワークライフバランスの推進に加えて、多様な働き方の導入や生産性の向上などに向けた支援についても強化していく必要がある。	機運醸成の取組として、引き続きトップセミナーやKOCHI Work Style Awardを開催するほか、高知県登録働き方改革コンサルタントの増員等により、県内企業の取組を伴走支援する体制を拡充していく。
Ⅱ	(2)	①	61	育児休業等の取得促進、時間単位年次有給休暇制度の導入に向けた取組支援	○平成28年3月に創設した「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の登録数及び「育児休業・育児休業取得促進宣言」に賛同する企業数の増加を図る。 ○育児休業の取得促進及び時間単位年次有給休暇制度の導入について先進事例の横展開を図るなど、企業等へ啓発や社会全体での機運醸成に取り組み、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、応援団と協働した取り組みの充実を図る。 ○応援団交流会の開催などを通じて育児取得者の意識の醸成を図る。	○「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の取組の推進など、官民協働による少子化対策を県民運動として展開し、より効果的な少子化対策となるように取り組む。 ■応援団の登録数及び育児宣言賛同企業の拡大 ■応援団と協働した取組の充実 ○企業等への啓発（応援団通信等による情報提供、応援団交流会を通じた取組の支援） ○社会全体での機運醸成（フォーラムの開催、新聞広告） ■若い世代や育児取得者の意識の醸成（応援団交流会や出会い・結婚・子育て支援リーフレットによる啓発）	①県内企業等における育児休業取得率 ②県内企業等における時間単位年次有給休暇制度の導入率 （参考） ①H30 男性:7.6% 女性:95.7% ②R元 29%	①男性: 15.8% 女性: 97.6% ②(調査なし)	①(調査なし) ②41.8%	①男性: 28.7% 女性: 96.2% ②43.1%	①(調査なし) ②(調査なし)	—	(R6) ①男性: 30% ⇒女性活躍アクションプランで上方修正 50% 女性: 100% ②50%	○男性の育児取得に向けた支援の強化 ・応援団企業の取組内容の把握と先進事例のPR ・人事管理担当者を対象とする研修会の開催 ・若い世代を対象とするライフプランセミナーの開催	【再掲】取組番号31	【再掲】取組番号31	【再掲】取組番号31

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅱ	(2)	①	61	育児休業等の取得促進、時間単位年次有給休暇制度の導入に向けた取組支援	ワークライフバランスや働き方改革に取り組む企業の増加	働き方改革を進めるための意識醸成、企業の体制づくり・人づくりに向けた支援、企業の生産性向上に向けた支援、ロールモデルの横展開、ウィズコロナ時代に対応した働き方の推進 ・働き方改革推進支援センターによる企業の労働条件等の整備に向けた支援 ・ワークライフバランス推進企業認証制度の普及拡大 ・労働環境等実態調査の実施(2年周期) ・キャンペーンやセミナーの実施、企業のコンサルティング、優良事例集の作成、配付	県内企業等における育児休業取得率(男性) (参考)H30 7.6%	15.80%	(調査なし)	28.7%	(調査なし)	—	(R6) 30% ⇒女性活躍アクションプランで上方修正 50%	機運醸成の取組として、引き続きトップセミナーを開催するとともに、社会保険労務士等を働き方改革コンサルタントとして養成し、県内企業の取組を伴走支援する体制を構築する。	○アウトプット ・働き方改革トップセミナー(6/2 109社 151名、11/28 77社 100名) ・高知県登録働き方改革コンサルタント養成数 31名 ・働き方改革コンサルタントによる伴走支援企業数 17社 ・WLB推進アドバイザーによる新規企業訪問 延べ524社 ○アウトカム WLB推進延べ認証企業数777社 県内企業等における育児休業取得率(男性)28.7% 時間単位の年次有給休暇制度の就業規則等への規定率 43.1%	年次有給休暇取得率、男性の育児休業取得率や時間単位年休制度の規定率は、前回調査から増加しており、ワークライフバランスの推進に関する企業の取組は一定進みつつある。今後は、小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援体制を強化していく必要がある。	ワークライフバランス推進アドバイザーの増員等により、小規模企業や中山間地域に所在する企業に対する支援を強化するほか、高知県登録働き方改革コンサルタントの増員等により、県内企業の取組を伴走支援する体制を拡充していく。
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	仕事と家庭生活が両立できる職場環境づくりを推進する	R2.3に策定した「高知県職員子育てサポートプラン～みんなでつくろう！お互いに理解し助け合える職場環境～」に基づき、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりに努める	①育児休業取得率 男性:50%、女性:100% ②配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得 100% 【R5.7追記】目標上方修正(R6目標) ①育児休業取得率 男性:50%→85%(1週間以上の取得)に引上げ、女性:100% ②配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得 100%	①男性: 61.2% ①女性: 100% ②68.7%	①男性: 70.4% ①女性: 100% ②76.1%	①男性: 73.7% ①女性: 100% ②71.1%	①男性: 84.1% ①女性: 100% ②59.8%	(R6.3月末時点) ①男性: 81.7% (1週間以上の取得) ①女性: 100% ②64.6%	①男性: 85%(1週間以上の取得)、女性:100% ②100%	引き続き、子育て期の職員に対して、管理職員からのフォロー(制度利用に関する意向確認等)を行う	・年度当初の管理職員を対象とした服務関係説明会や階層別職員研修において、「子育てサポートプラン」の取組を周知 ・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、イントラネット等に掲載 ・子どもが生まれる男性職員に対して、休暇・休業の取得勧奨、取得計画の作成、バックアップ体制の構築といった一連の取組「育休等取得支援プログラム」を実施 ○育児休業取得者(R6.3月末時点) 男性 84.1%(69/82) 女性 100%(50/50) ○配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得(R6.3月末時点) 59.8%	仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりのために、取組を継続する必要がある	R2.3に策定した高知県職員子育てサポートプランに基づき、子育て世代が安心して子どもを生み、育てられるよう職場の中で協力し「お互いに理解し助け合える職場環境」づくりに努める。
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	仕事と家庭生活が両立できる職場環境づくりを推進する	R2.3に策定した「高知県職員子育てサポートプラン～みんなでつくろう！お互いに理解し助け合える職場環境～」に基づき、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりに努める。	①育児休業取得率 男性:50%、女性:100% ②配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得 100%	①男性: 200% ①女性: 100% ②100%	①男性: 40% ①女性: 100% ②60%	①男性: 100% ①女性: 100% ②33%	①男性: 100% ①女性: 100% ②50%	①男性: 300% ①女性: 100% ②100%	①男性: 50% ①女性: 100% ②100%	引き続き、子育て期の職員に対して、管理職員からのフォロー(制度利用に関する声かけ等)を行う。	・年度当初の管理職員を対象とした服務関係説明会や階層別職員研修において、「子育てサポートプラン」の取組を周知。 ・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、イントラネット等に掲載。 ・子どもが生まれる男性職員に対して、休暇・休業の取得勧奨、取得計画の作成、バックアップ体制の構築といった一連の取組「育休等取得支援プログラム」を実施。 ○育児休業取得者数(教育委員会事務局職員/R5年度実績) 男性3名 女性1名	仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりのために、取組を継続する必要がある。	R2.3に策定した高知県職員子育てサポートプランに基づき、子育て世代が安心して子どもを生み、育てられるよう職場の中で協力し「お互いに理解し助け合える職場環境」づくりに努める。
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	・教職員であると同時に父親や母親という立場にもある教職員が、しっかりと大切な子どもたちを育てることができる職場環境作り。	・男性教職員の育児休業等の取得率を上げるため、取得勧奨・制度の周知を行う。 ・特に子どもが産まれた時の配偶者の出産休暇等の取得を促進する。	①男性教職員の育児休業取得率 R4年度末:30%以上 R6年度末:50%以上 ②配偶者の出産休暇及び男性教職員の育児参加休暇取得率 R6年度末、あわせて5日以上の取得率100%	①10.9% ②28.3%	①10.7% ②33.9%	①20.5% ②43.2%	①33.3% ②47.6%	①R7年度に公表 ②R7年度に公表	①R4年度末:30%以上、R6年度末:50%以上 ②R6年度あわせて5日以上の取得率 100%	・「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進める。 ・「育児に関する休暇取得支援プログラム」に基づく面談シートの提出を含め、管理職による面談を確実に実施することで育児休業等の取得促進を図る。 ・男性の育児休業体験談などを配信することにより、男性の育児休業の取得増加に向けた職員の意識改革を図る。	①男性教職員の育児休業取得率:33.3% ②配偶者の出産休暇及び男性職員の育児参加休暇あわせて5日以上の取得率:47.6%	目標は達成していないが、①②ともに取得率が向上しており、一定の効果があがってきている。引き続き、取得を推進していく必要がある。	「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、男性職員の育児休業等についての取得推進を図っていくとともに、効果の検証を行う。
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	・男性職員の育児休業の取得推進。	○育児をする職員に対する職場の理解を深める施策の推進 ○各種休暇制度の奨励 ○育児休業からの職場復帰支援制度の利用促進を図る。	男性の育児休業取得率	13.5% (13/96)	41.9% (36/86)	47.7% (42/88)	60.4% (55/91)	87.5% (35/40)	(R8) 50%	・各種制度利用の奨励及び理解を促進する。 ・職場復帰支援制度の活用について奨励する。 ・各所属に連絡を行い休暇等の取得を促進する。	アウトプット(結果) 数値(R5)のとおり。 アウトカム(成果) ・男性職員の育児休業所得率の大幅増加(目標値達成) ・職場復帰前研修制度利用者 4人 ・育児面談シート提出 男性74件 女性22件	・男性の育児休業取得率の大幅増加(目標値達成)については、幹部職員に対する指導教養による影響が大きいと考えられた。 ・配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合計5日以上取得できた男性職員は91人中86人(取得率94.5%)であったが、未達成の5人についても、3～4日の休暇取得をしていることから、幹部等による取得状況の把握が甘い部分があったと考えられた。	・引き続き、職員に対し育児休業等制度の周知を行うとともに意識改革を図る。 ・本部による育児休暇等取得対象職員の把握を徹底する。
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	介護休暇を取得しやすい環境づくりを推進する	・職員へイントラネット等により制度を周知し、介護休暇を取得しやすい環境づくりに努めていく	—	—	—	—	—	—	—	引き続き、イントラネット等による制度の周知を行う	・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、イントラネット等に掲載 ○介護休暇取得者数(R6.3月末時点) 1名	継続して、分かりやすい制度周知に努めていくことが必要	職員に介護休暇制度を周知し、取得しやすい環境づくりに努めていく。
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	介護休暇を取得しやすい環境づくりを推進する	・職員へイントラネット等により制度を周知し、介護休暇を取得しやすい環境づくりに努めていく。	—	—	—	—	—	—	—	引き続き、イントラネット等による制度の周知を行う。	・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、イントラネット等に掲載。 ○介護休暇取得者数 0名(教育委員会事務局職員)	継続して、分かりやすい制度周知に努めていくことが必要。	職員に介護休暇制度を周知し、取得しやすい環境づくりに努めていく。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	全ての教職員にとって、仕事と家庭生活(家事・介護・子育て等)を両立しやすい職場環境づくりを目指す。	・教職員への介護休業制度の周知。管理職が制度を十分理解し、協力する職場環境の醸成。	—	—	—	—	—	—	・子育てサポート面談時に「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を配布する事と定め、育児と同様に介護への支援制度の周知を図る。 ・グループウェアキャビネットに同ハンドブックを格納し、職員がいつでも閲覧出来る状況にしておく。	・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、グループウェアキャビネット等に掲載。 ○介護休暇取得者数7名(県立学校職員)	引き続き、分かりやすい制度周知が必要。	子育てサポート面談時に「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を配布すること、引き続きグループウェアキャビネットに同ハンドブックを格納しておくことにより、介護休業制度の周知を図る。	
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	・これまでの取組を引き続き実施するとともに、介護に関する制度や休暇について周知する。	○全職員に対し、介護休暇制度に関する警務課レターへの配布を行うなど、制度を利用する職員への理解を深め、互いに協力し合える職場環境づくりに取り組む。	—	—	—	—	—	—	・制度を利用するための要件等を周知する。	・育児・介護のための両立支援制度ハンドブックを掲示板に掲載し、各種制度利用の奨励した。 ・取得についての相談等があった場合に取得要件、運用方法等を教示した。	引き続き、制度の概要や要件等を周知する必要がある。	・各種研修会で教養を実施し、介護休業制度の周知する。	
Ⅱ	(2)	①	65	福祉介護就労環境改善事業	安心して長く働ける職場に変革するとともに、利用者と職員双方に優しいケアの実現	○ノーマーケティングケアの取組拡大に向けた普及 ○福祉機器・ICT機器等の導入支援 ・リーダー・指導者等養成研修・フォーラムの開催・優良事例表彰・業務改善アドバイザーの派遣	介護事業所におけるノーマーケティングケア実践率 50% (R7) ※3年毎に実施している介護事業所実態調査より。 (参考：R元11月調査)31.5%	—	—	37.7% (R4.11月調査)	—	—	50%	・取組の更なる普及に向けて種別協議会の総会等で、ノーマーケティングケアの事業趣旨や事業説明を実施 ・介護福祉機器及び介護ロボットの導入支援を拡充 ・ICT導入促進セミナーやアドバイザーによる個別相談会の実施	・マイスター養成数:69人 ・技術リーダー養成数:19人 ・高知県介護福祉機器等導入支援事業費補助金交付事業所数:66事業所	・R7年度にノーマーケティングケア実践率50%を達成するためには取組のさらなる普及が必要。 ・福祉機器等の導入支援事業については、R5年度66事業所で機器等の導入が進んだ。	・ノーマーケティングケアの更なる普及のため、種別協議会の総会等で事業の必要性や事業説明を行う。
Ⅱ	(2)	①	66	福祉・介護人材の定着促進・離職防止	良好な福祉・介護職場の整備による職員の離職防止と福祉・介護業界のイメージアップによる新たな人材の確保	○代替職員の派遣 研修参加や仕事と子育ての両立支援のための代替職員の派遣 ○福祉・介護就労環境改善事業【再掲(事業No.65)】 ○福祉・介護事業所認証評価制度の取得促進【再掲(事業No.78)】	認証取得事業所数 550事業所 (H30～R7)	242事業所 (H30～R2累計)	236事業所	254事業所	223事業所 (H30～R5累計)	223事業所 (H30～R6上半期累計)	550事業所 (H30～R7累計)	・代替職員の派遣を実施し、研修参加や仕事と子育ての両立のための環境整備を推進 ・認証評価制度に関する一般県民向けの広報活動を強化することで、業界のイメージアップを図るとともに、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む意欲を醸成	○アウトプット(結果) ・代替職員派遣事業所数:24事業所 ・新規認証法人数:2法人 ○アウトカム(成果) (R6年3月末時点) ・認証法人(認証を取得した法人):40法人223事業所 ・参加宣言(認証取得に向けて取り組む意思表示をしている法人):45法人165事業所	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による研修受講者数の減少に伴い、代替職員派遣の活用事業所も減少した。 ・新規認証申請法人が減少傾向にあるため、福祉・介護事業所の認証取得に向けたインセンティブ向上を図っていく必要がある。	・代替職員の派遣を引き続き実施し、研修参加のための環境整備を推進する。 ・認証評価制度に関する一般県民向けの広報活動を強化することで、業界のイメージアップを図るとともに、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む意欲を醸成する。
Ⅱ	(2)	①	67	就職支援相談センター(ジョブカフェ)事業	高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこうち)において、きめ細やかな相談を始め、求職者の状況や段階に応じた支援を通じて、ミスマッチのない円滑な就職と職場定着につなげ、県内企業における人材の確保・育成・定着を図る。	支援対象者の掘り起こし・窓口誘導から、求職者の状況や段階に応じた就職支援、就職後のフォローアップまで、体系的・連続的な個別就職支援を行う。 ＜支援対象者の掘り起こし・窓口誘導＞ 広報(広報誌、メールマガジン、SNSを通じたWEB広告等によりHPへ誘導)、出張相談会 ＜求職者の状況や段階に応じた就職支援＞ 就職相談(対面・電話・オンライン)、少人数セミナー、職場体験講習、ジョブチャレンジ、グループワーク【就職氷河期世代向け】講話、座談会 ＜定着支援＞ 個別のアフターフォロー、就職内定者(高卒)向けセミナー、新社会人向けセミナー、中小企業向けセミナー【就職氷河期世代向け】就職氷河期世代向けセミナー	【R3】34歳以下と35歳～50歳(氷河期世代)でそれぞれ設定 ①就職支援計画書を作成した求職者のうち6ヶ月以内の就職率 70%(共通) ②職場体験講習受講者の就職率 70%(氷河期世代は60%) ③職場体験講習受講者の就職3か月時点の定着率 80%(共通) (注記)氷河期世代の対象年齢は毎年1歳ずつ上がる	①71.8% ②61.4% ③76.1%	(34歳以下/氷河期世代) ①70.3% /79.7% ②58.1% /80.0% ③82.6% /95.5%	(35歳以下/氷河期世代) ①69.4% /73.6% ②66.7% /73.1% ③75.0% /78.9%	(36歳以下/氷河期世代) ①74.9% /79.7% ②69.7% /57.9% ③73.9% /75.0%	(37歳以下/氷河期世代) ①60.2% /65.1% ②91.7% /66.7% ③66.7% /62.5%	※単年度ごとに目標を設定 就職氷河期世代の利用者の更なる拡大 ・広報の強化(テレビCMの通年放送、リスタイング広告等) ・企業との「出会いイベント」の開催回数増(1→2回) ・大型商業施設での出張相談会回数増(1→2回) 若年層の自己理解・職業理解の促進	○アウトプット ・相談件数:2,225件、相談実人数:641人 ・新規登録者数:957人 ・就職支援計画書作成件数:305件 ・職場体験講習受講者数:のべ57人(実52人) ・ジョブチャレンジ受講者数:のべ68人(実41人) ○アウトカム ・就職者数:664人 * 併設HW含む ・うち職場体験講習の就職者数:34人(うち正規雇用24人) ・うちジョブチャレンジの就職者数:16人	・相談実人数は減少したが、新規登録者数、就職支援計画書の作成件数、就職者数は増加している。 ・傾向として、ジョブカフェへの来所相談が減少し、出張相談会や少人数セミナーにおける相談が増加。 ・就職氷河期世代において職場体験講習の受講者や採用者が減少している。受入企業数は増加しているため、要因の分析が必要。	・電車内広告、月刊誌広告等、さらなる情報発信・広報の強化により、就職氷河期世代の相談の更なる掘り起こしを図るとともに、出張相談会や少人数セミナー等現場での相談を強化し、職場体験講習やジョブチャレンジ等の支援につなげる。 また、職場体験講習やジョブチャレンジ受講者のフォローアップを強化し、企業が求める人材とのミスマッチが生じていればその要因を分析する。	
Ⅱ	(2)	①	68	人材の育成(地域産業の担い手)	各産業分野で働く方々が研修に多数参加し、学んだことを自身の事業に活用できるようになる。	・土佐MBAを継続実施 ・県内企業の課題とニーズに対応したカリキュラムのバージョンアップ ・地域での学びの場の充実	土佐MBAの実受講者数1,000人/年(本科+実科+こうちスタートアップパーク)	793人	960人	891人	938人	352人 ※R6.8末時点	(R5) 1000人	・新聞広告、広報誌、SNS等を活用したPRIに加え、企業への個別アプローチ等、直接的な声掛けを強化(4月～) ・オンライン講座(土佐MBAガイダンス及び民間オンライン講座「グロービス学び放題」)を実施(4月～) ・土佐MBAのコンセプト「もっと仕事が好きになる場所」を具現化する連続講座「土佐MBAゼミナール」の実施(6月～) ・最新のデジタルマーケティングを専門的に学ぶ「SNS活用ウェブマーケティング講座」の実施(8月～) ・事業へのデータ活用方法等を学ぶ「データ活用分析講座」の実施(9月～)	・アウトプット(結果) 土佐MBA実受講者数 938人 ・アウトカム(成果) 学んだ知識やスキルを自身の事業へ活用することで企業の業績や職場づくりにも一定貢献している。	・民間のオンライン講座は、コロナを契機に広く一般に普及したため、県が一部費用を負担して実施する必要性が低下→R5年度で事業は終了し、国の助成金等へ誘導。(人材開発支援助成金) ・県内では、対面型の「経営に必要とされる知識を体系的に学べる連続講座」や「異業種交流やネットワーク構築につながる講座」へのニーズが高いが、講座数が不足。 ・イノベーションの創出、スタートアップの促進、中山間地域の再興、女性の活躍等、県の政策を担う人材育成の取組が必要。	・経営を体系的に学べ、受講者の異業種交流やネットワーク構築につながる対面の連続講座を実施。 ・中山間地域の若者や女性の方が受講しやすい講座を拡充。 ・アイデアの磨き上げ方法や事業計画の策定等について学べる起業希望者向けの「スタートアップコース」を創設。 ・アイデアを創発し、具体的なビジネスに落とし込む手法等を学ぶ「イノベーションコース」を創設。
Ⅱ	(2)	①	68	人材の育成(地域産業の担い手)	産業界のニーズに沿った基礎的な技能・知識の習得のための訓練を実施し、地域産業を担う人材を育成し輩出する。	高等技術学校において、ものづくり分野の人材育成のための職業訓練を実施する。	就職率(普通課程):100%	94.6%	90.9%	88.1%	92.3%	—	98.1%	就職コーディネーターによるサポート	○アウトプット ・入校者数:56名(高知校)、4名(中村校) ・修了者数:29名(高知校)、4名(中村校) ○アウトカム ・就職率:92.3%(うち県内:88.9%)(うち関連:75.0%)	修了生の多くが県内関連企業へ就職することができ、地域産業を担う人材育成・輩出につながった。	引き続き、県内関連企業への就職を促進するため、就職コーディネーターによる就職支援を行っていく。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果※年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度取組 (R5)
Ⅱ	(2)	②	69	高知家の女性しごと応援室によるきめ細かな就労支援	働きたいと考える女性に対しきめ細かな支援を行い、より多くの女性が確実に就労できる環境の整備	高知家の女性しごと応援室において、一人ひとりの適性や経歴に応じたキャリア・コンサルティングや、職業訓練などスキルアップの機会への誘導、多様なニーズに応じたマッチングなど、相談から就職まで、ワンストップできめ細かな支援を行う。 ・キャリアコンサルティング・相談 ・情報提供・職業紹介 ・関係機関・事業所訪問 ・広報啓発(チラシ配布、広告掲載、求人情報誌、テレビ・ラジオなど) ・フェイスブックでの情報発信 ・地域子育て支援センター等への訪問 ・東部、西部、中部への出張相談 ・就職者へのアフターフォロー & キャリア形成支援 ・働きやすい職場づくりに向けた企業へのアドバイス	就職者数 1,000人 (R2～R6) (参考: H27～R1累計) 668人	117人	114人 (累計231人)	133人 (累計364人)	171人	98人	(R6) 1,000人 (R2～R6累計)	・広報の強化(テレビCM、SNS広告等) ・応援室の開室日数の拡大(週4日→5日) ・ハローワーク等関係機関と連携した相談窓口の増設(毎週木曜日)	○アウトプット(結果) ・新規登録者数: 508人 ・相談件数: 2,361件 ・企業訪問件数: 1,272件 ・地域子育て支援センターにおける新規登録者数: 28人 ・出張相談における相談件数: 83件 ○アウトカム(成果) ・就職者数: 171人(R4: 133人) ※うちハローワークと連携した窓口での相談等を通じた就職者数43名	・前年度より新規登録者数、相談件数が増加し、ハローワークとの連携した相談窓口も開設した結果、就職者数も増加したが、目標達成は難しい状況 ・応援室の広報を強化して認知度の向上を図るとともに、育児中など様々な状況にある求職者に対し、効果的な支援が実施できるよう関係機関との連携強化が必要	・応援室の認知度を向上させるための広報の実施 ・就職者と企業のミスマッチのない就職を支援する取組の実施
				職業能力開発訓練の充実	離転職者が再就職に必要な知識や技能を習得し、早期の再就職につなげる。	引き続き、離転職者等が再就職に必要な技能及び知識を習得するために、地域の実情に応じた職業訓練を実施。	就職率: 86.3%	78.4%	81.3%	80.7%	84.0% (R4.10月末時点)	89.2% (R6.5月末時点)	84.5%	就職につながりやすい訓練コースの設定	○アウトプット 入校者: 52コース、450名(内訳) ・IT系: 27コース、311名 ・デジタル系: 2コース、18名 ・事務系: 7コース、66名 ・短期(介護): 1コース、6名 ・長期(介護): 3コース、9名 ・短期(その他): 1コース、15名 ・長期(その他): 11コース、25名 ○アウトカム 就職率: 84.0%(R5.10月末時点)	就職率が84.0%となっており、過去3年の実績と比較した場合、高い数値となっている。	引き続き、離転職者等のニーズを把握し、早期再就職につながる職業訓練を実施していく。
Ⅱ	(2)	②	71	出産後の女性再就職促進	女性の職業能力を高め、ひろげるようスキルアップの機会を充実するとともに、出産や育児で離職した女性を積極的に雇用する企業を支援する。	子育て中の女性を含む幅広い年齢層を対象とした女性の再就職を支援するためのイベントを実施。	—	—	—	—	—	—	—	高知家の女性しごと応援室で女性のための再就職準備イベントの開催	・(2／10): 参加: 求職者24名、事業所6社	求職者が直接事業所に質疑応答できるイベントのため、参加者アンケートでは、「様々な企業の求めているものが分かったので良かった等」求職者から多くの高評価を得た。	高知家の女性しごと応援室で女性の再就職に必要な、仕事理解や企業理解を促進するイベントの開催
Ⅱ	(2)	②	72	女性のための就業支援講座	実務につながる講座を実施して女性の就業支援につなげる。	女性の就業支援につながる講座を実施	—	—	—	—	—	—	—	・就労支援パソコン講座: ワード講座・エクセル講座・エクセル検定講座の実施 ・就労支援講座: オンラインを併用し実施 ・効果的な広報の実施	・就労支援パソコン講座を開催(44名参加) ・就労支援講座を開催(15名参加)	就労に活かせる実務的な内容で、満足度の高い講座となった。	・就労支援パソコン講座修了者の就業状況についてのアンケートを実施。 ・職場で活用できるスキルの習得を目的とした就労支援講座をオンライン併用で実施し、参加者の拡大を図る。 ・効果的な広報を実施し、講座の周知を図る。
Ⅱ	(2)	②	73	福祉人材センター運営事業、福祉研修センター事業	きめ細かな支援による多様な人材の参入促進とキャリアアップや人材の確保定着につながる研修体制の充実	○福祉人材センター 求人・求職のマッチング機能の充実により人材の確保を図る。 ○福祉研修センター 体系的かつ計画的に研修の場を提供する福祉研修センターの運営に対する支援を行う。	就職マッチング数 研修受講者数	就職マッチング数: 261人 研修受講者数: 6,882人	マッチング: 275人 研修受講: 5,728人	マッチング: 187人 研修受講: 6,225人	マッチング: 228人 研修受講: 6,507人	マッチング: 91人 研修受講: 1,185人	(R5) 就職マッチング数: 370人	○福祉人材センター ・ハローワークと連携した新たな窓口を「ジョブセンターほんまち」に設置 ・特設サイト「高知家で暮らす。」での情報発信(「福祉で働く」ページの創設)	○アウトプット(結果) ・福祉人材センター 新規求職者: 489人、新規求人数: 3,961人 ・福祉研修センター 開催回数: 223回、開催日数: 330日、受講者数: 6,507人 ○アウトカム(成果) ・福祉人材センター 就職人数: 228人 ・福祉研修センター 福祉介護従事者の資質向上につながった。	・就職マッチング数は、新型コロナウイルス感染症の影響が5類へ移行し、社会経済活動が正常化しつつあるため、R4年度に比べて増加したが、R5年度目標の370人には届かなかった。 ・福祉研修センターが開催する研修は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したこともあり、昨年度より研修受講者数が増加した。	○福祉人材センター ・ふくし就職フェア等の既存の取り組みの継続 ・子どもの福祉職への理解を促進する福祉教育の展開 ○福祉研修センター ・研修受講者数の増加への取組
Ⅱ	(2)	②	74	介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士・社会福祉士等の業務に従事しようとする者の修学及び資格取得を支援し、本県の介護福祉士等介護人材の確保を図る。	高知県社会福祉協議会が実施する介護福祉士・社会福祉士等の業務に従事しようとする者への修学及び資格取得等資金の貸付事業に対し助成を行う。	新規貸付決定者数	128名	164名	146名	125名	83名	(設定無)	・引き続き、高知県社会福祉協議会の事業実施を支援	○アウトプット(結果) 貸付決定者 125名 (内訳: 介護福祉士等養成施設等修学29名、実務者研修69名、再就職準備金19名、障害福祉分野1名、介護分野7名)	実務者研修受講資金については貸付者が減少したが、再就職準備金については増加。	運営資金原資に対する助成(R5補正予算による交付あり)
Ⅱ	(2)	②	75	福祉・介護職場体験事業	職場体験の機会を通じて福祉の仕事に対する理解を深めてもらい、イメージギャップや不安の解消につなげることで就労・再就業を支援	学生、中高年齢者、主婦、福祉・介護の資格を有しながら福祉・介護の仕事の職に就いていない者、他分野からの離職者等を対象に職場を体験する機会を提供する。	体験者数	20人	6人	6人	19人	4人	(R5) 20人	・引き続き、福祉・介護職場の体験事業を実施	○アウトプット(結果) 体験者数: 19人	令和5年度の体験者数は19人となり、令和4年度の6人から増加。進学者数0人、就職者数3人。	引き続き事業に取り組み、介護分野への進学者及び就職者数の増加を図る。
Ⅱ	(2)	②	76	中山間地域等ホームヘルパー養成事業	中山間地域等における介護資格の取得を支援し、介護サービスの充実を図る。	市町村等が実施する介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修に要する経費に対して、補助金を交付する。	研修修了者数(単年)	60人	73人	78人	52人	0人	(R5) 60人	引き続き補助支援を行い、中山間地域における人材の確保を図る。	○アウトプット(結果) 補助申請: 10市町村 ○アウトカム(成果) 研修修了者数: 52人	令和4年度の研修修了者数は78人であったが、令和5年度は52人に減少した。	引き続き補助支援を行い、中山間地域における人材の確保を図る。
Ⅱ	(2)	②	77	介護助手導入支援事業	中高年齢者や主婦等の多様な人材が参入できる新たな働き方である「介護助手」の普及	介護業務のうち「生活介護」等の補助的業務の抽出及び再編成を行うため、事業所を対象にしたセミナー等を実施するとともに、セミナー参加事業所の実施状況の確認や課題の解決に向けたアドバイスなどを行うための情報共有会を定期的に開催する。	雇用人数	10人	2人	1人	9人	0人	(R5) 50人	・テレビCMによる広報強化 ・介護助手の導入経費の助成	○アウトプット(結果) ・スタートアップセミナーの開催: 15施設27名参加 第1回情報共有会の開催: 2施設4名参加 第2回情報共有会の開催: 3施設5名参加 ・個別事業所支援: 3施設 ・就職人数9名	・スタートアップセミナーへの参加人数は減少したが、個別事業所支援が3施設に増加し、就職人数は9名と令和4年度に比べ大幅に増加した。	・スタートアップセミナー、情報共有、個別事業所支援の継続 ・介護助手の導入経費の助成の利用促進
Ⅱ	(2)	②	78	福祉・介護事業所認証評価制度の取得促進	「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」を通じた、「働きやすさ」と「働きがい(やりがい)」が両立する良好な職場づくりの推進	職員の定着促進に効果があると考えられる方策(評価項目)について、県が定めた評価基準を満たしている事業所を認証するとともに、認証取得に取り組む事業所の支援やサポートを行う。 ・審査・認証・公表・専用サイトへの掲載等 ・ガイドブックの提供・セミナー開催・個別相談会の実施	認証取得事業所数 550事業所 (H30～R7)	242事業所 (H30～R2累計)	236事業所 (H30～R3累計)	254事業所 (H30～R4累計)	223事業所 (H30～R5累計)	223事業所 (H30～R6上半期累計)	550事業所 (H30～R7累計)	・参加宣言法人の掘りおこしに向け、個別コンサルティングによるサポートの対象を拡大(障害福祉サービス事業所、児童福祉施設を追加) ・一般県民向けの広報活動を強化し、認証評価制度に関する認知度を高めることで、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む気運を醸成	○アウトプット(結果) ・代替職員派遣事業所数: 24事業所 ・新規認証法人数: 2法人 ○アウトカム(成果) (R6年3月末時点) ・認証法人(認証を取得した法人): 40法人223事業所 ・参加宣言(認証取得に向けて取り組む意思表示をしている法人): 45法人165事業所	新規認証申請法人が減少傾向にあるため、福祉・介護事業所の認証取得に向けたインセンティブ向上を図っていく必要がある。	参加宣言申請法人の掘りおこしとともに、一般県民向けの広報活動を強化し、認証評価制度に関する認知度を高めることで、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む気運を醸成する。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅱ	(2)	②	79	保育士等人材確保事業	保育士の復職への支援や雇用主への保育士等の雇い上げを支援し、働く場の拡充につなげるとともに、保護者の保育ニーズへの対応に必要な保育人材を確保する。	全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するため、国補助制度を活用し、保育士人材確保の増加に努めていく。 ・潜在保育士の就職支援 ・途中入所を見据えた保育士確保への支援	—	—	—	—	—	—	引き続き、就職支援とともに、離職防止に向け、保育所等の経営者対象の業務改善研修について取り組む。	・福祉人材センターへのコーディネーター配置：1名 ・保育士等の働き方改革や業務改善に関する研修の実施：1回（71名参加） ・保育サービス等推進総合補助金による園児の途中入所を見据えた保育士確保への支援：13市町村（37園） ・福祉人材センターがマッチングし就職した保育士の件数：33名	・職員の配置基準の改善やこども誰でも通園制度など国の新たな取り組みも念頭に子育て支援を維持・充実させるためには、さらなる保育士等の確保が必要。	・福祉人材センターに配置しているコーディネーターを増員（1→2名）し、指定保育士養成施設との連携強化や県外からの招き入れの充実などマッチング機能の強化を図る。	
			80	保育士修学資金等貸付事業	保育士の復職への支援や雇用主への保育士等の雇い上げを支援し、働く場の拡充につなげるとともに、保護者の保育ニーズへの対応に必要な保育人材を確保する。	全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するため、国補助制度を活用し、保育士人材確保の増加に努めていく。 貸付制度による保育人材の確保（保育士資格の取得のための修学支援／未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付／就職準備金の貸付／未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付／保育補助者の雇い上げ費用の貸付）	—	—	—	—	—	—	貸し付け制度の活用実績の増を図るため、各園を通じてPRIに取り組む。	・保育士修学資金の貸付（25名） ・高等学校訪問による貸付制度の紹介（13回）	・貸付制度（特に、利用実績の少ない、潜在保育士の復職時の就職準備金貸付など）のさらなるPRが必要。	・貸付制度の活用実績の増を図るため、各園を通じてPRIに取り組む。	
Ⅱ	(2)	②	81	看護の心普及・ナースセンター強化事業	保健師、助産師、看護師及び准看護師で、未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等PR事業を行い、医療機関等の看護職員の確保に寄与する。また、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく離職者の届出制度に対応し、スムーズな復職につなげる支援を行う。	・高校生の夏休みを活用して、医療機関にて、看護の現場の見学や患者と看護師の関わりについて学ぶ機会を設ける。 ・医療機関にパンフレット等を配布し、退職時には届出が必要なことについて、看護部長に働きかける。 将来は、離職者を減らし、就労を継続できる環境整備に努める。	看護職員数	(R2.12末) 保健師：558 助産師：196 看護師：11,226 准看護師：3,091	— (隔年調査)	(R4.12末) 保健師：578 助産師：206 看護師：11,393 准看護師：2,757	— (隔年調査)	R6.12月時点調査のためデータなし	15,676人	○看護の心普及事業 ・看護ふれあい体験（8月） ・高知看護フェア・進学ガイダンス（5月） ○ナースセンター機能強化事業 ・県内4カ所のハローワークで移動就業相談会 ・求人登録普及等施設訪問 ・再就職相談会（2回／年） ・潜在看護職員復職研修事業（3回／年） ・プラチナナースセミナー（2回／年）	【アウトプット】 ○看護の心普及事業 ・看護ふれあい体験 申込数444名、参加者179名 ・高知看護フェア・進学ガイダンス参加者78名（17校） ○ナースセンター機能強化事業 ・県内4カ所のハローワークで移動就業相談会 ・求人登録普及等施設訪問 ・再就職相談会（7月、1月）年 ・潜在看護職員復職研修事業（6月、9月、12月） ・プラチナナースセミナー（7月、11月） 【アウトカム】 再就職者：8名	・ふれあい看護体験では高校1年生～3年生444名の申込があった。毎年高校3年生の申込が多いが、進路がほぼ決まっていることも多い。 ・高知看護フェア・進学ガイダンスは昨年に引き続きオンライン開催で実施。例年並みの参加者の確保ができているが、アンケート調査結果より「直接聞きたいことが聞けず残念だった」という意見も聞かれている。 ・プラチナナースセミナーでは、潜在看護職の参加者がおらず、申込方法や開催方法について課題があることが考えられた。 ・潜在看護師への就業支援については、ふくし就職フェアでの出向相談で1名、復帰研修事業で4名、再就職相談会で3名、計8名の再就職につながった。	・ふれあい看護体験では来年度1・2年生を中心に受け入れ施設ともマッチングを検討。 ・開催方法については検討し、看護業務の普及啓発を継続。 ・2024年「看護の日・看護週間」イベントとして、PRバス及び出前講座を実施。 ・潜在看護師への再就職支援では、研修活動離職者の把握と早期復職支援を目的としたセミナーを実施予定。
			82	女性医師復職支援事業	出産・育児などで診療の場から離れていた女性医師が安心して復職し就業できる環境を整える。	女性医師復職支援事業を引き続き実施し、女性医師の復職支援や勤務環境の整備を進める。 （相談事業）窓口相談対応のスキルや知識を有する職員を配置し、女性医師の様々な相談に対応し、仕事と家庭生活の両立支援のための助言を行う。 （広報実施）ホームページやパンフレット、電子メール、電話等により対象者や医療機関に本事業を周知。また支援が必要な医師の情報を得たときには必要に応じて訪問等のアプローチ。 （復職研修）復職のための研修を希望する女性医師には申請により復職研修を実施	・女性医師からの様々な相談に対応し助言できる相談体制を維持する。 （参考：R1） ・復職相談（9件） ・研修問合せ（1件）	—	復職相談（3件） 研修問合せ（0件）	復職相談（8件） 研修問合せ（0件）	復職相談（0件） 研修問合せ（0件）	復職相談（1件） 研修問合せ（0件）	—	・高知医療再生機構への相談窓口設置を継続。 ・女性医師のニーズ把握や事業の広報を継続し、より効果的に支援を行う。	○高知医療再生機構に相談窓口を設置 ・相談件数（0件） ・復職研修への相談件数（0件） ○医療再生機構のHPやパンフレットを活用し、対象者や医療機関等への広報を実施	・復職研修については、離職しないまま元の職場に復帰する女性医師が多い中で活用者数が限られている状況。しかし、離職者への支援の必要性は高いため、必要な方が利用できるよう周知を継続することが必要。	これまでの取り組みを継続する。
Ⅱ	(2)	③	83	女性農力向上支援事業 (R4年度から「女性活躍推進事業」に変更)	習得した能力を活かし、自己の農業経営に参画し、経営発展につなげる女性農業者を育成	・女性が学べる環境づくりの推進 ・次世代の地域リーダーとなる若手女性農業者の育成 ・女性の経営参画支援 ・農村女性リーダーネットワーク活動への支援 ・農村女性リーダーの育成支援 ・栽培や経営管理技術を学ぶ講座や勉強会の開催、若手女性農業者の掘り起こし、家族経営協定の推進、認定農業者の共同申請の推進、ネットワークの構築、グループ活動の活性化支援、県内外の女性農業者の活動事例紹介 等	家族経営協定締結農家数	1,023戸（～R2累計）	1,044戸（～R3累計）	1,060戸（～R4累計）	R6年8月に公表予定	1,069戸（～R5累計）	1,100戸（～R7累計）	・経営や地域に参画できる次代のリーダー育成に向け、女性農業者のスキルアップを目指した研修会の開催、女性グループの活動支援を継続する。	○アウトプット ・女性農業者向けスキルアップ研修会等の実施：4回、参加者70人 ・女性グループ活動支援：対象9グループ、講習回答38回、参加者275人	・研修会の開催や女性グループ活動の支援を通じて、農産物のPR方法や労務管理に関する知識習得、働き方についての情報交換がなされた。 ・今後の経営発展に向けては、働きやすい環境づくりや作業効率向上が必要であると認識され、家族経営協定締結農家数は少しずつ増加している。	・経営や地域に参画できる次代のリーダー育成に向けた研修会を継続して実施する。 ・女性や若者が働きやすい環境の整備を推進する。
			84	林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	山の魅力や大切さ等を伝えていく地域イベント等の取り組みを支援し、林業への女性の参画を推進する。	・林業女子会の交流活動支援	—	—	—	—	—	—	＜林業女子会と林業大学校のコラボ＞PR向上のため、講座のリアル開催を継続して実施予定。	○アウトプット 林業女子のキャリア論Ⅳ（林業大学校短期課程）を実施 開催日：R6.1.20 ○アウトカム 参加人数 定員50名→36名参加 YouTubeアーカイブ配信：視聴回数140回（R6.4.18現在） 林業への女性参画を推進するため、林業の魅力をPRすることができた。	コロナ5類移行初の対面開催を実施。 ◆メリット オンライン開催では受講者の反応が分かりづらいが、対面開催により講師と受講者がお互いにリアルな反応を見ながらコミュニケーションが取れる。 ◆デメリット 対面開催のため、遠方の居住者等が参加できない。当日参加できない人向けにYouTubeでアーカイブ配信を実施しているが昨年より視聴回数が減少しているため、さらに周知をしていく必要がある。	参加者とのコミュニケーションが取れる対面での開催を継続 更なる周知の実施による参加者の拡大	
Ⅱ	(2)	③	84	林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	漁業女性グループの活動の継続を支援し、女性の活躍の場づくりを目指す	漁村の雇用の場を確保するため、地域加工グループの活動の継続を支援し、女性の活躍の場づくりを目指す。	開催実績	0回	2回	14回	21	8回	—	・漁業女性グループでは、各種イベントへの参加や食育活動を実施していく予定 ・各グループのニーズを踏まえ、県漁業指導所等による支援を実施	【漁業女性グループの活動実績】 ＜宿毛・大月・黒潮：21回＞ ○食育活動：17回（3グループ参加） ・小中学校での食育 ○イベント参加：4回（3グループ参加）産業祭、グルメ祭等	—	・各地域からの要望に応じて、可能な範囲で各種イベントへの参加や食育活動を実施 ・漁業指導所等による支援を実施

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）							R5			
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅱ	(2)	③	85	商工団体等(商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参画促進	(若手後継者育成事業費)商工会・商工会議所の女性のための各種セミナー、研修会等の開催費の他、地域振興事業に対して助成する。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	講習会等開催回数 年1回以上	0回	3回	4回	6回	2回	講習会等開催回数 年1回以上	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34
Ⅱ	(2)	③	85	商工団体等(商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参画促進	総合的な監督指針において、目標とされている役員に占める女性の割合を早期に10%、令和7年度までに15%を目指すことに向けて、各農協での取組が進められているかどうかなどについて、助言を継続していく。	JA大会で定められた目標値である「女性理事等の割合を1農協あたり15%以上」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続する。	農業協同組合の役員に占める女性の割合	7.97%	10.43%	10.43%	10.43%	15.53%	15%	トップヒアリング等を通じて、早期の目標達成を目指し、引き続き指導を継続していく。	トップヒアリングにより女性役員の積極的な登用について指導を行った。半数の農協が役員の女性枠の増加に前向きであることを確認した。女性役員だけでなく、農協の女性管理職も増えていることを確認した。	女性枠の増加が実施された場合、令和6年度及び7年度の改選で女性役員の割合が4農協合計で14.6%に達する見込み。 ※()内は女性役員数 【R5.3末における各農協役員数】 高知県農協 53(5) 9.4% 馬路村農協 10(1) 10% 高知市農協 28(4) 14.3% 土佐くろしお 24(2) 8.3% 【R6.3末における各農協役員数】 高知県農協 53(5) 9.4% 馬路村農協 10(1) 10% 高知市農協 28(4) 14.3% 土佐くろしお 24(2) 8.3%	女性枠以上に女性役員を増加させることを検討している農協もあることから、引き続きトップヒアリング等を通じて指導を継続していく。
Ⅱ	(2)	③	85	商工団体等(商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参画促進	女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	女性組合員の加入の啓発に取り組む。 ・常例検査時及び事後指導検査時に啓発	漁業協同組合(沿海地区出資)の正組合員に占める女性の割合 11%	492人 (10.9%)	446人 (10.7%)	443人 (11.1%)	R7.3月公表予定	【再掲】取組番号56	600人	【再掲】取組番号56	【再掲】取組番号56	【再掲】取組番号56	【再掲】取組番号56
Ⅱ	(2)	③	86	創業のための融資制度	中小企業制度金融貸付事業費(創業者等応援融資) 県内で創業しようとする方及び開業して5年以内の中小企業者を対象とする融資制度により、創業を資金面から支援する。(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)	創業の資金面からの支援(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)	—	—	800,000千円(融資枠)実績126件	800,000千円(融資枠)実績122件	1,200,000千円(融資枠)実績167件	1,400,000千円(融資枠)実績110件	—	創業者等応援融資の利用促進を図る。	〇アウトプット(結果) こうち支援ネットワーク会議参加 〇アウトカム(成果) 創業者等応援融資枠：1,200,000千円(年度中に200,000千円増額) 創業者等応援融資実績：167件 1,015,310千円	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行による創業検討者の増加等を要因に、R4年度対比で件数・金額ともに増加した。	融資枠を1,200,000千円から1,500,000千円に増額。引き続き、外部会議等で制度周知を図り、利用促進を図る
Ⅱ	(3)	①	87	市町村における男女共同参画状況の把握及び取組の支援	市町村との連携のもと、自治会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行う。	市町村が主体的に行う男女共同参画に関する事業をサポート。	男女共同参画計画策定市町村の割合	市9/11 町村8/23	市100% 〈11/11〉 町村52.1% 〈12/23〉	市100% 〈11/11〉 町村60.8% 〈14/23〉	市100% 〈11/11〉 町村60.8% 〈13/23〉	—	市:100.0% (11市) 町村:70%以上(17町村以上)	【再掲】取組番号14	【再掲】取組番号14	【再掲】取組番号14	【再掲】取組番号14
Ⅱ Ⅱ	(3) (3)	① ②	88	NPOやボランティア活動に関する情報の提供	ボランティア活動の活性化	・HP(ビビネット)の管理運営 ・広報グッズ活用等によるビビネットの周知 ・新規登録団体の開拓 ・利用者ニーズに対応した持続性のあるシステムの運営	—	—	—	—	—	—	—	ビビネットの内容の充実、周知、広報	〇アウトプット(結果) ・登録団体(494団体) ・ボランティア情報の発信(40件) ・講座、イベント情報の発信(109件) 〇アウトカム(成果) ・ボランティア情報の発信など、ボランティア活動の推進が図られた	ボランティア活動の活性化のためには、ビビネットの認知度強化を行い利用促進を図ることが必要	・ビビネット内、各コンテンツの内容の充実 ・SNSを活用したビビネットの更なる周知
Ⅱ Ⅱ	(3) (3)	① ②	88	NPOやボランティア活動に関する情報の提供	時宜を得た情報提供を行う。	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 ・ビビネット(こうちボランティア・NPO情報システム)での情報発信 ・情報誌「手をつなGO」による広報 ・こうちNPOフォーラムの開催 ・ボランティア体験キャンペーン「ナソボラ」開催 など	・NPO法人の増加 370法人 ・ナソボラ参加者 のべ1,200人 ¥NPOセンター登録団体増600団体 (H31～R5年度) (参考：H29年度)332法人のべ920人491団体	—	—	—	—	—	—	NPOフォーラムやボランティアキャンペーンの開催により、NPOやボランティアの情報を広く県民へ提供	〇アウトプット(結果) ・ビビネット(こうちボランティア・NPO情報システム)でNPO等に対し、研修や助成金募集情報などを発信 ・情報紙「手をつなGO」 年3回×各6,000部発行 ・NPOフォーラム 93人 ・夏のボランティアキャンペーン 延べ1,339人	例年並みの集客となり、学生や県民に対し、NPOの活動やボランティア活動について知っていただくことができ、ボランティア体験にもつながった。	引き続きNPOやボランティアの活動についての周知に努め、広く県民に活動への参加を呼びかけるとともに、「寄附月間」など寄附の拡大に向けた周知も強化する。
Ⅱ	(3)	①	89	団体等の自主活動支援及び相互交流の促進	助成事業の実施、周年記念イベント等の開催による、団体の自主活動支援及び相互交流の促進	「ソーレいど事業」「ソーレまつり」の実施	—	—	—	—	—	—	—	＜ソーレいど事業＞ 効果的な広報の実施 ＜ソーレまつり＞ ・館内開催とともにオンライン企画の実施 ・SNS、ホームページからの発信の強化	＜ソーレいど事業＞ ・高知市内枠2団体、市外枠2団体採択 ＜ソーレまつり＞ 館内とオンラインで開催し、延べ2,342名参加	＜ソーレいど事業＞ 前年度より申請件数は増加した。 ＜ソーレまつり＞ 開催日を1日に短縮。開館25周年特別企画や、企画運営委託のシンポジウムの様子がニュースで紹介され、多くの県民に取組を知ってもらえる機会となった。	＜ソーレいど事業＞ 効果的な広報を実施し、周知を図る。 ＜ソーレまつり＞ 館内開催とともにオンライン企画の実施や特設サイトからの発信を強化し、幅広い年代層の参加・交流を促進する。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅱ	(3)	①	90	観光ガイド育成事業による人材育成	県内各地域の観光ガイド団体の連携と質の高いガイド技術の習得により、高知県を訪れる観光客の満足度を高める。	県内各地域の観光ガイド団体の連携と質の高いガイド技術の習得を目的とする研修及び交流会を開催するとともに、地域との連携強化や外国人観光客の受入態勢整備などを旨とする観光ガイド団体にアドバイザーを派遣し、地域事業者と連携したガイドコースの設定などに取り組む。	高知県観光ガイド連絡協議会加盟団体数	—	31	32	33	33	(R5)35	研修交流会や個別勉強会を通じたガイド内容の磨き上げ及びガイド団体間の連携強化に取り組む。研修内容については、男女分け隔てなく参加でき、多様な観光客への配慮に繋がるようなテーマを検討する。 また、新たに観光ガイドを始める団体の立ち上げを支援する。	○アウトプット（結果） ・全体研修交流会の開催（のべ191名参加：男女比5:5） ・個別勉強会の実施 実施団体 12団体 参加者数 のべ350名 ・避難訓練の実施 実施団体 33団体 参加者数 のべ310名	・研修会や個別勉強会等を通して、ガイド同士の知見の共有を図り、新たな知識を得られる機会を設けたことにより、ガイドのスキルアップにつながった。 ・避難訓練の実施により、避難経路の確認や安全確保・防災意識の醸成につながった。	県内各地域の観光ガイド団体の連携と質の高いガイド技術の習得を目的とする研修及び事業者と連携したガイドコースの設定などをアドバイザーする専門家派遣の実施を委託する。
				高知県防災会議等への女性の参画	女性の視点を踏まえ、多様なニーズに対応できる災害対応力の強化を図る。	避難生活等に女性の視点が必要なことから、庁内から女性職員を委員として指名する。	県庁職員の女性委員就任：66.7%以上	66.7%（2人）	66.7%	66.7%	75.0%	75% 66.7%以上	(R6) 66.7%以上	県庁職員から指名する4名のうち、3名の委員を女性職員から指名	・県庁職員から指名する4名のうち、3名の委員を女性職員から指名 ・3名の女性職員が委員に就任	地域防災計画の見直しについて、女性の視点から審議いただくことができた。	3名の女性職員の委員就任を継続
Ⅱ	(3)	②	92	女性防火クラブなど女性による地域防災活動への支援	・地域防災力の充実強化	女性による地域防災活動支援 ・女性防火クラブのトップリーダーの育成、資質の向上。 ・女性防火クラブ間の交流・連携の強化 ・優良クラブの表彰 ・研修会の実施（県内・県外） ・記念表彰の実施（5年ごと（個人・団体）） ・県補助金による支援 等	クラブ数 クラブ員	97団体 2,997人	98団体 2,838人	93団体 2,735人	83団体 2,485人	77団体 2,064名	100団体 3,000人	・女性防火クラブ連絡協議会理事会（6/2） ・女性防火クラブ全国集会（10/26,27） ・中国・四国ブロック市町村女性防火クラブ幹部地域研修会（島根県）（11/1,2） ・高知県女性防火クラブ連絡協議会研修会（四万十市）（11/9,10） ・高知県女性防火クラブ連絡協議会視察研修（2～3月予定）	・第1回女性防火クラブ連絡協議会理事会（6/30） ・消防功労者総務大臣表彰（7/18） ・第2回女性防火クラブ連絡協議会理事会（10/6） ・女性防火クラブ全国集会（10/26,27） ・中国・四国ブロック市町村女性防火クラブ幹部地域研修会（島根県）（11/1,2） ・高知県女性防火クラブ連絡協議会研修会（四万十市）（11/9,10） ・全国婦人防火連合会総会（1/26） ・高知県女性防火クラブ連絡協議会視察研修（3/21,22）	対面での会議等が再会されたこともあり、各種活動が活発化してきたと考える。今後、女性防火クラブ会員を増加させていくために、広報等を積極的に実施していく必要がある。	令和6年度は高知県において、中四国ブロック単位での研修会も予定されていることから、この機会を捉えて女性防火クラブ員の防火意識の向上に取り組む。 また、住宅防火に係る取組み（広報）として消防政策課作成のチラシを配布する予定である。
				地域の支え合いによる子育て支援の充実（ファミリー・サポート・センター事業）	地域での子育て支援が充実することで少子化対策、女性の活躍に寄与する。	・ファミリー・サポート・センター設置への支援 ・会員増に向けた県によるPR ・提供会員になるための研修の実施	提供会員数	(R3,3) 851人	906人	977人	1,054人	1,066人 （8月末）	(R6) 1,200人 (R9) 1,250人	・新規開設市町村の支援（土佐市、室戸市） ・小規模な自治体における設置を促進するなど、事業実施市町村の拡大を図る ・子育て支援サービスの認知度向上に向けたデジタルプロモーションの実施により会員の増加や利用実績の増加など事業拡大を図る	①センターの設置・運営への支援 ・開設に向けた協議等（室戸市、土佐市） ・設置状況：14か所（R5年度末時点） ②会員増加に向けたPRと研修実施 ・子育て支援員研修の開催（9/2、29名修了） ・ラジオによる広報 （7/4、12/27、3/5）	・子どもが多い市町では設置が進んできた。 ・一方、子どもが少ない市、町村部ではニーズもわずかで、あることや財源の確保が難しいこと、マンパワー不足などにより、設置が思うように進まない。 ・センターが設置された市町では、会員数、活動件数ともに伸びており、活発になり認知度が高まることで、また、会員数、活動件数が伸びることが期待できる。	・新規開設市町村の拡大 ・小規模な自治体における設置を促進するなど、事業実施市町村の拡大を図る。 ・デジタルプロモーションによる子育て支援サービスの認知度向上に向けた情報発信の強化（提供会員の募集・利用促進）
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	94	地域ぐるみで子育て支援を行う多機能型の保育事業の推進	保育所等を中心に、子育て相談や園庭開放など、地域と子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、地域ぐるみの子育て支援を充実させる。	保護者ニーズに柔軟に対応可能な多機能型保育事業を推進	多機能型保育支援事業の実施か所数 （参考：R1） 13か所	—	17	15	17	17	(R5) 40か所	・園庭開放の取組状況調査の結果をもとに、各種会議や保育所等への個別訪問の際に事業周知と実施に向けた働きかけを実施 ・保育所等の業務負担の軽減や人材確保に向けた関係団体との協議や研修の実施	・多機能型保育支援事業費補助金の活用促進（13事業者17か所に補助） ・多機能型保育支援事業実施園等との交流会の実施 ・園庭開放又は子育て相談の実施率：94.7%	・保育所等の本来業務が多忙であることや、人材確保が難しいことなどから、事業実施が一部にとどまっている。	・多機能型保育の充実に向けた取組（市町村や保育所等への個別訪問、多機能型保育支援事業実施園等との交流会、保育所等が行う子育て支援情報をホームページやSNSで紹介等） ・「こども誰でも通園制度」をはじめとする国の新たなことも、子育て施策の活用も含めて、保育所等を通じた子育て支援の充実を検討
				延長保育、病児保育、一時預かり事業の充実	子育て世代のニーズに応じた保育サービスを提供し、子育てしやすい環境を整える。	地域子ども・子育て支援事業費補助金により、延長保育、病児保育、一時預かり事業に取り組む保育所等を市町村を通じて支援する。	延長保育、病児保育、一時預かりの各事業の実施か所数 （参考：R1） ●延長保育（延）：13市町村137か所 ●病児保育（病）：9市町村22か所 ●一時預かり（一）：24市町村102か所	—	延）14市町村140か所 病）11市町村25か所 一）25市町村110か所	延）14市町村143か所 病）9市町村21か所 一）25市町村110か所	延）14市町村137か所 病）9市町村22か所 一）26市町村111か所	延）14市町村139か所 病）9市町村22か所 一）26市町村109か所	延）14市町村140か所 病）10市町村25か所 一）26市町村110か所	・引き続き、地域子ども・子育て支援事業費補助金による支援に取り組む。	（延）14市町村137か所 （病）9市町村22か所 （一）26市町村111か所	・保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援する必要がある。	・引き続き、地域子ども・子育て支援事業費補助金による支援に取り組む。
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	97	院内保育所運営支援事業	医療従事者の離職防止、再就職の促進及び「病児等保育」の実施を図るために、医療法人等の運営する院内保育所を支援する。	「病児等保育」の継続的な実施及び支援の継続	病院に勤務する医療従事者が子育てする環境の整備を目指す。 （参考：R1） 民間病院：22院 公的病院：3病院	—	民間病院：19病院 公的病院：3病院	民間病院：20病院 公的病院：3病院	民間病院：20病院 公的病院：3病院	民間病院：19病院 公的病院：3病院	—	補助を継続	制度を活用している医療機関数：23病院（内訳 民間病院：20病院、公的病院：3病院）	・24時間保育や病児保育、休日保育を実施している院内保育所の運営事業への補助を実施 ・看護職員等の離職防止に貢献 ・新卒採用者離職率25.5% 正規雇用看護職員離職率10.2%（R4年度）	・医療従事者の離職防止、再就職の促進を図るため、院内保育所を運営する施設への補助を継続

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果※年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
ⅢⅡ	(1) (2)	①	98	放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実	・放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。 ・「放課後学びの場」において子どもたちが学ぶ力を身につけることができる。	・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援する。 ・市町村への運営補助・放課後学びの場充実事業・市町村ヒアリング、取組状況調査の実施・児童クラブ施設整備への助成・人材育成、人材確保(研修会の開催など) ・利用料減免や開設時間延長等にかかる財政支援 ・学び場人材バンクの運営 等	①放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率(小学校)100% ②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率(小学校)100% ※R5まで (参考: R1) ①96.3% ②98.1%	—	①97.3% ②99.1%	①97.3% ②97.2%	①97.3% ②98.8%	①98.9% ②調査中	(R5) 100% ※R6以降も維持	・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実のための市町村への運営補助 ・子どもたちが学ぶ力を身に付けられるよう学びの場の充実への支援 ・児童クラブ施設整備への助成	○アウトプット ・市町村への運営補助(設置数R5) 児童クラブ:186、子ども教室:144 ・学びの場充実: 特別なニーズ1市町村18か所、防災対策 1市町村18か所 ・利用料減免支援: 11市町村65か所 ・開設時間延長への支援: 2市18か所 ○アウトカム ・児童クラブや子ども教室の実施校率97.3%(180/185校) ・児童クラブ及び子ども教室における学習支援の実施率98.8%	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置は進んでいるが、登録児童数の増加とともに継続的に待機児童が生じている。 引き続き、放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実のための運営補助及び環境改善等を図っていく必要がある。	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実のための放課後児童クラブ・放課後子ども教室の運営補助等に取り組む。
ⅢⅡ	(1) (2)	①	99	リスクに応じた適切な支援(子ども家庭総合支援拠点の設置促進)	地域の子どもや家庭の相談に対して、地域の資源を有機的につないで支援を行うソーシャルワーク機能を持った子ども家庭総合支援拠点の整備を行う。	・設置運営に係る助言や財政的支援(子どもの見守り体制推進交付金) ・市町村職員の専門性や対応力の強化に向けた研修の実施	設置している市町村数 (参考: R1) 設置市町村: 2市町	12市町村	16市町村 (R4.4.1)	21市町村 (R5.4.1)	22市町村 (R6.3.31)	8市町 (R6.9.30) ※こども家庭センター設置数	(R4) 7割の市町村	・人材確保のための財政支援や運営面への助言を継続するとともに、令和6年度から施行される改正児童福祉法に位置づけられる、「こども家庭センター」への移行を見据えた市町村への支援が必要 ・職員の専門性や対応力の強化のために実践的な研修の実施。 ・多職種が連携したアセスメント等の実施に向けた研修の実施	○アウトプット ・子ども見守り体制推進交付金 交付決定: 21市町村 ・市町村職員等研修 子ども家庭相談担当職員研修(5/19.6/30.7/14.7/28.9.8.9/22.10/3.10/6.10/22.11/10.11/24.12/8.12/22) 管理職等会(6/30) 多職種連携研修(7/13.9/21) ・市町村訪問支援等: 32市町村/延べ185回 ○アウトカム ・子ども家庭総合支援拠点 22市町村設置	・市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置が増加するとともに、こども家庭センターへの移行に向けた取組が一定進展した。 ・市町村のこども家庭センター設置に向けた母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の強化が必要。	・こども家庭センターの円滑な設置促進 ・職員の専門性向上などこども家庭支援の充実
ⅢⅡ	(1) (2)	①	100	地域における見守り体制の充実(地域子育て支援センター、子ども食堂等)	・すべての子育て支援センター等において子育てに関する相談に対応できる体制が整っている(地域子育て支援センター)	妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援多様な子育て支援サービスを提供する地域子育て支援センターの設置促進 地域子育て支援員等研修の実施	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(1歳6か月児) (参考) H30: 60.9%	61.10%	59.40%	61.60%	(R6に公表)	—	(R9) 95%	・地域子育て支援センターに「子育てピアサポーター」を配置するなど育児経験者による敷居の低い相談体制の構築を図る。 ・また、地域子育て支援センターのイベントのお手伝いやファミリー・サポート・センターの提供会員など子育て家庭に寄り添う地域ボランティアの拡大を図り、住民参加型の子育て支援を推進する。	・地域子育て支援センターの設置状況 25市町村1広域連合50箇所 ・地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の利用者支援専門員育成事業の実施市町村なし ・子育て支援員専門研修(地域子育て支援拠点): 58人 ・地域子育て支援センター施設長研修: 24人	地域子育て支援センターでは身近な地域で不安に寄り添う相談体制が一定提供できている。(R4:16,161件→R5:17,850件)	身近な地域で不安に寄り添う敷居の低い相談体制や、地域住民による見守り体制の充実が必要。
ⅢⅡ	(1) (2)	①	100	地域における見守り体制の充実(地域子育て支援センター、子ども食堂等)	・食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」「地域で子どもたちを見守る場」である「子ども食堂」の新規開設や定期的な開催を支援する(子ども食堂)	子ども食堂への支援	子ども食堂の設置箇所数 (参考) R1: 77箇所	81箇所	88箇所	102箇所	107箇所 (R6.3.31)	114箇所 (R6.9.30)	(R5) 120箇所	・子ども食堂取組事例紹介シンポジウムの開催(食堂の実施者や支援者を増やす) ・子ども食堂補助金のメニューによる新型コロナウイルス感染症対策の継続	・子ども食堂への補助金の交付決定 55件 15,616千円 ・子ども食堂シンポジウムの開催(高知市 1回 参加者54人) ・子ども食堂開設数107箇所(R6.3.31現在)	・県内の食堂数は増加傾向にあり、取組は広がりを見せつつある。 ・継続した開催に向けた補助金の利用についても件数、金額共に増加傾向にある。	・未開設地域での開設及び継続した開催に向けた支援の継続 ・食堂の実施者、支援者の増加に向けた取組の継続
ⅢⅡ	(1) (2)	①	101	高知版ネウボラの推進(ネットワークの連携・強化)	妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援の強化	「子育て世代包括支援センター」を起点とした妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援を強化し、「子育て家庭のリスクに応じた適切な対応」「子育て家庭の不安の解消」、「働きながら子育てできる職場づくり」を進める。	—	—	—	—	—	—	—	・相談支援体制の構築に向けて、サポートプランの作成や運用等を支援するアドバイザーを派遣し、こども家庭センターへの移行を見据え、統括支援員の配置を推進。 ・こども家庭支援員の相談対応力やソーシャルワーク等の専門性の向上等に係る研修の実施 ・子育て家庭の家事・養育に関する訪問援助の実施等	・母子保健・児童福祉合同アンケート(6月～7月): 全市町村 ・市町村(児童福祉)向け職員研修: 年14回(延490名参加) ・こども家庭センター設置に向けたグループ研修会: 年3回	・子育て世帯包括支援センターが全市町村に設置されるとともに、こども家庭総合支援拠点の設置数も拡大し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制が構築されつつある。 ・市町村のこども家庭センター設置に向けた母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の強化が必要。	【再掲】 ・こども家庭センターの円滑な設置促進 ・職員の専門性向上などこども家庭支援の充実
ⅢⅡ	(1) (2)	①	101	高知版ネウボラの推進(ネットワークの連携・強化) (R6～) 住民参加型の子育てしやすい地域づくり	妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援の強化	「子育て世代包括支援センター」を起点とした妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援を強化し、「子育て家庭のリスクに応じた適切な対応」「子育て家庭の不安の解消」、「働きながら子育てできる職場づくり」を進める。	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(3歳児) (参考: H30) 64%	69.0%	72.2%	68.40%	(R6に公表)	—	(R9) 95%	・子育て応援の店のアプリ化による子育て支援サービスの利用促進とブック型の情報発信の実施。 ・子育て応援アプリによる市町村や子育て支援サービス機関からの子育て支援サービスの利用促進とブック型の情報発信(地域で子育てを応援する機運の醸成)	・R5.10月～子育て応援アプリ運用開始による子育て支援サービスの利用促進とブック型の情報発信の実施。 ・子育て応援アプリによる市町村や子育て支援サービス機関からの子育て支援サービスの利用促進とブック型の情報発信を強化。 ・アプリ内キャンペーンの実施により子育て応援の店の情報や優待サービスの提供により子育て家庭のアプリ利用促進を図った。 ・サイトアクセス数 560,687件(R4年度145,739件) ・月平均アクセス数46,723件(R4年度12,145件)	・子育て応援の店のアプリ化と利用促進のキャンペーン実施により、認知度が低かった「子育て応援の店」を活性化し、官民協働で子育てに優しい地域づくりの促進が図れた。	○地域全体で子育てを支え合う取り組みの推進(安心して子育てできる体制の強化)
ⅢⅡ	(1) (2)	①	102	子育て支援の情報発信(こうちブレマnet等) R6より子育て支援の情報発信(子育て応援アプリ等)に変更	出産・育児・子育て応援サイト「ブレマnet」の情報発信や相談窓口等により、新米ママパパが安心して出産・育児ができる。	○子育て支援のための情報を随時発信 ○高知県版父子手帳の作成及び配布	ブレマnetアクセス件数 (参考: R1) 43,335 (R6より指標をアプリダウンロード件数とする)	—	93,666	145,739	560,687	39,482件 (9月末)	(R9) 65,000件	○出産・子育て応援サイトブレマnetのコンテンツの充実(新コンテンツ、子育てインタビュー) ○「子育て応援の店」のアプリ化による市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信を強化し、地域の子育て支援サービス等の利用につなげる。 ○高知県版父子手帳の増刷及び配布	【再掲】取組番号21	【再掲】取組番号21	【再掲】取組番号21

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅲ	①		117	外国人が安心して相談できる体制の充実(高知県外国人生活相談センター)	在留外国人が生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができる。	在留外国人に対して、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語で情報提供及び相談を行う。	相談件数	493件	555件	638件	826件	※R6以降については、相談件数の目標値を定めないこととしているため削除。	※R6以降については、相談件数の目標値を定めないこととしているため削除。	・リーフレット等による広報 ・出張相談会や各種イベントへの出展 ・HPの内容を更新し、相談者が必要とする情報へのアクセスの改善や相談フォームの改良を行う。	○アウトプット(結果) ・出張相談会の開催(四万十市、南国市、土佐市) ・無料法律相談週間の実施(2回) ・リーフレットや広報誌、SNSを活用した広報活動を実施。 ○アウトカム(成果) ・相談件数 826件 うち、出張相談会 44件 法律相談週間 4件	・相談対応の積み重ねや広報活動の成果もあり、相談者数や相談件数が増加している。 ・出張相談会の実施により各地域の外国人や事業所に対する支援ができた。	・ココフォーレの認知度を向上させるため、引き続き、リーフレット(ココフォーレガイド)や広報紙(ココフォーレニュース)を活用する。 ・出張相談会の開催や無料法律相談週間の実施を継続する。
Ⅲ	②	①	118	就労相談の実施	高知県就労支援相談センター(ジョブカフェこうち)において、きめ細やかな相談を始め、求職者の状況や段階に応じた支援を通じて、ミスマッチのない円滑な就職と職場定着につなげ、県内企業における人材の確保・育成・定着を図る。	キャリアコンサルタントが担当制できめ細やかな相談対応を行う(かかりつけ相談体制) ＜支援対象者の掘り起こし・窓口誘導＞ 広報(広報誌、メールマガジン、SNSを通じたWEB広告等によりHPへ誘導)、出張相談会 ＜就職相談＞ かかりつけ相談体制、対面・電話・オンライン	—	—	—	—	—	—	—	・広報の強化(テレビCMの通年放送、リビング広告等) ・企業との「出会いイベント」の開催回数増(1→2回) ・大型商業施設での出張相談会回数増(1→2回)	○アウトプット ・相談件数:2,225件、相談実人数:641人 ・新規登録者数:957人 ・就職支援計画書作成件数:305件 ○アウトカム ・就職者数:664人 *併設HW含む	相談件数や新規登録者数は前年を下回ったが、就職支援計画書作成件数や就職者数が前年を上回った。今後、分析が必要。	・電車内広告、月刊誌広告等、さらなる情報発信・広報の強化により、就職氷河期世代の相談の更なる掘り起こしを図る。 ・大型商業施設や大学祭等での出張相談会実施によりジョブカフェの支援内容の周知を積極的に行うと共に相談の機会を増やす。
Ⅲ	②	①	119	ひとり親家庭等自立支援事業	・ひとり親家庭が自立し、経済的に安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことができる環境を整えること。 ・ひとり親家庭への経済支援に関する情報が確実に届き、安定的な就労収入等を得るための相談支援体制が充実していること。	○ひとり親家庭支援センター(R44月～名称を変更)の体制強化を行い、就業実績の向上を図る。 ○ひとり親家庭の親が、就職やキャリアアップのために職業訓練等を受講する場合等に、給付金を支給する。 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	勤務先での正規雇用率(母子世帯) (参考:H27)56.7%	—	(R3.8) 53.7%	—	—	—	(R5) 65%	○センターでの就業相談、法律相談、自立支援プログラムの策定 ○ひとり親家庭自立支援給付金の支給 ○ひとり親家庭のための各種支援制度の周知・広報 ・アプリによるプッシュ型の情報提供 ・関係機関との連携強化	・センター相談件数1,721件(うちLINE588件) ・法律相談109件 ・公式LINE登録者数2,270人 ・アプリによるプッシュ型の情報提供件数115件 ・高等職業訓練給付金4件 ・自立支援教育訓練給付金4件	・アプリを活用した情報発信等により、LINEでの相談件数が大幅に増加した。 ・センターが気軽に相談できる窓口として広く認識されるよう、引き続きサービスの広報や情報発信を行う必要がある。 ・自立支援給付金については、引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、制度の周知を行う必要がある。	・センターやLINE相談等の周知を行っていくことで、中山間地域を含め、相談できていない方を掘り起こす。 ・「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用した情報発信 ・オンライン相談の実施 ・法律相談、専門家相談の継続 ・アプリを活用した給付金等支援制度の周知
Ⅲ	②	①	120	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	・ひとり親家庭が自立し、経済的に安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことができる環境を整えること。 ・経済的に厳しいひとり親家庭に貸付を行い、その家庭の自立支援や子どもの健全育成を図るもの。	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ○貸付制度の周知方法の拡充	制度の周知度	—	—	—	—	—	—	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ○貸付制度の周知 ・アプリによるプッシュ型の情報提供 ・関係機関との連携強化	・貸付件数 50件 ・貸付金額 29,916,571円 ・ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布17,000部 ・市町村役場及び県福祉保健所担当者向けに担当者会を実施(R5.7月)	・主に修学資金、就学支度資金の貸付件数や金額が前年度より増加した。 【R4年度実績】 ・貸付件数 44件 ・貸付金額 26,024,811円	・ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ・市町村及び県福祉保健所担当者向けに担当者会を実施
Ⅲ	②	①	121	社会的自立に困難を抱える若者への支援	中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、「若者サポートステーション」を核とした修学や就労に向けた支援を行うことで、社会的自立を促進する。	○若者サポートステーションの支援の充実(委託) ○関係機関との連携強化のための連絡会の開催 ○アウトリーチ型支援の充実 ○学校と連携した在校生への早期支援 ○支援員の資質向上のための「若者はばたけプログラム」活用研修会の開催 ○支援体制の強化 ○中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認 ・若者支援員による就労・修学支援や臨床心理士等によるカウンセリング ・就労につながる各種セミナーや職場見学、職場体験など ・アウトリーチ型支援による訪問支援・送迎支援・関係機関との連携支援 ・国・県・市町村、学校、各種支援機関等の関係機関との連絡調整 等	若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度) 18.8% ※R6年度以降の指標については、単年度、国事業実績を除く、県事業実績のみの指標に見直した。	42.8%	39.5%	36.0%	41.90%	12.8% ※単年度、国事業実績を除く(月次報告が10月締めとなっているため、8月末現在)	21.5% ※R6年度以降の指標については、単年度、国事業実績を除く、県事業実績のみの指標に見直した。	地区別連絡会や高等学校担当者会の開催、及び就職氷河期世代支援に携わる支援者研修会の開催を通じて、支援対象者への支援につなげる。	○結果 ・地区別連絡会・高等学校担当者会 参加者:132人 ・就職氷河期世代支援に携わる支援者研修会(講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 参加者:84人 ○成果 ・進路決定者数:212人(41.9%)	・地区別連絡会・高等学校担当者会の参加者は昨年度より微増新たに1高等学校が参加 ・支援者研修会の参加者は、昨年度より減少したが、学校、市教育委員会、市教育研究所及び心の教育センターからの参加者数は全体の30.2%であった。また、新たな参加者は、全体の83.7%であった。 ・各支援機関及び教育機関との関わりを通して事業の周知を継続して行う。	・高卒認定試験などに向けた修学支援、各種セミナーなどを通じて、支援対象者の状況に応じた就労支援を充実させ、進路決定率の達成を目指す。 ・多様な事情を抱える支援対象者に対応する支援者のスキル向上のために研修会の内容の充実を図る。 ・各支援機関及び教育機関との関わりを通して事業の周知を継続して行う。
Ⅲ	②	①	122	民生委員・児童委員活動の充実	・活動費に対する助成 ・必要な知識、技術の習得のための研修を充実・強化 ・活動への住民の理解を進めるための広報・啓発を推進	・複雑化する地域ニーズに対応できるよう研修の充実を図る ・活動ハンドブックの活用 ・協定事業者の拡充 ・県広報等を活用した住民への活動の周知・理解の促進 ○活動費に対する助成 ○経過年数等に合わせた段階的な研修の実施 ○市町村等に対して、各市町村における担い手確保のための様々な取組を情報共有 ○民生委員・児童委員活動の県民への周知 ○見守り協定の締結	—	—	—	—	—	—	—	1.各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を実施(45団体) 2.資質向上のための研修の実施(新任1～3年目、中堅、会長・副会長対象) 3.見守り協定による地域見守りネットワークづくり	○アウトプット 1.民生委員・児童委員活動補助金による活動支援 45団体 2.民生委員・児童委員に対する研修の実施 会長・副会長研修:2会場(137名) 中堅研修:2会場(85名) 3年目研修:1会場(38名) 2年目研修:7会場(313名) 1年目研修:1会場(58名) ・見守り協定の締結(2社) ○アウトカム 1.研修を通じて民生員活動の理解が深まり、今後の活動の充実を図ることができた。 2.住民の方々と接することの多い事業者との連携により重層的な見守りネットワークの構築が進んだ。	1.活動費への助成や各種研修等により、民生委員・児童委員の活動をバックアップすることができた。 2.複雑化する地域課題への対応と負担軽減のための、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりが必要。	1.各市町村の民生委員・児童委員活動に対する助成。 2.資質向上のための研修の実施 3.県広報等を活用した民生委員・児童委員活動の地域住民への周知。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅲ	(2)	①	123	多様な性の理解に向けた広報・啓発	性の多様性について社会的な理解促進を図り、互いに認め合える社会。	ソーレで実施しているセミナーや講演、広報誌等で広報・啓発実施。	—	—	—	—	—	—	SOGI講座 9月2日(土)開催予定	・SOGI講座『性の多様性から「じぶん」について考える』 (9/2)参加者31名 ・出前講座 LGBT、ジェンダー関係:8件	R4年度より2件減少したが、学校や役場からのLGBTs関連の出前講座依頼が多い。	・出前講座を広く県民に周知 ・セミナーや広報等の実施により継続的な啓発を実施	
Ⅲ	(2)	①	124	本人の了承を得ない性的指向・性自認の暴露(アウティング)やSOGIハラスメントの防止	性の多様性について社会的な理解促進を図り、互いに認め合える社会。	ソーレで実施しているセミナーや講演、広報誌等で広報・啓発実施。	—	—	—	—	—	—	【出前講座】 ・広報の実施 ・依頼に応じて講師を派遣 【講師派遣事業】 自治体や企業、各種団体が行う人権啓発研修に研修講師や登録講師を派遣し、研修を行う。	【講師派遣事業】人権啓発センター ・性的指向・性自認についての研修 回数:18回 出席者:437人	【講師派遣事業】 ・自治体や企業等のニーズに応じた講師派遣を行い、オンライン研修にも積極的に対応した。	【講師派遣事業】 性的指向・性自認に対する理解と認識を深めるため、自治体や企業等、各種団体が行う人権啓発研修に研修講師や登録講師を派遣し、研修を行う。	
Ⅲ	(2)	①	125	行政手続きにおける配慮の推進	身体の性と自認している性が異なるなどの理由により、性別記入のある行政サービスが受けにくいと感じている方への配慮をする とともに、職員一人ひとりがSOGIへの理解をより深める	県が県民に性別の記入を求める、又は、県民に配付する書類に性別が記入されている場合、業務上、性別情報が必要か、適宜確認する。新たに作成される申請書についても同様	—	—	—	—	—	—	県民に提出を求める行政文書において、業務上、性別情報が必要か適宜見直しを図る。	◆アウトプット 行政文書における性別欄の見直し ◆アウトカム 4つの行政文書等において削除または任意様式へ変更例)申込書様式等	性別欄の削除以外にも、任意記載様式への変更といった県民への配慮が可能な文書があることから、引き続き、文書の見直しを全庁へ呼び掛けていく。	県民に提出を求める行政文書において、業務上、性別情報が必要か見直しを図る。	
Ⅲ Ⅲ	(3) (4)	① ④	126	女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業	一般相談、法律相談、こころの相談、男性相談を行うことで、女性問題解決および男女共同参画の啓発・推進を図る。	・相談の実施 一般相談、法律相談、こころの相談、男性相談、にじいろコール	こうち男女共同参画センター「ソーレ」における男性相談件数	57件	53件	60件	72件	—	—	・県内全域への周知 ・各種相談の実施	○アウトプット ・一般相談 2,965件 ・法律相談 月2回(1回4名まで) 94件 ・こころの相談 月2回(1回2名まで) 46件 ・男性相談 月4回(1回2名まで) 72件 ・性的少数者対象:にじいろコール～LGBTsに関する相談～ 月1回 17件 ○アウトカム(成果) ・相談の実施により、女性問題の解決及び男女共同参画の啓発・推進が図られた。 ・相談の多い内容について相談関連講座を実施した。3講座、194名参加	一般相談件数は前年の約1.5倍、法律相談・こころの相談・男性相談の相談件数も前年度より増加した。	・県内全域に相談事業の周知を図る。 ・男性相談の4回のうち1回を、ZOOMによるオンライン対応へ変更。
Ⅲ Ⅲ	(3) (4)	① ④	127	人権相談の実施	—	ホームページ等で広報し、来所や電話等による人権相談に対し、関係機関と連携しながら対応していく。	—	—	—	—	—	—	・インターネット上の人権侵害に関する弁護士無料相談窓口を設置(月1回)	申込み件数 18件 (うち県民からの申込みは2件)	県民の方からの申込みが少なく、広報活動が不足していた。	相談窓口を定期開催から随時受付に変更することで利便さの改善を図る。より多くの県民の方々に利用していただくために、広報活動にも工夫して取り組んでいく。	
Ⅲ	(3)	①	128	生涯にわたるスポーツ活動の推進	県内各地において、地域のスポーツ活動拠点が機能しスポーツ環境が整っている。	子どもや障害者のスポーツ環境づくり ・子どもが活動できる新たなサークルの立ち上げや、運動部活動の地域連携など、市町村の取組を支援 ・高知県スポーツコミッション等の協力を得て、広域エリア(6エリア)ごとの課題解決に向けた取組を実施 ・障害者スポーツセンターを核となり、地域のスポーツ活動と障害当事者とのマッチングや、障害者の活動をサポートする人材の育成、地域ごとに関係者が連携して対応する体制づくりを実施	①子どものスポーツ環境づくりについて、関係者が連携して対応する体制づくり、取り組んでいる市町村数 ②広域で連携した取組ができていないエリアの数 ③障害者スポーツセンターと連携し、地域の活動支援を行う体制ができていないエリアの数	—	—	①9 ②0 ③1	①9 ②0 ③1	①8 ②0 ③3	①24 ②4 ③4	○子どもや障害者のスポーツ環境づくりの推進 ①市町村の取組への支援 ・子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金による財政支援(9市町村) ・子どものスポーツ環境整備事業費補助金による財政支援(4月～3月) ②広域で連携する取組の推進 ・広域スポーツハブ促進委員会の設置(6月) ・複数の市町村が連携する取組のアクションプランの作成(3月) ○リモートでスポーツ教室や研修等の充実 ・総合型地域スポーツクラブ等のリモート機器を活用した健康づくりや生きがいづくりの取り組みへの支援(4月～3月) ・リモートによる地域のスポーツ指導者等へスポーツ指導や研修の実施(4月～3月)	○子どもや障害者のスポーツ環境づくりの推進 ①市町村の取組の充実 ・子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金による財政支援(9市町村) ・市町村訪問等によるヒアリング(33市町村:4月～6月) ②広域で連携する取組の推進 ・広域スポーツハブ促進委員会の開催(6エリア)第1回:8月、第2回:2月～3月 ・子ども(5歳～小学生)とその保護者へのアンケートの実施(9月) ・地域のスポーツ指導者等に関するニーズ調査(12月) ○リモートでスポーツ教室や研修等の充実 ・リモートによる活動実績(延べ人数):12,558人(R5) ・ICTを活用したオンライン指導 (高知東高校、芸西中剣道部、追手前高校剣道部、越知中学校女子バレーボール部・卓球部、香南市子ども教室フレスコボール)	○子どもや障害者のスポーツ環境づくりの推進 ・市町村事業では、スポーツ体験会などスポーツを始めるきっかけづくりを行う取組は多いが、スポーツを継続させる取組が少ない ・地域によっては、自分に合ったスポーツを見つける・続ける場が少ない ○リモートでスポーツ教室や研修等の充実 ・リモートの活用が施設や地域によって偏りがみられる ・対面でのスポーツ活動が可能となり、リモートで行うスポーツ教室等のニーズが減少している	・子どもや障害者を含め誰もが参加できるスポーツ環境づくりの推進 リモートでスポーツ教室や研修等の充実
Ⅲ	(3)	①	128	生涯にわたるスポーツ活動の推進	・より質の高い1万人規模の大会が継続されている。 ・男女を問わず幅広い世代が高知龍馬マラソン大会に関わり「みる」「する」「ささえる」スポーツが広がっている。	高知龍馬マラソンの開催 ・参加者1万人規模の大会継続に向けて、ランナーにとって、より「安心・安全」な大会運営及び魅力ある大会づくりを実施。 ・障害のある人や特別な配慮が必要な人もより安心・安全に参加することができる多様性を重視した大会として魅力ある大会づくり(ファンランを含めた)を実施。	高知龍馬マラソン大会のエントリー数 (参考:R1)13,702人	—	—	8,007人	9,315人	5,418人 ※9月末時点	10,000人以上	・安心・安全な1万人規模の大会開催に向け準備(4～2月) ・第10回記念大会にふさわしい、参加形態の工夫や魅力的な企画の検討準備(4～2月) ・実行委員会総会の開催(6月、2月) ・高知龍馬マラソン2024の開催(2024年2月18日)	・フルマラソン、ベアリレー、ファンランを合わせ、約1万人のエントリー数となった。 ・エントリー開始を例年より2週間程度前倒しした。 ・10回大会を記念し、ベアリレー部門の新設を行った。また、多様なゲストの招聘や、フィニッシュ会場でのカツオのたたきの無料ふるまい等を実施した。	・例年よりもエントリー期間を長く取ったことが、エントリー数の増加に繋がった。 ・フルマラソンの約半分の距離を走るベアリレーの部を新設したことで、新規層の掘り起こしが出来た。	・フルマラソンでの1万人以上のエントリーを目指すため、更にエントリー開始を前倒しする。 ・ランナーアンケートの結果を分析し、より満足してもらうための大会づくりをする。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅲ	(3)	①	129	妊産婦に対する禁煙、受動喫煙の害の啓発	・妊産婦の喫煙率の改善 ・受動喫煙を受ける機会の減少	・赤ちゃん会等イベントでの禁煙相談及び受動喫煙防止普及啓発 ・禁煙支援に携わる支援者のスキルアップ研修を実施 ・改正健康増進法の全面施行に伴う各事業者等へ受動喫煙防止対策の徹底	成人の喫煙率 (参考：H28) 男性28.6% 女性7.4%	—	令和4年度県民健康・栄養調査で確認	男性27.0% 女性6.4%	(R4) 男性27.0% 女性6.4%	—	(R5) 男性20%以下 女性5%以下	・世界禁煙デー・週間に保健所や市町村と集中的に周知啓発を実施(赤ちゃん会は中止) ・喫煙をやめたい人がやめられるように、効果的な禁煙指導を目指した指導者のスキルアップ研修を行う。(とさ禁煙サポーターズフォローアップ等) ・「高知家健康チャレンジ」による禁煙の呼びかけ	【結果】 ・世界禁煙デー・週間にあわせた周知啓発 各福祉保健所や市町村によるポスターの掲示(県内20箇所以上で掲示) 高知城のライトアップ ・とさ禁煙サポーターズフォローアップ講習会を実施(2月) 受講者数:50名 ・9月に集中して、「高知家健康チャレンジ」による禁煙の呼びかけを実施 【成果】 周知によって、県民の禁煙への行動変容を促すとともに、禁煙指導を目指す指導者のスキルアップを図ることができた。	喫煙が及ぼす健康被害や禁煙の重要性を継続的に周知することで、喫煙者の行動変容につながる。	・赤ちゃん会において受動喫煙・禁煙相談の実施 ・世界禁煙デー・週間に保健所や市町村と集中的に周知啓発を実施 ・とさ禁煙サポーター養成講座及びとさ禁煙サポーターフォローアップ研修会の開催
Ⅲ	(3)	①	130	禁煙治療につなぐ支援体制の充実	喫煙をやめたい人がやめられるように、より効果的な禁煙治療や保健指導が実施されるよう、関係者のスキルアップを行う。	・禁煙支援・治療の指導者養成事業(e-ラーニングを活用した講習)及びフォローアップ	・禁煙支援・治療のための指導者養成講習(e-ラーニングを活用)の修了者数 ・成人の喫煙率 (参考) 修了者数:52名 喫煙率:平成28年 男性28.6% 女性7.4%	—	(修了者数)R3:47名(喫煙率)R3:令和4年度県民健康・栄養調査で確認	(修了者数)修了者数は未把握(講習が申込制でなくなったため) (喫煙率)R4:男性27.0%女性6.4%	(修了者数)修了者数は未把握(講習が申込制でなくなったため) (喫煙率)R4:男性27.0%女性6.4%	—	(R5) (修了者数) 70名以上 (喫煙率)男性20%以下 女性5%以下	・禁煙治療や保健指導を行う関係者のスキルアップが図られるよう、講習による支援を継続し、効果的な禁煙指導につながるよう支援していく。	【結果】 ・特定保健指導従事者育成研修会(6月) 受講者数:91名 ・とさ禁煙サポーターズフォローアップ講習会を実施(2月) 受講者数:50名 【成果】 禁煙治療や保健指導を行う関係者のスキルが向上し、より効果的な保健指導が実施できる体制となった。	・喫煙に関する治療や指導に携わる保健医療従事者についてスキルアップを促し、現場の体制強化につながった。 ・喫煙をやめたい人がやめることができる環境づくりを推進するため、とさ禁煙サポーターの役割や養成について見直しが必要。	・とさ禁煙サポーターの役割や養成について見直し。 ・禁煙治療や保健指導を行う医療従事者の更なる資質向上のため引き続きフォローアップを行う。
Ⅲ	(3)	①	131	性差に応じた健康支援(がん検診)	・がん検診の受診促進 検診の意義・重要性の周知 利便性の向上 乳・子宮頸がんの医療機関検診の周知	・TV、WEB、SNS等による受診勧奨 ・検診実施医療機関一覧の作成、配布	がん検診受診率 (40～50代、地域・職域) (参考:R1) 子宮頸がん 46.0% 乳がん 51.2%	47.1% 0.3%	47.3% 50.5%	47.4% 51.7%	(R6公表) (R7公表)	60%以上	・健康パスポートアプリを活用した受診促進 ・市町村によるWEB予約システム導入の支援 ・精密検査を受けられる医療機関リストの作成、公開 ・企業向けリーフレットの作成 ・市町村への受診促進補助金の見直し ・WEB、SNSを活用した啓発の強化	・健康パスポートアプリへバナーの設置 ・利便性・受診率向上のため検診のデジタル化に係わる取り組みを支援 ・医療機関リストをHPに掲載 ・企業向けリーフレットの作成 ・市町村への受診促進補助金の見直し(R6から改正) ・WEB、SNSを活用した啓発の強化	・働きざかり世代の利便性向上のため、がん検診のWEB予約化の支援が引き続き必要 ・医療機関リストはHPだけではなく検診案内チラシ等にも活用 ・R4年度に比べ受診率は増加したが、受診率目標を令和6年度から60%に引き上げたため、今後も受診勧奨の取り組みが引き続き必要	・市町村への受診促進補助によるがん検診WEB予約化の推進 ・事業所への検診及び精密検査受診の重要性の啓発強化 ・がんの予防・早期発見・早期治療に向けた啓発強化	
Ⅲ	(3)	①	132	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止(「高知県薬物乱用対策第五次五カ年戦略」目標)	・若年層を中心に薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施等による薬物乱用防止対策の推進 ・大麻に関する正しい知識の普及・啓発の強化 ・薬物乱用防止教育に関する関係機関(県教育委員会、県警、県等)の連携による効果的な指導方法や内容、啓発の充実策の構築と実践 ・イベント等の機会を捉えた啓発資料の配布	—	—	—	—	—	—	—	・薬物乱用防止推進員を中心とする地域に根ざした啓発活動(各福祉保健所単位(高知市は薬務衛生課が事務局を担う)で設置する薬物乱用防止推進協議会(以降、「地区協議会」という)における地域活動) ・薬物乱用防止教室の開催及び講師に対する研修の実施	＜アウトプット(結果)＞ ○啓発活動 ・ポスター・標語コンテスト 県内全中学校(108校)あてに参加を依頼 ＜応募数＞ポスター224点(13校)、標語256点(7校) (R4:ポスター215点(12校)、標語213点(5校)) ・6・26ヤング街頭キャンペーン 地区協議会毎にバレード等を実施し、啓発資料等の配布等による薬物乱用防止の普及と啓発を図った。(参加者:355名(うちヤングボランティア 135名)、3市(6カ所)) ○薬物乱用防止教室の実施 ・開催回数:46回(のべ1,910名)(R4:22回(のべ1,191名)) ・指導者養成講座の開催 各地区協議会において、薬物乱用防止推進員への研修実施(6カ所) ＜アウトカム(成果)＞ ○啓発活動 ・パネル展等の開催により、前年度と比較し多くのポスター及び標語の応募があり、若年層における薬物乱用防止の意識向上に繋がった。 ○薬物乱用防止教室 ・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、開催回数が増加。	○啓発活動 ・薬物乱用による健康被害や、危険性について継続的に周知することで、薬物乱用の抑止につながっており、継続的な啓発が必要。 ○薬物乱用防止教室 ・引き続き、効果的な教室を開催できる講師の育成を行うことが必要。 ・併せて、県教育委員会と連携した教室開催の周知も必要。	○啓発活動 ・各地区協議会(薬物乱用防止推進員)を中心にライオンズクラブ等関係機関との連携による啓発活動の実施 ・ポスター・標語コンテストの継続実施 ○薬物乱用防止教室 ・県教育委員会、県警、県及び地区協議会等関係者の連携による教室実施の啓発(学校への周知) ・講師の育成(育成研修の実施)
Ⅲ	(3)	①	132	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	・生徒が薬物乱用の現状、有害性、危険性を知り、薬物の誘惑に対する対処法を身につけることができる。 ・学校等関係者が薬物乱用の現状、有害性、危険性を知り、薬物の誘惑に対する対処法を身につけることができるとともに、生徒への指導ができる。	・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。 ・薬物乱用防止教室実施状況の中間調査を実施。 ・各市町村教育委員会及び各県立学校に対し、昨年度の薬物乱用防止教室の開催状況結果と全国の開催状況結果を通知し、薬物乱用防止教室の開催に向けての更なる意識づけを行う。	薬物乱用防止教室実施率100% (参考:H30) ・中学校87.7% ・高等学校93.9%	—	中学校82.4% 高等学校84.8%	中学校88.7% 高等学校84.8%	中学校92.8% 高等学校100%	R7.3集計予定	(R5) 100%	・各県立学校及び市町村(学校組合)教育委員会に薬物乱用防止教室の実施について依頼。 ・薬物乱用防止教室実施状況調査の実施。 ・薬物乱用防止教育の在り方をテーマに、保健主事志望研修を実施(7月7日予定)。 ・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。	○アウトプット(結果) ・各県立学校及び市町村(学校組合)教育委員会に薬物乱用防止教室の実施について依頼(4/14)。 ・県内全ての公立学校保健主事を対象として、薬物乱用防止教育の重要性と現代的課題に関する研修を実施(7/7、受講者324名)。 ・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動高知大会への参加(11/21、生徒・教職員107名) ○アウトカム(成果) ・R5年薬物乱用防止教室実施率:中学校92.8%、高等学校100%(R6.3月時点)	・教職員が薬物乱用防止教育の内容について研修を深めたことで、指導者自身が薬物乱用に関する現代的課題への理解を深めることができた。教職員研修での学びが、各学校での薬物乱用防止教室の実施につながった。 ・地域や生徒の実態に応じ、薬物乱用に関する現代的課題を取り入れた薬物乱用防止教室を実施できるよう、引き続き周知していく必要がある。	・各県立学校及び市町村(学校組合)教育委員会に薬物乱用防止教室の実施について依頼。 ・薬物乱用防止教室実施状況調査の実施。 ・薬物乱用防止教育をテーマに、研修会を開催。 ・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。
Ⅲ	(3)	①	132	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	薬物乱用から県民を守る。	・インターネット上の違法情報の収集 ・他機関と連携した薬物乱用防止広報啓発活動の実施 ・薬物乱用防止教室の実施。	全ての中学校・高校で薬物乱用防止教室を実施する。 (参考:R1) 3年に1回は薬物乱用防止教室を実施する。	—	—	—	—	—	中学校・高校では年1回以上の薬物乱用防止教室の開催	・薬物乱用防止教室の実施(成果) 合計 175回 9,411人 小学校 79回 2,559人 (教員・PTA237人) 中学校 54回 2,975人 (教員・PTA322人) 高校 31回 2,913人 (教員・PTA305人) 一般 1回 100人	・コロナ明けて、小学校に対する実施数が増加したが、中学校・高校の実施数がいずれも少し減少した。 ・実施が低調であった私立高校に対し働きかけを行ったものの、実施には至らなかった。	・若年層の大麻や危険ドラッグの乱用防止が喫緊の課題であり、薬物乱用を防止するべく、未実施学校への積極的な働きかけを実施するとともに、ポスターの貼付や啓発グッズの配付等による効果的な薬物乱用防止広報を実施する。	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅲ	(3)	①	133	薬物乱用に関する相談	地域社会における薬物乱用者本人及び家族等への支援体制の充実	・薬物乱用者及びその家族へのケアができる体制づくりの推進 ・継続的な相談業務の実施	相談窓口の設置：計6カ所 (設置場所：各福祉保健所、薬務衛生課) (参考：R1) 6カ所	—	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	—	・薬物相談窓口の設置及び相談担当者育成による薬物相談体制の強化 ・薬物関連問題関係者連絡会議の開催等による関係機関間の連携強化	＜アウトプット（結果）＞ ○薬物相談窓口の設置 ・相談対応案件数：R5：99 件（R4：129件） ○薬物相談担当者の育成 ・依存症相談対応基礎研修（11/22：86名/会場45名・オンライン41名） ・中央東福祉保健所管内依存症相談対応研修（11/17:39名参加） ・フォローアップ研修（3/19:19名参加） ・家族支援向け勉強会（3/19:16名） ・自助グループ見学会（薬物関係3グループ：のべ15名参加） ○関係者連絡会議等の開催 ・自殺・依存症ネットワーク会議（5/31：52名（40機関）参加） ・アディクションフォーラム実行委員会（のべ3回・委員メンバー11機関、7自助グループ、1民間団体） ＜アウトカム（成果）＞ 前年度と比較して薬物相談は減少。研修実施回数（家族向けを新たに開催）を増やし、地域の相談者の育成と連携支援ができています。	薬物乱用者本人及び家族等への支援体制の強化につながっており、今後も継続した取り組みが必要。	○薬物相談窓口の設置と周知 ○薬物相談支援が行える人材の育成 ○自殺・依存症ネットワーク会議等における関係機関間の情報共有（関係者連絡会議の継続開催）
Ⅲ	(3)	①	133	薬物乱用に関する相談	・当事者が相談・治療につながる体制づくり	・薬物依存症についての普及、啓発 ・相談体制の充実、強化	アルコール以外の依存症専門医療機関：県内に1カ所以上 (参考：R1) 0カ所	—	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所以上	・アルコール健康障害予防出前講座を実施し、若者や職場への啓発を促進。 ・インターネット広告等を活用した依存症に関する正しい知識や相談窓口の周知を実施。 ○アウトカム 依存症相談拠点（精神保健福祉センター）における相談件数 676件	○アウトプット ・アルコール健康障害予防出前講座 8回（296名） ・Instagram広告 2週間（5/14～5/20、11/10～11/16）53,938回 ・検索連動型広告 通年 クリック数13,184回 ○アウトカム 依存症相談拠点（精神保健福祉センター）における相談件数 676件	・県民に広く、依存症に関する正しい知識を持ってもらえるようSNS広告等を実施し、目標回数以上の閲覧につながった。	・「高知県メンタルヘルスサポートナビ」等を活用し、依存症の正しい知識や相談窓口の周知を実施。
Ⅲ	(3)	①	133	薬物乱用に関する相談	県民が薬物乱用に関する相談しやすい環境を整える。	薬物相談電話の周知を図るために、若年層が集まる駅、専門学校、ライブハウス等に広報用ポスターを貼付するなどして積極的な広報を実施する。	—	—	—	—	—	—	—	若年層の大麻や危険ドラッグの乱用防止が喫緊の課題であり、薬物乱用防止教室、各種イベント等において、広報啓発グッズを効果的に活用して、薬物乱用の危険性や薬物相談電話等について広報活動を強化する必要がある。 ●取組 ・薬物乱用防止教室の開催に合わせた広報、若年層をターゲットとしたインターネットを利用した広報等、効果的な広報に努める。 ・各種薬物乱用防止イベントについては、関係機関と連携して積極的に実施する。	・ラジオ放送や広報誌等を媒体として、薬物相談電話番号の積極的な広報を実施する。（5/22ラジオ放送、広報こうち6号への掲載） ・大規模商店や国道設置の大型パネルで薬物乱用防止にかかるデジタルサイネージを実施する。 ・県警公式Twitterへ薬物乱用防止にかかる広報を投稿する。 ・「6・26ヤング街頭キャンペーン」等各種イベントにおいて薬物乱用防止にかかる広報を実施する。	・ラジオ放送、広報こうち、県警公式Twitterへ掲載後は、薬物相談電話に一定数の架電が有り、広報効果が認められた。 ・薬物乱用防止イベントにおいて、若年層の大麻乱用を危惧する生の声を聞くことが出来た。	・ラジオ放送、広報こうち、県警公式Twitterへの広報後は、薬物相談電話が一定数増加することから、継続した広報を実施する必要がある。 ・コロナ明けで各種イベントが「再会、開催されていることから関係機関と連携して各種イベントを開催、参加する等し、効果的な広報を実施する。
Ⅲ	(3)	①	134	学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進	性に関する正しい知識を身につけ、自他を思いやり尊重できる児童生徒、適切な意志決定や行動選択ができる児童生徒を育成する。	HIV感染症等のまん延防止のための予防啓発 ・小学校への出前講座及び学校主体で実施する性教育の支援。	性に関する指導の年間計画作成率 60.0%	56.7%	65.6%	72.2%	73.3%	R7.3集計予定	(R6) 60%	【再掲】取組番号27	【再掲】取組番号27	【再掲】取組番号27	【再掲】取組番号27
Ⅲ	(3)	①	135	HIV(エイズ)に関する相談、検査の実施	○ホームページ等を活用したエイズに関する正しい知識及び検査相談の情報提供。 ○県民への啓発	HIV感染症等の早期発見・早期治療につながるよう検査・相談体制の充実及び啓発 ・電話または面談による相談の実施 ・福祉保健所における検査の実施 ・福祉保健所における匿名・無料の検査及び電話相談 ・HIV検査普及週間におけるHIV夜間検査 ・世界エイズデーにおけるHIV夜間検査及び、ポスター・リーフレットの掲示や配布等による啓発 ・市町村、医療機関及び教育機関へHIVポスター及びチラシの送付による啓発 等	—	—	—	—	—	—	—	エイズに関する基礎知識や福祉保健所で行っている無料検査・相談について、県ホームページやTwitter、また、人が多く集まるイベントの場等を活用して引き続き啓発活動を行う	○エイズに関する正しい知識や検査・相談に関する情報を、県庁のホームページやTwitterへ掲載。また、テレビやラジオの県からのお知らせコーナーで適宜放送 ○R5年度の検査・相談件数 検査件数：312件 (うち夜間検査77件) 相談件数：114件 検査普及週間中の検査件数：6件 世界エイズデー中の検査件数：6件 ○イベントを活用したエイズに関する正しい知識や検査・相談に関する広報活動 ・12/10 人権啓発フェスティバル チラシ300部配布	・福祉保健所（高知市保健所含む）で行っているエイズに関する相談や検査数は、前年度と比べ増加した。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、前年度は保健所によっては検査が実施できない時期もあったが、5月8日から5類感染症に移行し、受検者数が増加傾向にある。幅広い世代に、他の性感染症と合わせてエイズに関する知識の普及・啓発を継続して行っていく必要がある ・HIV感染者が多い20～30歳代の働く世代へ、夜間検査等の啓発について継続して行っていく必要がある	エイズに関する基礎知識や福祉保健所で行っている無料検査・相談について、引き続き、県のホームページや幅広い世代が閲覧するTwitter、またイベント等を活用して情報を発信していく
Ⅲ	(3)	①	136	自殺予防対策の推進	様々な相談窓口が連携した相談体制の充実	・自殺対策行動計画に基づく取組 ・地域における関係機関の連携強化 ・自殺未遂者支援に関するネットワークの構築 ・多重債務の関係機関との連携した取組 ・市町村・民間団体への支援 ・高齢者、若年者の自殺防止に向けたゲートキーパー、傾聴ボランティアの養成 ・いのちの電話の相談支援体制の強化 ・うつ病対策 ・アルコール健康問題対策 ・自死遺族に対する支援 ・普及啓発の促進	県全体における自殺者数（人口動態統計） (参考：R1) 121人	119人	128人	131人	121人	R7. 5月下旬公表予定	(R4) 100人未満	・SOSの出し方に関する教育を県立高を中心にさらに促進 ・メンタルヘルス総合サイトを開設し、自殺予防の普及啓発をさらに促進 ・ゲートキーパー研修動画を作成し、養成をさらに加速化する。	○アウトプット ・「SOSの出し方に関する教育」：安芸中高、中村中高、国際中高で実施 ・メンタルヘルスサポートナビの構築（R6.3月） ・ゲートキーパー研修動画の作成（R6.3月） ○アウトカム ・ゲートキーパー 5,526人（累計） ・自殺予防に関する情報発信HPの閲覧数 18,565件	・自殺予防に関する情報発信HPの閲覧件数の増 ・ゲートキーパー養成人数の増 ・「メンタルヘルスサポートナビ」、ゲートキーパー動画を作成し、啓発媒体の増	・若い世代に向けた自殺対策や職場でのメンタルヘルス対策の促進 ・引き続きメンタルヘルスの重要性を啓発

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅲ	(3)	①	137	ひきこもりの相談支援体制の充実・強化	1. 相談支援体制の充実 (1)ひきこもりの相談支援に関する情報発信 (2)市町村での多機関による支援のネットワーク化 2. 人材の育成 (1)支援関係者へのひきこもりの理解促進 (2)市町村への技術支援の強化 3. 多様な社会参加に向けた支援の充実 (1)地域にある既存資源の活用	【相談支援体制の充実】 【人材の育成】 【多様な社会参加に向けた支援の充実】 ①相談支援体制の充実(広報・啓発、市町村における包括的な支援体制構築に向けた支援等) ②人材の育成(民生委員等の支援関係者への研修、個別ケース検討会への専門的な助言等) ③多様な社会参加に向けた支援の充実(既存の社会資源を活用した居場所等の実施、就労体験・訓練に係るインセンティブ制度 等)	○居場所等支援につながった件数 230件 (R4.12) ○中間的就労を経て就労した人数 10人/年以上	—	90件以上 3人以上	○居場所等支援につながった件数 282件 (R6.3) ○中間的就労を経て就労した人数6人 (R5.3)	○居場所等支援につながった件数 118件 (R6.7) ○中間的就労を経て就労した人数8人 (R6.9)	(R5) ○居場所等支援につながった件数 100件/年以上 ○中間的就労を経て就労した人数 10人/年以上	①引き続き、相談窓口の周知(各種会議でのリーフレット配布やSNS等を利用した広報) ②ブロック別ひきこもり支援者連絡会の実施(3回)、ひきこもり地域支援センターによる人材育成研修の実施や、ケース会議への参加 ③あったかふれあいセンター等の居場所や就労体験としての活用を促進	○アウトプット ①相談支援体制の充実 ・市町村相談窓口の明確化:34市町村 ・市町村プラットフォーム設置:27市町村 ②市町村の後方支援 ・ケース会議実施市町村:20 ・人材の育成 ・支援者連絡会の実施:3回 ③多様な社会参加に向けた支援の充実 ・ひきこもり自立支援体制構築事業実績:見学者数7人、体験者数3人 ・就労体験拠点3拠点のR5実績:就労体験者数:22名、体験日数:280日(うち、一般就労に結びついた人数:11名) 就職先:農業7、水産業1、卸売業1、介護1、サービス業(警備)1 ・認定訓練事業所数:21事業所(県認定16、高知市認定5) ・居場所等への支援:4箇所 ○アウトカム 市町村プラットフォーム設置により、ひきこもり支援の包括的な支援体制づくりが進んでいる	①②市町村プラットフォーム等を活用した「包括的な支援体制づくり」の推進と、圏域及びブロック単位での後方支援の充実が必要。 ③ひきこもりの方の実情に即した、身近な地域における集いの場や就労体験の場などの居場所づくりが必要。	①市町村だけではカバーしきれない部分について、地域住民等による地域での見守りやつなぎ等の支援が可能となるよう、広報や研修会により地域のプラットフォームへの参画の意識醸成を図る。 ②引き続き、個別ケース検討会への専門的な助言や効果的な研修を実施する。 ③あったかふれあいセンター等の居場所や就労体験としての活用を促進。	
Ⅲ	(3)	①	138	生涯学習の活性化の推進	事業主催者がそれぞれに広報、情報発信していたものを一元化し、高知県ポータルサイト「まなび場Search」により情報提供することによって、生涯にわたる学びの機会や場をわかりやすく周知することができ、生涯学習が県民にとって身近なものになる。これにより県民全体をカバーする学びのネットワークを恒久的に形成する。	県内のあらゆる学び場、また、学んだことを活かす場の情報を発信するポータルサイトの運用 ・ホームページ保守運用 ・市町村の講座情報の収集 ・広報啓発(チラシの配布) ・企業や団体等とのデータ連携	生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数 55,000件以上/年	57,012件	70,633件	79,383件	105,782件	50,541件	(R5) 55,000件/年	県内のあらゆる学び場、また、学んだことを活かす場について情報発信を行う。	○結果 ・ユーザ数:23,522人 ・新規ユーザ数:22,495人 ○成果 ・アクセス数:105,782件 ・情報掲載数:2,890件	新たなデータ連携施設が3施設増えたことや市町村からの情報提供、委託先による掲載情報収集により、掲載数が増え、ユーザ数・アクセス数ともに昨年度を上回っている。	多種多様な講座情報を県民に提供できるよう、新たな情報提供元の開拓を行うとともに、ポータルサイトの広報活動を行うことで、生涯学習の活性化につなげる。 また適宜ポータルサイトの見直しを行い、利用者の利便性向上に努める。
Ⅲ	(4)	①	139	DVや性暴力、売買春の根絶啓発 配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	【DVや性暴力、売買春の根絶啓発】 広報・啓発活動等により「DVを許さない社会」へ向けての意識を醸成する 【DVに関する相談・カウンセリング対策の充実】 DV被害者に対し適切な相談対応・カウンセリングを行い、多様な問題を抱えるDV被害者を支援する。	・DV防止に係る広報、啓発 ・女性相談員による相談及び指導の実施 ・専門家による相談者へのカウンセリング実施 ・女性相談支援センターで電話及び対面での相談受付 ・県内各所への出張相談 ・休日・夜間の電話相談受付 ・専門家による相談者へのカウンセリング実施 等	—	—	—	—	—	—	・女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)を中心とした啓発活動の実施(DV啓発カードの作成・配布、高知城のパープルライトアップ、公共交通機関でのポスター掲示、ラジオ番組での広報等) ・DV被害者への支援を継続	○アウトプット ・女性相談支援センターにおける相談件数 1,062件 うちDVに関するもの 343件 ・相談者に対するカウンセリング実施人数及び回数 13人、延44回	・相談件数は前年度比で減少(R4年度の相談件数:1,121件、うちDV関係:347件)しているものの、全体としては横ばい傾向である。 ・引き続き適切な相談対応を行うとともに、広報・啓発活動を実施し、DV被害者の早期発見につなげる。	・女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)を中心とした啓発活動を実施し、各種窓口への相談を促す。 ・適切な相談対応・カウンセリング等を実施し、DV被害者を支援する。	
Ⅲ	(4)	①	139	DVや性暴力、売買春の根絶啓発 配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	・学生等の若者を対象とした被害防止の啓発を行う ・人身安全関連運事業対策専科教養の継続によるDV・ストーカー等対応専門員の増強 ・全所属職員に対して、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対する相談段階からの対応、指導教養の徹底	・各警察署との情報共有を徹底し、連携を強化する。 ・職員の能力向上のための研修を充実させる。 ・学生等の若者への被害防止の啓発を行う。	毎年実施	—	—	実施	—	—	毎年実施の継続	・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、各種機会を通して、警察職員への教養を行う。 ＜アウトプット(結果)＞ ・SNS利用をきっかけとする性犯罪被害を防止するためのサイバーハートロールを実施した。(少年課との連携) ・学生を対象としたSNS利用に関する各種教室を実施した。(少年課との連携) ・大学生に対するDV・ストーカー等被害防止の授業を行った。(高知工科大学) ・恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の対処能力向上のため、各種教養を実施した。(各種専科等での教養、教養資料の発出による教養) ＜アウトカム(成果)＞ ・学生に対する被害防止意識の醸成 ・警察職員による恋愛感情等のもつれ事案への対応能力の向上	・新型コロナが5類へ移行したことも踏まえ、コロナ禍では一部実施できなかった教養等も行うことができた。 ・専科教養では、部会講師による教養を積極的に取り入れ、教養効果の向上を図った。	引き続き、関係課と連携したサイバーハートロールや学生への各種教養を行うと共に、各種専科教養により職員の対応能力の向上を図る。	
Ⅲ	(4)	①	140	DV被害者の保護と自立支援	DV被害者を迅速かつ適切に保護し、生活再建の支援を行い、DV被害者が安心して自立生活を送ることができるようにする。	・一時保護したDV被害者等の自立に向けた取組の実施 ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターへの運営費補助 ・適切な一時保護の実施 ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターの運営費補助 ・生活サポーター(女性相談支援センター職員)による一時保護所退所者への自立支援(日常生活の支援、各種手続の支援等) 等	—	—	—	—	—	—	・引き続き迅速かつ適切に一時保護を実施し、生活再建の支援を行う。 ・生活サポーターによる支援を継続し、DV被害者が安心して生活できるようにする。 ・民間シェルターの運営の現状を把握し、適切な支援のあり方について検討する。	○アウトプット ・一時保護件数 25件(うちDV関係 19件) ・一時保護延日数 1,022日 ・生活サポーターによる退所者支援 24人(訪問・面談等延178回) ・民間シェルター補助金 1団体	・一時保護を適切に実施し、退所者への生活サポーターによる支援を行っている。 ・多様な問題を抱えるDV被害者への対応により、民間シェルターの運営に係る負担が増大しているため、運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等について検討する必要がある	・引き続き迅速かつ適切に一時保護を実施し、生活再建の支援を行う ・生活サポーターによる支援を継続し、DV被害者が安心して生活できるようにする ・民間シェルターの運営の現状を把握し、適切な支援のあり方について検討する	
Ⅲ	(4)	①	141	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の推進	基本計画の推進・進捗管理を行い、県のDV被害者支援施策を全体的に推進する。	第3次高知県DV被害者支援計画の推進・進捗管理及び第4次計画の策定	—	—	—	—	—	—	・第3次計画の進捗管理 ・第4次計画の検討及び策定	・第3次計画の進捗管理を年1回行っている。 ・第4次計画を策定(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく都道府県基本計画と一体化)	・第3次計画の進捗管理を行い、施策の推進に努めている。	・第4次計画の進捗管理を行う	
Ⅲ	(4)	①	142	配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)の機能の充実	配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)の機能充実や相談員のスキルアップによる、多様な問題を抱えるDV被害者等への適切な支援の実施	・休日、夜間電話相談の実施 ・出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・相談員等の専門研修への参加 ・講師を招いての所内研修、スーパーバイズの実施 ・休日・夜間電話相談の実施 ・県内各所への出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・DV被害者への心理カウンセリングの実施 ・相談員等の専門研修参加 ・所内研修やスーパーバイズの実施	—	—	—	—	—	—	・引き続き、休日・夜間電話相談や出張相談 ・相談員等の専門研修への参加 ・外部講師による所内研修を実施予定	○アウトプット ・出張相談・同行訪問件数:43件 ・無料法律相談件数:39件 ・専門研修への参加人数:延33人 ・所内研修の実施:10回、延62人 ・スーパーバイズの実施:6回、延60人	・令和5年度の相談体制の強化により、出張相談等アウトリーチ型支援の拡大、専門研修・所内研修受講機会の更なる拡大ができた。 ・休日・夜間電話相談や出張相談の実施により、DV被害者等がより相談しやすくなっていると考えられる。 ・オンライン開催の専門研修への参加や所内研修・スーパーバイズの実施により、相談員のスキルアップを図ることができた。	・休日、夜間電話相談の実施 ・出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・相談員等の専門研修への参加 ・講師を招いての所内研修、スーパーバイズの実施	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅲ	(4)	①	143	女性に対する暴力防止ネットワークの構築、連携の推進	出先機関、各市町村、警察等の関係機関同士の連携を深め、迅速かつ適切なDV被害者支援を実施する。	・参加機関の拡充と参加率のアップに向けた内容の見直し ・女性相談支援センターと児童相談所、各市町村、警察等関係機関との連携強化 ・ブロック別関係機関連絡会議及びネットワーク会議の開催 ・女性相談支援センター職員の要保護児童対策連絡協議会（要対協）への参加 ・市町村職員へのDV出前講座の実施	—	—	—	—	—	—	—	・ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議の開催 ・ブロック別関係機関連絡会議（県内5か所）、ネットワーク会議を開催 ・女性相談支援センター職員による各市町村・関係機関等へのDV出前講座の実施：10回 ・要保護児童対策地域協議会への女性相談支援センターの参加：20市町村	・ブロック別関係機関連絡会議やDVネットワーク会議の開催により、市町村や関係機関等の職員に、DVに対する認識や相談対応方法を習得してもらうとともに、女性相談支援センターとの連携強化を図った。 ・女性相談支援センター職員による児童・高齢者・地域福祉関係機関、団体へのDV出前講座の実施や講師派遣により、関係機関同士の意見交換や情報共有の機会をつくることができた。 ・要対協への参加等により、女性相談支援センターと児童相談所、各市町村、警察等関係機関との連携を深めた。	・ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議の開催 ・女性相談支援センターによるDV出前講座・講師派遣（市町村、関係機関等）の実施 ・女性相談支援センターの、要対協への参加（随時）	
Ⅲ	(4)	①	144	相談関係者に対する研修・啓発	様々な問題を抱えるDV被害者に対しより適切な助言・支援を行えるよう、DV相談に携わる職員のスキルアップにより、支援体制を強化する。	・女性相談支援センターによるDV出前講座の実施 ・DVネットワーク会議における研修実施	—	—	—	—	—	—	—	・女性相談支援センターによるDV出前講座（市町村、関係機関等）の実施 ・DVネットワーク会議における研修実施	○アウトプット ・女性相談支援センターによる各市町村及び関係機関等への出張DV講座の実施：10回 ・DVネットワーク会議における研修の実施	・DVネットワーク会議やDV出前講座の実施により、市町村や関係機関等の職員に対し、DVに対する認識や相談対応の方法、女性相談支援センターの周知を図ることができた。	・女性相談支援センターによるDV出前講座・講師派遣（市町村、関係機関等）の実施 ・DVネットワーク会議における研修実施
Ⅲ	(4)	①	144	相談関係者に対する研修・啓発	県内相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修・啓発を実施することで、各相談機関の相談者同士の情報交換や交流による連携強化を図る。	・相談員スキルアップ（職員）研修の実施	—	—	—	—	—	—	—	・相談内容に関連した研修の実施 ・研修内容によりオンデマンド・ライブ配信の実施	相談員スキルアップ研修を3回実施（延べ42名参加）	研修を通じて、県内相談機関及び相談員との連携を推進することができた。	・相談内容に関連した研修を行う。 ・研修の内容により、オンデマンド・ライブ配信を実施し、参加者の増加につなげる。
Ⅲ	(4)	①	145	DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供	DVIに関する広報・啓発を行い、「DVを許さない社会」に向けた意識の醸成を図る。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心とする、DV防止に係る広報、啓発	—	—	—	—	—	—	—	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心とした啓発活動の実施（DV啓発カードの作成・配布、高知城のパープルライトアップ、公共交通機関でのポスター掲示、ラジオ番組での対談（11/14）	○アウトプット ・運動期間を中心とした啓発活動の実施（啓発カードの作成（35,000枚）・配布、高知城のパープルライトアップ（11/12,13）、公共交通機関でのポスター掲示（11/12・25）、ラジオ番組での対談（11/14）	・民間団体等と連携した広報啓発を実施したことや、マスコミを通じた広報活動を行ったことで、県民へ効果的なPRを行うことができた。 ・引き続き県医師会の協力を得て、県内医療機関におけるDV防止啓発を行うことができた。	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心とする、DV防止に係る広報、啓発 ・ソーシャルによるDV・デートDVIに関する出前講座等の実施
Ⅲ	(4)	①	145	DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供	DV防止啓発講演会、情報提供事業等の実施により、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努める。	DV防止講座事業の実施	—	—	—	—	—	—	—	・ホームページやSNSによる分りやすくきめ細かな情報発信 ・多様な啓発ツールの作成及び活用	・学生・生徒等を対象にデートDVIに関する出前講座を実施し、意識啓発及び情報提供を行い、参加者へのDV防止啓発を実施（6件、899名参加） ・DV防止啓発講演会を開催（会場90名、オンデマンド380名参加） ・DVの予防を目的として家族間のコミュニケーションに関する講座を実施（21名参加） ・学生ボランティア体験を実施し、高校生にDV防止の周知・意識啓発（19名参加） ・情報紙 ソーレスコープ108号にDV防止講演会（R5年度実施）の概要を掲載し、意識啓発を実施	・出前講座や講演会等の実施により、参加者のDV防止に向けた理解が進んだ。	・男女共同参画及び女性問題について、デジタル啓発誌や動画等の多様な啓発ツールを作成し、出前講座やSNS等を通じて啓発し、県民の正しい理解につなげる。
Ⅲ	(4)	①	146	DV被害者を支援するNPOの育成・協働の推進	民間シェルターの活動を支援し、さまざまな問題を抱えたDV被害者の支援を行う。	引き続き支援を行うとともに、役割分担や支援の在り方等を検討 ・民間シェルターの運営費補助 ・DVIに係る広報・啓発活動での民間団体との協力 等	—	—	—	—	—	—	—	運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等を検討	○アウトプット ・民間シェルター補助金 1団体	・多様な問題を抱えるDV被害者への対応により、民間シェルターの運営に係る負担が増大しているため、運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等について検討する必要がある。	・DVシェルターの運営費補助やDVIに関する広報・啓発活動を通じて、民間団体の活動を支援する。 ・運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等について検討する必要がある
Ⅲ	(4)	①	147	被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	教養・研修会を実施し、各種支援制度の適切な運用を図るとともに、講演会や街頭活動等を通じて、犯罪被害者等の現状や各種施策、相談窓口等に関する広報を積極的に実施する。	被害者のニーズを的確に把握するとともに、各種支援制度、相談窓口等に関する積極的な広報啓発活動を実施し、周知徹底を図る。	—	—	—	—	—	—	—	・7月に犯罪被害者支援専科教養を実施予定 ・犯罪被害者等の声を反映した効果的な広報啓発活動、講演会等の実施	・各種専科、任用科教養（11課程、136人）において、被害者支援に関する教養を実施した。 ・7/3～7/7に「犯罪被害者支援専科」を開催し、担当者に対する教養を実施した。 ・犯罪被害者遺族による講演会、年間を通じてパネル展を開催したほか、各種広報啓発活動を実施した。	・「犯罪被害者支援専科」での部外講師による一部講義を部内外に解放し、犯罪被害者等の特性に応じた対応の重要性を意識付けた。 ・犯罪被害者遺族による講演会をオンデマンド形式として、多くの職員の意識付けに繋がった。 ・部内外の施設において、年間を通じて実施した犯罪被害者遺族によるパネル展の反響は大きく、県民の理解と犯罪被害者等への配慮・協力意識の涵養に寄与した。	・引き続き、教養・研修会を通じて職員に各種支援制度の適切な運用を周知させる。 ・講演会や街頭活動等を開催し、犯罪被害者等の現状や各種施策、相談窓口等に関する広報を効果的に実施する。
Ⅲ	(4)	①	147	被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	・被害者に対する捜査員の事実及び相談対応能力を高めるため専科教養を実施する	担当者のみならず、全警察官、職員に対し、人身安全関連事業への理解と意識付けを徹底させるため、今後とも各種機会を捉え、指導教養を繰り返し実施することが必要	毎年実施	—	未実施	実施	—	—	毎年実施の継続	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、各種機会を通して、警察職員への教養を行う。	＜アウトプット（結果）＞ ・刑事特別研修員集合研修による教養 ・少年補導職員採用時研修による教養 ・各種専科による教養（人身安全事業対策専科、犯罪被害者支援専科、刑事・生活安全任用科、交通専務員任用科・警備任用科、警部補・巡査部長任用科） ・警察庁主催の代表者聴取オンライン教養、児童虐待対策全国専科、人身安全関連事業全国専科、人身安全関連事業対処に伴う短期派遣制度研修の参加 ＜アウトカム（成果）＞ ・警察職員による被害者の心情等に配慮した対応能力の向上	・新型コロナウイルスが5類へ移行したことも踏まえ、コロナ禍では一部実施できなかった教養等も行うことができた。 ・専科教養では、部会講師による教養を積極的に取り入れ、教養効果の向上を図った。 ・警察庁主催の各種専科教養等や、他県警への短期派遣制度研修へ参加することで、対処能力の向上を図った。	引き続き、各種専科教養の実施や部外研修へ参加し、対応能力の向上を図る。
Ⅲ	(4)	①	148	犯罪被害者等支援 犯罪被害者等に対する相談支援の充実	①犯罪被害者等の支援を効果的に行うために、県に相談窓口を設置し、支援の調整を図る。 （犯罪被害者等支援相談窓口運営事業）	①専任の相談員が犯罪等の被害に関する相談をうけるとともに、必要な情報を提供し、関係機関との調整やコーディネートなど総合的な被害者支援に取り組む。 ・電話相談 ・面接相談（要予約） ・支援に関する必要な情報の提供 ・関係機関との調整 ・相談員のスキルアップのため研修等への参加 ・県の犯罪被害者等の支援制度の問い合わせ対応等	（事業の性格上、相談件数等の数値目標は定めていない。）	110件（実人数25人）	—	—	—	—	—	・相談窓口の広報・周知に係る取組の強化 ・犯罪被害者等への経済的支援の充実	・電話相談等 24件（実人数19人） ・警察庁及び内閣府研修（オンライン） ・支援補助金の実績 2件（実人数2人） ・法律相談の実施（高知弁護士会と締結）3件 ・相談窓口及び経済的支援施策の広報・周知について、課のHP、ツイッター・ラジオ、新聞、市町村広報誌など各種広報媒体を活用するとともに、研修会・イベント等の機会を通じ実施 ・若年層に向けた周知を教育委員会等と連携し実施	・相談内容は、他の支援機関等で既に相談対応済みの事実、また、犯罪以外の相談が多い。 ・犯罪被害者等への経済的支援の充実を図った。	相談窓口・経済的支援施策の広報・周知について、引き続き、各種広報媒体を活用するとともに、研修会・イベントを通じ実施する。

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R5				
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R5)	【D実行】結果・成果 (R5)	【C評価】実施後の分析、検証 (R5)	【A改善】次年度の取組 (R5)
Ⅲ	(4)	①	148	犯罪被害者等支援 犯罪被害者等に対する相談支援の充実	②性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターを運営し、被害者の心身の早期回復及び被害の潜在化の防止を図る。 (性暴力被害者等支援センター運営業務)	②令和3年度より、こうち被害者支援センターに運営業務を委託し、性犯罪・性暴力被害者等に対して、電話相談、面接相談、付き添い支援、情報提供等のきめの細かい支援を被害直後から行う。 ・電話相談 ・面接相談 ・直接的支援(付き添い支援)・関係機関との支援のコーディネート ・被害届を提出することが困難である被害者の医療費助成 ・弁護士相談及びカウンセリング費用の公費負担 ・支援機関の医療従事者向け研修 ・ワンストップ支援センター業務の広報・周知	(事業の性格上、相談件数等の数値目標は定めていない。)	相談件数308件 直接的支援292件	—	—	—	—	—	性犯罪・性暴力被害者等への支援体制の強化	・電話相談等 342件 ・面接相談 37件 ・直接的支援 281件 ・医療費助成 0件 ・弁護士相談 0件 ・カウンセリング3件	○前年度との比較 ・電話相談等(+26)・面接相談(△30)・直接的支援(△9)	医療費助成、カウンセリング、弁護士相談の支援拡充を行う。また、若年層に向けた支援策等の周知を教育委員会等と連携し行う。

こうち男女共同参画プラン【PDCAシート】

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）							R6			担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)	【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)		
1	(1)	①	1	男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施(5年ごと)	男女共同参画の視点から見た県民の意識や課題を把握し、それらの経年変化や全国調査との比較等を行い、今後の施策に活かす。	平成16年度、21年度、26年度、令和元年度に実施。令和元年度調査結果は、ホームページ、印刷物などで公表。	—	—	—	—	—	—	—	令和6年度実施予定 4～7月 調査票作成 8～9月 調査 3月 調査報告書作成、印刷	令和6年度調査実施(8/26～9/16) 有効回収率36.4%(728/2,000人)	女性活躍推進計画アクションプランを策定するための基礎資料として活用予定。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	①	2	男女共同参画に関する統計データの収集・提供	男女共同参画に関する各種統計データの収集及び提供を行い、様々な情報が把握できる環境を整備する。	男女共同参画に関する統計データの収集・分析・提供。	—	—	—	—	—	—	—	・よりわかりやすくきめ細かな情報発信 ・web調査の実施など、即応性の高い情報の収集・発信	集計中	集計中	子ども・福祉政策部	ソーレ
1	(1)	①	3	人権(女性)に関する実態調査と公表	女性の人権に係る現状と課題、それらへの取組を県民に向けて周知する。	・毎年度、人権に関する実態の公表を実施(ホームページ) ・5年ごとに人権に関する県民意識調査を実施・公表(令和4年度実施・公表済)	—	—	—	—	—	—	—	1. 人権に関する実態の公表 運滞なく具体的かつ正確な人権の実態を公表することができるよう努める。	未実施	未実施	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	①	3	人権(女性)に関する実態調査と公表	人権(女性)に関する意識調査及び提供を行い、情報が把握できる環境の整備	男女共同参画に関する意識調査を実施	—	—	—	—	—	—	—	・女性を取り巻く課題に関するweb調査の実施等、即応性の高い情報の収集・発信 ・「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に関する意識調査」結果のR6年度男女共同参画推進月間企画展展示	意識調査：家族との「コミュニケーション」の取り方集計中	集計中	子ども・福祉政策部	ソーレ
1	(1)	①	4	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報を効果的に行い、人権意識の普及、高揚を図る。	・【人権啓発シリーズ新聞掲載事業】高知新聞に「高知県人権施策基本方針」に掲げる各人権課題の啓発コラムを掲載し、県民の人権意識の普及・高揚を図る。 ・【人権啓発センター情報発信事業】季刊誌やHP、SNS等を活用し、施設の利用案内や啓発事業の情報発信を行う。	—	—	—	—	—	—	—	1 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 (高知新聞に人権問題に対する理解と認識を深めるためのコラムを掲載する) 2 人権啓発センター情報発信事業 ・季刊誌「こころんだより」発行、新聞広告等様々な媒体を利用し、県民の人権意識の普及、高揚を図る。	1 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 7月女性の人権 「男女の賃金格差に関心を」大崎麻子 2 人権啓発センター情報発信事業 ・季刊誌「こころんだより」発行(春号、夏号各8,000部を約3,000カ所に配付) ・研修資料「令和4・5年度 人権コラム集～心呼吸～」の作成(4,000部)	1 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 本年度は「女性の人権」についてのコラムを掲載することができた。 2 人権啓発センター情報発信事業 本年度は、夏号にて「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の特集記事を組むことができた。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	①	4	県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	広報誌(ソーレ・スコープ)、メルマガ発行や、各種講演会・研修会の開催等により、県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報を行う。	広報誌(ソーレ・スコープ)、ホームページやメルマガ、SNSの活用による啓発・広報、各種講演会・研修会の開催	—	—	—	—	—	—	—	・情報紙やホームページ、SNSによるよりわかりやすくきめ細かな情報発信 ・多様な啓発ツールの作成及び活用 ・中高年男性の固定的な性別役割分担意識解消につながる企画展等を実施	・男女共同参画推進月間に合わせアンコンシャス・バイアスをテーマとした企画展実施や、子育てに参画する男性ロールモデルの共育でメッセージ動画をInstagramで配信。県内外に広く啓発を行った。 ・情報紙、ホームページ、メルマガ、SNSにより啓発、広報を行った。 ホームページアクセス数 4,002 メルマガ登録者数 464 FBリーチ数 5,328 Xリーチ数 21,431 Instagramリーチ数 2,104	ソーレ会場での展示やInstagramでの動画配信など、様々な方法や媒体で啓発、広報を実施した。	子ども・福祉政策部	ソーレ
1	(1)	①	5	県職員・市町村職員への男女共同参画に関する研修の実施	・男女共同参画の理念の理解、意識啓発 ・女性職員の働きやすい職場の実現	・毎年度、課題となるテーマについて、男女共同参画の視点から職員の意識啓発を行う。 ・全所属対象に男女共同参画に関する職員研修を実施。	—	—	—	<研修> 県庁220名 市町村15名	<研修> 県庁240名 市町村22名	下半期に実施予定	—	男女共同参画に関する講演会等を活用したオンデマンド研修の開催	下半期に実施予定	下半期に実施予定	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	①	6	子どもの発達段階に応じた人権(女性)教育の推進	高知県教育・保育の質向上ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。	子どもの人権に十分配慮した保育の実践につなげるため、園内研修等の実施を支援する。 ・園内研修支援(幼保支援アドバイザー等を園に派遣し、園が行う自主的・計画的な研修の実施を支援する) ・ブロック別研修支援(ブロック内のネットワーク化・園内研修の企画、立案、運営を行うミドルリーダーの育成を支援する)	ガイドライン等を活用し、教育・保育の質向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	74.2%	73.7%	80.0%	79.4%	集計作業を2月に行うため、上半期の実績は不明	100.0%	・「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用し、組織的・継続的な園内研修支援に市町村とともに取り組む。 ・外部からの講師等を招聘して行う保育を見合っの園内研修の実施の呼びかけを市町村とともに行う。	—	—	教育委員会	幼保支援課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
1	(1)	①	6	子どもの発達段階に応じた人権(女性)教育の推進	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。	新たに追加された人権課題を含む県民に身近な人権課題について、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。 ・教職員研修への講師派遣 ・人権教育に関する資料提供、情報提供及び助言	女性の人権に関する学習を、年間指導計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。	小:100% 中:100% 高:100%	100%	小:100% 中:100% 高:100%	小:100% 中:100% 高:100%	1月に調査実施予定	小:100% 中:100% 高:100%	・人権教育主任連絡協議会において、教科等と人権教育の関連を説明し、教科等の取組と重ねた校内研修や授業研究の実施を働きかける。また、講師を招聘し人権教育の現状と課題等の講話を行う。併せて、校種に応じた実践例の情報提供や協議等を行う。 ・人権教育主任研修(オンライン)において、子どもの人権に関する研修事例の紹介も行い、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究を実施するよう働きかけを行う。 ・校内研修支援では、重点テーマを決め研修支援を行う。併せて派遣支援の実績がない学校の支援を優先的に行う。	・人権教育主任連絡協議会を地区別3会場で実施(5・6月)276人参加 ・個別の人権課題に関する校内研修や授業研究、市町村研究会等への研修講師派遣(7～9月)のべ13回	・人権教育主任を中心とした校内研修及び授業研究の実施や、実践・指導事例資料集の活用等を働きかけることができた。 ・連絡協議会では、協議を校区内や校種別で編成することで、連携という視点から人権教育主任の指導力向上につながるものであった。	教育委員会	人権教育・児童生徒課
1	(1)	①	7	地域・職場における人権(女性)研修の実施	地域や職場等、様々な場面で無意識のうちの性差別や性別役割分担意識を生じさせないよう、男女共同参画意識の醸成のための研修を行っていく。	企業や団体、県民を対象に人権啓発研修を実施し、人権問題に対する興味関心を高め、人権尊重の職場づくり、地域づくりに資する人材を育成する。	—	—	—	—	—	—	—	人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業 ・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」:年2回実施 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」:年4回実施	・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」:「ビジネスと人権」をテーマとした研修会を2回実施。 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」:「みんなで取組ジェンダーギャップ」と題し、「女性の人権」をテーマとしたセミナーを実施した。(参加者81名)	本年度は、「女性の人権」をテーマに研修をすることができ、人権についての理解が深まったかのアンケートでは、99%の人が理解が深まったと回答しており、一定の啓発はできたと思われる。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	①	7	地域・職場における人権(女性)研修の実施	各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。 教育委員会事務局職員の人権意識が向上する。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。 また、教育委員会事務局職員人権問題研修会については、今日の情勢から、他の人権課題とのバランスをとり、設定する。 ・人権に関する研修講師派遣 研修開催にかかる資料提供、情報提供及び助言	—	—	—	—	—	—	—	・高知県人権教育推進委員会において、人権問題の研修の意義や目的を再認識して、地域住民や参加対象のニーズにあった研修を実施し自身の生活にいかすことのできる研修にする。	○事務局職員人権問題研修会 ・全体研修:8.9月3回 405人参加(集合・オンライン) ※動画視聴予定者:154人 内容:情報提供「人権に関わる近年の動向」、「災害と人権」「ハンセン病」研修①ハラスメントについて、研修②犯罪被害者の人権(インターネットによる人権侵害・性被害)講話・協議 ○市町村人権教育研修会・職場研修への講師派遣(4市町村)	・事務局職員研修では、人権に関わる近年の動向や人権課題について、正しい知識をもつ必要性を知らせることができた。 (研修後のアンケート回答期限は12月) ・市町村における研修に研修講師を派遣し、人権課題に関する情報提供や県の目指す方向性について啓発を行うことができた。	教育委員会	人権教育・児童生徒課
1	(1)	①	8	民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	【ソーレ・えいど事業】 人権ふれあい支援事業】 民間団体が人権意識の高揚を目的とした啓発活動を自主的かつ積極的に行うことで、人権尊重の社会づくりを推進する。	【ソーレ・えいど事業】 ソーレが行う民間団体などを対象に事業費の補助を行う「ソーレ・えいど事業」等の支援事業により民間団体等の活動を支援する。 【人権ふれあい支援事業】 NPOやボランティアグループ等が自主的に行う人権意識の高揚等を目的とした講演会や研修会等について補助を行う。	—	—	—	—	—	—	—	＜ソーレえいど事業＞ 効果的な広報の実施 【人権ふれあい支援事業】 対象:県内のNPO、ボランティア団体等 内容:団体等が県民の人権意識向上のため実施する事業への補助 審査会:令和6年8月上旬頃	＜ソーレえいど事業＞ ・高知市内枠1団体、市外枠1団体採択 【人権ふれあい支援事業】 ・NPO等民間団体が自主的に行う人権啓発活動を支援 【支援団体】5団体	＜ソーレえいど事業＞ 民間団体等の取組が男女共同参画の推進に寄与していると考えられる。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	①	9	男女共同参画に関する苦情の申出・処理制度の充実	男女共同参画に関する苦情のない社会づくり	・男女共同参画苦情調整処理委員会による処理 ・事業内容の県民への更なる周知	苦情の申し出	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	—	・制度周知の広報を行う。 ・市町村への制度周知を定期的に実施する。	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	①	10	メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供及び表現についての要望	・女性の人権が尊重されたメディア表現 ・各分野や各地域で、男女共同参画や女性の人権等に関する支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されること。	①メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供 ②男女共同参画や女性の人権等に関わる表現についてのメディアに対する要望	—	—	—	—	—	—	—	①メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供を引き続き行う。 ②県民から男女共同参画や女性の人権等に関する表現の要望があった場合、関係課の協力を仰ぎメディアに対し働きかける。	①県の広報誌への記事掲載やテレビ、ラジオでの放送、SNSや記者クラブへの情報提供により男女共同参画や人権に関する広報を行った。 ②特になし	①男女共同参画や女性の人権等に関する周知が図られることで、男女共同参画の実現に向けた県民やメディアの意識が醸成された。 ②特になし	総合企画部	広報広聴課
1	(1)	①	11	青少年保護育成条例に基づく有害図書類の指定	青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある図書類のうち、その内容が「一定の基準」に該当する図書類を自動的に有害図書に指定することで、青少年の健全育成を図る	高知県青少年保護育成条例第11条第2項に基づく有害図書類の包括指定	—	—	—	—	—	—	—	高知県青少年保護育成条例における有害図書類の包括指定を継続する。	○アウトプット(結果) ・高知県青少年保護育成条例における有害図書類の包括指定の継続 ○アウトカム(成果) ・青少年に有害な影響を及ぼす恐れのある図書類が、有害図書として認知されている。 ・有害図書は、販売店等で区別して陳列され、青少年が閲覧、購入しづらい環境ができています。	—	子ども・福祉政策部	子ども家庭課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)
1	(1)	①	12	市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施	—	県と市町村が情報交換や実践発表等を通じて、人権施策を連携していく。	—	—	—	—	—	—	・様々な機会を通じて、市町村の人権教育・啓発事業の重要性を県と共有することで、施策に反映させていく。 ・高知県人権施策基本方針-第3次改訂版-の周知をはかる。	1. 市町村人権教育啓発担当者連絡協議会開催事業 ＜内容＞主な事業の説明、実践発表、班別協議、全体共有 〔東部エリア〕5月29日(水) 安田町 参加者:19名(10市町村中10市町村) 満足度 新しい発見や気づき、仕事に活かせる: 県の人権施策・情報提供等 100%(17/17) 市町村の取組発表 100%(17/17) 判別協議 100%(16/16) 〔中央エリア〕5月14日(火) いの町 参加者:31名(34市町村中31市町村) 満足度 新しい発見や気づき、仕事に活かせる: 県の人権施策・情報提供等 100%(31/31) 市町村の取組発表 93.5%(29/31) 判別協議 96.7%(29/30) 〔西部エリア〕5月24日(金) 四万十市 参加者:16名(16市町中16市町) 満足度 新しい発見や気づき、仕事に活かせる: 県の人権施策・情報提供等 93.8%(15/16) 市町村の取組発表 100%(16/16) 判別協議 100%(16/16)	・今年度は、アンケートを議題ごとにとるようにしたが、概ね参加者の評判は良かった。県の人権施策・情報提供等の評判は高いことから、高知県人権施策基本方針-第3次改訂版-の周知の一定は図れたと思われる。 ・また、自由回答欄では、市町村の事例を取り入れてみたい、他市町村と協議することで参考になることが多々ある、といった前向きな回答を得ることができており、一定の成果はあったと考えられる。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
1	(1)	①	12	市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施	各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。 ・人権に関する研修講師派遣 ・研修開催にかかる資料提供、情報提供及び助言	—	—	—	—	—	—	・市町村において、男女共同参画や女性の人権を含む県民に身近な人権課題に関する研修等の企画・運営の充実を図れるよう、各研修会で働きかける。	○高知県人権教育・啓発担当者連絡協議会 ・第1回(5月:3地区):66名参加(33市町村) 各地域ごとで報告された市町村の取組の報告では、女性や子どもの人権に関する取組が見られ、他の市町村担当者の参考となるものになった。 ○市町村社会教育主事等及び人権教育・啓発担当者研修会(8月):45名参加 ・災害と人権について、女性や子どもを含む要配慮者を意識した避難所運営について、事例をもとにした演習等、研修を行った。	・女性の人権を含めた、身近な11の人権課題についての理解を深めると共に、市町村の担当職員としての人権感覚の醸成や主体的な企画・運営を促すことができている。 ・高知県人権教育・啓発担当者連絡協議会、市町村社会教育主事等及び人権教育・啓発担当者研修会のアンケートの結果においても、「今後の業務に生かすことができる内容だったか」問う項目で、肯定的回答がそれぞれ90%を超える割合だった。 ・次回では、各市町村担当者が計画的な事業の実施ができたかを検証し、次年度の事業の見直しをもつことができるようにしていく。	教育委員会	人権教育・児童生徒課	
1	(1)	①	13	市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	県下の各地域で、女性の人権を尊重するための啓発活動が行われることによって、基本的人権の擁護に資する。	【人権啓発活動市町村委託事業】(うち人権課題:女性) 引き続き実行していく。	—	—	34市町村	34市町村	34市町村	34市町村	34市町村	事業実施後の検証を強化して、より効果的な啓発活動を促していく。	実績報告待ち	実績報告待ち	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	①	14	市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援	県全体における男女平等の推進のため、市町村において計画策定が促進されるよう支援する。	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。	男女共同参画計画策定市町村の割合 市81.8% 町村34.8%	市9/11 町村8/23	市100% 〈11/11〉 町村52.1% 〈12/23〉	市100% 〈11/11〉 町村60.8% 〈14/23〉	市100% 〈11/11〉 町村60.8% 〈13/23〉	—	市:100.0% (11市)町村:70%以上 (17町村以上)	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ(市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案)を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	全市町村にアンケートを実施し、策定予定もしくは改定予定の市町村を把握した。 (1町今年度新規策定予定) 計画の策定ができていない自治体へのヒアリングなど働きかけを実施予定。	計画策定の条件(計画の位置付けを明確にする、公表する)や計画策定の意義について説明し、市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案していく。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	①	15	市町村における女性活躍推進法に定める推進計画の策定支援	県全体における男女平等の推進のため、市町村において計画策定が促進されるよう支援する。	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。	女性活躍推進計画策定市町村の割合 市36.3% 町村21.7%	市4/11 町村5/23	市54.5% 〈6/11〉 町村26.1% 〈6/23〉	市72.7% 〈8/11〉 町村34.7% 〈8/23〉	市72.7% 〈8/11〉 町村34.7% 〈8/23〉	—	市100% (11市)町村70%以上 (17町村以上)	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ(市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案)を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	全市町村にアンケートを実施し、策定予定もしくは改定予定の市町村を把握した。 (2市今年度新規策定予定) 計画の策定ができていない自治体へのヒアリングなど働きかけを実施予定。	計画策定の条件(計画の位置付けを明確にする、公表する)や計画策定の意義について説明し、市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案していく。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
1	(1)	②	16	女子差別撤廃条約に関する県民への周知と浸透	当該条約を通し、世界の女性の平等・開発・平和の問題や、男女共同参画社会づくりへの関心を高め、意識の醸成を図る。	各種広報手段(県広報誌、ソーレ広報誌など)を活用し、広報活動を行う。 ・適宜、HPの情報更新。情報発信。	女子差別撤廃条約について内容を知っているまたは聞いたことがある割合 R元:40.6%	—	—	—	—	23.3%	—	国からの見解等があれば、市町村や県民へ周知する。	国連女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント、同委員会見解を当課のホームページに掲載	機会を通じた周知が必要	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果～年度末実績）						R6			担当部局	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)
I	(1)	②	17	国際化時代にふさわしい人づくり(高知県国際交流協会)	県民の多文化共生に関する意識が全体的に底上げされ、外国人が安全に安心して暮らせる環境が整備されている	若者世代だけでなく、社会全体で県民が国際交流や国際協力に参加できる事業の開設や講座の開催を行う。 ・国際ふれあい広場、多文化共生(出前)講座、親子で学ぶ国際理解講座 等 ・国際交流ボランティアの募集及び養成(養成講座や検討会の開催等)	—	—	—	—	—	—	・協会が行う講座・イベント等の認知度の向上 ・市町村・地域住民等への多文化共生に関する啓発 ・国際交流ボランティアの募集及び養成	①講座・イベント ・多文化共生講座 1回(高知市:9/28、24名) ・多文化共生出前講座 4回(5/10: 県立高知北高校(KIAラウンジで実施)21名、7/30: 高知大学大学院7名 、8/6: 津野町立中央小学校71名、8/23: 津野町社会福祉協議会23名) ②KIA国際交流ボランティア 計468名(一般語学:135名、災害時語学:94名、日本語:92名、ホストファミリー:37名、生活相談サポーター:110名)	①広く県民の皆さまに当講座を活用してもらえるように、講座に係る周知を行う必要がある。 ②県内在住外国人の増加が想定されているため、引き続きボランティア登録をしてもらえるように県民の皆さまへの周知を行う。	文化生活部	文化国際課	
I	(1)	②	18	交流イベントや多文化共生講座の開催(高知県国際交流協会)	現在展開されている国際交流・多文化共生に関する事業が県民に幅広く認知され、県民の意識の底上げに繋がっている	今まで継続してやってきた事業について改善を行い、県民に継続して国際化を促していく。 ・国際ふれあい広場、多文化共生(出前)講座、親子で学ぶ国際理解講座 等 ・国際交流ボランティアの募集及び養成(養成講座や検討会の開催等)	—	—	—	—	—	—	【再掲】取組番号17	【再掲】取組番号17	【再掲】取組番号17	文化生活部	文化国際課	
I	(2)	①	19	男性の家事・育児・介護の分担に向けた啓発	さまざまな学習機会の提供や男性を対象にした広報や意識啓発により、男性の家事・育児・介護の分担を促す。	こうち男女共同参画センターで男性講座を行う	—	—	—	—	—	—	・こうち男女共同参画センターで男性講座の充実を検討 ・ラジオ等での広報	男性家事基礎講座を1回開催 10組10名	・申込者数は定員に達しており、一定ニーズがあると考えられる。 ・本講座を通じて、参加者の継続的な家事への参画につなげる工夫が必要である。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
I	(2)	①	20	こうち男女共同参画センター「ソーレ」における広報・啓発	広報誌(ソーレ・スコープ、メルマガ)発行や、各種講演会、研修会の開催等により、男女共同参画に関する啓発・広報を行う。	広報や講演、研修会の開催等啓発事業により、男性の家事・育児・介護への参加促進を行う。	男女共同参画関連講座への男性参加者数 (参考: R元) 主催講座215人、出前講座1,343人	主催講座 139人 出前講座 748人	主催講座 127人 出前講座 573人	主催講座 586人 出前講座 1,246人	主催講座 1,060人 出前講座 1,447人	主催講座 128人 出前講座 853人	10,000人 (R2～R6年度累計)	・広報によるニーズの掘り起こし等、男性参加を促進するテーマを検討 ・企業や働く層への参加の働きかけ ・オンデマンドまたはライブ配信の実施 ・中高年男性の固定的な性別役割分担意識解消につながる企画展等を実施	・主催講座(16講座)実施 参加429名(うち男性128名) ・出前講座(36講座)実施 参加1,973名(うち男性853名) ・情報紙、啓発誌発行等、様々な方法や媒体で意識啓発、広報を実施	・これまで男女共同参画に関心の低かった男性の参加につながった。	子ども・福祉政策部	ソーレ
I	(2)	①	21	父親の育児参加のための啓発	子育て中の父親に子育てに関する情報が届き、育児に生かされている	○出産・子育て応援サイトブレmanetを活用し男性の育児参加を促す情報の提供を実施 ○高知県版父子手帳の作成及び配布	出産・子育て応援サイトアクセス件数 (R6より指標をアプリダウンロード件数とする)	43,335	93,666	145,739	560,687	39,482件 (9月末)	(R5) 140,000 (R9) 65,000件	○子育て応援アプリのコンテンツの充実(子育て等推進広報事業と併せた父親の育児・育児の関連情報の発信) ○父子手帳「パパの本」を子育て応援アプリ内にWEB化し父親支援ページを作成。 ○子育て応援アプリによる市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信を充実させ、父親の子育て支援サービス機関等の利用促進につなげる。	○アプリ内キャンペーンの開催 ・父親育児支援ページと連携したキャンペーン:3回実施済 (6月:参加数168件) (8月:参加数109件) (9月:参加数155件) ・「こどもまんなか」中高生アンケートキャンペーン:1回目実施済 (5月:参加数501件) ・子育て支援施設等利用促進キャンペーン 1回目実施済 (7月:参加数6,032件) ○アプリ内に父親育児支援ページ及び概要版冊子を作成中。 ・父親の育児に係る実践的なコンテンツの実装に向け、内容や動画を専門家等からなる検討会で調整中。 (検討会第1回:8/29、第2回:10/10、公開11月予定)	○アプリ内キャンペーンの開催 ・各キャンペーンとも予想を上回る参加者数となりアプリの利用促進に繋がっている。 ・継続的なアプリの機能改修とキャンペーン等の実施により利用の促進を図り、子育て支援策の充実へとつながっていく。 ○父親育児支援ページの作成 ・検討会で出た意見を反映し動画コンテンツを含めたより実践的な内容に見直していく。	子ども・福祉政策部	子育て支援課
I	(2)	①	22	介護の基礎講座の開催	介護に対する県民の理解が深まる。	<高知県立ふくし交流プラザでの講座開催(指定管理者による実施)> 県民介護講座の開催等により介護に対する知識の向上を図る。	—	—	—	—	—	—	引き続き、出前講座を行うなど、県下全域で多くの学びの機会を設ける。(高知県立ふくし交流プラザ指定管理者による実施)	<アウトプット> 県民いきいき講座の開催 ①ー1入門講座(プラザ開催分) 高齢者疑似体験 1回10名 車いす体験 0回 福祉用具見学 3回37名 VR認知症疑似体験24回 65名 ①ー2入門講座(出前講座) 高齢者疑似体験 0回 車いす体験 1回15名 VR体験 1回10名 ②家庭介護基礎講座 2回 52名 ③高齢期知っとく講座 3回121名 <アウトカム> 高齢期における体の変化や認知症、また、健康維持に関する知識習得につながった。	高齢者疑似体験・車椅子体験等では、当事者に来ていただき体験講話行ったり、振り返りミーティングの時間を取るなどより踏み込んだ内容で行った。また、家庭介護基礎講座、高齢期知っとく講座ではより多くの県民に受講いただくことを目的に、毎週1回の開催とした。その結果、各講座とも定員を超える申し込みがあり、昨年度より多くの受講が見込まれる。	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	
I II III	(2) (2) (1)	① ① ②	23	介護支援情報の提供・広報・啓発	・介護サービス事業者に関する情報や相談窓口の利用により、家庭における介護負担が軽減されている。	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談窓口及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実	—	—	—	—	—	—	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する「介護サービス情報公表システム」での情報の公表	—	—	子ども・福祉政策部	長寿社会課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6				担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)	【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)		
1		(2)	②	24	男女平等や女性の人権に関する教育の充実	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。 【「考え、議論する道徳」の授業の充実】授業づくり講座道徳教育に関する校内研修（公開授業） 【地域ぐるみの道徳教育の充実】道徳教育パワーアップ研究協議会、「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進、道徳教育を柱としたコミュニティ・スクールの取組の普及	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙 特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合）	小 43.9% 中 51.5%	小 52.0% 中 55.1%	小 48.3% 中 52.0%	小 48.4% 中 52.6%	小49.8% 中55.1%	小 60%以上 中 60%以上 かつ全国平均以上	○道徳科教材研究力向上セミナー（4回） ○道徳科授業実践力向上セミナー（4回） ○道徳科授業実践オープン講座 高知市立潮江南小学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会（7月開催） ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷	○道徳科教材研究力向上セミナー 東部：41名 中部：47名 西部：38名 高知市：27名 ○道徳科授業実践オープン講座 高知市立潮江南小学校 155名 ○道徳教育パワーアップ研究協議会（7月開催）：62名 ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業 ・教材研究力向上セミナーに向けての指導案作成 ・道徳ゼミ（指導案検討会）の開催 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」小学校1年生への配布（4月）	○道徳科セミナー及びオープン講座では、道徳科の授業の充実に向けて、受講者同士で道徳科の授業について協議をしたり、指導案を作成する場を設けたりしたことで、受講者が自己の授業力を向上させるよう主体的に参加できた。 ○道徳教育パワーアップ研究協議会において、学校・家庭・地域が一堂に会し、「地域連携カリキュラム」の在り方について理解を深めることができた。 ○道徳科授業推進ティーチャーを育成することで、ティーチャーの指導力を高め、道徳科の授業の充実を図っている。	教育委員会	小中学校課
1		(2)	②	24	男女平等や女性の人権に関する教育の充実	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。 ・教職員研修への講師派遣 ・人権教育に関する資料提供、情報提供及び助言	女性の人権に関する学習を、年間指導計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。	小：100% 中：100% 高：100%	100%	小：100% 中：100% 高：100%	小：100% 中：100% 高：100%	1月に調査実施予定	100%、	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6	教育委員会	人権教育・児童生徒課
1		(2)	②	25	男女平等や女性の人権に関する小中学生向け教材の作成	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の男女共同参画や女性の人権に対する意識が向上する。 ・教職員研修や授業研究における活用の周知	県民に身近な人権課題について、「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」を活用し、各学校で取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。	—	—	—	—	—	—	各学校における「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」や校内研修資料の活用を促進し、教科等における人権学習の取組の充実を図る。	○「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」等を活用して、男女共同参画の視点も含む人権学習や教職員研修が実施されるよう、研修会等で周知を行った。 ・人権教育主任連絡協議会を地区別3会場で実施（5・6月）：276人参加	・取組の分析・検証については、1月実施の「人権教育・生徒指導に関する取組状況調査」の結果をもとに行う。10・11月に実施する研修会においても、「Let's feel じんけん」の活用について再度伝えていくこととなっている。	教育委員会	人権教育・児童生徒課
1		(2)	②	26	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、探究的な学習活動の一層の充実を図る。 系統的なキャリア教育の実践	キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している学校の割合 小学校 100% 中学校 100%	小： 100% 中： 100%	小： 100% 中： 100%	小： 100% 中： 100%	小： 100% 中： 100%	小：（12月に調査） 中：（12月に調査）	小： 100% 中： 100%	・小・中学校キャリア教育地区別協議会の開催（6月） ・「中学生用キャリア教育副読本『みらいスイッチ』」の改訂	・小・中学校キャリア教育担当者地区別協議会を開催（6月）し、講演や演習を通して、小中連携したキャリア教育の取組を考えることができた。 ・「中学生用キャリア教育副読本『みらいスイッチ』」の改訂に向けて委託業者を決定し、中学生が生き方や進路を考えることができるような副読本への掲載人物を選定している。	・小・中学校キャリア教育担当者地区別協議会について、年ごとの担当者の変更等があるため、キャリア教育について理解を促す丁寧な説明が必要である。 ・「中学生用キャリア教育副読本『みらいスイッチ』」の改訂について、授業や日常生活で生き方や進路を考えることができるような構成や内容の検討が必要である。	教育委員会	小中学校課
1		(2)	②	26	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	・生徒の県内企業理解を促進のため、県内企業見学生徒の参加を増やす。 特に普通高校に対して、ものづくり総合技術展などを活用して、職業理解と県内企業の魅力を伝える取り組みを推奨する。 ・インターンシップについては、実施していない学校に対しては、実施していない学校に対して実施を進めるとともに、すでに実施している学校については、就業体験が効果的なものになるよう事前事後指導を充実させるよう助言する。 ・生徒の県内企業理解の促進のため、県内企業見学生徒の参加を増やす。特に普通高校に対して、ものづくり総合技術展などを活用して、職業理解と県内企業の魅力を伝える取組を推奨する。 ・インターンシップについては、実施していない学校に対しては、実施していない学校に対して実施を進めるとともに、すでに実施している学校については、就業体験が効果的なものになるよう事前事後指導を充実させるよう助言する。	○生徒が主体的に進路実現ができるようなキャリア教育の一層の充実 ○支援が必要な生徒に対し、関係機関との連携などきめ細かな進路指導の充実 ・企業、学校見学、教員向け企業との勉強会、見学会、ものづくり総合技術展、インターンシップ等（建設、製造業への女子の雇用を増やすきっかけづくり）（医療、看護、福祉の男性を増やすきっかけづくり）	○企業・学校見学19校 ○インターンシップ10校 ○ものづくり総合技術展中止	○企業・学校見学18校 ○インターンシップ12校 ○ものづくり総合技術展21校	○企業・学校見学24校 ○インターンシップ14校 ○ものづくり総合技術展22校	○企業・学校見学24校 ○インターンシップ18校 ○ものづくり総合技術展23校	○企業、学校見学12校 ○インターンシップ7校 ○ものづくり総合技術展11月予定	企業、学校見学・インターンシップのいずれかを実施	・企業、学校見学・インターンシップの周知と、予算確保。 ・ものづくり総合技術展の出席、参加周知と、バス代等の予算確保。	○アウトプット（結果） ・企業、学校見学実施校へ予算令達。各学校から実施計画書の提出（実施一ヶ月前までに提出）。 ・ものづくり総合技術展への参加希望調査実施。高等学校課予算より生徒バス代確保。 ○アウトカム（成果） ・企業、学校見学：12校、参加768名（延べ企業36社、学校22校） ・インターンシップ：7校193名参加（延べ73社） ・ものづくり総合技術展への参加実績：11月予定	・報告書の提出された件数を計上している。 ・実施校では、企業での就業体験や見学を通して、職業理解や企業理解、勤労観の醸成につながっている。	教育委員会	高等学校課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果※年度末実績）						R6			担当部署	担当課		
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)	
Ⅰ	(2)	②	26	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	特別支援学校の児童生徒一人一人が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに社会性と勤労観・職業観を育み、主体的に進路を選択できる力を身につけることができるよう、進路指導の充実を図るとともに、就労体験や現場実習など、各発達段階や障害特性に合わせた、キャリア教育を実施する。	・就職アドバイザーを各県立特別支援学校の生徒のニーズや状況に合わせて活用できるようにし、障害種に応じた職場開拓を進める。 ・外部専門家を活用し、特別支援学校のキャリア教育の充実を図る。 ・企業への技能検定リーフレットの配布や、特別支援学校技能検定と障害者雇用促進セミナー（高知労働局主催）の同時開催等により、特別支援学校生徒への理解を深める。 ・職業教育・就労支援に協力してくれる「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業の開拓をする。 ・就職アドバイザーの活用 ・キャリア教育の視点での授業改善 ・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業開拓 ・外部人材を活用した「キャリア教育戦略会議」	①公立特別支援学校就職希望者の就職率：100% ②知的障害特別支援学校就職率（A型を含めた一般就労）：全国平均以上（全国平均H30：34.9%）	①100% ②41.7% （全国33.7%）	①92.1% ②35.6% （全国32.9%）	①100% ②38.0% （全国はR6に公表）	①100% ②35.2% （全国はR7に公表）	—	①100% ②全国平均以上（毎年）	生徒の進路に関するニーズや、社会のニーズに対応するため、進路先の拡大や、社会のニーズの把握が必要である。 ●キャリア教育の視点での授業改善 ●就職アドバイザーの活用 ●キャリア教育戦略会議の実施 ●高知県特別支援学校技能検定の実施 ●高知県特別支援学校技能検定に関する動画の配信	●就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校2校に2名配置（山田特支・日高特支） ・企業等を訪問し、現場実習や就労先の開拓 ●高知県特別支援学校技能検定の実施（165名参加、うち44人が1級を取得） ・幡多（7月）、高知（8月） ・企業見学会の開催 ・認定証授与式、アンケートの実施（9月） ●高知県特別支援学校技能検定に関する動画の配信 ・テキスト動画の一部改訂を行い公開（7月） ・新しいテキスト動画を活用した関係機関への理解啓発（9月）	・就職アドバイザーの活用により、就労支援機関と特別支援学校が新規につながるなど、福祉的就労への支援が一定進んだ。 ・企業見学会の開催により、参加企業の障害者雇用への理解につながっている。 ・動画を活用した説明により、特別支援学校の取組について関係機関の理解が進んだ。	教育委員会	特別支援教育課	
ⅠⅢ		(3)	②①	27	子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶実施率が減少する。	・思春期の子どもたちの相談（電話・来所） ・妊娠の不安や女性の身体に関する相談（電話・来所） ・広報啓発（啓発カード・思春期ハンドブックの配布、ホームページでの情報発信、テレビ・ラジオ等） ・性に関する出前講座、ミニ講座の実施 ・性に関する教育資材貸し出し（妊婦体験用シュミレーター、沐浴人形、胎児モデル、紙芝居・DVD等） ・高知県性に関する専門講師派遣事業→R4年度教育委員会保健体育課に事業移管	10代の人工妊娠中絶実施率の減少 参考：R1 高知4.7（全国4.5）	高知5.0 （全国3.8）	高知3.8 （全国3.3）	高知4.6 （全国3.6）	R6に公表予定	R7に公表予定	全国水準	・正しい知識の提供及び相談窓口の周知（思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布対象者・方法の検討、ホームページや思春期ハンドブックの内容の更新等） ・オーテピアの連携展示を活用した夏休み期間の10代への関連図書の展示及びPRINKの広報	・思春期ハンドブックは、県内全高校1年生に対し配布（約6千部）、併せて県内全中学校・高等学校の保健室へ配布（159校）。合計約8,500部。 ・オーテピアの連携展示を活用した夏休み期間（7／3～8／30）の10代への思春期関連図書の展示により、計73冊が貸し出された。	・思春期ハンドブックを配布し、10代への性に関する正しい知識の提供と、相談先の周知を行った。成果としての相談件数等は今後集計。	子ども・福祉政策部	子育て支援課
ⅠⅢ		(3)	②①	27	子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	性に関する正しい知識を身につけ、自他を思いやり尊重できる児童生徒、適切な意思決定や行動選択ができる児童生徒を育成する。	各学校で、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施する。 学校の教育活動全体で組織的・効果的に性に関する教育を実施できるよう取組を推進する。 児童生徒の意識・行動変容につながる「性に関する教育」の普及を図る。 人間関係づくりを基盤とした性に関する教育を実施する。	性に関する指導の年間計画作成率 60.0%	56.7%	65.6%	72.2%	73.3%	R7.3集計予定	60%	・令和5年度に引き続き、各学校での性に関する指導の手引きの活用と指導の充実について依頼。 ・生命（いのち）の安全教育と子どもたちからのSOSを受け止めるために必要な知識やスキルについての研修会を実施（11月26日予定）。 ・外部講師派遣事業を実施し、外部講師と連携した性に関する指導の充実を図る。	○アウトプット（結果） ・性に関する指導の手引き等を活用した指導を行うよう周知 ・外部講師派遣事業の実施（6～2月、77校（90回）） ・高知県性教育推進協議会の開催（8/1、2月予定） ○アウトカム（成果） ・R7.3集計予定	・外部講師による指導を受けた児童生徒の感想からは、正しい知識を理解できた様子や自分や他人の命の大切さを感じたり、自分も相手も大切にできる人との関わり方について考えたりできている様子がみられた。教諭等も今後の指導の参考とすることができた。	教育委員会	保健体育課
ⅠⅢ	(3)	②①	28	高知県思春期相談センター「PRINK」における性に関する知識・啓発の実施	児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶実施率が減少する。	思春期相談センター「PRINK」において、思春期の子どもたちの望まない妊娠の予防や性に関する相談に応じ、正しい知識や情報の提供を行う	10代の人工妊娠中絶実施率の減少 参考：R1 高知4.7（全国4.5）	高知5.0 （全国3.8）	高知3.8 （全国3.3）	高知4.6 （全国3.6）	R6に公表予定	R7に公表予定	全国水準	・正しい知識の提供及び相談窓口の周知（ホームページ内容の更新、思春期ハンドブックや広報用名刺大カードの配布対象者・方法の検討等） ・女性専用相談窓口の周知 ・オーテピアの連携展示を活用した夏休み期間の10代への関連図書の展示及びPRINKの広報	・各種相談の実施 ・オープンスペースでのタイムリーな情報提供（例HPVワクチン等）の実施 ・ホームページや思春期ハンドブック、名刺大カードでの相談窓口の周知 ・女性専用相談窓口は、継続して名刺大カードのトイレ等への設置 ・適宜ホームページの更新 ・オーテピア連携展示の際の思春期ハンドブックや名刺大カードの設置による広報	・男性からの相談が多い傾向にあり、引き続き女性専用相談窓口の周知の継続が必要 ・ホームページを見て相談してくる方もおり、引き続き正しい知識の提供に向け随時更新に取り組む。 ・オープンスペース来所が増加しており、学生に気軽に利用してもらえるよう引き続きタイムリーな情報提供につとめる	子ども・福祉政策部	子育て支援課	
Ⅰ	(2)	②	29	教職員等への男女共同参画に関する研修の実施	教職員等の人権感覚を高めるとともに、自己及び他者の人権を守るための実践的指導力の向上を図る。	11の人権課題に関する研修（「人権教育セミナー」）を実施し、受講者の人権感覚を高めることで、すべての教職員が組織の一員として尊重され、学校での組織的な取組を具体的に計画できるようにする。	「人権教育セミナー」における受講者アンケート結果3.5以上（4件法）	3.7	3.7	3.8	3.7	3.8	3.5以上	R6年度「人権教育セミナー」 ・3回実施 ・R5年度は、Ⅲ期を10月末の週休日に行ったが、Ⅰ期、Ⅱ期と比較すると、受講者数が少なかった。R6年度は、受講しやすい夏季休業中にⅢ期を実施。	○人権教育セミナーⅠ期～Ⅲ期（7/24、8/26、8/27） ・人権課題「こども」、「性的指向・性自認」、「外国人」、「同和問題」、「女性・犯罪被害者等」 ・参加者：のべ238人 ・アンケート平均：3.8 ※「災害と人権」が中止となり、昨年度よりのべ人数が減	・具体的な事例を通して、ジェンダーや性犯罪についての認識を深め、社会や文化によってつくられた役割やイメージを捉え直すことができ、受講者の人権感覚の向上につながったようである。 ・どの講座も学校教育につながる視点があり、「人権感覚の向上や人権教育の推進につながる内容でした。」については、3.8（4件法）と高評価であった。	教育委員会	教育政策課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
I		(2)	②	29	教職員等への男女共同参画に関する研修の実施	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。 ・教職員研修への講師派遣　・人権教育に関する資料提供、情報提供及び助言	各学校において「女性の人権」を含む個別の人権課題をテーマとした研修を実施するよう人権教育主任連絡協議会等を通じて、働きかける。 女性の人権を含む個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。	小:55.8% 中:69.4% 高:59.2%	R3:小 60.4%・ 中 62.1%・ 高62.0%	小:62.0% 中:60.2% 高:66.0%	小:69.4% 中:70.1% 高:59.6%	1月に調査実施予定	小・中・ 高:100%	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6	【再掲】取組番号6	教育委員会	人権教育・児童生徒課
I		(2)	②	30	PTA活動への男女共同参画の促進	子どもたちの教育課題の解決のために、PTA活動等に男女が積極的に参画し、主体的なPTA活動が推進されている。 男女ともに研修会、学校行事等のPTA活動へ積極的に参加するよう働きかける。	—	—	—	—	—	—	—	<PTA研究大会> ○各関係機関への周知・徹底を図る。 ○託児室を設置する。 ○オンラインでの参加を可能とする。	OPTA研究大会 ・参加者143名(男性73名　女性70名) ・参加者肯定的評価79.8% ・託児の利用:4家庭　8名	○参加者の男女比はほぼ同数となっている。 ○昨年度より多くの託児利用があった。保育所・幼稚園の保護者も対象となっているため、引き続き託児室の設置など、参加しやすい体制を作っていく。	教育委員会	生涯学習課
I II		(2)	③ ①	31	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○平成28年3月に創設した「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の登録数及び「育児休暇・育児休業取得促進宣言」に賛同する企業数の増加を図る。 ○育児休業の取得促進及び時間単位年次有給休暇制度の導入について先進事例の横展開を図るなど、企業等へ啓発や社会全体での機運醸成に取り組み、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、応援団と協働した取り組みの充実を図る。 ○応援団交流会の開催などを通じて育休取得者の意識の醸成を図る。 ○「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の取組の推進など、官民協働による少子化対策を県民運動として展開し、より効果的な少子化対策となるように取り組む。 ■応援団の登録数及び育休宣言賛同企業の拡大 ■応援団と協働した取組の充実 ○企業等への啓発(応援団通信等)による情報提供、応援団交流会を通じた取組の支援 ○社会全体での機運醸成(フォーラムの開催、新聞広告) ■若い世代や育休取得者の意識の醸成(応援団交流会や出会い・結婚・子育て支援リーフレットによる啓発)	①県内企業等における育児休業取得率 ②県内企業等における時間単位年次有給休暇制度の導入率 (参考) ①H30:男性:7.6%、女性:95.7% ②R元:29%	①男性:15.8% 女性:97.6%	①(調査なし) ②41.8%	①男性:28.7% 女性:96.2%	①(調査なし) ②(調査なし)	—	①男性:30% ⇒女性活躍アクションプランで上方修正50% 女性:100% ②50%	○男性の育休取得に向けた支援の強化 ・企業向け研修や企業版両親学級、イベントによる男性育休取得の機運醸成 ・応援団企業の取組の把握と横展開	○男性育児休業取得促進事業 ・集合型研修の開催:1回目実施済み(9/13:14社17名参加) ・企業版両親学級の開催(10月内に2社実施に向け調整中 ○男性育児休業取得促進事業費補助金 ・制度整備中	○男性育児休業取得促進事業 ・集合型研修は目標2回実施のところ1回目実施済み、2回目開催準備中。参加企業数は目標10社を達成。順調に進行中。 ・企業版両親学級は、10月中に第1段を実施予定。目標参加企業数10社に向けて3社と調整中。 ・子育て応援に取り組み企業の増加を図るには、企業への情報発信強化やメディアによる参加企業紹介等インセンティブが必要。 ○男性育児休業取得促進事業費補助金 ・国の助成金が拡充されて県補助金と対象が重複したため、補助金の執行を中止し、次年度以降の支援策を見据えて今年度の制度を修正するよう財政課と協議中。	子ども・福祉政策部	子育て支援課
I II		(2)	③ ①	31	民間企業等におけるワークライフバランスの推進	従業員のワークライフバランスの推進に積極的に取り組む企業(ワークライフバランス推進認証企業)の増加 ・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問、認証制度のPR、認証取得に向けた支援、申請書類の審査 ・認証の要件となる次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援 ・働き方改革優良事例集の作成、配付	延べ認証企業数　615社 (H19～R6累計)	344社 (H19～R元累計)	543社	632社	777社	813社	615社 (H19～R6累計) ⇒女性活躍アクションプランで上方修正840社	・女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定を支援する企業数　30社 ・女性活躍推進部門の認証企業数　90社	○アウトプット ・アドバイザーによる新規認証に向けた企業訪問:延べ210社(R6.8時点) ○アウトカム ・女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定を支援する企業数:6社(R6.8時点) ・女性活躍推進部門の認証企業数:91社	アドバイザーによる新規認証、更新に向けた企業訪問時に、女性活躍推進法による一般事業主行動計画の周知及び策定支援を行うとともに、女性活躍推進部門の認証取得に向けた支援を行った結果、女性活躍推進部門の認証企業数は91社と大幅に増加した。	商工労働部	雇用労働政策課
I II		(2)	③ ①	32	イクボスの県内普及による意識啓発	働きやすい職場づくりを進めるため、経済団体との連携等官民協働により、仕事と家庭生活を両立できる職場風土の醸成を目指す。 ・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・イクボスに係る情報の周知 ・経済団体とのタイアップによるセミナー等の開催。 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。	—	—	—	—	—	—	—	「高知県登録働き方改革コンサルタント」の養成の増員　31名→50名 KOCHI Work Style Awardへの男性育休推進部門の創設	「高知県登録働き方改革コンサルタント」の養成の増員　31名→47名	経営者層や管理職の意識醸成には、継続的な啓発が必要。	商工労働部	雇用労働政策課
I II		(2)	③ ①	32	イクボスの県内普及による意識啓発	働きやすい職場づくりを進めるため、経済団体との連携等官民協働により、仕事と家庭生活を両立できる職場風土の醸成を目指す。 ・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・イクボスに係る情報の周知 ・経済団体とのタイアップによるセミナー等の開催。 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。	—	—	—	—	—	—	—	○男性の育休取得に向けた支援の強化 ・企業向け研修や企業版両親学級、イベントによる男性育休取得の機運醸成 ・応援団企業の取組の把握と横展開	—	—	子ども・福祉政策部	子育て支援課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部局	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)
Ⅰ Ⅱ	(2) (2)	③ ①	33	ワークライフバランス推進企業認証制度の広報・普及促進	ワークライフバランス推進企業認証制度の認知度向上	チラシの配布やワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問や優良事例集の配付により、認証制度（一般事業主行動計画を含む）を普及させる。	延べ認証企業数 615社 (H19～R6累計)	344社 (H19～R元累計)	543社	632社	777社	813社	615社 (H19～R6累計) ⇒女性活躍アクションプランで 上方修正840社	引き続き、重点業種（医療・福祉、運輸、製造業）への認証制度の普及拡大に取り組むほか、新たに中山間地域や小規模企業への普及拡大に取り組む	○アウトプット ・アドバイザーによる新規認証に向けた企業訪問：延べ210社 （うち中山間地域・小規模企業：延べ110社）（R6.8時点） ・重点業種（医療・福祉、運輸、製造業）への訪問： 53社）（R6.8時点） ○アウトカム ・延べ認証企業数：813社 （＋36社）	運輸、製造業などの業界団体への訪問の他、アドバイザーの増員等により、中山間地域や小規模企業への企業訪問を強化しており、認証企業数は増加した。	商工労働部	雇用労働政策課
Ⅰ Ⅱ	(2) (2)	③ ①	34	商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	（若手後継者育成事業費） 商工会・商工会議所の女性のための各種セミナー、研修会等の開催費の他、地域振興事業に対して助成する。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	講習会等開催回数 年1回以上	0回	3回	4回	6回	2回	講習会等開催回数 年1回以上	①女性部連合会主張発表大会及び講演会（1回） ②青年部女性部合同講習会 中央ブロック・東部ブロック・吾川ブロック・高岡ブロック・幡多ブロック（各1回）	○アウトプット ①R5.5.10 女性部連合会主張発表大会及び講演会（参加者：90名） ②青年部女性部合同講習会 R6.9.18 中部ブロック（36名参加） ○アウトカム 県内における地域活性化の先進事例をテーマにした講演により、女性部員の経営に関する資質向上に繋がっている。	上半期は2回の講習会等を開催し、のべ126名が参加した。県内で地域活性化に貢献している企業の経営者の実体験に触れることで、参加者自身の経営マインドの醸成に寄与できている。	商工労働部	経営支援課
Ⅰ Ⅱ	(2) (2)	③ ①	34	商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	JA大会（令和3年度）で目標として定められた正組合員に占める女性の割合35%以上を目指すことに向けて、各農協での取組が進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。	JA大会で定められた目標値である「正組合員に占める女性の割合が35%以上」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかについて、指導を継続する。	農業協同組合の正組合員に占める女性の割合	30.73%	30.69%	30.67%	30.43%	30.39%	35%	トップヒアリング等の各農協とのヒアリング時に各農協の取組を確認し、必要に応じて指導を実施する。	各農協に令和6年9月末時点の女性正組合員数等について確認した結果、令和6年3月末から0.04ポイント下落	半数の農協では女性割合が増加しているが、総正組合員数の8割を占めるJA高知県の割合の減少が大きく影響している。 下半期はトップヒアリングにより取組や課題を確認する。 ※①内は女性正組合員数 ◆R6.3における正組合員数 高知県：38,160(11,201) 29.4% 馬路村：419(202)48.2% 高知市：4,751(1,891) 39.8% 土佐くろしお：3,018(811) 30.4% ※高知市はR6.8末の人数 ◆R6.9における正組合員数 高知県：37,505(10,983) 29.3% 馬路村：418(202)48.3% 高知市：4,672(1,865) 39.9% 土佐くろしお：2,981(800) 30.4%	農業振興部	協同組合指導課
Ⅰ Ⅱ	(2) (2)	③ ①	34	商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	女性組合員の加入の啓発に取り組む。 ・常例検査時及び事後指導検査時に啓発	漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合 11%	492人 (10.9%)	446人 (10.7%)	443人 (11.1%)	R7.3月 公表予定	R8.3月 公表予定	600人	条例検査及び事後指導検査時に、女性組合員の加入促進を指導	・検査実施箇所数＝7か所 ・事後指導検査実施箇所数＝4か所 ・組合員増加について指導	組合員資格審査の指導強化により、女性組合員に限らず、組合員数は減少する見込み。	水産振興部	水産政策課
Ⅰ Ⅱ	(2) (2)	③ ①	35	人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施	企業の社会的責任と人権に関する講座を開催し、人権の視点を企業や団体等の活動に取り入れること、男女共同参画意識の醸成を図る。	所属する企業や団体内外での人権啓発研修を通じて、人権尊重の社会づくりに寄与する人材を養成する。	－	－	－	－	－	－	－	・人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業 ・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」：年2回実施 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」：年4～5回実施	・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」：「ビジネスと人権」をテーマとした研修会を2回実施。 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」：「みんなで取組ジェンダーギャップ」と題し、「女性の人権」をテーマとしたセミナーを実施した。（参加者81名）	本年度は、「女性の人権」をテーマに研修をすることができ、人権についての理解が深まったかのアンケートでは、99%の人が理解が深まったと回答しており、一定の啓発はできたと思われる。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅰ Ⅱ	(2) (2)	③ ①	36	企業等への外部講師派遣事業の実施	受講者の人権問題に関する理解や認識が深まるよう、企業等のニーズに応じ、研修内容を充実させていく。	様々な人権課題に関する正しい認識と理解を深めていただくため、企業等（働く場）のニーズに応じた専門性のある講師を派遣する。	－	－	－	－	－	－	－	高知県人権施策基本方針-第3次改訂-を踏まえ、研修内容をさらに工夫していくことが必要。 回数：1回 出席者：54人	県、市町村、企業、学校などから講師派遣の依頼を受け、研修会を行った。研修回数65回 受講者数2,542人 ・女性の人権についての研修回数：1回 出席者：54人	・上半期時点でのアンケート結果では、「生活・仕事に活かせる内容であった」との回答が98.1%（目標値：85%）、研修の満足度は一定キープできている。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)
I II	(2) (2)	③ ①	36	企業等への外部講師派遣事業の実施	出前講座事業等により企業等への講師派遣事業を実施し、男女共同参画における意識啓発を行う。	働く場への「出前講座」の実施	—	—	—	—	—	—	—	・広報によるニーズ掘り起こし ・様々なメニューによる県内全域での実施 ・ソーレ登録のサポーター講師の発掘 ・講座のオンライン配信の実施	企業等への出前講座を実施 ・企業他 5件 110名参加 ・学校関係 3件 120名参加 ・行政 2件 135名参加	出前講座の依頼は昨年度と比較して増加傾向	子ども・福祉政策部	ソーレ
I II	(2) (2)	③ ①	37	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	ハラスメントの防止を図るとともに、職員が相談しやすい環境づくりを推進する	・管理職員等研修及び一般職員向け研修を実施する ・庁内広報紙等を通じた職員へのタイムリーな情報発信	—	—	—	—	—	—	—	引き続き、庁内広報紙等を通じたタイムリーな情報発信を実施	・年度当初、相談窓口を周知 ・ハラスメント対策研修をオンライン形式（研修DVDデータの配信）により実施 対象者：全職員※ 実施期間：8/26～9/30 受講者数(アンケート回答者数)：3,626人 ・啓発式アンケートを実施 対象者：全職員※ 実施時期：9/2～10/4 回答者数：3,566人 ※会計年度任用職員を含む。 ※アンケート結果は集計中。	・職員に対して、ハラスメントをしない、させないためのポイントを、継続的に注意喚起していく必要がある ・相談しやすい環境づくりのためには、相談窓口の情報を定期的に周知する必要がある	総務部	行政管理課
I II	(2) (2)	③ ①	37	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	管理職として、自己の人権感覚や指導力が高まり、子どもを取り巻く様々な課題に対して組織的かつ計画的に取り組む姿勢をもつ。	管理職研修において、人権教育に関する研修を実施することで、管理職として人権感覚を高めるとともに、自校の人権教育推進上の課題を見つけ、教育活動に生かすための力量を養う。	受講後アンケートの項目3.5以上（4件法）	3.8 （教頭研修）	3.9 （校長）	3.9 （校長）	3.8 （校長）	3.7 （校長）	3.5以上	○新任用校長研修 10/10 「学校運営における法律上の留意点～法的責任とハラスメント～」	○ハラスメントの定義・判例等から、リスク発生時の対応のポイントを理解するとともに、自身の行動を振り返り、早期対応、リスク回避の具体的な方策について考えることができた。法律、学校運営に関する知識が深まり、実践への方向付けができたと考ええる。 ・受講者42名 ・アンケート平均3.8	○新任用校長研修：次年度も引き続き、弁護士を講師に迎え、新任用校長を対象にハラスメント等の防止に関する内容の研修を計画し、実施する。	教育委員会	教育政策課
I II	(2) (2)	③ ①	37	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	県警察からハラスメントを排除し、働きやすい職場環境を確保する。	ハラスメント防止に関する職場教養等を通じて、相談窓口や支援制度の周知を図り、働きやすい職場環境づくりを推進する。	絶無	—	—	—	—	—	絶無	・ハラスメント相談員を各所属に指定し、ハラスメントの相談を受ける体制を整える。 ・本部警務課主催会議において、幹部に対し、ハラスメント防止等に関する指示を行う。 ・ハラスメント防止に関する研修会を実施する。	アウトプット（結果） ・ハラスメント相談員84人を指定した。（男性45人、女性39人） ・部外講師によるハラスメント相談員研修会を実施した。 ・全職員向けに「ハラスメント対策ガイドブック」を送付した。 ・全職員に対してハラスメントに関するアンケート調査を実施した。 アウトカム（成果） 相談件数：セクハラ1件、パワハラ5件、その他1件	・昨年度と比べて各種ハラスメントに関する相談件数が増加傾向にあるため、各所属への指導・教養を充実させるとともに、相談窓口を全職員に周知させるほか、事案発生時には迅速・適切な調査を実施する。	県警本部	警務課
I II	(2) (2)	③ ①	38	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	働きながら子育てしやすい環境づくり	○出産・子育て応援サイトブレまnetを活用し男性の育児参加を促す情報の提供を実施 ○高知県版父子手帳の作成及び配布	出産・子育て応援サイトアクセス件数 (R6より指標をアプリダウンロード件数とする)	43,335	93,666	145,739	560,687	39,482件 (9月末)	(R5) 140,000 (R9) 65,000件	【再掲】取組番号21	【再掲】取組番号21	【再掲】取組番号21	子ども・福祉政策部	子育て支援課
I II	(2) (2)	③ ①	38	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	民間企業等での女性の登用やワークライフバランスの推進の機運が醸成されるようにする。	・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発 ・ワークライフバランスの働きかけ	—	—	—	—	—	—	—	R6はシンポジウム等の実施なし	シンポジウム等実施なし	シンポジウム等実施なし	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
I II	(2)	(2)	③ ①	38	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	ワークライフバランス推進企業認証制度の周知 ・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問、認証制度のPR ・認証の要件となる次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援 ・関係法令の改正の周知 ・働き方改革優良事例集の作成、配付	延べ認証企業数 615社 (H19～R6累計)	344社 (H19～R元累計)	543社	632社	777社	813社	615社 (H19～R6累計) ⇒女性活躍アクションプランで 上方修正 840社	【再掲】取組番号33	【再掲】取組番号33	【再掲】取組番号33	商工労働部	雇用労働政策課
I II	(2)	(2)	③ ①	39	労働関係法令等の広報・啓発・周知	関係機関と連携し、労働関係法令を周知 企業へ女性活躍推進法や育児・介護休業法等労働関係法令の改正等を広報 ・「労政情報こうち」(年4回発行)、課のホームページへの掲載 ・リーフレット「働くルール知っていますか」の発行 ・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問時の情報提供 ・働き方改革推進支援センターによるセミナー開催や企業からの相談対応などを通じた働き方改革関連法の周知 ・労働環境等実態調査での質問による育児・介護休業法の改正の周知	—	—	—	—	—	—	—	「高知県登録働き方改革コンサルタント」の養成の増員 31名→50名	○アウトプット ・「こうち労政情報」2,150部作成、配布(上半期2回) ・「高知県登録働き方改革コンサルタント」の養成の増員 31名→47名	働き方改革コンサルタントの養成等により支援体制は一定整備された。経営者層や管理職の意識醸成に向け、継続的に啓発していく必要がある。	商工労働部	雇用労働政策課
I II	(2)	(3)	① ③	40	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援 (ボランティアセンター事業) ・福祉教育基礎講座の開催 ・ボランティアコーディネーター研修事業の実施	—	—	—	—	—	—	—	・福祉教育・ボランティア学習担当者連絡会の開催 ・高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会の開催 ・福祉教育基礎講座の開催 ・福祉教育・ボランティア学習実践研修の開催 ・ボランティアコーディネーター研修の開催 ・トライボランティアの実施 ・ハバタケプログラム(長期ボランティア体験)事業の実施	○アウトプット(結果) ①トライボラ事業の実施:1回開催(中土佐町)計59名 ②・福祉教育・ボランティア学習基礎講座:9月24日 34名 ③ボランティアコーディネーター研修:7月2日 72名 ④福祉教育・ボランティア学習の推進 ・高知県福祉教育担当者連絡会:6月24日 34名 ○アウトカム(成果) ・多様な世代が地域で学びを得る場の拡充。 ・小中学生および親子が地域課題について学び、課題解決に向けて考える体験ができた。 ・ボランティアを受け入れるにあたってのコーディネーターの知識、技術が向上し、ボランティア受入団体の増加。	・それぞれの段階に応じた事業が実施され、ボランティアセンターに関わる人材のレベルアップに繋がっている。また、デジタル化を図るなどボランティアセンターの機能面も強化されている。 ・地域で福祉教育・ボランティア学習を関係機関と展開し、多様な世代が地域課題について学ぶ場ができた。 ・継続的な活動に向けてより深く学びたいニーズへの受入団体の対応力強化および仕組みづくりが必要。	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課
I II	(2)	(3)	① ①	40	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	引き続き各種セミナー等において、参加者ニーズを把握した取組を実施するとともに、NPOの地域課題解決力が高まるように支援する。 (高知県ボランティア・NPOセンター)講座等の学習機会の提供 ・NPO法人設立等相談支援 ・ビビネット(こうちボランティア・NPO情報システム)での情報発信 ・情報誌「手をつなGO」による広報 ・各種研修会等の開催(NPO法人基礎研修、NPO法人実務講座、NPO経営研究会、ファンドレイジングセミナー、ファンドレイザー派遣、ボランティアガイダンス、こうちNPOフォーラムなど) ・ボランティア体験キャンペーン「ナツボラ」開催 など	NPO法人の増加 370法人 ナツボラ参加者 のべ1,200人 NPOセンター登録団体増 600団体 (H31～R5年度) (参考:H29年度) 332法人 のべ920人 491団体	—	340法人	342法人	331法人 のべ1,339人 494団体	(R5年度) 370法人 のべ1,200人 600団体	NPO等への活動活性化、財政基盤強化に向けた支援、情報提供	設立等相談件数 429件(R6.8月末時点) ・夏のボランティアキャンペーン 延べ1,993人参加 新たなNPO法人の認証 1法人(解散7法人)	解散を選択するNPO法人の増加	文化生活部	県民生活課	
I II	(2)	(3)	① ①	40	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	・各市町村においてスポーツ推進委員の活動が活性化している。 ・高知県スポーツ推進委員連絡協議会が主催する研修会への参加者が増加している。 スポーツ推進委員の活動の活性化 ・高知県スポーツ推進委員連絡協議会を通じたスポーツ推進委員研修の実施 ・多世代が参加するスポーツイベント等の拡充に向けた取組の実施	研修会への参加者数	—	42名	118名	110名	30名	研修会参加者数の増加	・スポーツ推進委員の活動を通じた誰もが参加できるスポーツの拡充	○スポーツ推進委員の研修の充実 ・初任者研修会の開催(7/28実技:チャレンジ・ザ・ゲーム 参加者:30名)	○スポーツ推進委員の研修の充実 誰でも参加できるスポーツの研修したことにより、初任者のスポーツ推進委員の交流につながった。	観光振興スポーツ部	スポーツ課
I	(2)		④	41	男女共同参画に関する県民への研修の実施	出前講座事業等により地域等への講師派遣事業を実施し、男女共同参画における県民への研修を実施することで意識啓発を行う。 「出前講座」の実施	—	—	—	—	—	—	—	・広報によるニーズ掘り起こし ・様々なメニューによる県内全域での実施 ・ソレ登録のサポーター講師の発掘 ・講座のオンデマンドまたはライブ配信の実施	企業等への出前講座を実施 ・県内講師 10件 586名参加 ・サポーター講師18件 647名参加 ・ソレ職員講師5件 623名参加 ・ウェルカムセミナー 3件 117名参加	学校からのデートDVをテーマとした出前講座の依頼が昨年度と比較して増加している。	子ども・福祉政策部	ソーレ

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果※年度末実績）						R6			担当部局	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
I	(2)	④	41	男女共同参画に関する県民への研修の実施	男女ともに地域住民として公民館活動等をおして地域の活動に積極的に参加する。	講習会等による意識の啓発と各種事業の実施による地域活動の推進	高知県公民館連絡協議会研修会における参加者の女性の割合 (参考：R1)19%	—	26.4%	28.2%	33.30%	45.8%	30%以上	○各種研修会等の効果的な実施 ○オンデマンド配信の検討をしながら、参加しやすい体制を整える。	○高知県公民館連絡協議会研修会 参加者数：45名(内女性18名)研修会における女性の割合40.0% ○高知県公民館研究大会 参加者数：97名(内女性47名)研究大会における女性の割合48.5%)	○高知県公民館連絡協議会研修会、高知県公民館研究大会において、女性の割合は昨年度の割合を上回っている。 ○様々な立場で参加する女性も年々増えてきているのではないかと考えている。	教育委員会	生涯学習課
I	(2)	④	42	人権(女性)に関する講座・研修会開催支援	家庭内暴力は人権問題であるとの認識を県民に周知させ、DV防止につなげる。	人権尊重思想の普及啓発を図り、基本的人権の擁護に資するため、住民を対象とする講演会などの啓発活動に対し補助する。	—	—	—	—	—	—	—	・継続実施。 ・事業主体団体等と引き続き連携を図る。	未実施	未実施	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(2)	④	42	人権(女性)に関する講座・研修会開催支援	各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。	—	—	—	—	—	—	—	【再掲】取組番号12	【再掲】取組番号12	【再掲】取組番号12	教育委員会	人権教育・児童生徒課
I	(2)	④	43	女性のチャレンジ・エンパワメント支援	職場及び防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施し、男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性育成および支援を行う。	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	—	—	—	—	—	—	—	・女性の活躍応援：企業研修としての活用を想定し、オンライン配信により実施。 ・エンパワメント講座：休眠預金活用事業により実施。 ・女性防災プロジェクト：休眠預金活用事業により実施。高知市及び安芸市で連続講座(6回)を実施、うち1回は東北地方への被災地視察を行う。 ・共通：講座修了生に対する継続的な人材育成	職場及び防災におけるリーダーとなる女性の育成を行うための事業を実施した。 ・エンパワメント講座 1回 会場26名、オンデマンド128名 参加 ・女性防災プロジェクト(女性防災リーダー養成推進講座)①高知・安芸合同開催1回 延べ102名(一般72名、受講生30名)、②高知市3回 延べ45名参加、③安芸市3回 延べ44名参加 ・女性防災プロジェクト(女性防災リーダー養成推進講座・被災地訪問) 7/19・7/21 30名参加	・女性防災プロジェクト：講座修了生30名がこうち女性防災リーダーとして登録。	子ども・福祉政策部	ソーレ
I II	(2) (1)	①	44	女性リーダーの育成	防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施し、男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性育成および支援を行う。	・女性防災プロジェクトの実施	—	—	—	—	—	—	—	・女性防災プロジェクト：休眠預金活用事業により実施。高知市及び安芸市で連続講座(5回)を実施、うち1回は東北地方への被災地視察を行う。 ・こうち女性防災リーダーの地域活動を支援 ・共通：講座修了生に対する継続的な人材育成	職場及び防災におけるリーダーとなる女性の育成を行うための事業を実施した。 ・女性防災プロジェクト(女性防災リーダー養成推進講座)①高知・安芸合同開催1回 延べ102名(一般72名、受講生30名)、②高知市3回 延べ45名参加、③安芸市3回 延べ44名参加 ・女性防災プロジェクト(女性防災リーダー養成推進講座・被災地訪問) 7/19・7/21 30名参加	・講座修了生30名がこうち女性防災リーダーとして登録。	子ども・福祉政策部	ソーレ
II	(1)	①	45	県の審議会等の委員への女性の参画推進	県の政策形成の場において、性別に偏らない意見を反映させるために、審議会等委員へ男女が共同して参画する機会を確保し、男女の構成が均衡になるよう目指す。	・女性人材リストの各課室への情報提供 ・高知県男女共同参画推進本部会などでの協力要請	県の審議会などの委員への女性参画率	30.3%	29.5%	31.4%	31.50%	調査実施済 結果取りまとめ中	均衡	・全庁への周知、部局別の女性委員の状況についての共有、事前協議の徹底	調査実施済 結果取りまとめ中	調査実施済	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
II	(1)	①	46	人材リストの整備と活用促進	県の審議会等の委員の男女構成を均衡にすることにより、女性の視点を活かした政策の実現	実施調査結果をホームページ、印刷物などで公表	男女構成の均衡	30.3%	29.5%	31.4%	31.50%	下半期に実施予定	均衡	リスト様式の見直し、人材リストの追加	下半期に実施予定	下半期に実施予定	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
II	(1)	①	47	政治分野への女性の参画に関する情報の提供・啓発	政治分野における方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されていくため、女性参画に関する情報の提供や団体のトップを中心とした意識啓発、人材育成等の支援を行う。	広報誌(ソーレ・スコープ、メルマガ)発行や、各種講演会・研修会の開催	「政治の場」で男女が平等と感じている割合 (参考：R1)16.4%	—	—	—	—	—	25%	・講演、研修会の開催等啓発事業を通じた政治分野への女性の参画に関する情報の提供 ・情報紙やホームページ、SNSによる情報発信 や多様な啓発ツールによる意識啓発	未実施	未実施	子ども・福祉政策部	ソーレ
II	(1)	①	48	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進	女性職員の能力開発を支援するとともに、登用や活躍、並びに職域の拡大を一層進める	県職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。	①管理職における女性職員の割合(派遣職員を含む) ②チーフ・班長職以上における女性職員の割合(派遣職員を含む) ③新規採用職員に占める女性割合 (R2.4.1時点) ①12.1% ②24.5% ③33.3%	(R3.4.1時点) ①14.2% (44/309)、 ②26.8% (376/1,405)、 ③50.0% (82/164)	(R4.4.1時点) ①14.6% (43/295)、 ②28.0% (388/1,387)、 ③40.8% (60/147)	(R5.4.1時点) ①17.9% (53/296)、 ②29.4% (406/1,379)、 ③47.1% (81/172)	(R6.4.1時点) ※速報値 ①19.7% (57/289) ②29.7% (409/1,377) ③49.0% (76/155)	(R6.4.1時点) ①19.7% (57/289) ②29.7% (409/1,377) ③49.0% (76/155)	①18%以上 ②30%以上 ③40%維持	「高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げる取組を引き続き推進する。	女性活躍推進法に基づき、7月に計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報を公表した。 (職業選択に資する情報) ・女性職員の採用割合 ・採用試験の受験者の女性割合 ・職員の女性割合 ・男女別の育児休業取得率	指標①管理職における女性職員の割合について、令和6年4月1日時点で目標を達成(19.7%)したため、令和6年8月に計画を一部改定し、目標を「18%以上」から「20%以上」に引き上げた。	総務部	人事課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)
Ⅱ	(1)	①	48	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進	高知県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を基に、組織全体で継続的に女性教職員の活躍を推進していく。	・教職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。 ・女性の管理職登用について積極的に取り組む。 ・次世代育成、ワークライフバランスの視点を加えた人事評価を実施する。 ・教職員子育てサポートプランを基に父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進める。	①新規採用教職員に占める女性割合⇒均衡状態を保つ ②管理職に占める女性割合⇒教員:30%以上、教育事務職員:均衡状態を保つ ③教職員に占める女性割合⇒均衡状態を保つ ④男性教職員の育児休業取得率⇒R4年度末:30%以上、R6年度末:50%以上 ⑤配偶者の出産休暇及び男性職員の育児参加休暇取得率⇒R6年度末あわせて5日以上の取得率100%	(R3.4.1時点) ①教員:46.9%、教育事務:100% ②教員:30.8%、教育事務:55.3% ③教員:55.8%、教員以外:64.4% ④R2年度結果:7.3% ⑤R2年度結果:17.4%	(R4.4.1時点) ①教員:48.5%、教育事務:66.7% ②教員:33.7%、教育事務:63.0% ③教員:55.4%、教員以外:63.9% ④R3年度:11.6% ⑤R3年度:18.6%	(R5.4.1時点) ①教員:46.8%、教育事務:60.0% ②教員:38.3%、教育事務:60.0% ③教員:55.3%、教員以外:63.5% ④R4年度:14.2% ⑤R4年度:29.2%	(R6.4.1時点) ①教員:50.0%、教育事務:58.8% ②教員:40.3%、教育事務:61.0% ③教員:55.1%、教員以外:62.9% ④R5年度:35.0% ⑤R5年度:32.5%	①R7年度に公表 ②教員:40.3%、教育事務:61.0% (R6.4.1現在) ③教員:55.1%、教員以外:62.9% (R6.4.1現在) ④R7年7月公表 ⑤R7年7月公表	①均衡状態を保つ ②教員:30%以上、教育事務職員:均衡状態を保つ ③均衡状態を保つ ④R4年度末:30%以上、R6年度末:50%以上 ⑤R6年度末あわせて5日以上の所得率100%	・「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを引き続き進める。 ・男性の育児休業体験などを配信することにより、男性の育児休業の取得増加に向けた職員の意識改革を図る。	○アウトプット(結果) 令和7年度に公表 ○アウトカム(成果) 採用選考審査応募者に占める女性割合(R6年7月) ・教育職員:54.1%(全1472名、うち女性797名) ・教育事務職員:82.4%(全17名、うち女性14名)	①、③に関しては、採用試験の応募者の割合から、目標は達成できる見込み。 ④、⑤については、目標を達成するために、新たな取組を実施している。(知事メッセージの配布・イクボスリーフレットの配布など)	教育委員会	教職員・福利課
				女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進	女性警察職員に対して、早期にキャリア形成を行えるよう計画的な人材育成を推進し、適性のある女性警察職員を組織の中核ポストに登用するなど女性の視点も反映した警察運営を推進する。	○女性警察職員のキャリア形成に資する研修会の開催等により昇任意欲の向上に努める。 ○女性警察職員の個々の能力・実績を踏まえた人材登用を推進する。	○女性警察官に占める巡査部長以上の割合を40%以上 ○補佐級以上の一般職員に占める女性の割合を40%以上	(R3.4.1時点) 38.8% (69/178) 、40% (24/60)	(R4.4.1時点) 38.0% (70/184) 、41.9% (26/62)	(R5.4.1時点) 38.3% (70/183) 45.6% (26/57)	(R6.4.1時点) 38.7% (75/194) 46.3% (25/54)	(R6.9.30時点) 39.4% (76/193) 47.4% (27/57)	ともに40%以上	・女性警察官の適切な配置・効果的な運用について女性活躍プロジェクトチーム等で部門横断的に協議・検討し、さらなる職域の加速拡大を図る。 ・育児中の女性警察官の宿直等について、本部が積極関与して調整を図り、育児中の警察官が当直等に従事しやすい職場環境を構築する。	アウトプット(結果) ・女性活躍推進プロジェクトチーム検討会を開催し、育児を経験した女性幹部職員との意見交換の機会を設けた。 ・数値は(R6)※上半期のとおり。 ・育児中の女性警察官の当直等の調整に本部が積極関与している。 アウトカム(成果) ・本部の調整の結果、新たに1人の育児中の女性警察官が当直勤務従事可能となった。 ・警察本部に授乳室を設置した。	・引き続き女性警察職員が活躍できるための適切な配置について協議検討を行う。 ・引き続き育児中の女性警察官の当直等の調整に本部が積極関与する。	県警本部	警務課
Ⅱ	(1)	①	49	市町村職員の女性管理職への登用促進	・全ての市町村職員が、研修等を通じて男女共同参画に関する正しい知識を持ち、自ら考え行動することができる。 ・各地市町村において、特定事業主行動計画に基づく女性職員の任用や働きやすい職場づくりに取り組み、女性が十分に能力を発揮し活躍できる職場環境の実現を目指す。	【こうち人づくり広域連合】 ・男女共同参画に関する研修に、より多くの市町村職員が参加できるよう取り組む。 【市町村振興課】 ・女性活躍推進法に基づく情報公表等について、毎年度各市町村に対し情報提供・助言等していく。	—	18.5% (参考)	19.6%	20.1%	R5年度より調査項目から除外となったため数値不明	R5年度より調査項目から除外となったため数値不明	—	【こうち人づくり広域連合】 セクシャルハラスメント研修(階層別基本研修の中で実施) (受講予定者計:888名) 【市町村振興課】 女性活躍推進法に基づく男女の給与差異の公表について、市町村に情報提供を行う。	【こうち人づくり広域連合】 ・研修参加者(9月末時点) 410名/888名＝46.17% 【市町村振興課】 ・市町村総務担当等に対して女性活躍推進法に基づく男女の給与差異の公表について、ヒアリングおよび助言	・研修については、9月末時点で予定の約4割以上が出席。 ・情報公表については、ほとんどの市町村ができていますが、一部未公表団体がある。	総務部	市町村振興課
Ⅱ	(1)	①	50	市町村の審議会等委員への女性の参画促進	市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	市町村の審議会等委員への女性の参画促進のために指導、周知を行う。	—	27.9%	28.9%	29.6%	29.50%	集計結果待ち	—	訪問の機会を活用するなどして、市町村へ女性委員を登用するよう周知する。	集計結果待ち	集計結果待ち	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ	(2)	②	51	経済団体と連携した女性の登用・継続就業の促進	女性がキャリアを積み重ねながら能力を発揮し、登用等がなされるよう促進を図ることで、本県における経済の活性化を図る。	・経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 ・女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ・ワークライフバランスの働きかけ ・経済団体と連携した、セミナー・アンケートの実施	—	—	—	—	—	—	—	・県内経済団体の女性部会等と連携したネットワークづくり(セミナーや女性のキャリアアップ研修会の開催)(7～9月頃)	上半期は未実施	上半期は未実施	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ	(2)	②	52	民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発	女性がキャリアを積み重ねながら能力を発揮し、登用等がなされるよう促進を図ることで、本県における経済の活性化を図る。	・イクボスの普及のための広報、周知 ・男女がともに働きやすい職場づくりセミナー開催 ・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの配布 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。経済団体と連携した、セミナー・アンケートの実施	—	—	—	—	—	—	—	R6はシンポジウム等の実施なし	シンポジウム等の実施なし	シンポジウム等の実施なし	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ	(2)	②	53	トップへの啓発、意識改革	女性がキャリアを積み重ねながら能力を発揮し、登用等がなされるよう促進を図ることで、本県における経済の活性化を図る。	・経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 ・女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ・ワークライフバランスの働きかけ	—	—	—	—	—	—	—	・県内の女性活躍の進捗や課題に関する調査の実施 8月 デスクトップリサーチ 9～10月 定性調査 11～12月 定量調査 1月 結果分析 2月 有識者会議	・デスクトップリサーチの実施(9月) 今後のインタビュー調査(定性調査)やWEBアンケート(定量調査)に向けた仮説をしっかりと立てることができた。	デスクトップリサーチの結果は、インタビュー調査に係る県内企業や就業者への質問項目の作成に活かしていく。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ	(2)	②	54	商工会議所女性会・商工会女性部の育成と活動支援	(若手後継者育成事業費) 商工会・商工会議所の女性のための各種セミナー、研修会等の開催費の他、地域振興事業に対して助成する。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	講習会等開催回数 年1回以上	0回	3回	4回	6回	2回	講習会等開催回数 年1回以上	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34	商工労働部	経営支援課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	55	農業協同組合女性部の育成と活動支援	JA大会（令和3年度）で決議された取り組み（「全JA女性組織メンバーの組合員加入」運動、フレッシュミズ組織、目的別組織の設置促進、JA女性組織と女性農業委員等の外部組織との連携等）について、ヒアリング等を通じて取組状況を把握し、指導を行う。	JAグループが策定した、女性の活躍推進に関する取組について、支援を継続する。	—	—	—	—	—	—	トップヒアリング等の各農協とのヒアリング時に各農協の取組を確認し、必要に応じて指導を実施する。	総代会資料により、農協と女性部の対話や、農協と女性部が協力して実施した活動等について確認した。女性部の新規加入目標を大きく超える加入者があった農協もあった。また、女性部の活動の内、日本協同組合学会の賞を受賞したグループもあった。	新型コロナウイルス感染症の5類移行による女性部活動の自粛解除や縮小していた活動の再開によるものと思われる。下半期はトップヒアリングにより取組や課題を確認する。	農業振興部	協同組合指導課	
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	56	漁業協同組合女性部の育成と活動支援	女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	漁協女性部の育成と活動支援 ・常例検査時及び事後指導検査時に、女性組合員の加入の啓発に取り組む。	漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合 11%	492人 (10.9%)	446人 (10.7%)	443人 (11.1%)	R7.3月 公表予定	R8.3月 公表予定	600人	条例検査及び事後指導検査時に、女性組合員の加入促進を指導	・検査実施箇所数＝7か所 ・事後指導検査実施箇所数＝4か所 ・組合員増加について指導	組合員資格審査の指導強化により、女性組合員に限らず、組合員数は減少する見込み。	水産振興部	水産政策課
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	57	女性消防団員の入団促進と活動支援	・消防団を中核とした地域防災力の充実強化	消防団員の定数確保対策と連動した女性消防団員の入団促進の取組 ・消防団の実態把握 ・市町村への働きかけ ・定数確保対策（支援地区での広報活動、消防協会による意見交換会の開催等）	女性消防団員の構成割合 10%(女性/全体) (R8)	—	3.8%	4.0%	4.00%	4.10%	(R8) 10%	①支援地区（いの町）での定数確保対策の実施 ②女性消防団員等に向けた研修事業の実施（7/21） ③「高知家消防ネット」を活用した消防団に係る広報の実施	①協議会の開催、仁淀川紙のこのほりでの消防団ブース出展及びこのほり引上げ作業(R6/5/5) ②女性消防団員等に向けた研修事業の実施(R6/7/21) ③高知家消防ネット及びタウン情報誌ほっとこうちへの消防団に関する記事の掲載 計8回	①観光イベントにてブースを出展することで、消防団を知らない来場者にまず認知してもらい、実際に作業する姿を見てもらうことで消防団への参加意識の誘発に繋がった。 ②女性消防団員等に向けた研修事業の実施（R6/7/21） ③令和6年上半期の月間アクセス数平均は15,653PVで令和6年3月の10,064PVから着実に伸びており、引き続き周知及びコンテンツの造成に努める。また、ほっとこうちへの記事掲載により、消防団に興味がない読者に対して消防団を認知させ、参加意識の誘発に繋がった。	危機管理部	消防政策課
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	58	大学生に向けたキャリア形成支援事業	これから就職する学生を対象に、仕事を含めた自らの人生の多様な選択肢について考える講座を、高知大学・県立大学と連携して実施する。	大学と連携して男女共同参画講座やキャリア形成支援のための講座を実施	—	—	—	—	—	—	・キャリア形成授業の実施 ・対象者拡大の検討	高知県立大学性・高知大学生を対象にキャリア形成授業を実施 ・高知県立大学1回：参加83名 ・高知大学1回：参加45名	キャリア形成に向けた具体的な情報の提供や自己啓発につながる支援を行うことができた。	子ども・福祉政策部	ソーレ	
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	59	農業委員会女性ネットワークの活動支援	・女性農業委員の増加 ・農業委員会活動の活性化	・農業委員会女性ネットワークによる任命権者の市町村長への女性登用の働きかけを支援 ・農業委員会研修会において女性登用の理解を促進 ・市町村長への働きかけ（随時） ・研修会による理解促進（随時）	女性農業委員数	60人	63人	65人	69人	70人	80人	・令和7年度改選予定の市町村への訪問または文書による啓発（7市町（7月））を実施。	○アウトプット（結果） 令和7年度内に農業委員の改選を予定している市町村のうち、女性農業委員の割合が20%未満の市町村に対して、女性農業委員登用を要請するための訪問を実施（日高村：4月、香美市：8月、土佐町：10月（予定）） ○アウトカム（成果） 令和5年度に巡回訪問を実施した須崎市で1名、四万十市で2名増加。須崎市はこれまで女性0名であったが1名に増加した。	農業委員は議決権を有するため、農地法等に関する知識や経験が重要であり、ハードルが高いと感じている女性が多い。 そのため、まずは議決権のない農地利用最適化推進委員に女性を登用し、経験を積んでから、次期改選で農業委員に就任させる農業委員会が多い。改選が3年ごとであることから、女性農業委員登用に向けた取り組みは長期的に行っていく必要がある。 （参考） 女性の農地利用最適化推進委員は、R6.4.1～9.30までに5名増加。	農業振興部	農業担い手支援課
Ⅱ	(2)	①	60	働き方改革の推進	県内企業の働き方改革の取り組みの促進	働き方改革を進めるための意識醸成、企業の体制づくり・人づくりに向けた支援、企業の生産性向上に向けた支援、ロールモデルの横展開、ウイズコロナ時代に対応した働き方の推進 ・働き方改革推進支援センターによる企業の労働条件等の整備に向けた支援 ・ワークライフバランス推進企業認証制度の普及拡大 ・労働環境等実態調査の実施（2年周期） ・キャンペーンやセミナーの実施、・企業のコンサルティング、優良事例集の作成、配付	年次有給休暇取得率 70%(R6) （参考：R元）56.1%	—	56.40%	— （隔年調査）	67.6%	— （隔年調査）	(R6) 70%	「高知県登録働き方改革コンサルタント」の養成の増員 31名→50名 KOCHI Work Style Awardへの男性育休推進部門の創設	○アウトプット ・働き方改革トップセミナー（6/7 115社 151名） ・高知県登録働き方改革コンサルタント養成数 31名→47名 ・働き方改革コンサルタントによる伴走支援企業数 18社 ・WLB推進アドバイザーによる新規企業訪問：延べ210社（R6.8時点） ○アウトカム WLB推進延べ認証企業数：813社	働き方改革コンサルタントの養成等により支援体制は一定整備された。経営者層や管理職の意識醸成に向け、継続的に啓発していく必要がある。	商工労働部	雇用労働政策課
Ⅱ	(2)	①	61	育児休業等の取得促進、時間単位年次有給休暇制度の導入に向けた取組支援	○平成28年3月に創設した「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の登録数及び「育児休暇・育児休業取得促進宣言」に賛同する企業数の増加を図る。 ○育児休業の取得促進及び時間単位年次有給休暇制度の導入について先進事例の横展開を図るなど、企業等へ啓発や社会全体での機運醸成に取り組み、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、応援団と協働した取り組みの充実を図る。 ○応援団交流会の開催などを通じて育休取得者の意識の醸成を図る。	○「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の取組の推進など、官民協働による少子化対策を県民運動として展開し、より効果的な少子化対策となるように取り組む。 ■応援団の登録数及び育休宣言賛同企業の拡大 ■応援団と協働した取組の充実 ○企業等への啓発（応援団通信等による情報提供、応援団交流会を通じた取組の支援） ○社会全体での機運醸成（フォーラムの開催、新聞広告） ■若い世代や育休取得者の意識の醸成（応援団交流会や出会い・結婚・子育て支援リーフレットによる啓発）	①県内企業等における育男休業取得率 ②県内企業等における時間単位年次有給休暇制度の導入率 （参考） ①H30 男性:7.6% 女性:95.7% ②R元 29%	①男性: 15.8% 女性: 97.6%	①(調査なし) ②41.8%	①男性: 28.7% 女性: 96.2% ②43.1%	①(調査なし) ②(調査なし)	—	(R6) ① 男性: 30% ⇒女性活躍アクションプランで上方修正 50% 女性: 100% ② 50%	【再掲】取組番号31	【再掲】取組番号31	【再掲】取組番号31	子ども・福祉政策部	子育て支援課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果※年度末実績）						R6			担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)		
Ⅱ	(2)	①	61	育児休業等の取得促進、時間単位年次有給休暇制度の導入に向けた取組支援	ワークライフバランスや働き方改革に取り組む企業の増加	働き方改革を進めるための意識醸成、企業の体制づくり・人づくりに向けた支援、企業の生産性向上に向けた支援、ロールモデルの横展開、ウィズコロナ時代に対応した働き方の推進 県内企業等における育児休業取得率（男性） （参考）H30 7.6%	15.80%	（調査なし）	28.7%	（調査なし）	—	（R6）30% ⇒女性活躍アクションプランで上方修正50%	「高知県登録働き方改革コンサルタント」の養成の増員 31名→50名 ワークライフバランス推進アドバイザーの増員 7名→9名 KOCHI Work Style Awardへの男性育休推進部門の創設	○アウトプット ・働き方改革トップセミナー（6/7 115社 151名） ・高知県登録働き方改革コンサルタント養成数 31名→47名 ・ワークライフバランス推進アドバイザーの増員 7名→9名 ・働き方改革コンサルタントによる伴走支援企業数 18社 ・WLB推進アドバイザーによる新規企業訪問：延べ210社（R6.8時点） ○アウトカム WLB推進延べ認証企業数：813社	ワークライフバランス推進アドバイザーの増員や働き方改革コンサルタントの養成等により、支援体制は一定整備された。経営者層や管理職の意識醸成に向け、継続的に啓発していく必要がある。	商工労働部	雇用労働政策課
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	仕事と家庭生活が両立できる職場環境づくりを推進する	R2.3に策定した「高知県職員子育てサポートプラン～みんなでつくろう！お互いに理解し助け合える職場環境～」に基づき、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりに努める ①育児休業取得率 男性：50%、女性：100% ②配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得100% 【R5.7追記】目標上方修正（R6目標） ①育児休業取得率 男性：50%→85%（1週間以上の取得）に引上げ、女性：100% ②配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得100%	①男性：61.2% ①女性：100% ②68.7%	①男性：70.4% ①女性：100% ②76.1%	①男性：73.7% ①女性：100% ②71.1%	①男性：84.1% ①女性：100% ②59.8%	（R6.3月末時点） ①男性：81.7%（1週間以上の取得）、女性：100% ②64.6%	①男性：85%（1週間以上の取得）、女性：100% ②100%	引き続き、子育て期の職員に対して、管理職員からのフォロー（制度利用に関する意向確認等）を行う	・年度当初の管理職員を対象とした服務関係説明会や階層別職員研修において、「子育てサポートプラン」の取組を周知 ・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」をイントラネット等に掲載 ・子どもが生まれる男性職員に対して、休暇・休業の取得勧奨、取得計画の作成、バックアップ体制の構築といった一連の取組「育休等取得支援プログラム」を実施 ○育児休業取得者（R6.3月末時点） 男性 81.7%（67/82） （1週間以上の取得） 女性 100%（50/50） ○配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得（R6.3月末時点） 64.6% ※R6実績については、11月の調査により集計するためR5実績を回答	仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりのために、取組を継続する必要がある。 男性職員の育児休業取得率は年々高まっているが、更なる取得率の向上のため、高知県職員子育てサポートプランのバージョンアップが必要。	総務部	行政管理課
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	仕事と家庭生活が両立できる職場環境づくりを推進する	R2.3に策定した「高知県職員子育てサポートプラン～みんなでつくろう！お互いに理解し助け合える職場環境～」に基づき、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりに努める。 ①育児休業取得率 男性：50%、女性：100% ②配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得100%	①男性：200% ①女性：100% ②100%	①男性：40% ①女性：100% ②60%	①男性：100% ①女性：100% ②33%	①男性：100% ①女性：100% ②50%	①男性：300% ①女性：100% ②100%	①男性：50% ①女性：100% ②100%	引き続き、子育て期の職員に対して、管理職員からのフォロー（制度利用に関する声かけ等）を行う。	・年度当初の管理職員を対象とした服務関係説明会や階層別職員研修において、「子育てサポートプラン」の取組を周知。 ・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」をイントラネット等に掲載し、制度の周知を行った。 ・子どもが生まれる男性職員に対して、休暇・休業の取得勧奨、取得計画の作成、バックアップ体制の構築といった一連の取組「育休等取得支援プログラム」を実施。 ○育児休業取得者数（教育委員会事務局職員/R6年度上半期実績） 男性3名 女性2名	仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりのために、取組を継続する必要がある。	教育委員会	教育政策課
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	・教職員であると同時に父親や母親という立場にもある教職員が、しっかりと大切な子どもたちを育てる事ができる職場環境作り。 ・男性教職員の育児休業等の取得率を上げるため、取得勧奨・制度の周知を行う。 ・特に子どもが産まれた時の配偶者の出産休暇等の取得を促進する。	①男性教職員の育児休業取得率 R4年度末：30%以上 R6年度末：50%以上 ②配偶者の出産休暇及び男性教職員の育児参加休暇取得率 R6年度末：あわせて5日以上 の取得率100%	①10.9% ②28.3%	①10.7% ②33.9%	①20.5% ②43.2%	①33.3% ②47.6%	①R7年度に公表 ②R7年度に公表	①R4年度末：30%以上、R6年度末：50%以上 ②R6年度：あわせて5日以上 の取得率100%	・「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進める。 ・「育児に関する休暇取得支援プログラム」に基づく面談シートの提出を含め、管理職による面談を確実に実施することで育児休業等の取得促進を図る。 ・男性の育児休業体験談などを配信することにより、男性の育児休業の取得増加に向けた職員の意識改革を図る。	①R7年度に公表 ②R7年度に公表	目標を達成するために、新たな取組を実施している。（知事メッセージの配布・イクボスリーフレットの配布など）	教育委員会	教職員・福利課
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	・男性職員の育児休業の取得推進。 ○育児をする職員に対する職場の理解を深める施策の推進 ○各種休暇制度の奨励 ○育児休業からの職場復帰支援制度の利用促進を図る。	男性の育児休業取得率	13.5% （13/96）	41.9% （36/86）	47.7% （42/88）	60.4% （55/91）	87.5% （35/40）	（R8）50%	・引き続き、職員に対し面談シートの利用、広報誌及び各種研修会等の機会を用いて、育児休業等制度の周知及び意識改革を図る。また、幹部職員に対しては幹部職員向けセミナー等を開催するなどし、特に意識改革を図る。 ・本部による育児休暇等取得対象職員の把握を徹底し、所属との連携を強化する。	アウトプット（結果） ・数値は（R6）※上半期のとおり。 ・高知県公安委員会委員による女性活躍等の推進にかかる講演会を実施した。 アウトカム（成果） ・男性職員の育児休業取得率の大幅増加（目標値達成） ・職場復帰前研修制度利用者 4人 ・育児面談シート提出 男性59件 女性19件	・女性職員・育児中の男性職員・幹部職員を対象とした講演会の実施や幹部職員に対する指導教養が男性の育児休業取得率の増加に繋がっていると考えられる。 ・配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合計5日以上取得できた男性職員は40人中38人（取得率95.09%）であったが、未達成の2人についても、3～4日の休暇取得をしている。引き続き所属との連携を強化し、未達成者に対しての取得促進を呼びかける。	県警本部	警務課
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	介護休暇を取得しやすい環境づくりを推進する	・職員へイントラネット等により制度を周知し、介護休暇を取得しやすい環境づくりに努めていく	—	—	—	—	—	—	引き続き、イントラネット等による制度の周知を行う	・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」をイントラネット等に掲載 ○介護休暇取得者数（R6.9月末時点） なし	継続して、分かりやすい制度周知に努めていくことが必要	総務部	行政管理課
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	介護休暇を取得しやすい環境づくりを推進する	・職員へイントラネット等により制度を周知し、介護休暇を取得しやすい環境づくりに努めていく。	—	—	—	—	—	—	引き続き、イントラネット等による制度の周知を行う。	・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」をイントラネット等に掲載し、制度の周知を行った。 ○介護休暇取得者数 0名（教育委員会事務局職員）	継続して、分かりやすい制度周知に努めていくことが必要。	教育委員会	教育政策課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）							R6			担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)	【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)		
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	全ての教職員にとって、仕事と家庭生活(家事・介護・子育て等)を両立しやすい職場環境づくりを目指す。	・教職員への介護休業制度の周知。 管理職が制度を十分理解し、協力する職場環境の醸成。	—	—	—	—	—	—	・子育てサポート面談時に「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を配布する事と定め、育児と同様に介護への支援制度の周知を図る。 ・グループウェアキャビネットに同ハンドブックを格納し、職員がいつでも閲覧出来る状況にしておく。	・子育てサポート面談を確実に行うことと、「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を教職員に配布するように要請している。 ○介護休暇取得者数4名(県立学校職員)	引き続き、分かりやすい制度周知が必要。	教育委員会	教職員・福利課	
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	・これまでの取組を引き続き実施するとともに、介護に関する制度や休暇について周知する。	○全職員に対し、介護休暇制度に関する警務課レターの配布を行うなど、制度を利用する職員への理解を深め、互いに協力し合える職場環境づくりに取り組む。	—	—	—	—	—	—	・制度を利用するための要件等を周知する。	・育児・介護のための両立支援制度ハンドブックを掲示板に掲載し、各種制度利用の奨励した。	引き続き、制度の概要や要件等を周知する必要がある。	県警本部	警務課	
Ⅱ	(2)	①	65	福祉介護就労環境改善事業	安心して長く働ける職場に変革するとともに、利用者と職員双方に優しいケアの実現	○ノーリフティングケアの取組拡大に向けた普及 ○福祉機器・ICT機器等の導入支援 ・リーダー・指導者等養成研修・フォーラムの開催・優良事例表彰・業務改善アドバイザーの派遣	介護事業所におけるノーリフティングケア実践率 50% (R7) ※3年毎に実施している介護事業所実態調査より。 (参考: R元11月調査)31.5%	—	—	37.7% (R4.11月調査)	—	—	50%	・取組の更なる普及に向けて種別協議会の総会等で、ノーリフティングケアの事業趣旨や事業説明を実施	・マイスター養成数: 25人 ・技術リーダー養成数: 38人 ・高知県介護福祉機器等導入支援事業費補助金申請事業所数: 73事業所	・R9年度にノーリフティングケア実践率50%を達成するためには取組のさらなる普及が必要。 ・福祉機器等の導入支援事業については、R6年度73事業所より補助金の申請があった。	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅱ	(2)	①	66	福祉・介護人材の定着促進・離職防止	良好な福祉・介護職場の整備による職員の離職防止と福祉・介護業界のイメージアップによる新たな人材の確保	○代替職員の派遣 研修参加や仕事と子育てでの両立支援のための代替職員の派遣 ○福祉・介護就労環境改善事業【再掲(事業No.65)】 ○福祉・介護事業所認証評価制度の取得促進【再掲(事業No.78)】	認証取得事業所数 550事業所 (H30～R7)	242事業所 (H30～R2累計)	236事業所	254事業所	223事業所 (H30～R5累計)	223事業所 (H30～R6上半期累計)	550事業所 (H30～R7累計)	・代替職員の派遣を実施し、研修参加のための環境整備を推進 ・認証評価制度に関する一般県民向けの広報活動を強化することで、業界のイメージアップを図るとともに、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む気運を醸成	○アウトプット(結果) ・代替職員派遣事業所数: 4事業所 ・新規認証法人数: 0法人 ○アウトカム(成果) ・認証法人(認証を取得した法人): 40法人223事業所 ・参加宣言(認証取得に向けて取り組む意思表示をしている法人): 33法人137事業所	・新規認証申請法人が減少傾向にあるため、福祉・介護事業所の認証取得に向けたインセンティブ向上を図っていく必要がある。	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅱ	(2)	①	67	就職支援相談センター(ジョブカフェ)事業	高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこうち)において、きめ細やかな相談を始め、求職者の状況や段階に応じた支援を通じて、ミスマッチのない円滑な就職と職場定着につなげ、県内企業における人材の確保・育成・定着を図る。	＜支援対象者の掘り起こし・窓口誘導＞ 広報(広報誌、メールマガジン、SNSを通じたWEB広告等)によりHHPへ誘導)、出張相談会 ＜求職者の状況や段階に応じた就職支援＞ 就職相談(対面・電話・オンライン)、少人数セミナー、職場体験講習、ジョブチャレンジ、グループワーク【就職氷河期世代向け】講話、座談会 ＜定着支援＞ 個別のアフターフォロー、就職内定者(高卒)向けセミナー、新社会人向けセミナー、中小企業向けセミナー【就職氷河期世代向け】就職氷河期世代向けセミナー	【R3】34歳以下と35歳～50歳(氷河期世代)でそれぞれ設定 ①就職支援計画書を作成した求職者のうち6ヶ月以内の就職率 70%(共通) ②職場体験講習受講者の就職率 70%(氷河期世代は60%) ③職場体験講習受講者の就職3か月時点の定着率 80%(共通) (注記)氷河期世代の対象年齢は毎年1歳ずつ上がる	①71.8% ②61.4% ③76.1%	(34歳以下/氷河期世代) ①70.3% /79.7% ②58.1% /80.0% ③82.6% /95.5%	(35歳以下/氷河期世代) ①69.4% /73.6% ②66.7% /73.1% ③73.9% /78.9%	(36歳以下/氷河期世代) ①74.9% /79.7% ②69.7% /57.9% ③73.9% /75.0%	(37歳以下/氷河期世代) ①60.2% /65.1% ②91.7% /66.7% ③66.7% /62.5%	※単年度ごとに目標を設定 就職氷河期世代の利用者の更なる拡大 ・広報の強化(電車内広告、月刊誌広告等) ・出張相談会、少人数セミナーでの相談者の掘り起こし 若年層の自己理解・職業理解の促進	○アウトプット ・相談件数: 1,138件、相談実人数: 343人 ・新規登録者数: 318人 ・就職支援計画書作成件数: 164件 ・職場体験講習受講者数: のべ30人(実24人) ・ジョブチャレンジ受講者数: のべ57人(実34人) ○アウトカム ・就職者数: 275人 *併設HW含む ・うち職場体験講習の就職者数: 19人(うち正規雇用10人) ・うちジョブチャレンジの就職者数: 12人	・新規登録者数は減少したが、相談実人数、就職支援計画書の作成件数、就職者数は増加している。 ・引き続き、ジョブカフェへの来所相談が減少し、出張相談会や少人数セミナーにおける相談が増加する傾向にある。 ・特に37歳以下の世代において、ジョブチャレンジの受講者が増加。職場体験講習と比較した要因の分析が必要。	商工労働部	雇用労働政策課	
Ⅱ	(2)	①	68	人材の育成(地域産業の担い手)	各産業分野で働く方々が研修に多数参加し、学んだことを自身の事業に活用できるようになる。	・土佐MBAを継続実施 ・県内企業の課題とニーズに対応したカリキュラムのバージョンアップ ・地域での学びの場の充実	土佐MBAの実受講者数 1,000人/年(本科+実科+こうちスタートアップパーク)	793人	960人	891人	938人	352人 ※R6.8末時点	(R5) 1000人	・新聞広告、広報誌、SNS等を活用したPRに加え、企業への個別アプローチ等、直接的な声掛けを強化(4月～) ・経営を体系的に学べ、受講者の異業種交流やネットワーク構築につながる対面の連続講座を実施(5月～) ・中山間地域の方が受講しやすい講座を実施(9月～) ・女性を対象としたビジネス講座を実施(5月～) ・アイデアの磨き上げ方法や事業計画の策定等を行う起業希望者向けの「スタートアップコース」を実施(6月～) ・アイデアを創発し、具体的なビジネスに落とし込む「イノベーションコース」を実施(5月～)	・アウトプット(結果) 土佐MBA実受講者数 352人 ※R6.8末時点 ・アウトカム(成果) 学んだ知識やスキルを自身の事業へ活用することで企業の業績や職場づくりにも一定貢献している。	・会計や組織マネジメントなど、ビジネス全般に必要なとなる基礎知識から応用・実践力まで身につけられる学びに加え、分野を代表する目標(新事業展開)の達成を後押しする学びが必要 ・組織におけるキャリア形成の難しさや、ロールモデルの不在といった働く女性特有の悩みの解消につながる取組が必要	産業振興推進部	産業イノベーション課
Ⅱ	(2)	①	68	人材の育成(地域産業の担い手)	産業界のニーズに沿った基礎的な技能・知識の習得のための訓練を実施し、地域産業を担う人材を育成し輩出する。	高等技術学校において、ものづくり分野の人材育成のための職業訓練を実施する。	就職率(普通課程): 100%	94.6%	90.9%	88.1%	92.3%	—	98.1%	就職コーディネーターによるサポート	○アウトプット ・入校者数: 40名(高知校)、8名(中村校)	県内関連企業への就職を促進するため、就職コーディネーターによる就職支援を行っていく。	商工労働部	雇用労働政策課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果※年度末実績）						R6			担当部局	担当課		
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)	
Ⅱ	(2)	②	69	高知家の女性しごと応援室によるきめ細かな就労支援	働きたいと考える女性に対しきめ細かな支援を行い、より多くの女性が確実に就労できる環境の整備	・キャリアコンサルティング・相談 ・情報提供・職業紹介 ・関係機関・事業所訪問 ・広報啓発(チラシ・配布、広告掲載、求人情報誌、テレビ・ラジオなど) ・フェイスブックでの情報発信 ・地域子育て支援センター等への訪問 ・東部、西部、中部への出張相談 ・就職者へのアフターフォロー＆キャリア形成支援 ・働きやすい職場づくりに向けた企業へのアドバイス	就職者数 1,000人 (R2～R6) (参考: H27～R1累計) 668人	117人	114人 (累計231人)	133人 (累計364人)	171人	98人	(R6) 1,000人 (R2～R6累計)	・求職者及び企業向けのチラシ又はリーフレットの作成やSNSを活用した広報業の実施 ・ミスマッチのない就職を促進することを目的とした職場体験の実施	○アウトプット(結果) ・新規登録者数: 247人 ・相談件数: 1,190件 ・企業訪問件数: 609件 ・地域子育て支援センターにおける新規登録者数: 5人 ・出張相談における相談件数: 108件(うち求職者23件、事業所85件) ・職場体験受講者数: 4人 ○アウトカム(成果) ・就職者数: 98人(前年度同時期: 71人) ※うちハローワークと連携した窓口での相談等を通じた就職者数10名	・前年度からの開設日数の拡大や、労働局との一体的実施事業が実績の底上げに繋がっている。 ・それぞれの求職者の状況に寄り添った支援や相談対応や、求職者の不安を払拭するための職場体験の実施が、前年度を大きく上回る成果にも繋がっている。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅱ	(2)	②	70	職業能力開発訓練の充実	離転職者が再就職に必要な知識や技能を習得し、早期の再就職につなげる。		引き続き、離転職者等が再就職に必要な技能及び知識を習得するために、地域の実情に応じた職業訓練を実施。	就職率: 86.3%	78.4%	81.3%	80.7%	84.0% (R4.10月末時点)	89.2% (R6.5月末時点)	84.5%	就職につながりやすい訓練コースの設定	○アウトプット 入校者: 29コース、228名(内訳) ・IT系: 14コース、153名 ・デジタル系: 1コース、14名 ・事務系: 1コース、10名 ・短期(介護): 1コース、5名 ・長期(介護): 2コース、3名 ・短期(その他): 1コース、12名 ・長期(その他): 9コース、31名 ○アウトカム 就職率: 89.2%(R6.5月末時点)	離転職者等のニーズを把握し、早期再就職につながる職業訓練を実施していく。	商工労働部	雇用労働政策課
Ⅱ	(2)	②	71	出産後の女性再就職促進	女性の職業能力を高め、ひろげるようスキルアップの機会を充実するとともに、出産や育児で離職した女性を積極的に雇用する企業を支援する。	子育て中の女性を含む幅広い年齢層を対象とした女性の再就職を支援するためのイベントを実施。	—	—	—	—	—	—	—	高知家の女性しごと応援室で女性のための再就職準備イベントの開催	・女性求職者のスキルアップセミナー(11月)、及び企業とのマッチングイベント(12月)を開催予定	・女性求職者のスキルアップセミナー(11月)、及び企業とのマッチングイベント(12月)を開催予定	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅱ	(2)	②	72	女性のための就業支援講座	実務につながる講座を実施して女性の就業支援につなげる。	女性の就業支援につながる講座を実施	—	—	—	—	—	—	—	・就労支援パソコン講座: エクセル講座・エクセル検定講座の実施 ・就労支援講座: オンラインを併用し実施 ・効果的な広報の実施	・就労支援パソコン講座を開催(延べ30名参加)	就労に活かせる実務的な内容で、満足度の高い講座となった。	子ども・福祉政策部	ソーレ	
Ⅱ	(2)	②	73	福祉人材センター運営事業、福祉研修センター事業	きめ細かな支援による多様な人材の参入促進とキャリアアップや人材の確保定着につながる研修体制の充実	○福祉人材センター 求人・求職のマッチング機能の充実により人材の確保を図る。 ○福祉研修センター 体系的かつ計画的に研修の場を提供する福祉研修センターの運営に対する支援を行う。	就職マッチング数 研修受講者数	就職マッチング数: 261人 研修受講者数: 6,882人	マッチング 275人 研修受講 5,728人	マッチング 187人 研修受講 6,225人	マッチング 228人 研修受講 6,507人	マッチング 91人 研修受講 1,185人	(R5) 就職マッチング数: 370人	○福祉人材センター ・ふくし就職フェアの年3回の開催や、相談会、セミナー、広報活動の継続により、就職マッチング数を増加。 ・学校授業へ福祉専門職を派遣し、子どもの福祉職への理解を促進させる。 ○福祉研修センター ・会場開催とオンライン開催を併用する等、研修受講者数の増加を図る。	○アウトプット(結果) ・福祉人材センター 新規求職者: 289人、新規求人数: 2,022人 ・福祉研修センター 開催回数: 45回、開催日数: 69日、受講者数: 1,185人 ○アウトカム(成果) ・福祉人材センター 就職人数: 91人 ・福祉研修センター 福祉介護従事者の資質向上につながった。	○福祉人材センター ・新規求職者及び新規求人数は前年を上回るペースで推移。 ○福祉研修センター ・前年度と比べ進捗が低調であるが、研修開催は下期が多く、また通年開催しているものはカウントしていないため。	子ども・福祉政策部	長寿社会課	
Ⅱ	(2)	②	74	介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士・社会福祉士等の業務に従事しようとする者の修学及び資格取得を支援し、本県の介護福祉士等介護人材の確保を図る。	高知県社会福祉協議会が実施する介護福祉士・社会福祉士等の業務に従事しようとする者への修学及び資格取得等資金の貸付事業に対し助成を行う。	新規貸付決定者数	128名	164名	146名	125名	83名	(設定無)	—	○アウトプット(結果) 貸付決定者 83名 (内訳: 介護福祉士等養成施設等修学25名、実務者研修42名、再就職準備金6名、障害福祉分野2名、介護分野8名)	介護福祉士等養成施設等修学資金はR6分は全て貸付決定し、昨年度と比べて微減となった。	子ども・福祉政策部	長寿社会課	
Ⅱ	(2)	②	75	福祉・介護職場体験事業	職場体験の機会を通じて福祉の仕事に対する理解を深めてもらい、イメージギャップや不安の解消につなげることで就労・再就業を支援	学生、中高年齢者、主婦、福祉・介護の資格を有しながら福祉・介護の仕事の職に就いていない者、他分野からの離職者等を対象に職場を体験する機会を提供する。	体験者数	20人	6人	6人	19人	4人	(R5) 20人	—	○アウトプット(結果) 体験者数: 4人	令和5年体験者数の19人と比べると、低調なペースでの推移となっている。	子ども・福祉政策部	長寿社会課	
Ⅱ	(2)	②	76	中山間地域等ホームヘルパー養成事業	中山間地域等における介護資格の取得を支援し、介護サービスの充実を図る。	市町村等が実施する介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修に要する経費に対して、補助金を交付する。	研修修了者数(単年)	60人	73人	78人	52人	0人	(R5) 60人	—	○アウトプット(結果) 補助申請: 8市町村 ○アウトカム(成果) 研修修了者数: 0人	補助申請市町村は8市町村であるが、1件中止となった。現在、研修を実施中のため修了者数は0人となっている。	子ども・福祉政策部	長寿社会課	
Ⅱ	(2)	②	77	介護助手導入支援事業	中高年齢者や主婦等の多様な人材が参入できる新たな働き方である「介護助手」の普及	介護業務のうち「生活介護」等の補助業務の抽出及び再編成を行うため、事業所を対象にしたセミナー等を実施するとともに、セミナー参加事業所の実施状況の確認や課題の解決に向けたアドバイスなどを行うための情報共有会を定期的に開催する。	雇用人数	10人	2人	1人	9人	0人	(R5) 50人	・各種取り組みの継続や導入経費の助成により、子育て層や中高年齢者等の多様な人材が働きやすい、介護助手等の普及を推進し、新規参入を図る。	○アウトプット(結果) ・スタートアップセミナーの開催: 23施設33名参加 ○アウトカム(成果) 第1回情報共有会の開催: 5施設6名参加 ・就職人数0名	・スタートアップセミナーへの参加人数は前年と比べ増加したものの、現状の就職人数は0人。導入検討先のサポートを継続し、就職者を確保していく。	子ども・福祉政策部	長寿社会課	
Ⅱ	(2)	②	78	福祉・介護事業所認証評価制度の取得促進	「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」を通じた、「働きやすさ」と「働きがい(やりがい)」が両立する良好な職場づくりの推進	職員の定着促進に効果があると考えられる方策(評価項目)について、県が定めた評価基準を満たしている事業所を認証するとともに、認証取得に取り組む事業所の支援やサポートを行う。 ・審査・認証・公表・専用サイトへの掲載等 ・ガイドブックの提供・セミナー開催・個別相談会の実施	認証取得事業所数 550事業所 (H30～R7)	242事業所 (H30～R2累計)	236業所 (H30～R3累計)	254事業所 (H30～R4累計)	223事業所 (H30～R5累計)	223事業所 (H30～R6上半期累計)	550事業所 (H30～R7累計)	・一般県民向けの広報活動を強化し、認証評価制度に関する認知度を高めることで、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む意欲を醸成	○アウトプット(結果) ・代替職員派遣事業所数: 4事業所 ・新規認証法人数: 0法人 ○アウトカム(成果) ・認証法人(認証を取得した法人): 40法人223事業所 ・参加宣言(認証取得に向けて取り組む意思表示をしている法人): 33法人137事業所	新規認証申請法人が減少傾向にあるため、福祉・介護事業所の認証取得に向けたインセンティブ向上を図っていく必要がある。	子ども・福祉政策部	長寿社会課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)
Ⅱ	(2)	②	79	保育士等人材確保事業	保育士の復職への支援や雇用主への保育士等の雇い上げを支援し、働く場の拡充につなげるとともに、保護者の保育ニーズへの対応に必要な保育人材を確保する。	全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するため、国補助制度を活用し、保育士人材確保の増加に努めていく。 ・潜在保育士の就職支援 ・途中入所を見据えた保育士確保への支援	—	—	—	—	—	—	・福祉人材センターに配置しているコーディネーターを増員(1→2名)し、指定保育士養成施設との連携強化や県外からの招き入れの充実などマッチング機能の強化を図る。 (現役保育士と学生との交流会・相談会、養成施設と保育事業者との合同就職相談会、Uターンサポートセンターへの保育士等求人登録働きかけ強化、保育所等の経営者層を対象とした業務改善研修の実施)	・福祉人材センターへのコーディネーター配置:2名 ・福祉人材センターがマッチングし就職した保育士の数:12名(R6.9) ・養成施設と保育事業者との合同就職相談会の実施(参加者:指定保育士養成施設の学生等133名、市町村・社会福祉法人等30団体) ・保育サービス等推進総合補助金による園児の途中入所を見据えた保育士確保への支援:15市町村(43園)	・就職相談会に参加した学生等が、事業者の職員と直接話をし、就職につながる情報を得ることができた。 ・マッチング件数は昨年同月時点より4件減少しており、さらなる就職支援の取組が必要。	教育委員会	幼保支援課	
Ⅱ	(2)	②	80	保育士修学資金等貸付事業	保育士の復職への支援や雇用主への保育士等の雇い上げを支援し、働く場の拡充につなげるとともに、保護者の保育ニーズへの対応に必要な保育人材を確保する。	全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するため、国補助制度を活用し、保育士人材確保の増加に努めていく。 貸付制度による保育人材の確保(保育士資格の取得のための修学支援／未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付／就職準備金の貸付／未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付／保育補助者の雇い上げ費用の貸付)	—	—	—	—	—	—	・貸付制度の活用実績の増を図るため、各園を通じてPRに取り組む。	・保育士就学資金の貸付決定(29名) ・高等学校訪問による貸付制度の紹介(9回)(R6.9)	・昨年度と比較して貸付決定件数が4件増えたが、貸付枠に残があり、さらなるPRが必要。	教育委員会	幼保支援課	
Ⅱ	(2)	②	81	看護の心普及・ナースセンター強化事業	保健師、助産師、看護師及び准看護師で、未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等PR事業を行い、医療機関等の看護職員の確保に寄与する。また、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく離職者の届出制度に対応し、スムーズな復職につなげる支援を行う。	・高校生の夏休みを活用して、医療機関にて、看護の現場の見学や患者と看護師の関わりについて学ぶ機会を設ける。 ・医療機関にパンフレット等を配布し、退職時には届出が必要なことについて、看護部長に働きかける。 将来は、離職者を減らし、就労を継続できる環境整備に努める。	看護職員数	(R2.12末) 保健師:558 助産師:196 看護師:11,226 准看護師:3,091	— (隔年調査)	(R4.12末) 保健師:578 助産師:206 看護師:11,393 准看護師:2,757	— (隔年調査)	R6.12月時点調査のためデータなし	15,676人	○看護の心普及事業 ・「看護の日・看護週間」イベント(5月) ・看護フェア(5月) ・ふれあい看護体験(8月) ・看護の出前授業(随時) ○ナースセンター機能強化事業 ・県内4カ所のハローワークで移動就業相談会 ・求人登録普及等施設訪問 ・再就職相談会(8/24) ・参加施設7施設、参加者9名 ・潜在看護職員復職支援研修(7月、10月) 7月:参加者10名(1名は実技研修のみ) ・プラチナナースセミナー(R7.1月) 【アウトカム】 再就職者:3名	・看護フェアは、4年ぶりに対面開催されたこともあり、昨年度を大幅に上回る参加があった。参加者からも「先輩看護師の語りや学校ガイダンス等、たくさんの情報を詳しく聞くことができてよかった」という意見が聞かれた。 ・ふれあい看護体験は、受入施設の拡大により、学生の申込をお断りするケースが減少。(昨年度比177減) ・再就職相談会では、求職者の参加人数を確保するための広報が課題にあがっている。参加者からは、定期的な開催や開催案内の周知方法について要望・意見が聞かれた。 ・復職支援研修後、実務研修に参加した3名が再就職につながった。(うち、2名は実務研修先に就職。)	健康政策部	医療政策課	
Ⅱ	(2)	②	82	女性医師復職支援事業	出産・育児などで診療の場から離れていた女性医師が安心して復職し就業できる環境を整える。	女性医師復職支援事業を引き続き実施し、女性医師の復職支援や勤務環境の整備を進める。 (相談事業)窓口相談対応のスキルや知識を有する職員を配置し、女性医師の様々な相談に対応し、仕事と家庭生活の両立支援のための助言を行う。 (広報実施)ホームページやパンフレット、電子メール、電話等により対象者や医療機関に本事業を周知。また支援が必要な医師の情報を得たときには必要に応じて訪問等のアプローチ。 (復職研修)復職のための研修を希望する女性医師には申請により復職研修を実施	・女性医師からの様々な相談に対応し助言できる相談体制を維持する。 (参考:R1) ・復職相談(9件) ・研修問合せ(1件)	—	復職相談(3件) 研修問合せ(0件)	復職相談(8件) 研修問合せ(0件)	復職相談(0件) 研修問合せ(0件)	復職相談(1件) 研修問合せ(0件)	—	・高知医療再生機構への相談窓口設置を継続。 ・女性医師のニーズ把握や事業の広報を継続し、より効果的に支援を行う。	○高知医療再生機構に相談窓口を設置 ・相談件数(1件) ・復職研修への相談件数(0件) ○医療再生機構のHPやパンフレットを活用し、対象者や医療機関等への広報を実施	・復職研修については、離職しないまま元の職場に復帰する女性医師が多い中で活用者数が限られている状況。しかし、離職者への支援の必要性は高いため、必要な方が利用できるよう周知を継続することが必要。	健康政策部	医療政策課
Ⅱ	(2)	③	83	女性農力向上支援事業 (R4年度から「女性活躍推進事業」に変更)	習得した能力を活かし、自己の農業経営に参画し、経営発展につなげる女性農業者を育成	・女性が学べる環境づくりの推進 ・次世代の地域リーダーとなる若手女性農業者の育成 ・女性の経営参画支援 ・農村女性リーダーネットワーク活動への支援 ・農村女性リーダーの育成支援 ・栽培や経営管理技術を学ぶ講座や勉強会の開催、若手女性農業者の掘り起こし、家族経営協定の推進、認定農業者の共同申請の推進、ネットワークの構築、グループ活動の活性化支援、県内外の女性農業者の活動事例紹介 等	家族経営協定締結農家数	1,023戸 (～R2累計)	1,044戸 (～R3累計)	1,060戸 (～R4累計)	R6年8月に公表予定	1,069戸 (～R5累計)	1,100戸 (～R7累計)	・女性の活躍推進に向け、 ①女性農業者向けのスキルアップ研修会の開催。 ②男性や関係機関の理解促進、③女性活躍事例集の作成、 ④働きやすい環境づくりの推進に取り組む	①女性農業者向けのスキルアップ研修会等の開催:3回、参加者68人 ②女性活躍理解促進に向けたJA・市町村との意見交換:20回 ③女性活躍の事例取材: 2件 ④働く環境の整備(トイレや休憩室の設置)の支援:7件	・研修会の開催を通じて、女性経営者の考え方や労務管理について理解が深まった。 ・農業現場での労働環境の整備に取り組む農家ができた。	農業振興部	環境農業推進課
Ⅱ	(2)	③	84	林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	山の魅力や大切さ等を伝えていく地域イベント等の取り組みを支援し、林業への女性の参画を推進する。	・林業女子会の交流活動支援	—	—	—	—	—	—	林業女子会とのコラボによる講座の実施	R7.2開催に向けて準備中	R7.2開催に向けて準備中	林業振興・環境部	森づくり推進課	
Ⅱ	(2)	③	84	林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	漁業女性グループの活動の継続を支援し、女性の活躍の場づくりを目指す	漁村の雇用の場を確保するため、地域加工グループの活動の継続を支援し、女性の活躍の場づくりを目指す。	開催実績	0回	2回	14回	21	8回	—	・各種イベントへの参加や食育活動を実施 ・各グループのニーズを踏まえ、県漁業指導所等による支援を実施	【漁業女性グループの活動実績】 ＜宿毛:8回＞ ○食育活動:5回(2グループ参加) ・小中学校での食育 ○イベント参加:3回(2グループ参加)産業祭等	—	水産振興部	水産業振興課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部局	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
Ⅱ	(2)	③	85	商工団体等(商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参画促進	(若手後継者育成事業費)商工会・商工会議所の女性のための各種セミナー、研修会等の開催費の他、地域振興事業に対して助成する。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	講習会等開催回数 年1回以上	0回	3回	4回	6回	2回	講習会等開催回数年1回以上	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34	【再掲】取組番号34	商工労働部	経営支援課
Ⅱ	(2)	③	85	商工団体等(商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参画促進	総合的な監督指針において、目標とされている役員に占める女性の割合を早期に10%、令和7年度までに15%を目指すことに向けて、各農協での取組が進められているかどうかなどについて、助言を継続していく。	JA大会で定められた目標値である「女性理事等の割合を1農協あたり15%以上」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続する。	農業協同組合の役員に占める女性の割合	7.97%	10.43%	10.43%	10.43%	15.53%	15%	トップヒアリング等を通じて、早期の目標達成を目指し、引き続き指導を継続していく。	高知県農協で任期満了に伴う役員選任が行われ、役員の人数は53人から41人に減少したが、女性役員は5人から9人に増加した。これにより、高知県農協の役員における女性の割合は9.43%から21.95%に上昇し、4農協の合計は10.43%から15.53%に上昇した。	【R6.3末における各農協役員数】 高知県農協 53(5) 9.4% 馬路村農協 10(1) 10% 高知市農協 28(4) 14.3% 土佐くろしお 24(2) 8.3% 【R6.9末における各農協役員数】 高知県農協 41(9) 22.0% 馬路村農協 10(1) 10% 高知市農協 28(4) 14.3% 土佐くろしお 24(2) 8.3%	農業振興部	協同組合指導課
Ⅱ	(2)	③	85	商工団体等(商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参画促進	女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	女性組合員の加入の啓発に取り組む。 ・常例検査時及び事後指導検査時に啓発	漁業協同組合(沿海地区出資)の正組合員に占める女性の割合 11%	492人 (10.9%)	446人 (10.7%)	443人 (11.1%)	R7.3月 公表予定	【再掲】取組番号56	600人	【再掲】取組番号56	【再掲】取組番号56	【再掲】取組番号56	水産振興部	水産政策課
Ⅱ	(2)	③	86	創業のための融資制度	中小企業制度金融貸付事業費(創業者等応援融資) 県内で開業しようとする方及び開業して5年以内の中小企業者を対象とする融資制度により、創業を資金面から支援する。(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)	創業の資金面からの支援(高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する)	—	—	800,000千円(融資枠)実績126件	800,000千円(融資枠)実績122件	1,200,000千円(融資枠)実績167件	1,400,000千円(融資枠)実績110件	—	創業者等応援融資の利用促進を図る。	○アウトプット(結果) R6.4.26 商工会議所経営指導員向け説明会参加 ○アウトカム(成果) 創業者等応援融資枠: 1,400,000千円(年度中に100,000千円減額) 創業者等応援融資実績: 110件 631,063千円	創業者等応援融資は、令和5年度対比で件数・金額ともに増加傾向にある。	商工労働部	経営支援課
Ⅱ	(3)	①	87	市町村における男女共同参画状況の把握及び取組の支援	市町村との連携のもと、自治会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行う。	市町村が主体的に行う男女共同参画に関する事業をサポート。	男女共同参画計画策定市町村の割合	市9/11 町村8/23	市100% 〈11/11〉 町村52.1% 〈12/23〉	市100% 〈11/11〉 町村60.8% 〈14/23〉	市100% 〈11/11〉 町村60.8% 〈13/23〉	—	市:100.0% (11市) 町村:70%以上 (17町村以上)	【再掲】取組番号14	【再掲】取組番号14	【再掲】取組番号14	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ Ⅱ	(3) (3)	① ②	88	NPOやボランティア活動に関する情報の提供	ボランティア活動の活性化	・HP(ビビネット)の管理運営 ・広報グッズ活用等によるビビネットの周知 ・新規登録団体の開拓 ・利用者ニーズに対応した持続性のあるシステムの運営	—	—	—	—	—	—	—	ビビネットの掲載内容の充実、周知、広報 SNSや団体訪問活動等を通じたビビネットの認知度強化	○アウトプット(結果) ・登録団体(491団体) ・ボランティア情報の発信(59件) ・講座、イベント情報の発信(37件) ○アウトカム ・ボランティア情報や講座・イベント情報の発信をSNS等でも行い、ビビネットへのアクセス数の増加につなげたとともに、多様な情報収集の機会を増やした。	ビビネットの認知度強化に向けて、ビビネット内の各コンテンツ内容に見直しを抜本的に行っていく必要がある。	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課
Ⅱ (3) (3)	① ②	88	NPOやボランティア活動に関する情報の提供	時宜を得た情報提供を行う。	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 ・ビビネット(こうちボランティア・NPO情報システム)での情報発信 ・情報誌「手をつなGO」による広報 ・こうちNPOフォーラムの開催 ・ボランティア体験キャンペーン「ナソボラ」開催 など	・NPO法人の増加 370法人 ・ナソボラ参加者 のべ1,200人 ・NPOセンター登録団体増600団体 (H31～R5年度) (参考: H29年度) 332法人のべ920人 491団体	—	—	—	—	—	—	—	NPOフォーラムやボランティアキャンペーンの開催により、NPOやボランティアの情報を広く県民へ提供 ・ビビネット(こうちボランティア・NPO情報システム)でNPO等に対し、研修や助成金募集情報などを発信 ・夏のボランティアキャンペーン 延べ1,993人参加	夏のボランティアキャンペーンはコロナ前を上回る人数の参加が得られ、若者を中心にボランティアに対する関心の高まりが感じられる。	文化生活部	県民生活課	
Ⅱ	(3)	①	89	団体等の自主活動支援及び相互交流の促進	助成事業の実施、周年記念イベント等の開催による、団体の自主活動支援及び相互交流の促進	「ソーレいど事業」「ソーレまつり」の実施	—	—	—	—	—	—	—	＜ソーレいど事業＞ 効果的な広報の実施 ＜ソーレまつり＞ ・館内開催とともにオンライン企画の実施 ・SNS、ホームページからの発信の強化	未実施	未実施	子ども・福祉政策部	ソーレ

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
Ⅱ	(3)	①	90	観光ガイド育成事業による人材育成	県内各地域の観光ガイド団体の連携と質の高いガイド技術の習得により、高知県を訪れる観光客の満足度を高める。	県内各地域の観光ガイド団体の連携と質の高いガイド技術の習得を目的とする研修及び交流会を開催するとともに、地域との連携強化や外国人観光客の受入態勢整備などを旨とする観光ガイド団体にアドバイザーを派遣し、地域事業者と連携したガイドコースの設定などに取り組む。	高知県観光ガイド連絡協議会加盟団体数	—	31	32	33	33	(R5)35	研修交流会や個別勉強会を通じたガイド内容の磨き上げ及びガイド団体間の連携強化に取り組む。研修内容については、男女分け隔てなく参加でき、多様な観光客への配慮に繋がるようなテーマを検討する。 また、新たに観光ガイドを始める団体の立ち上げを支援する。	○アウトプット ・全体研修交流会を令和7年2月に開催予定（男女比5:5） ・個別勉強会の実施(9月30日現在) 実施団体 3団体 参加者数 46名 ※年内に計12団体(のべ約300人)が実施予定 ・避難訓練の実施(9月30日現在) 実施団体 9団体 参加者数 のべ126名 ※年内に計33団体が実施予定	・研修会や個別勉強会等を通して、ガイド同士の知見の共有を図り、新たな知識を得られる機会を設けたことにより、ガイドのスキルアップにつながっている。 ・避難訓練の実施により、避難経路の確認や安全確保・防災意識の醸成につながっている。	観光振興スポーツ部	地域観光課
Ⅱ	(3)	②	91	高知県防災会議等への女性の参画	女性の視点を踏まえ、多様なニーズに対応できる災害対応力の強化を図る。	避難生活等に女性の視点が必要なことから、庁内から女性職員を委員として指名する。	県庁職員の女性委員就任率	66.7%以上	66.7%	66.7%	75.0%	75%	(R6) 66.7%以上	人事異動を踏まえ、引き続き、県庁職員から指名する4名のうち、3名の委員を女性職員から指名	人事異動を踏まえ、引き続き、県庁職員から指名する4名のうち、3名の委員を女性職員から指名	下半期に開催予定の高知県防災会議において、地域防災計画の見直しについて、女性の視点から審議いただく予定	危機管理部	危機管理・防災課
Ⅱ	(3)	②	92	女性防火クラブなど女性による地域防災活動への支援	・地域防災力の充実強化	女性による地域防災活動支援 ・女性防火クラブのトップリーダーの育成、資質の向上。 ・女性防火クラブ間の交流・連携の強化 ・優良クラブの表彰 ・研修会の実施（県内・県外） ・記念表彰の実施（5年ごと（個人・団体）） ・県補助金による支援 等	クラブ数 クラブ員	97団体 2,997人	98団体 2,838人	93団体 2,735人	83団体 2,485人	77団体 2,064名	100団体 3,000人	・第1回女性防火クラブ連絡協議会理事会(6/7) ・第2回女性防火クラブ連絡協議会理事会(10下旬) ・女性防火クラブ全国集会(11/7,8) ・中国・四国ブロック市町村女性防火クラブ幹部地域研修会（高知県）(11/12,13) ・全国婦人防火連合会総会(1/23) ・高知県女性防火クラブ連絡協議会視察研修（2～3月予定）	・第1回女性防火クラブ連絡協議会理事会(6/7) ・香南市女性防火クラブ連合会の研修について(7/12) ・住宅用火災警報器チラシの配布	第1回女性防火クラブ理事会において、要望のあった住宅用火災警報器に関するチラシを消防政策課で作成し、高知県内消防本部を通じて、県内全域に配布した。 ※活用方法は女性防火クラブに委ねていることから、秋の火災予防運動(11月9日～16日)に併せて配布予定のクラブもある。 また、11月12日、13日に実施される中国・四国ブロック女性防火クラブ幹部地域研修会に向けた準備を実施している。	危機管理部	消防政策課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	94	地域の支え合いによる子育て支援の充実（ファミリー・サポート・センター事業）	地域での子育て支援が充実することで少子化対策、女性の活躍に寄与する。	・ファミリー・サポート・センター設置への支援 ・会員増に向けた県によるPR ・提供会員になるための研修の実施	提供会員数	(R3.3) 851人	906人	977人	1,054人	1,066人 (8月末)	(R6) 1,200人 (R9) 1,250人	・新規開設市町村の支援（室戸市） ・小規模な自治体における設置を促進するなど、事業実施市町村の拡大を図る ・子育て支援サービスの認知度向上に向けたデジタルプロモーションの強化により提供会員の増加や利用促進など事業拡大を図る	○センターの設置・運営への支援 ・室戸市新規開設(10月) ・中土佐町開設準備中（R7開設予定） ・設置状況：15か所（10月末時点） ○会員増加に向けたPRと研修実施 ・Instagramでの投稿や広告による情報発信で提供会員の募集や利用促進、認知度向上を図った。（Instagramフォロワー数：792人（9月末） ・子育て支援員研修の開催（9/14、33名修了） ・ラジオによる広報（7/2）	・各市町の子育て支援の充実により設置は進んでいる。 ・財源確保が難しいことやマンパワー不足などにより、設置が思うように進まない市町村もある。 ・センターが設置された市町では、会員数、活動件数ともに伸びている。認知度を高めることで依頼会員の利用促進とともに提供会員の増加を図ることで更なる会員数、活動件数増加につなげる。	子ども・福祉政策部	子育て支援課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	95	地域ぐるみで子育て支援を行う多機能型の保育事業の推進	保育所等を中心に、子育て相談や園庭開放など、地域と子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、地域ぐるみの子育て支援を充実させる。	保護者ニーズに柔軟に対応可能な多機能型保育事業を推進	多機能型保育支援事業の実施か所数 (参考：R1) 13か所	—	17	15	17	17	(R5) 40か所	・多機能型保育の充実に向けた取組（市町村や保育所等への個別訪問、多機能型保育支援事業実施園等との交流会、保育所等が行う子育て支援情報をホームページやSNSで紹介等） ・「子ども誰でも通園制度」をはじめとする国の新たな子ども・子育て施策の活用も含めて、保育所等を通じた子育て支援の充実を検討	・多機能型保育支援事業費補助金の活用促進（13事業者17か所に交付決定）（R6.9） ・多機能型保育支援事業実施園等との交流会の実施 ・園庭開放又は子育て相談の実施率：93.8%	・施設本来業務の多忙感や人材確保が困難なこと等から事業の拡大につながりにくい。 ・子ども誰でも通園制度をはじめとする国の子ども・子育て施策の活用も含めて、保育所等を通じた子育て支援の充実を図っていく。	教育委員会	幼保支援課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	96	延長保育、病児保育、一時預かり事業の充実	子育て世代のニーズに応じた保育サービスを提供し、子育てしやすい環境を整える。	地域子ども・子育て支援事業費補助金により、延長保育、病児保育、一時預かり事業に取り組む保育所等を市町村を通じて支援する。	延長保育、病児保育、一時預かりの各事業の実施か所数 (参考：R1) ●延長保育（延）：13市町村137か所 ●病児保育（病）：9市町村22か所 ●一時預かり（一）：24市町村102か所	—	延)14市町村140か所 病)11市町村25か所 一)25市町村110か所	延)14市町村143か所 病)9市町村21か所 一)25市町村110か所	延)14市町村137か所 病)9市町村22か所 一)26市町村111か所	延)14市町村139か所 病)9市町村22か所 一)26市町村109か所	延)14市町村140か所 病)10市町村25か所 一)26市町村110か所	・引き続き、地域子ども・子育て支援事業費補助金による支援に取り組む。	延)14市町村139か所 病)9市町村22か所 一)26市町村109か所	・保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援する必要がある。	教育委員会	幼保支援課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	97	院内保育所運営支援事業	医療従事者の離職防止、再就職の促進及び「病児等保育」の実施を図るために、医療法人等の運営する院内保育所を支援する。	「病児等保育」の継続的な実施及び支援の継続	病院に勤務する医療従事者が子育てする環境の整備を目指す。 (参考：R1) 民間病院：22院 公的病院：3病院	—	民間病院：19病院 公的病院：3病院	民間病院：20病院 公的病院：3病院	民間病院：20病院 公的病院：3病院	民間病院：19病院 公的病院：3病院	—	補助を継続	制度を活用している医療機関数：22病院（内訳 民間病院：19病院、公的病院：3病院）	・24時間保育や病児保育、休日保育を実施している院内保育所の運営事業への補助を実施 ・看護職員等の離職防止に貢献 ・院内保育所利用者の減により補助対象外となる医療機関がある	健康政策部	医療政策課

テーマ	取組の柱	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果※年度末実績）						R6			担当部局	担当課		
						指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)	
ⅢⅡ	(1) (2)	①	98	・放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。 ・「放課後学びの場」において子どもたちが学ぶ力を身につけることができる。	・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学び場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援する。 ・市町村への運営補助・放課後学びの場充実事業 ・市町村ヒアリング、取組状況調査の実施 ・児童クラブ施設整備への助成 ・人材育成、人材確保（研修会の開催など） ・利用料減免や開設時間延長等にかかる財政支援 ・学び場人材バンクの運営 等	①放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）100% ②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）100% ※R5まで （参考：R1） ①96.3% ②98.1%	—	①97.3% ②99.1%	①97.3% ②97.2%	①97.3% ②98.8%	①98.9% ②調査中	(R5) 100% ※R6以降も維持	・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実のための市町村への運営補助 ・子どもたちが学ぶ力を身に付けられるよう学びの場の充実への支援 ・児童クラブ施設整備への助成	○アウトプット ・市町村への運営補助（設置数R6）児童クラブ:186、子ども教室:143 学びの場充実:特別なニーズ1市19か所、防災対策1市1か所 ○アウトカム ・児童クラブや子ども教室の実施校率98.9%（178/180校）	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置は進んでいるが、登録児童数の増加とともに待機児童が生じている。 引き続き、放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりのための運営補助等を行っていく必要がある。	教育委員会	生涯学習課	
ⅢⅡ	(1) (2)	①	99	地域の子どもや家庭の相談に対して、地域の資源を有機的につないで支援を行うソーシャルワーク機能を持った子ども家庭総合支援拠点の整備を行う。	・設置運営に係る助言や財政的支援（子どもの見守り体制推進交付金） ・市町村職員の専門性や対応力の強化に向けた研修の実施	設置している市町村数 （参考：R1） 設置市町村:2市町	12市町村	16市町村 (R4.4.1)	21市町村 (R5.4.1)	22市町村 (R6.3.31)	8市町 (R6.9.30) ※こども家庭センター設置数	(R4) 7割の市町村	・こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助 ・市町村が実施する家庭支援事業（家事・育児支援等）にかかる経費への補助 ⇒R6.10交付申請受付予定 ・市町村ヒアリングの実施（設置準備及び設置後の課題に対する助言等の実施） ⇒29市町村で実施（R6.9.30時点） ・市町村職員等研修:11回開催（延べ373名参加）	・こども家庭センターの設置は一定進んだものの、人員体制の整理などの課題から未設置の市町村も多いことから、設置に向けた助言等を継続する必要がある。	子ども・福祉政策部	子ども家庭課		
ⅢⅡ	(1) (2)	①	100	・すべての子育て支援センター等において子育てに関する相談に対応できる体制が整っている（地域子育て支援センター）	妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援多様な子育て支援サービスを提供する地域子育て支援センターの設置促進 地域子育て支援員等研修の実施	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（1歳6か月児） （参考） H30:60.9%	61.10%	59.40%	61.60%	(R6に公表)	—	(R9) 95%	・地域子育て支援センターに「子育てピアサポーター」を配置するなど育児経験者による敷居の低い相談体制の構築を図る。 ・また、地域子育て支援センターのイベントのお手伝いやファミリー・サポート・センターの提供会員など子育て家庭に寄り添う地域ボランティアの拡大を図り、住民参加型の子育て支援を推進する。 ・子育て家庭向けの環境整備やサービス向上を図る企業への助成による企業を含む地域全体で子育てを応援する機運醸成。	・地域子育て支援センターの設置状況 25市町村1広域連合50箇所 ・住民参加型の地域子育て支援センター数:30か所 ・子育て支援員専門研修（地域子育て支援拠点）:33人 ・地域子育て支援センター施設長研修:11人 ・現任者研修（フォローアップ研修）:27人 ・こうち子育て応援環境整備事業費補助金8月末募集開始（申請4件、問合せ32件） ・こうち子育て応援事業スタートアップセミナー10月実施（参加者数24人）	・地域子育て支援センターでは身近な地域で不安に寄り添う相談体制が一定提供できている。 相談件数（R6.6月末時点:5,116件、前年同期4,874件） ・スタートアップセミナーによる地域の企業における子育て支援の意識啓発とこうち子育て応援環境整備事業費補助金の周知を実施。市町村職員の参加もあり地元事業者の活用も見込まれる。	子ども・福祉政策部	子育て支援課	
ⅢⅡ	(1) (2)	①	100	・食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」「地域で子どもたちを見守る場」である「子ども食堂」の新規開設や定期的な開催を支援する（子ども食堂）	子ども食堂への支援	子ども食堂の設置箇所数 （参考） R1:77箇所	81箇所	88箇所	102箇所	107箇所 (R6.3.31)	114箇所 (R6.9.30)	(R5) 120箇所	・未開設地域での立ち上げと定期的な開設に向けた経費への補助。 ・子ども食堂シンポジウムの開催。	・子ども食堂への補助金の交付決定 56件 16,476千円 ・子ども食堂開設数114箇所（R6.9.30現在）	・県内の食堂数は増加傾向にあり、取組は広がりをみせつつある。 ・継続した開催に向けた補助金の利用についても件数、金額共に増加傾向にある。	子ども・福祉政策部	子ども家庭課	
ⅢⅡ	(1) (2)	①	101	高知版ネウボラの推進（ネットワークの連携・強化）	妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援の強化	—	—	—	—	—	—	—	【再掲】 ・こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助 ・市町村が実施する家庭支援事業（家事・育児支援等）にかかる経費への補助 ⇒R6.10交付申請受付予定 ・市町村ヒアリングの実施（設置準備及び設置後の課題に対する助言等の実施） ⇒29市町村で実施（R6.9.30時点） ・市町村職員等研修:11回開催（延べ373名参加）	【再掲】 ・こども家庭センターの設置は一定進んだものの、人員体制の整理などの課題から未設置の市町村も多いことから、設置に向けた助言等を継続する必要がある。	子ども・福祉政策部	子ども家庭課		
ⅢⅡ	(1) (2)	①	101	高知版ネウボラの推進（ネットワークの連携・強化） (R6～）住民参加型の子育てしやすい地域づくり	妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援の強化	「子育て世代包括支援センター」を起点とした妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援を強化し、「子育て家庭のリスクに応じた適切な対応」「子育て家庭の不安の解消」、「働きながら子育てできる職場づくり」を進める。	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（3歳児） （参考：H30）64%	69.0%	72.2%	68.40%	(R6に公表)	—	(R9) 95%	・地域子育て支援センターに子育てピアサポーターや地域ボランティアを配置するなど育児経験者による敷居の低い相談体制の構築を図る。	・地域子育て支援センターの設置状況 :25市町村1広域連合50箇所 ・住民参加型の地域子育て支援センター数:30か所（R6目標28か所達成）	・地域子育て支援センターでは身近な地域で不安に寄り添う相談体制が一定提供できている。 （R6.6月末時点:5,116件、前年同期4,874件） ・住民参加型の地域子育て支援センター数はR6目標を既に達成しており各市町村の取組が広がっている。取組や広報の支援により更なる充実につながる。	子ども・福祉政策部	子育て支援課
ⅢⅡ	(1) (2)	①	102	子育て支援の情報発信（こうちブレマnet等） R6より子育て支援の情報発信（子育て応援アプリ等）に変更	出産・育児・子育て応援サイト「ブレマnet」の情報発信や相談窓口等により、新米ママパパが安心して出産・育児ができる。	ブレマnetアクセス件数 （参考：R1）43,335 (R6より指標をアプリダウンロード件数とする)	—	93,666	145,739	560,687	39,482件 (9月末)	(R9) 65,000件	【再掲】取組番号21	【再掲】取組番号21	【再掲】取組番号21	子ども・福祉政策部	子育て支援課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）							R6			担当部局	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)	【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)		
Ⅲ ⅢⅡ (2)	(1) (2) (2)	② ① ①	103	地域包括ケアシステムの構築(介護サービスの充実・確保)	・在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする。	・「地域包括ケア推進協議体」等を活用した顔の見える関係づくりへの支援 ・地域包括支援センターへの福祉保健所による支援やアドバイザー派遣による支援 ・高知家@ラインを活用した医療と介護の連携の強化	—	—	—	—	—	—	＜地域包括支援センターの機能強化＞ ①地域包括ケアシステムの構築状況実態調査を実施し、定量的・定性的に市町村ごとの構築状況を把握・分析(5・6月) ②中央西・須崎福祉保健所管内で、地域包括支援センターへの支援を実施 →アドバイザー派遣による個別支援を実施(2市2回) ＜高知家@ライン＞ ・デジタルヘルスコーディネーターは要員調整中 ・在宅療養推進課及び各福祉保健所が市町村を訪問し、高知家@ラインの普及活動を実施 ・高知家@ラインの導入に向けたヒアリング(3回)、勉強会(2回)を開催 ・高知家@ラインのモデル事業の実施に向けて調整中(1市) 【加入施設数】 377施設(R6.6)※R6.2時点より3施設増加	＜地域包括支援センターの機能強化＞ ①地域包括ケアシステムの構築状況実態調査の実施 ・「在宅療養」「介護予防」「認知症」のカテゴリで回答を集計・分析。医療資源や介護資源、生活支援を担うボランティア等の将来の不足を不安視する市町村が多かった。 ②アドバイザーによる個別支援 ・アドバイザー派遣前に県と支援先市町村で支援テーマや現状・課題についての認識をすり合わせたことにより、初回から具体的な取組方針についての議論が進んだ。 ＜高知家@ライン＞ ・高知家@ラインを使うことで迅速な情報共有が可能であり、事務の負担が軽減される等のメリットを理解してもらうよう、引き続き包括支援センターや事業所等に説明を行う。 ・R6年度下半期からはデジタルヘルスコーディネーターによる支援を開始する。	健康政策部	在宅療養推進課		
Ⅲ ⅢⅡ (2)	(1) (2) (2)	② ① ①	103	地域包括ケアシステムの構築(介護サービスの充実・確保)	地域の実情に応じて必要な介護サービスが受けられる	・中山間地域介護サービス確保対策事業を実施する市町村へ支援 ・市町村担当者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣し、市町村担当者等のスキルアップを目指す。 ・市町村が実施する住宅等改造補助事業への助成と、適切な改造に向けたアドバイザーの派遣	—	—	—	—	—	—	中山間地域介護サービス確保対策事業】 ・引き続き、中山間地域介護サービス確保対策事業を実施する市町村へ支援。R6に法改正による対象地域の拡大があったため、市町村への周知も積極的に行う。 【高知型地域共生社会の実現に向けた多様な主体による介護サービス提供促進事業(高知方式)】 モデル自治体によるあったかふれあいセンターを活用した要介護状態になっても自立した日常生活を送ることができるよう新たなサービスモデルの構築 【住宅等改造支援事業費補助金及び改造アドバイザー派遣事業】 ・市町村が実施する住宅等改造支援事業への助成と、適切な改造に向けたアドバイザーの派遣を行う。 ・市町村が実施する市町村担当者及び施工業者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣し、市町村担当者等のスキルアップを目指す。	【中山間地域介護サービス確保対策事業】 22市町村(186事業所)に補助金交付決定 【高知型地域共生社会の実現に向けた多様な主体による介護サービス提供促進事業(高知方式)】 10月から大月町のあったかふれあいセンターで事業開始。 【R6住宅等改造支援事業費補助金】 補助件数(高齢者用)12件 （支え合い用)0件 【R6住宅等改造アドバイザー派遣事業】 派遣件数 0件	子ども・福祉政策部	長寿社会課		
Ⅲ ⅢⅡ (2)	(1) (2) ①	① ① ①	104	相談体制の充実	介護サービス事業者に関する情報や相談窓口の利用により、家庭における介護負担が軽減されている。	・高齢者総合相談センター及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実 ・住民への周知(リーフレット作成等)	—	—	—	—	—	—	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する「介護サービス情報公表システム」での情報の公表 ・高齢者総合相談窓口についての周知に向け、リーフレットを作成	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談窓口実績 (4月～9月)一般相談:165件、専門相談:21件	・前年度と比較すると、一般相談件数が減っている。	子ども・福祉政策部	長寿社会課	
Ⅲ ⅢⅡ (2)	(1) (2) ①	① ① ①	105	フレイル予防の推進	対象者や地域の状況に応じたフレイル予防の推進	・フレイル予防の普及・啓発の実施 ・ガイドラインを活用した市町村での取り組みへの支援	—	—	—	—	—	—	・民間協働によるフレイル予防活動の展開 ・住民主体のフレイル世墓活動の支援 ・機能回復訓練の場の活用支援	・10月1日にフレイルチェックアプリへの新機能(認知機能チェック、脳トレ)を追加 ・高知家健康づくり支援薬局でのフレイルチェックアプリの広報活動を開始(10月) ・すべての市町村でフレイル予防の要素を盛り込んだ介護予防事業を実施している。	フレイル予防の必要性について市町村に周知されてきている。	子ども・福祉政策部	長寿社会課	
Ⅲ ⅢⅡ (2)	(1) (2) ①	① ① ①	107	男性対象家事・介護の基礎講座の開催	介護に対する県民の理解が深まる。	＜高知県立ふくし交流プラザでの講座開催(指定管理者による実施)＞ 県民介護講座の開催等により介護に対する知識の向上を図る。	—	—	—	—	—	—	【再掲】取組番号22	【再掲】取組番号22	【再掲】取組番号22	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	
Ⅲ ⅢⅡ (2)	(1) (2) ①	① ① ①	107	男性対象家事・介護の基礎講座の開催	固定的な性別役割分担意識の解消と、男性の家事・育児・介護への参加促進のため、男性対象家事講座の開催を行う。	・男性講座の開催	—	—	—	—	—	—	・夏休み祖父・孫料理教室、家事講座、介護講座の実施	夏休み男性保護者との料理教室1回 10組参加	・固定的な性別役割分担意識やワークライフバランスについて考える機会を提供できた。	子ども・福祉政策部	ソーレ	
Ⅲ	(2)	①	108	介護予防と生きがいづくりの推進	・高齢者が、それぞれの地域で活躍し、地域での見守りやボランティア活動などを通じた支え合う地域づくり ・介護予防事業の観点も踏まえた生きがいづくりの構築 ・高齢者が生きがいを持って暮らし、住み慣れた地域で活躍する社会の構築	・市町村の介護予防事業への専門職派遣を支援 ・高齢者の生きがいや健康づくり ・老人クラブの活動助成	—	—	—	—	—	—	・市町村の介護予防事業への専門職派遣の支援 ・高齢者の生きがいや健康づくり ・老人クラブの活動助成	・市町村の介護予防事業への専門職派遣は活用実績はなし。 ・高齢者の集いの場への支援としてオンラインによる介護予防教室を実施(1回/月 平均参加者数103名) ・こうちシニアスポーツ交流大会2024:参加者1,029人	・医療機関や高齢者施設からの専門職の協力が得られる等各地域で体制が整ってきている。市町村ヒアリングでの聞き取りからも、各市町村で地域の集いの場への巡回や訪問しての生活機能評価などの介護予防に関する事業について専門職を独自に確保していることが確認できた。(31市町村) ・こうちシニアスポーツ交流大会は、(R5年度1,062名、33名減)1,029名の参加があった。	子ども・福祉政策部	長寿社会課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
Ⅲ	(2)	①	109	認知症高齢者施策の推進	・認知症の人やその家族が、自分らしく暮らし続けることができ、認知症があってもなくても同じ社会の一員として、自らの意志に基づいた生活を送ることができる	・認知症コールセンターの住民への周知及び相談体制のさらなる充実 ・講座の講師役であるキャラバンメイトの資質向上により、幅広い人材を活用した講座を展開 ・県民への周知（認知症サポーター養成講座の開催、リーフレットの配布、アルツハイマーデーのイベント、本人発信等） ・県民への周知（リーフレットの配布等） ・研修等の開催（キャラバンメイト、チームオレンジ）	—	—	—	—	—	—	—	＜チームオレンジ設置に向けた支援＞ ・市町村の取組状況及び課題の把握（5月～6月） ・未設置市町村の状況に応じて福祉保健所等と連携した個別支援（7月以降） ・チームオレンジ研修会の開催（11月） ＜企業等での認知症サポーター養成講座の実施＞ ・随時受付	・チームオレンジ勉強会（中央東福祉保健所（6月）） ・県との包括協定締結企業への認知症サポーター養成出前講座や認知症施策の説明（4月） ・認知症サポーター養成講座の開催（県実施分 4月：22名、6月：40名 9月：20名） 認知症サポーター：73,096人（R6.6末時点）	・認知症についてより自分ごととして、正しく理解するために、本人・家族による情報発信が必要。 ・各市町村において、地域の実情に応じて本人・家族の視点に立った社会資源の見直しが必要。	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅲ	(2)	①	110	交通安全、消費生活等に関する情報提供と啓発	（安全安心まちづくり推進） ・安全安心まちづくりに関するイベントの開催 ・地域における高齢者及び高齢者周辺者対象の出前講座の実施（交通安全対策） ・高齢者交通事故防止キャンペーン（9～12月）における各種啓発活動の実施	○春・秋・年末年始の交通安全運動において関係団体と連携し「高齢者の事故防止」に係る啓発の実施 高齢者交通事故防止キャンペーン（9～12月）での啓発の実施 ○安全安心まちづくりイベントの開催 ○高齢者及び高齢者周辺者対象の出前講座の実施	・高齢者の交通事故割合・死者数の割合 ・高齢者への出前講座実績 （参考：R1） 高齢者の交通事故割合44%、死者割合76% 高齢者への出前講座16回、767人	—	—	—	—	—	—	・春・秋・年末年始の交通安全運動での交通事故防止啓発 ・高齢者交通事故防止キャンペーン実施 ・安全安心まちづくり広報誌（会報、ニュース）やイベントによる広報啓発 ・出前講座実施（要望に応じて対応）	・全国交通安全運動での交通事故防止に係る広報及び啓発 春：4/6～15 秋：9/21～30 ・高齢者交通事故防止キャンペーン（9～12月）での啓発の実施 ・自転車ヘルメット着用の努力義務化についてCM放送（5月、民放3社）及びデジタルサイネージ（5月）による広報及び啓発 ・安全安心まちづくり広報誌（会報、ニュース） ・イベントによる広報啓発	・高齢者の事故防止は、依然として大きな課題。 ・特殊詐欺及びSNS型詐欺の件数及び被害額は大きく増加している。社会情勢に応じて手口が年々巧妙・多様化した新たな手口が出ている。	文化生活部	県民生活課
Ⅲ	(2)	①	111	地域における相談支援体制の充実強化と社会参加の推進	・障害者等用駐車場の適正な利用が図られる。 ・障害のある人もない人も安心して暮らせる「ひとにやさしいまちづくり」の実現	・民間事業者等に協力施設への登録依頼を継続し、特にプラスワン駐車場の拡充を図る。 ・広報紙やテレビ、ラジオなど、様々な広報手段を通じて、制度が県民に正しく認知され、障害者等用駐車場の適正利用が徹底されるよう、制度の普及啓発を図る。	(R3～R7) 新規対象スペース 50台（車椅子用及びプラスワンの合計台数） (参考) R3.3末時点の登録数 車椅子用：1,670台、プラスワン：507台	8台（新規実績）	30台	55台（新規実績 R3.30台、R4.25台）	80台（新規実績 R3.30台、R4.25台、R5.25台）	82台（新規実績 R3.30台、R4.25台、R5.25台、R6.2台）	50台	・制度の正しい認知の向上 ・協力施設及び対象スペースの増加 ・「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」（令和6年4月施行）に基づく障害や障害のある人への理解促進	○アウトプット（結果） ・新規協力施設：1施設 ・新規利用証交付数：1,178件 ・法及び条例の理解促進のため、庁内各部を通じた各分野の企業・団体に向け通知（568団体） ・法及び条例に関する個別説明（包括協定企業、障害者関係団体） ○アウトカム（成果） ＜累計＞ ・協力施設：1,203施設 ・対象スペース：車椅子用1,710、プラスワン520 ・利用証交付数：27,993件	・利用証発行数は増加していることから、民間事業者等に協力施設への登録依頼を継続して実施し、対象スペース増加につなげていく必要がある。 ・法及び条例について、企業や団体、業界団体などに向け個別に周知する機会を増やす必要がある。	子ども・福祉政策部	障害福祉課
Ⅲ	(2)	①	112	障害者の就労促進と工賃アップ・働く場の確保	・障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備 ・企業における障害者雇用の推進 ・障害者の実習・職業訓練の拡充 ・多様な働き方の推進 福祉事業所の工賃向上に向けた支援	・法定雇用義務企業（法定雇用未達成企業中心）への個別訪問 ・障害特性に応じた職業訓練の実施 ・テレワークや農福連携、短時間勤務雇用の推進により、障害者の社会参加を促進 ・工賃向上計画の策定 ・工賃向上アドバイザー派遣制度の実施 ・企業訪問・障害者職業訓練・工賃向上アドバイザー派遣事業・就労体験拠点設置事業・在宅就業促進支援事業（お試しテレワーク、支援員向け研修） ・テレワーク合同企業説明会・障害者雇用促進セミナー・農福連携促進事業 等	ハローワークを通じた就職件数 平均工賃月額 (参考：R1) 617人 20,005円	(HW) 565件	(HW) 617件	(HW) 680件	(HW) 724件	(HW) R7公表予定	(R5) (HW) 800件	・障害者職業訓練の件数拡大 ・共同受注窓口機能の体制拡充、営業活動の強化 ・工賃等向上アドバイザーの活用促進 ・就労継続支援事業所が生産する商品等を紹介するHPによる情報発信 ・農福連携普及と啓発とノフク製品の販売促進	○アウトプット（結果） ・訪問等企業数：198社 ・障害者職業訓練（実践能力）受講者数：15人（受講中を含む） ・工賃向上アドバイザー派遣事業申請事業所数：延べ13事業所 ・共同受注窓口の営業担当職員の訪問件数：296件 ・HPの閲覧件数：7,522件 ・農福連携認証取得支援補助金申請：4事業者 ○アウトカム（成果） ・障害者職業訓練による就職者数：9人 ・共同受注窓口によるマッチング件数：24件	・障害者職業訓練の受講者数、就職者数とともに、昨年の同時期と同程度となっている。 ・共同受注窓口の営業担当の増員により訪問件数が増加し、マッチング件数も増加している。	子ども・福祉政策部	障害保健支援課
Ⅲ	(2)	①	113	日本語ボランティア講師の養成（高知県国際交流協会）	日本語ボランティアの人数・質が充実し、地域における日本語教育に参画することで、外国人が暮らしやすい地域づくりに繋がっている。	日本語教室未開催の地域への立ち上げ支援を継続するとともに、登録済みボランティアの能力の維持・向上に努める。 ①高知県日本語教育推進会議での県の基本的な方針の策定 ②地域における日本語教室スタートアップ事業	—	—	—	—	—	—	—	①新規教室の開設に向け、市町村へのアプローチを実施 ②教室の新規開設予定：香美市 ③協会が行う講座の認知度の向上	①令和7年度の香美市における日本語教室の開設に向け、11/30に香美市にて多文化共生に係るイベントを開催するための取組を開始 ・在住外国人数が100人を超える宿毛市、四万十町へのアプローチが未実施 ②令和6年度の教室開設予定はないものの、11/30に香美市にて多文化共生講座を開催予定。 ※香美市は令和7年度開設に変更。 ③県広報広聴課の広報媒体の活用を検討	①宿毛市と四万十町の開設意向調査など現状把握のために、アプローチを行う。 ②香美市の教室がスムーズに開設されるように、フォロー・支援を行っていく。 ③必要に応じて申請を行う。	文化生活部	文化国際課
Ⅲ	(2)	①	114	ホームページやブログ、生活情報誌などによる情報提供（高知県国際交流協会）	県や高知県国際交流協会の多文化共生・国際交流に関する活動が、広く市町村、地域住民、在住外国人に認知されている	機関誌及び生活情報冊子、またインターネット等を活用した情報発信により、生活に必要な情報、イベント等の案内や防災に関する情報を在住外国人等に提供する。 ①機関誌及び生活情報冊子の発行 ②インターネット（HP、Facebook、メールマガジン）を活用した情報発信	—	—	—	—	—	—	—	①機関誌及び生活情報冊子の配布 ②フォロワー数増加や活用する媒体の集約を検討	①TosaWaveの発行（年に1回の発行。下半期に発行予定） ②ホームページ更新回数：28回 Facebook：47回（フォロワー数：R6-993、R5-960、R4-866、R3-769）	①幅広く県民の手に届くよう、配置場所等の見直しが必要 ②Tosa Waveの発行が年1回となったことで、FacebookやInstagramなどのSNSによる発信力強化を検討する。	文化生活部	文化国際課
Ⅲ	(2)	①	115	在住外国人への防災・災害情報提供（高知県国際交流協会）	災害発生時、高知県災害多言語支援センターの開設により必要な情報が多言語で発信できるとともに、災害時の外国人支援に向けた啓発が十分になされている。	在住外国人を南海トラフ地震から守ると共に、外国人の自助・共助の取り組みを支援する仕組みを構築するための取り組みを実施する。	—	—	—	—	—	—	—	①冊子等を通じた外国人への啓発 ②災害多言語支援センターによる外国人への情報支援の訓練等 ③防災学習会の開催	①各市町村におけるR5年度末の配布率64%から69%へ増加 ②R6年度下半期に開催予定のため、結果・成果なし ③ ・対面（KIAラウンジ）：7/18、8名参加 ・オンライン：7/18、5名参加 7/22、2名参加	①市町村への依頼や各種セミナーなどを通じ、継続して配布を行っていく。 ② — ③より多くの外国人に参加してもらえるように、開催時間や場所を検討していく。	文化生活部	文化国際課
Ⅲ	(2)	①	116	語学ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催（高知県国際交流協会）	登録されている語学ボランティアが自らの能力・知識を高めるための学習の機会が提供されており、県や国際交流協会の取組に意欲を持って貢献することができる	講座により語学ボランティアのスキルアップに努めるとともに、災害時の外国人支援など重要性の高いテーマについて啓発を行う	—	—	—	—	—	—	—	災害発生時に外国人に必要な内容を支援を学ぶセミナー等を開催	※R6年度下半期に開催予定のため、結果・成果なし	—	文化生活部	文化国際課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部局	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)
Ⅲ	(2)	①	123	多様な性の理解に向けた広報・啓発	性の多様性について社会的な理解促進を図り、互いに認め合える社会。	ソーレで実施しているセミナーや講演、広報誌等で広報・啓発実施。	—	—	—	—	—	—	・SOGI講座開催 ・県の広報ツール等を活用した出前講座の周知	10月12日(土)実施予定	10月12日(土)実施予定	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅲ	(2)	①	124	本人の了承を得ない性的指向・性自認の暴露(アウトティング)やSOGIハラスメントの防止	性の多様性について社会的な理解促進を図り、互いに認め合える社会。	ソーレで実施しているセミナーや講演、広報誌等で広報・啓発実施。	—	—	—	—	—	—	【講師派遣事業】 性的指向・性自認に対する理解と認識を深めるため、自治体や企業等、各種団体が行う人権啓発研修に研修講師や登録講師を派遣し、研修を行う。	県、市町村、企業、学校などから講師派遣の依頼を受け、研修会を行った。うち、性的指向・性自認についての研修は、回数:5回 出席者:128人	人権課題別の研修数としては、同和問題、人権全般(本年度は主にハラスメント)、障害者に次いで、4番目。 参加人数としては3番目、人権課題としての認知度が少しずつ上がってきている。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅲ	(2)	①	125	行政手続きにおける配慮の推進	身体の性と自認している性が異なるなどの理由により、性別記入のある行政サービスが受けにくいと感じている方への配慮をする とともに、職員一人ひとりがSOGIへの理解をより深める	県が県民に性別の記入を求める、又は、県民に配付する書類に性別が記入されている場合、業務上、性別情報が必要か、適宜確認する。新たに作成される申請書についても同様	—	—	—	—	—	—	県民に提出を求める行政文書において、業務上、性別情報が必要か適宜見直しを図る。	◆アウトプット 行政文書における性別欄の見直し	性別欄の削除以外にも、任意記載様式への変更といった県民への配慮が可能な文書があることから、引き続き、文書の見直しを全庁へ呼び掛けていく。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅲ	(3) (4)	① ①	126	女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業	一般相談、法律相談、こころの相談、男性相談を行うことで、女性問題解決および男女共同参画の啓発・推進を図る。	・相談の実施 一般相談、法律相談、こころの相談、男性相談、にじいろコール	こうち男女共同参画センター「ソーレ」における男性相談件数	57件	53件	60件	72件	—	・県内全域への周知 ・各種相談の実施	・一般相談 1,153件 ・法律相談 月2回(1回4名まで) 44件 ・こころの相談 月2回(1回2名まで) 24件 ・男性相談 月4回(1回2名まで) 27件 ・性的少数者対象:にじいろコール～LGBTsに関する相談～ 月1回 3件	頻回相談者について専門家に相談し、対応時間や回数に制限を設けたことにより、より多くの新規相談者への対応が可能となった。	子ども・福祉政策部	ソーレ	
Ⅲ	(3) (4)	① ①	127	人権相談の実施	—	ホームページ等で広報し、来所や電話等による人権相談に対し、関係機関と連携しながら対応していく。	—	—	—	—	—	—	・インターネット上の人権侵害に関する弁護士無料相談窓口を設置(随時受付)	相談実施なし	相談実施なし	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅲ	(3)	①	128	生涯にわたるスポーツ活動の推進	県内各地において、地域のスポーツ活動拠点が機能しスポーツ環境が整っている。	子どもや障害者のスポーツ環境づくり ・子どもが活動できる新たなサークルの立ち上げや、運動 部活動の地域連携など、市町村の取組を支援 ・高知県スポーツコミッション等の協力を得て、広域エリア(6エリア)ごとの課題解決に向けた取組を実施 ・障害者スポーツセンターを核となり、地域のスポーツ活動と障害当事者とのマッチングや、障害者の活動をサポートする人材の育成、地域ごとに関係者が連携して対応する体制づくりを実施	①子どものスポーツ環境づくりについて、関係者が連携して対応する体制をつくり、取り組んでいる市町村数 ②広域で連携した取組ができてエリアの数 ③障害者スポーツセンターと連携し、地域の活動支援を行う体制ができてエリアの数	—	—	①9 ②0 ③1	①9 ②0 ③1	①8 ②0 ③3	①24 ②4 ③4	○子どもや障害者のスポーツ環境づくりの推進 ①市町村の取組への支援 ・子どものスポーツ環境整備事業費補助金による財政支援(②広域で連携する取組の推進 ・広域スポーツハブ促進委員会の開催(6エリア:各3回) ・複数の市町村が連携する取組のアクションプランの作成(3月) ○リモートでスポーツ教室や研修等の充実 ・リモートによるダンスレッスンの実施(9月～12月)	○子どもや障害者のスポーツ環境づくりの推進 ①市町村の取組の充実 ・子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金による財政支援(交付決定:8市町村) ・市町村訪問等によるヒアリング(10市町村) ②広域で連携する取組の推進 ・第1回広域スポーツハブ促進委員会の開催(4～6月6エリア) ○リモートでスポーツ教室や研修等の充実 ・リモートによるダンスレッスンの実施(9月:3回)	○子どもや障害者のスポーツ環境づくりの推進 ①市町村の取組の充実 ・身近な地域に指導者がおらず、継続的な活動が立案できにくい場合がある ②広域で連携する取組の推進 ・広域的な取組を企画・推進する人材の掘り起こしが必要	観光振興スポーツ部	スポーツ課
Ⅲ	(3)	①	128	生涯にわたるスポーツ活動の推進	・より質の高い1万人規模の大会が継続されている。 ・男女を問わず幅広い世代が高知龍馬マラソン大会に関わり「みる」「する」「ささえる」スポーツが広がっている。	高知龍馬マラソンの開催 ・参加者1万人規模の大会継続に向けて、ランナーにとって、より「安心・安全」な大会運営及び魅力ある大会づくりを実施。 ・障害のある人や特別な配慮が必要な人もより安心・安全に参加することができる多様性を重視した大会として魅力ある大会づくり(ファンランを含めた)を実施。	高知龍馬マラソン大会のエントリー数 (参考:R1)13,702人	—	—	8,007人	9,315人	5,418人 ※9月末時点	10,000人以上	・安心・安全な1万人規模の大会開催に向け準備(4～2月) ・エントリー開始日の1ヶ月程度の前倒し ・ランナーアンケートの結果分析を基にした、満足度の高い大会づくり(4～2月) ・実行委員会総会の開催(6月、2月) ・高知龍馬マラソン2025の開催(2025年2月16日) ・安心・安全な1万人規模の大会開催に向け準備(4～2月) ・各種イベント等において、チラシやノベルティの配布など広報活動を実施。 ・初心者層の掘り起こし等を目的としたランニングセミナーを企画(年10回開催予定)。 ・高知県の特色を出したドリンクラリーはしご酒を実施予定。 ・参加賞Tシャツ公募を実施。 ・海外枠を設置。 ・日本で初となる青学のペースランナー参加。 ・瀬古さん、金さん、原監督、オリンピックの動画メッセージや、課題改善等をメディアミックスで情報発信。	・エントリー開始日を例年より1ヶ月前倒しした。 ・各種イベント等において、チラシやノベルティの配布など広報活動を実施。 ・初心者層の掘り起こし等を目的としたランニングセミナーを企画(年10回開催予定)。 ・高知県の特色を出したドリンクラリーはしご酒を実施予定。 ・参加賞Tシャツ公募を実施。 ・海外枠を設置。 ・日本で初となる青学のペースランナー参加。 ・瀬古さん、金さん、原監督、オリンピックの動画メッセージや、課題改善等をメディアミックスで情報発信。	・エントリー数1万人に向けて、広報活動やランニングセミナーなど、エントリー数の増加に資する取組を実施している。	観光振興スポーツ部	スポーツツーリズム課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部局	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
Ⅲ	(3)	①	129	妊産婦に対する禁煙、受動喫煙の害の啓発	・妊産婦の喫煙率の改善 ・受動喫煙を受ける機会の減少	・赤ちゃん会等イベントでの禁煙相談及び受動喫煙防止普及啓発 ・禁煙支援に携わる支援者のスキルアップ研修を実施 ・改正健康増進法の全面施行に伴う各事業者等へ受動喫煙防止対策の徹底	成人の喫煙率 (参考: H28) 男性28.6% 女性7.4%	—	令和4年度県民健康・栄養調査で確認	男性27.0% 女性6.4%	(R4) 男性27.0% 女性6.4%	—	(R5) 男性20%以下 女性5%以下	・赤ちゃん会において受動喫煙・禁煙相談の実施 ・世界禁煙デー・週間に保健所や市町村と集中的に周知啓発を実施 ・とさ禁煙サポーター養成講座及びとさ禁煙サポーターフォローアップ研修会の開催	【結果】 ・赤ちゃん会において受動喫煙・禁煙相談の実施(高知:4/14、幡多:4/28) 相談者数 高知:102組、幡多:67組 ・世界禁煙デー・週間にあわせた周知啓発ポスターの掲示及び高知城のライトアップ(5.31～6.6) ・とさ禁煙サポーター養成講座を実施(9.8) 受講者数:30名 ・9月に集中して、「高知家健康チャレンジ」による禁煙の呼びかけを実施【成果】 ・禁煙の重要性について周知ができた。 ・新たに21名のとさ禁煙サポーターを養成できた。	喫煙が及ぼす健康被害や禁煙の重要性を継続的に周知することで、喫煙者の行動変容につながる。	健康政策部	保健政策課
Ⅲ	(3)	①	130	禁煙治療につながる支援体制の充実	喫煙をやめたい人がやめられるように、より効果的な禁煙治療や保健指導が実施されるよう、関係者のスキルアップを行う。	・禁煙支援・治療の指導者養成事業(e-ラーニングを活用した講習)及びフォローアップ	・禁煙支援・治療のための指導者養成講習(e-ラーニングを活用)の修了者数 ・成人の喫煙率 (参考) 修了者数:52名 喫煙率:平成28年 男性28.6% 女性7.4%	—	(修了者数)R3:47名 (喫煙率)R3:令和4年度県民健康・栄養調査で確認	(修了者数)修了者数は未把握(講習が申込制でなかったため) (喫煙率)R4:男性27.0% 女性6.4%	(修了者数)修了者数は未把握(講習が申込制でなかったため) (喫煙率)R4:男性27.0% 女性6.4%	—	(R5) (修了者数)70名以上 (喫煙率)男性20%以下 女性5%以下	・とさ禁煙サポーター養成事業実施要綱の制定 ・とさ禁煙サポーター養成講座及びとさ禁煙サポーターフォローアップ研修会の開催	【結果】 ・特定保健指導従事者育成研修会(6月) 受講者数:94名 ・とさ禁煙サポーター養成講座を実施(9.8) 受講者数:30名 【成果】 ・禁煙治療や保健指導を行う関係者のスキルが向上し、より効果的な保健指導が実施できる体制となった。 ・新たに21名のとさ禁煙サポーターを養成できた。	・加熱式たばこの害や、無関心の方・禁煙に何度も失敗している方へのアプローチ方法等について学ぶ機会となり、喫煙に関する治療や指導に携わる保健医療従事者のスキルアップにつながった。	健康政策部	保健政策課
Ⅲ	(3)	①	131	性差に応じた健康支援(がん検診)	・がん検診の受診促進 検診の意義・重要性の周知 ・利便性の向上 乳・子宮頸がんの医療機関検診の周知	・TV、WEB、SNS等による受診勧奨 ・検診実施医療機関一覧の作成、配布	がん検診受診率 (40～50代、地域・職域) (参考: R1) 子宮頸がん 46.0% 乳がん 51.2%	47.1% 0.3%	47.3% 50.5%	47.4% 51.7%	(R6公表)	(R7公表)	60%以上	・市町村検診によるWEB予約システムの導入、改修、システム開発等に係る費用を補助 ・事業所検診についての実態把握調査の実施 ・精密検査を受けられる医療機関の情報提供 ・県民参加型の受診促進キャンペーンの実施 ・子宮頸がん(HPVワクチン)の啓発強化	・3市(番南市・四万十市・宿毛市)がWEB予約システムの導入を開始。県の電子申請システムを利用した予約ページ作成方法についてマニュアルを作成、周知 ・職域がん検診等実態調査を実施 ・精密検査実施医療機関リストをHPに掲載 ・一緒にいこう！がん検診キャンペーンの実施 ・チラシ、講演会、広告塔等による子宮頸がんの啓発	・職域がん検診等実態調査結果では検診を受けない理由で「忙しい」「面倒」との意見が多いことから、働きざかり世代の利便性向上のための取組が必要 ・引き続き検診受診の必要性・重要性の啓発が必要	健康政策部	健康対策課
Ⅲ	(3)	①	132	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止(「高知県薬物乱用対策第五次五カ年戦略」目標)	・若年層を中心に薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施等による薬物乱用防止対策の推進 ・大麻に関する正しい知識の普及・啓発の強化 ・薬物乱用防止教育に関する関係機関(県教育委員会、県警、県等)の連携による効果的な指導方法や内容、啓発の充実策の構築と実践 ・イベント等の機会を捉えた啓発資材の配布	—	—	—	—	—	—	—	・薬物乱用防止推進員を中心とする地域に根ざした啓発活動 (地区協議会活動の活性化) ・薬物乱用防止教室の開催及び講師に対する研修の実施	＜アウトプット(結果)＞ ○啓発活動 ポスター・標語コンテスト 県内全中学校(102校)に参加を依頼 ＜応募数(参考)＞ (R5:ポスター224点(13校)、標語256点(7校)) ・6・26ヤング街頭キャンペーン 地区協議会毎にバレード等を実施し、啓発資材等の配布等による薬物乱用防止の普及啓発を図った。 361名(うちヤングボランティア145名)、3市町で実施 (参考(R5)参加者:355名(うちヤングボランティア135名)、3市(6カ所)) ○薬物乱用防止教室の実施(R6.9月末時点) 開催回数:21校(のべ592名) (R5:46回(のべ1,910名)) ・指導者養成講座の開催 各地区協議会において、薬物乱用防止推進員への研修実施(6カ所) ＜アウトカム(成果)＞ ○啓発活動 ・昨年度とほぼ同様の規模感でヤング街頭キャンペーンを実施し、多くのヤングボランティアの参加により、若年層における薬物乱用防止の意識向上に繋がった。	○啓発活動 ・薬物乱用による健康被害や、危険性について継続的に周知することで、薬物乱用の抑止につながっており、継続的な啓発が必要。 ○薬物乱用防止教室 ・引き続き、効果的な教室を開催できる講師の育成を行うことが必要。	健康政策部	薬務衛生課
Ⅲ	(3)	①	132	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	・生徒が薬物乱用の現状、有害性、危険性を知り、薬物の誘惑に対する対処法を身につけることができる。 ・学校等関係者が薬物乱用の現状、有害性、危険性を知り、薬物の誘惑に対する対処法を身につけることができるとともに、生徒への指導ができる。	・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。 ・薬物乱用防止教室実施状況の中間調査を実施。 ・各市町村教育委員会及び各県立学校に対し、昨年度の薬物乱用防止教室の開催状況結果と全国の開催状況結果を通知し、薬物乱用防止教室の開催に向けての更なる意識づけを行う。	薬物乱用防止教室実施率100% (参考: H30) ・中学校87.7% ・高等学校93.9%	—	中学校82.4% 高等学校84.8%	中学校88.7% 高等学校84.8%	中学校92.8% 高等学校100%	R7.3集計予定	(R5) 100%	・各県立学校及び市町村(学校組合)教育委員会に薬物乱用防止教室の実施について依頼。 ・薬物乱用防止教室実施状況調査の実施。 ・飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育をテーマに、研修会を開催(1/23予定)。 ・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。	○アウトプット(結果) ・各県立学校及び市町村(学校組合)教育委員会に薬物乱用防止教室の実施について依頼(5/10、8/22)。 ○アウトカム(成果) ・R7.3集計予定	・研修実施(1/23)後及び実施状況調査集計後に分析・検証を行う。	教育委員会	保健体育課
Ⅲ	(3)	①	132	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	薬物乱用から県民を守る。	・インターネット上の違法情報の収集 ・他機関と連携した薬物乱用防止広報啓発活動の実施 ・薬物乱用防止教室の実施。	全ての中学校・高校で薬物乱用防止教室を実施する。 (参考: R1) 3年に1回は薬物乱用防止教室を実施する。	—	—	—	—	—	中学校・高校では年1回以上の薬物乱用防止教室の開催	・全ての中学校・高校で薬物乱用防止教室を実施する。	薬物乱用防止教室の実施(参考:R6) 合計121回6,862人 小学校41回 987人 (教員・PTA98人) 中学校49回 2,680人 (教員・PTA244人) 26回 2,761人 (教員・PTA212人) 専門学校等5回 434人 (教員・PTA32人)	・コロナが明けたことで、昨年度より、小学校・中学校・高校いずれも実施数が顕著に増加した。	県警本部	組織犯罪対策課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果～年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
Ⅲ	(3)	①	133	薬物乱用に関する相談	地域社会における薬物乱用者本人及び家族等への支援体制の充実	・薬物乱用者及びその家族へのケアができる体制づくりの推進 ・継続的な相談業務の実施	相談窓口の設置：計6カ所 (設置場所：各福祉保健所、薬務衛生課) (参考：R1) 6カ所	—	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	—	・薬物相談窓口の設置及び相談担当者育成による薬物相談体制の強化 ・薬物関連問題関係者連絡会議の開催等による関係機関間の連携強化 ＜アウトプット(結果)＞ ○薬物相談窓口の設置 ・相談対応案件数：21 件 (R6.8月末時点) ○薬物相談担当者の育成 ・依存症相談対応基礎研修 (10/23オンライン開催予定) ・自助グループ見学会 (薬物関係1グループ：のべ12名参加、残り1グループ実施予定) ○関係者連絡会議等の開催 ・自殺・依存症ネットワーク会議 (5/21：63名(44機関)参加) ・アディクションフォーラム実行委員会 (のべ2回実施:委員メンバー10機関、8自助グループ、1民間団体) ＜アウトカム(成果)＞ 関係者連絡会議参加機関数及び参加者数が増加するとともに、自助グループ見学ツアーでも参加者が増加しており、これらの取組みがネットワークづくりの一助となっていると考えられる。	薬物乱用者本人及び家族等への支援体制の強化につながっており、今後も継続した取り組みが必要。	健康政策部	薬務衛生課	
Ⅲ	(3)	①	133	薬物乱用に関する相談	・当事者が相談・治療につながる体制づくり	・薬物依存症についての普及、啓発 ・相談体制の充実、強化	アルコール以外の依存症専門医療機関：県内に1カ所以上 (参考：R1) 0カ所	—	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所以上	・「高知県メンタルヘルスサポートナビ」や動画を活用し、依存症の正しい知識や相談窓口の周知を実施。 ○アウトプット ・メンタルヘルスサポートナビの閲覧件数 12,931件 ・依存症に関する動画の作成に向けたプロポーザルの実施 ○アウトカム 依存症相談拠点 (精神保健福祉センター) における相談件数 件 (4月～8月) 218件	メンタルヘルスサポートナビの閲覧数が増加していることから、サイトに必要な情報を掲載して、正しい知識や相談窓口の普及を図る。	子ども・福祉政策部	障害保健支援課	
Ⅲ	(3)	①	133	薬物乱用に関する相談	県民が薬物乱用に関する相談しやすい環境を整える。	薬物相談電話の周知を図るために、若年層が集まる駅、専門学校、ライブハウス等に広報用ポスターを貼付するなどして積極的な広報を実施する。	—	—	—	—	—	—	—	・若年層の大麻や危険ドラッグの乱用防止が喫緊の課題であり、薬物乱用防止教室、各種イベント等において、広報啓発グッズを効果的に活用して、薬物乱用の危険性や薬物相談電話等について広報活動を強化する必要がある。 ・薬物乱用防止教室の開催に合わせた広報の他、ラジオ放送、広報誌や若年層をターゲットとしたSNSを利用した広報等、効果的な広報に努める。 ・各種薬物乱用防止イベントについては、関係機関と連携して積極的に実施する。 ・ラジオ放送や広報誌等を媒体として、薬物相談電話番号の積極的な広報を実施した。(5/20ラジオ放送、広報こうち6号への掲載) ・大規模商店や国道設置の大型パネルで薬物乱用防止にかかるデジタルサイネージを実施した。 ・「6・26ヤング街頭キャンペーン」において、薬物乱用防止にかかる広報を実施した。	・ラジオ放送、広報こうちへ掲載後は、薬物相談電話に一定数の架電が有り、広報効果が認められた。 ・薬物乱用防止イベントにおいて、若年層の大麻乱用を危惧する生の声を聞くことが出来た。	県警本部	組織犯罪対策課	
Ⅲ	(3)	①	134	学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進	性に関する正しい知識を身につけ、自他を思いやり尊重できる児童生徒、適切な意志決定や行動選択ができる児童生徒を育成する。	HIV感染症等のまん延防止のための予防啓発 ・小学校への出前講座及び学校主体で実施する性教育の支援。	性に関する指導の年間計画作成率 60.0%	56.7%	65.6%	72.2%	73.3%	R7.3集計予定	(R6) 60%	【再掲】取組番号27	【再掲】取組番号27	【再掲】取組番号27	教育委員会	保健体育課
Ⅲ	(3)	①	135	HIV(エイズ)に関する相談、検査の実施	○ホームページ等を活用したエイズに関する正しい知識及び検査相談の情報提供。 ○県民への啓発	HIV感染症等の早期発見・早期治療につながるよう検査・相談体制の充実及び啓発 ・電話または面談による相談の実施 ・福祉保健所における検査の実施 ・福祉保健所における匿名・無料の検査及び電話相談 ・HIV検査普及週間におけるHIV夜間検査 ・世界エイズデーにおけるHIV夜間検査及び、ポスター・リーフレットの掲示や配布等による啓発 ・市町村、医療機関及び教育機関へHIVポスター及びチラシの送付による啓発 等	—	—	—	—	—	—	—	エイズに関する基礎知識や福祉保健所で行っている無料検査・相談について、県ホームページやTwitter、また、人が多く集まるイベントの場等を活用して引き続き啓発活動を行う ○エイズに関する正しい知識や検査・相談に関する情報を、県庁のホームページやXへ掲載。また、テレビやラジオの県からのお知らせコーナーで適宜放送 ○R6年度上半期 検査・相談件数 検査件数：157件 (うち夜間検査38件) 相談件数：29件 検査普及週間中の検査件数：6件	・福祉保健所(高知市保健所含む)で行っているエイズに関する相談や検査数は、前年度と同程度で推移している。 ・他の性感染症の感染者数が増加傾向にあるため、他の性感染症を含め、イベントの場等を活用し、正しい知識や検査・相談に関する広報活動を下半期は行っていく。	健康政策部	健康対策課	
Ⅲ	(3)	①	136	自殺予防対策の推進	様々な相談窓口が連携した相談体制の充実	・自殺対策行動計画に基づく取組 ・地域における関係機関の連携強化 ・自殺未遂者支援に関するネットワークの構築 ・多重債務の関係機関との連携した取組 ・市町村・民間団体への支援 ・高齢者、若年者の自殺防止に向けたゲートキーパー、傾聴ボランティアの養成 ・いのちの電話の相談支援体制の強化 ・うつ病対策 ・アルコール健康問題対策 ・自死遺族に対する支援 ・普及啓発の促進	県全体における自殺者数 (人口動態統計) (参考：R1) 121人	119人	128人	131人	121人	R7. 5月下旬公表予定	(R4) 100人未満	・「メンタルヘルスサポートナビ」を活用し、メンタルヘルスの重要性等を啓発 ・多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、支援困難ケースに対応 ・動画を活用し、ゲートキーパー養成のさらなる推進 ○アウトプット ・職場のメンタルヘルスに関する動画の作成に向けたプロポーザルの実施 ・「子ども・若者の自殺危機対応チーム」開始に向けた関係者間での協議 ・メンタルヘルスサポートナビの閲覧数 12,931件 ○アウトカム ゲートキーパー 未把握	メンタルヘルスサポートナビの閲覧数が増加していることから、サイトに必要な情報を掲載して、正しい知識や相談窓口の普及を図る。	子ども・福祉政策部	障害保健支援課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部局	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R6)	【D実行】結果・成果 (R6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R6 ※上半期)
Ⅲ	(3)	①	137	ひきこもりの相談支援体制の充実・強化	1. 相談支援体制の充実 (1)ひきこもりの相談支援に関する情報発信 (2)市町村での多機関による支援のネットワーク化 2. 人材の育成 (1)支援関係者へのひきこもりの理解促進 (2)市町村への技術支援の強化 3. 多様な社会参加に向けた支援の充実 (1)地域にある既存資源の活用	【相談支援体制の充実】 【人材の育成】 【多様な社会参加に向けた支援の充実】 ①相談支援体制の充実(広報・啓発、市町村における包括的な支援体制構築に向けた支援等) ②人材の育成(民生委員等の支援関係者への研修、個別ケース検討会への専門的な助言等) ③多様な社会参加に向けた支援の充実(既存の社会資源を活用した居場所等の実施、就労体験・訓練に係るインセンティブ制度 等)	○居場所等支援につながった件数 100件/年以上 ○中間的就労を経て就労した人数 10人/年以上	—	90件以上 3人以上	○居場所等支援につながった件数 230件 (R4.12)	○居場所等支援につながった件数 282件 (R6.3)	○居場所等支援につながった件数 118件 (R6.7)	(R5) ○居場所等支援につながった件数 100件/年以上	①引き続き、相談窓口の周知(各種会議でのリーフレット配布やSNS、動画配信アプリを利用した広報) ②ブロック別ひきこもり支援者連絡会の実施(3回)、ひきこもり地域支援センターによる人材育成研修の実施や、ケース会議への参加 ③あったかふれあいセンター等の居場所や就労体験としての活用を促進	①相談支援体制の充実 ・リーフレットの配布 2,200部 ・講演会(香南市)「中央東地区ひきこもり支援フォーラム」の開催(9月23日) ②市町村の後方支援 ・支援者連絡会の実施:3回 ・人材養成研修:1回 ③多様な社会参加に向けた支援の充実 ・就労体験拠点事業における活動実績:就労体験者12名 のうち一般就労につながった人数6名(R6.8月末時点)	①相談支援体制の充実 ・ひきこもりに関する相談窓口や支援の取り組みをより多くの人に知ってもらうために、関係機関へリーフレット、就労体験拠点チラシの配布や、若年層に向けたSNS等による情報発信など、幅広い広報活動が必要 ②市町村の後方支援 ・市町村プラットフォームの設置は進んでいるが、実効性を高めるための取り組みや関係機関との連携が不十分な市町村もある。(ひきこもりの支援体制の整備の進捗には市町村でばらつきがあり、取り組みの横展開など後方支援が必要) ・ひきこもりの支援は多面的かつ長期間での支援体制が必要となる場合が多いため、支援者が疲弊しないよう支援者支援の更なる拡充が必要 ③ 社会参加への支援 ・就労支援だけではなく、ひきこもりの当事者が一歩踏み出すための身近な「居場所づくり」の更なる拡充が必要	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課
Ⅲ	(3)	①	138	生涯学習の活性化の推進	事業主催者がそれぞれに広報、情報発信していたものを一元化し、高知県ポータルサイト「まなび場Search」により情報提供することによって、生涯にわたる学びの機会や場をわかりやすく周知することができる。生涯学習が県民にとって身近なものになる。これにより県民全体をカバーする学びのネットワークを恒久的に形成する。	県内のあらゆる学び場、また、学んだことを活かす場の情報を発信するポータルサイトの運用 ・ホームページ保守運用 ・市町村の講座情報の収集 ・広報啓発(チラシの配布) ・企業や団体等とのデータ連携	生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数 55,000件以上/年	57,012件	70,633件	79,383件	105,782件	50,541件	(R5) 55,000件/年	ポータルサイトを様々な広報媒体により県民に周知し、県内の多種多様な学び場、また、学んだことを活かす場についての情報提供を行う。 また、利用者の利便性向上に向けて引き続き取り組む。	○結果 ・ユーザ数:14,868人 ・新規ユーザ数:14,235人 ○成果 ・アクセス数:50,541件 ・情報掲載数:1,580件	市町村広報誌への掲載依頼や社会教育団体等への周知、チラシ配布等により、ユーザ数は前年度の上半期に比べ増加している。引き続き、広く県民に周知する。 また、新たに県立施設とのデータ連携や庁内での掲載情報の募集、委託先による掲載情報収集により掲載数も増加している。	教育委員会	生涯学習課
Ⅲ	(4)	①	139	DVや性暴力、売買春の根絶啓発 配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	【DVや性暴力、売買春の根絶啓発】 広報・啓発活動等により「DVを許さない社会」へ向けての意識を醸成する 【DVに関する相談・カウンセリング対策の充実】 DV被害者に対し適切な相談対応・カウンセリングを行い、多様な問題を抱えるDV被害者を支援する。	・DV防止に係る広報、啓発 ・女性相談員による相談及び指導の実施 ・専門家による相談者へのカウンセリング実施 ・女性相談支援センターで電話及び対面での相談受付 ・県内各所への出張相談 ・休日・夜間の電話相談受付 ・専門家による相談者へのカウンセリング実施 等	—	—	—	—	—	—	—	・女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発活動の実施(DV啓発カードの作成・配布、高知城のパープルライトアップ、公共交通機関でのポスター掲示、ラジオ番組での広報等)	○アウトプット ・女性相談支援センターにおける相談件数 514件 うちDVに関するもの 156件 ・相談者に対するカウンセリング実施人数及び回数 4人、延8回	・相談件数は前年度比で減少(R5年度上半期の相談件数:562件、うちDV関係:179件)しているものの、全体としては横ばい傾向である。 ・引き続き適切な相談対応を行うとともに、広報・啓発活動を実施し、DV被害者の早期発見につなげる。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	139	DVや性暴力、売買春の根絶啓発 配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	・学生等の若者を対象とした被害防止の啓発を行う ・人身安全関連事業対策専科教養の継続によるDV・ストーカー等対応専門員の増強 ・全所属職員に対して、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対する相談段階からの対応、指導教養の徹底	・各警察署との情報共有を徹底し、連携を強化する。 ・職員の能力向上のための研修を充実させる。 ・学生等の若者への被害防止の啓発を行う。	毎年実施	—	—	実施	—	—	毎年実施の継続	・DVや性暴力、売買春の根絶啓発という観点から学生を対象としたSNS利用に関する各種教室を実施する。 ・恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案について、職員に対する教養を行う。 アウトプット(結果) ・SNS利用をきっかけとする性犯罪被害を防止するためのサイバーハートロールを実施した。(少年課との連携) ・学生を対象としたSNS利用に関する各種教室を実施した。(少年課との連携) ・大学生に対するDV・ストーカー等被害防止の授業を行った。(高知大学) ・恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の対処能力向上のため、各種教養を実施した。(各種専科等での教養、教養資料の発出による教養) アウトカム(成果) ・学生に対する被害防止意識の醸成 ・警察職員による恋愛感情等のもつれ事案への対応能力の向上	・専科教養では、部外講師による教養を積極的に取り入れたところ、教養効果の向上が図られた。	県警本部	人身安全対策課	
Ⅲ	(4)	①	140	DV被害者の保護と自立支援	DV被害者を迅速かつ適切に保護し、生活再建の支援を行い、DV被害者が安心して自立生活を送ることができるようにする。	・一時保護したDV被害者等の自立に向けた取組の実施 ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターへの運営費補助 ・適切な一時保護の実施 ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターの運営費補助 ・生活サポーター(女性相談支援センター職員)による一時保護所退所者への自立支援(日常生活の支援、各種手続の支援等) 等	—	—	—	—	—	—	—	・引き続き迅速かつ適切に一時保護を実施し、生活再建の支援を行う ・生活サポーターによる支援を継続し、DV被害者が安心して生活できるようにする ・民間シェルターへの運営の現状を把握し、適切な支援のあり方について検討する	○アウトプット ・一時保護件数 10件(うちDV関係 8件) ・一時保護延日数 252日 ・女性自立支援施設入所件数 4件(うちDV関係 1件) ・女性自立支援施設入所延日数 150日 ・生活サポーターによる退所者支援 18人(訪問・面談等延75回) ・民間シェルター補助金 1団体	・一時保護を適切に実施し、退所者への生活サポーターによる支援を行っている。 ・多様な問題を抱えるDV被害者への対応により、民間シェルターへの運営に係る負担が増大しているため、運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等について検討する必要がある	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	141	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の推進	基本計画の推進・進捗管理を行い、県のDV被害者支援施策を体系的に推進する。	第3次高知県DV被害者支援計画の推進・進捗管理及び第4次計画の策定	—	—	—	—	—	—	—	・第4次計画の進捗管理を行う	上半期実績なし	—	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	142	配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)の機能の充実	配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)の機能充実や相談員のスキルアップによる、多様な問題を抱えるDV被害者等への適切な支援の実施	・休日・夜間電話相談の実施 ・出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・相談員等の専門研修への参加 ・講師を招いての所内研修、スーパーバイズの実施 ・休日・夜間電話相談の実施 ・県内各所への出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・DV被害者への心理カウンセリングの実施 ・相談員等の専門研修参加 ・所内研修やスーパーバイズの実施	—	—	—	—	—	—	—	・引き続き、休日・夜間電話相談や出張相談を行う ・女性相談支援員等の専門研修への参加 ・外部講師による所内研修を実施予定	○アウトプット ・出張相談・同行訪問件数:10件 ・無料法律相談件数:17件 ・専門研修への参加人数:延5人 ・所内研修の実施:2回、延16人 ・スーパーバイズの実施:6回、延47人(個別スーパーバイズ3回、グループスーパーバイズ 3回)	・休日・夜間電話相談や出張相談の実施により、DV被害者等がより相談しやすくなっていると考えられる。 ・オンライン開催の専門研修への参加や所内研修・スーパーバイズの実施により、相談員のスキルアップを図ることができた。 ・R6年度から従来のグループスーパーバイズに加えて個別スーパーバイズを実施し、相談支援業務における困難感を軽減することで燃え尽き予防につながっている。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)
Ⅲ	(4)	①	143	女性に対する暴力防止ネットワークの構築、連携の推進	出先機関、各市町村、警察等の関係機関同士の連携を深め、迅速かつ適切なDV被害者支援を実施する。	・参加機関の拡充と参加率のアップに向けた内容の見直し ・女性相談支援センターと児童相談所、各市町村、警察等関係機関との連携強化 ・ブロック別関係機関連絡会議及びネットワーク会議の開催 ・女性相談支援センター職員の要保護児童対策連絡協議会（要対協）への参加 ・市町村職員へのDV出前講座の実施	—	—	—	—	—	—	・ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議の開催 ・DV出前講座の実施 ・女性相談支援センターの、要対協への参加（随時）	○アウトプット ・女性相談支援センター職員による各市町村・関係機関等へのDV出前講座の実施：7回 ・要保護児童対策地域協議会への女性相談支援センターの参加：19市町村	・女性相談支援センター職員による児童・高齢者・地域福祉関係機関、団体へのDV出前講座の実施や講師派遣により、関係機関同士の意見交換や情報共有の機会をつくることができた。 ・要対協への参加等により、女性相談支援センターと児童相談所、各市町村、警察等関係機関との連携を深めた。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅲ	(4)	①	144	相談関係者に対する研修・啓発	様々な問題を抱えるDV被害者に対しより適切な助言・支援を行えるよう、DV相談に携わる職員のスキルアップにより、支援体制を強化する。	・女性相談支援センターによるDV出前講座の実施 ・DVネットワーク会議における研修実施	—	—	—	—	—	—	・女性相談支援センターによるDV出前講座（市町村、関係機関等）の実施 ・DVネットワーク会議における研修実施	○アウトプット ・女性相談支援センターによる各市町村及び関係機関等への出張DV講座の実施：7回	・DVネットワーク会議やDV出前講座の実施により、市町村や関係機関等の職員に対し、DVに対する認識や相談対応の方法、女性相談支援センターの周知を図ることができた。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅲ	(4)	①	144	相談関係者に対する研修・啓発	県内相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修・啓発を実施することで、各相談機関の相談者同士の情報交換や交流による連携強化を図る。	・相談員スキルアップ（職員）研修の実施	—	—	—	—	—	—	・相談内容に関連した研修の実施 ・研修内容によりオンデマンド・ライブ配信の実施	相談員スキルアップ研修を2回実施（延べ34名、オンデマンド58名参加）	研修を通じて、県内相談機関及び相談員との連携を推進することができた。	子ども・福祉政策部	ソーレ	
Ⅲ	(4)	①	145	DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供	DVに関する広報・啓発を行い、「DVを許さない社会」に向けた意識の醸成を図る。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心とする、DV防止に係る広報、啓発	—	—	—	—	—	—	（下半期実施予定） ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心とした啓発活動の実施（DV防止啓発カードの作成・配布、高知城のパープルライトアップ、公共交通機関でのポスター掲示、ラジオ番組での広報等）	上半期実績なし	—	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅲ	(4)	①	145	DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供	DV防止啓発講演会、情報提供事業等の実施により、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努める。	DV防止講座事業の実施	—	—	—	—	—	—	・ホームページやSNSによる分りやすくきめ細かな情報発信 ・多様な啓発ツールの作成及び活用	・学生、生徒等を対象にデートDVIに関する出前講座を実施し、意識啓発及び情報提供を行い、参加者へのDV防止啓発を実施（4件、608名参加） ・学生ボランティア体験を実施し、高校生にDV防止の周知・意識啓発（14名参加）	・出前講座や講演会等の実施により、参加者のDV防止に向けた理解が進んだ。	子ども・福祉政策部	ソーレ	
Ⅲ	(4)	①	146	DV被害者を支援するNPOの育成・協働の推進	民間シェルターの活動を支援し、さまざまな問題を抱えたDV被害者の支援を行う。	引き続き支援を行うとともに、役割分担や支援の在り方等を検討 ・民間シェルターの運営費補助 ・DVIに係る広報・啓発活動での民間団体との協力 等	—	—	—	—	—	—	・運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等について検討する必要がある	○アウトプット ・民間シェルター補助金 1団体	・多様な問題を抱えるDV被害者への対応により、民間シェルターの運営に係る負担が増大しているため、運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等について検討する必要がある。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅲ	(4)	①	147	被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	教養・研修会を実施し、各種支援制度の適切な運用を図るとともに、講演会や街頭活動等を通じて、犯罪被害者等の現状や各種施策、相談窓口等に関する広報を積極的に実施する。	被害者のニーズを的確に把握するとともに、各種支援制度、相談窓口等に関する積極的な広報啓発活動を実施し、周知徹底を図る。	—	—	—	—	—	—	・各種教養、研修会において被害者支援制度の周知徹底を行う。 ・犯罪被害者等の声を反映した効果的な広報啓発活動、講演会等を実施する。	・警察学校での初任科教養、専科教養等において被害者支援に関する教養を実施した。 ・7/8～7/12に「犯罪被害者支援専科」を開催し、担当者に対する教養を実施した。 ・パネル展（交通事故遺族）の開催及び運転免許センターにおいて交通事故防止の願いを込めたひまわりの種を植える活動を実施した。 ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催を通じ、犯罪被害者遺族による講演会を実施した。	・警察学校での教養を通じて初任科生・専科生等に対し、犯罪被害者の特性や心情に配慮した対応を意識付けけた。 ・運転免許センターにおいて実施したパネル展等の活動により、多くの県民に犯罪被害者等への意識付けを図れた。 ・「命の大切さを学ぶ教室」や各種研修会において、被害者の現状や各種施策等に関する広報を行い周知を図れた。	県警本部	県民支援相談課	
Ⅲ	(4)	①	147	被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	・被害者に対する捜査員の事案及び相談対応能力を高めるため専科教養を実施する	担当者のみならず、全警察官、職員に対し、人身安全関連事案への理解と意識付けを徹底させるため、今後とも各種機会を捉え、指導教養を繰り返し実施することが必要	毎年実施	—	未実施	実施	—	—	毎年実施の継続	被害者の心情等に配慮した捜査活動が推進できるよう各種専科教養への実施や、部外研修等へ参加を行う。 アウトカム（成果） 警察職員による被害者の心情等に配慮した対応能力の向上が図られた。	・専科教養では、部外講師による教養を積極的に取り入れたところ、教養効果の向上が図られた。	県警本部	人身安全対策課	
Ⅲ	(4)	①	148	犯罪被害者等支援 犯罪被害者等に対する相談支援の充実	①犯罪被害者等の支援を効果的に行うために、県に相談窓口を設置し、支援の調整を図る。 （犯罪被害者等支援相談窓口運営事業）	①専任の相談員が犯罪等の被害に関する相談をうけるとともに、必要な情報を提供し、関係機関との調整やコーディネートなど総合的な被害者支援に取り組む。 ・電話相談 ・面接相談（要予約） ・支援に関する必要な情報の提供 ・関係機関との調整 ・相談員のスキルアップのため研修等への参加 ・県の犯罪被害者等の支援制度の問い合わせ対応等	（事業の性格上、相談件数等の数値目標は定めていない。）	110件（実人数25人）	—	—	—	—	—	・相談窓口の広報・周知に係る取組の強化	・電話相談等 14件（実人数10人） ・警察庁及び内閣府研修（オンライン） ・支援補助金の実績 2件（実人数2人） ・相談窓口及び経済的支援施策の広報・周知について、課のHP、ツイッター、ラジオ、新聞、市町村広報誌など各種広報媒体を活用するとともに、研修会・イベント等の機会を通じ実施	・県民意識調査の結果を踏まえ、効果的な相談窓口の広報及び周知が必要	文化生活部	県民生活課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果と年度末実績）						R6			担当部局	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	数値 (R5)	数値 (R6) ※上半期	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R 6)	【D実行】結果・成果 (R 6 ※上半期)			【C評価】実施後の分析、検証 (R 6 ※上半期)
Ⅲ	(4)	①	148	犯罪被害者等支援 犯罪被害者等に対する相談支援の充実	②性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターを運営し、被害者の心身の早期回復及び被害の潜在化の防止を図る。 (性暴力被害者等支援センター運営業務)	②令和3年度より、こうち被害者支援センターに運営業務を委託し、性犯罪・性暴力被害者等に対して、電話相談、面接相談、付き添い支援、情報提供等のきめの細かい支援を被害直後から行う。 ・電話相談 ・面接相談 ・直接的支援(付き添い支援)・関係機関との支援のコーディネート ・被害届を提出することが困難である被害者の医療費助成 ・弁護士相談及びカウンセリング費用の公費負担 ・支援機関の医療従事者向け研修 ・ワンストップ支援センター業務の広報・周知	(事業の性格上、相談件数等の数値目標は定めていない。)	・相談件数308件 ・直接的支援292件	—	—	—	—	—	性犯罪・性暴力被害者等への支援体制の強化	・電話相談等 140件 ・面接相談 26件 ・直接的支援 124件 ・医療費助成 0件 ・弁護士相談 0件 ・カウンセリング1件	・相談件数は前年度と同ペースで推移している。 ・迅速な支援を実施するための体制強化に向けて、下半期に開催予定の関係者会議の充実を図る必要がある。	文化生活部	県民生活課